受付
56.6.11
日野市立図書館

昭和五十六年
第一回定例会
（三月五日開会
三月二十七日閉会）

# 日野市議会会議録

（第一八一号）

日野市議会

# 昭和五十六年第一回定例会日程

| | | |
|---|---|---|
| 三月　五　日 | （木曜日） | 会期の決定、所信表明、行政報告、諸般の報告 |
| 三月　九　日 | （月曜日） | 審査報告、議案上程 |
| 三月十一日 | （水曜日） | 審査報告、議案上程 |
| 三月十二日 | （木曜日） | 一般質問 |
| 三月十三日 | （金曜日） | 一般質問 |
| 三月十六日 | （月曜日） | 一般質問 |
| 三月十七日 | （火曜日） | 一般質問、請願上程 |
| 三月二十七日 | （金曜日） | 審査報告、議案上程 |

昭和五十六年
第一回定例会

# 日野市議会会議録目次


○三月五日　木曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……3
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
所信表明……6
行政報告……24
諸般の報告……41
散会……41

○三月九日　月曜日（第二日）

出席議員……43
欠席議員……43
出席説明員……44
議事日程……44

開　　議……49
（総　務　委　員　会）
日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について……49
議案第　五五号
（総　務　委　員　会）
（請願審査報告）
請願第五五－三九号　二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願……52
請願第五三－七一号　幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願……52
請願第五五－二一号　南平地区に警察派出所を新設していただくにつき請願……52
請願第五五－三六号　父母負担の軽減と就園奨励費に関する請願……52
延　　会……57
○三月十一日　水曜日（第三日）
出　席　議　員……59
欠　席　議　員……59
出席説明員……60
議　事　日　程……60
開　　議……65
（総　務　委　員　会）
（請願審査報告）
請願第五五－三九号　二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願……70
請願第五三－七一号　幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願……70
請願第五四－　七号　航空機騒音防止に関する請願（二、三項）……70
請願第五五－二一号　南平地区に警察派出所を新設していただくにつき請願……70
請願第五五－三六号　父母負担の軽減と就園奨励費に関する請願……70
（文　教　委　員　会）
請願第五五－二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（一、二項）……71
（厚生委員会）
請願第五五－三四号　第七小学校区学童クラブ設置に関する請願……75
（都市整備産業建設委員会）
請願第五五－一三号　排水路のふたかけ促進の請願……75
請願第五五－三七号　第二回（昭和五十六年度）ミス日野コンテスト運営費の助成に関する請願……75
会　期　の　延　長……76
（常任、特別委員の選任）
日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について……77
（議　案　上　程）
議員提出議案第一号　日野市議会昭和五十六年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任について……78
議員提出議案第二号　昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の報告承認について……78
議案第　一号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について……79
議案第　二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について……80
議案第　三号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……81
議案第　四号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について……81
議案第　五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……81
議案第　六号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について……84
議案第　七号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について……84
議案第　八号　日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定について……86
議案第　九号

議案第　一〇号　昭和五十五年度日野市一般会計補正予算について（第七号）……86
議案第　一一号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）……90
議案第　一二号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）……90
議案第　一三号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）……90
議案第　一四号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第四号）……90
議案第　一五号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）……90
議案第　一六号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）……90
議案第　三四号　日野市一般職の職員の昭和五十五年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……97
議案第　一七号　昭和五十六年度日野市一般会計予算について……102
議案第　一八号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算について……107
議案第　一九号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算について……107
議案第　二〇号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算について……107
議案第　二一号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算について……107
議案第　二二号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算について……107
議案第　二三号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算について……107
議案第　二四号　市道路線の一部廃止について……112
議案第　二五号　市道路線の廃止について……112
議案第　二六号　市道路線の認定について……112
議案第　三〇号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について……113
議案第　三一号　日野市立平山中学校建設用地取得について……114
議案第　三二号　東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定について……114
議案第　三三号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……114
議案第　三五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……117
（請　願　上　程）
請願第五六ー　一号　市立第三幼稚園前の下水に関する請願……118
請願第五六ー　二号　市道認定についての請願……118
請願第五六ー　三号　市営テニスコートの設置促進に関する請願……118
請願第五六ー　五号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願……118
請願第五六ー　六号　「新一般消費税」新設に反対する請願……119
散　会

○三月十二日　木曜日（第四日）

出席議員……121
欠席議員……121
出席説明員……122
議事日程……123
開議……125
（一般質問）
一ノ瀬　隆　議員　障害者が排除されない学校づくりを……125
一ノ瀬　隆　議員　多摩更生園の障害者を日野市民に迎える努力を……133
谷　長一　議員　青少年の非行化と校内暴力について再度問う……137
大越久雄　議員　身障者向け住宅対策について……147
大越久雄　議員　浄化槽汚泥処理施設について……154
板垣正男　議員　年々盛んになる市民のスポーツ活動に関して問う……155

散　　会……163

○三月十三日　金曜日（第五日）

出　席　議　員……163
欠　席　議　員……165
出席説明員……165
議　事　日　程……166
開　　議……166
（一　般　質　問）
米沢照男　議員……169
市川資信　議員……169
高橋通夫　議員……178
散　　会……199

○三月十六日　月曜日（第六日）

出　席　議　員……209
欠　席　議　員……211
出席説明員……211
議　事　日　程……212
開　　議……213
（一　般　質　問）
本間　久　議員……215
散　　会……215

宅地造成工事に伴う公害に対する行政指導について……169
五十六年度当初予算と市長の基本姿勢について……169
濃い霧に包まれた平山台区画整理、森田市長の土地問題について……178
都立高校の建設促進について……199
学習塾戦争、非行化防止対策としての予習、復習所の開設を……209
緑と清流・緑と文化の市民都市・を目指し、さらにきめ細かな政策を……211
婦人の社会参加と婦人センターの建設について……211
小学校、幼稚園、保育園等公共施設の省エネルギー化を進めよ……212
高幡保育園建設にかかわる保育園行政の見直しを図れ……213
施設建設にかかわる業者選定の是非を問う……215
午後一時四十九分休憩後、再開に至らず延会

○三月十七日　火曜日（第七日）

出　席　議　員……231
欠　席　議　員……237
出席説明員……237
議　事　日　程……238
開　　議……239
（一　般　質　問）
竹ノ上武俊　議員……241
竹ノ上武俊　議員……241

本間　久　議員
名古屋史郎　議員
鈴木美奈子　議員
黒川重憲　議員
黒川重憲　議員
黒川重憲　議員

グラウンド増設計画と既設グラウンドの市民開放促進について問う……241
程久保川の改修と河川敷など緑地保全、土地利用の計画について問う……247
（請　願　上　程）
請願第五六ー　七号　市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願……252
請願第五六ー　九号　日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願……252
請願第五六ー一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願……252
請願第五六ー　八号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願……252

請願第五六ー一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願　……254
請願第五六ー一二号　市民ギャラリー早期開設のための請願　……253
請願第五六ー一三号　通学路整備に関する請願　……253
請願第五六ー一一号　深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願　……252
散会　……252

○三月二十七日　金曜日（第八日）

出席議員　……255
欠席議員　……255
出席説明員　……255
議事日程　……256
開議　……257
（議案審査報告）
議案第　三一号　日野市立平山中学校建設用地取得について　……263
議案第　三二号　東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定について　……263
議案第　三三号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について　……263
議案第　三五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……263
議案第　五五号　日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について　……263
（総務委員会）
議案第　九号　日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定について　……264
（厚生委員会）
議案第　三号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について　……264
議案第　七号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について　……265
議案第　八号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について　……265
（都市整備産業建設委員会）
議案第　四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について　……266
議案第　五号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について　……266
議案第　六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について　……266
議案第　二四号　市道路線の一部廃止について　……266
議案第　二五号　市道路線の廃止について　……266
議案第　二六号　市道路線の認定について　……266
議案第　三〇号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について　……266
（一般会計予算特別委員会）
議案第　一七号　昭和五十六年度日野市一般会計予算について　……270
（特別会計予算特別委員会）
議案第　一八号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算について　……285
議案第　一九号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算について　……285
議案第　二〇号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算について　……285
議案第　二一号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算について　……285
議案第　二二号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算について　……285
議案第　二三号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算について　……285
（議案上程）
議案第　二八号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について　……287
議案第　二九号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意について　……288

（選挙・推薦）
日野市農業委員会委員の推薦について　……288
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について　……289
東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙について　……289
（請願審査報告）　（文　教　委　員　会）
請願第五六ー　五号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願　……290
（厚　生　委　員　会）
請願第五六ー　七号　市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願　……291
（都市整備産業建設委員会）
請願第五六ー　一号　市立第三幼稚園前の下水に関する請願　……291
請願第五六ー　二号　市道認定についての請願　……292
請願第五六ー一一号　深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願　……292
（総　務　委　員　会）
請願第五四ー三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願　……293
請願第五六ー　六号　「新一般消費税」新設に反対する請願　……293
請願第五六ー　八号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願　……293
請願第五六ー一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願　……293
請願第五六ー一二号　市民ギャラリー早期開設のための請願　……293
（文　教　委　員　会）
請願第五五ー二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願　……293
請願第五五ー二七号　日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願　……293
請願第五五ー二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）　……293
請願第五五ー一〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願　……293
請願第五五ー二〇号　「新一般消費税」新設に反対する請願　……293
請願第五五ー三一号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願　……293
請願第五六ー　三号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願　……293
請願第五六ー一三号　市民ギャラリー早期開設のための請願　……293
請願第五五ー一〇号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施する請願　……293
請願第五五ー二〇号　市営テニスコートの設置促進に関する請願　……293
請願第五五ー三三号　通学路整備に関する請願　……293
（厚　生　委　員　会）
請願第五五ー三五号　東京都自然環境保全事業団設立の請願　……293
請願第五五ー　七号　違法開発行為についての請願　……293
請願第五五ー　九号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願　……293
請願第五六ー　七号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願　……294
請願第五六ー　九号　グリーンボックスに関する請願　……294
請願第五六ー一四号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）　……294
（都市整備産業建設委員会）
請願第五三ー五八号　日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願　……294
請願第五四ー　三号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願　……294
請願第五四ー　五号　流域下水道事業建設計画に反対する請願　……294
請願第五四ー三四号　用途地域線引き見直しに関する陳情　……294
請願第五四ー四六号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願　……294
請願第五五ー一二号　一・三・一バイパス計画を再検討して地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願　……294
請願第五五ー二四号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情　……294
請願第五五ー二九号　住宅環境保全に関する請願　……294
「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願　……294
みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願　……294

請願第五五ー三〇号　用水の架橋反対に関する陳情　……294
請願第五五ー三八号　浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願　……294
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……295
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……295
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……295
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……296
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……296
（請願上程）
請願第五六ー一五号　社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願　……296
午後五時五十三分休憩後、再開に至らず閉会

# 三月五日　木曜日（第一日）

# 日野市議会会議録

## 第一号

昭和五十六年
第一回定例会

三月五日　木曜日　（第一日）

出席議員（二十六名）

| | | |
|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲 | 君 |
| 二番 | 市川芳太郎 | 君 |
| 三番 | 秦正一 | 君 |
| 四番 | 飯山茂 | 君 |
| 五番 | 川嶋博 | 君 |
| 六番 | 中山基昭 | 君 |
| 七番 | 大柄保 | 君 |
| 九番 | 藤林理一郎 | 君 |
| 十番 | 谷長一 | 君 |
| 十一番 | 名古屋史郎 | 君 |
| 十二番 | 本間久 | 君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子 | 君 |
| 十五番 | 板垣正男 | 君 |
| 十七番 | 石坂勝雄 | 君 |
| 十八番 | 滝瀬敏朗 | 君 |
| 十九番 | 林重義 | 君 |
| 二十番 | 市川資信 | 君 |
| 二十一番 | 島村孝志 | 君 |
| 二十二番 | 大越久雄 | 君 |
| 二十三番 | 一ノ瀬隆 | 君 |
| 二十四番 | 竹ノ上武俊 | 君 |
| 二十五番 | 米沢照男 | 君 |
| 二十六番 | 杉山寅三郎 | 君 |
| 二十七番 | 高橋通夫 | 君 |
| 二十八番 | 佐々木昭雄 | 君 |
| 三十番 | 三浦重春 | 君 |

欠席議員（二名）

| | | |
|---|---|---|
| 十六番 | 奥住芳雄 | 君 |
| 二十九番 | 正国務 | 君 |

欠　　員

八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男 | 君 |
| 助役 | 野呂章 | 君 |
| 収入役 | 成井正夫 | 君 |
| 企画財政部長 | 生野清 | 君 |
| 市民部長 | 神藤貞次 | 君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉 | 君 |
| 建設部長 | 森久保三次 | 君 |
| 都市整備部長 | 結城邦夫 | 君 |
| 福祉部長 | 加藤一郎 | 君 |
| 水道部長 | 中村亮助 | 君 |
| 病院事務長 | 加藤一男 | 君 |
| 教育長 | 倉又秀作 | 君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光 | 君 |
| 次長 | 朝倉敏夫 | 君 |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 君 |
| 書記 | 五十嵐隆 | 君 |
| 書記 | 平川雅弘 | 君 |
| 書記 | 串谷省三 | 君 |
| 書記 | 田野和 | 君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子　君



議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　所信表明
四　行政報告
五　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第一から第五まで

昭和五十六年三月五日（木）

午前十時開会

午後二時三十一分開会

○議長（滝瀬敏朗君）　これより昭和五十六年第一回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、

九番　藤林理一郎君

十番　谷長一君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営副委員長登壇〕

○議会運営副委員長（本間久君）　実は、石坂委員長の方が報告をしなければいけないところでございますけれども、身体不調のため、私の方から報告をさせていただきたいと思います。

過日、二日に議会運営委員会が開かれまして、お手元に配付されておりますように、昭和五十六年第一回の定例会の日程の予定表のとおり確認がされたわけであります。

まず、本日、会期の決定をいたしまして、その後、所信表明、それから行政報告、諸般の報告、これらを行っていただきます。

六日には、審査報告と議案上程であります。

七日、八日が休会になっております。

一般質問は、九日から十一日にかけて三日間とりました。十二名で十八件でございます。なお、この十一日の日には、意見書並びに決議案の締め切りを、午後五時までといたします。

その次に、常任委員会でありますけれども、十二日、木曜日には総務と文教の各常任委員会を開催してもらいます。

十三日、金曜日におきましては、同じく常任委員会、厚生委員会と都市整備産業建設委員会、これを行っていただきます。

また、十四日、十五日は休会といたしまして、十六日、月曜日には特別委員会を開催していただきます。

十七日、火曜日につきましては、一般会計予算特別委員会、これを十七日から十九日まで、三日間日程をとりました。

二十日には、特別会計予算特別委員会が開催されます。一日です。

二十一日、土曜日、春分の日でございますけれども、休会。

二十二日も日曜日、休会。

二十三日はまとめに入りまして、二十四日、審査報告及び議案の上程等であります。

なお、この日程の中でございますけれども、実は職員の期末

手当、あるいは特殊期末手当とか、こういった期末手当を中心にしました手当の関係につきまして、理事者側と組合の方との話し合いがつき次第、一応期末手当十五日支給と条例で定まっておりますので、途中でもって全協を行うということがあると思いますので、そのときは、ひとつ御協力を願いたいと思います。

並びに十七日の火曜日には、一般会計予算特別委員会でございますけれども、この日の午前中にかけまして、地方税法の改正に伴う問題につきまして、全員協議会を開くということで、議運としては確認をいたしましたので、よろしくひとつ御審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日より三月二十四日まで、期間二十日と決定いたしました。

これより日程第三、所信表明を行います。

理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日から、昭和五十六年第一回定例市議会をお願するわけであります。提案申し上げる議案三十三件ございますが、何とぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

続きまして、昭和五十六年第一回定例会におきまして、この所信を表明する機会を与えられたことにつきまして、深く感謝いたします。

私は昭和四十八年、市民の御支持により、市長に就任させていただき、昭和五十二年の選挙に再任の栄を得て、今日に至っております。

私は、この八年間、市民の皆さんと議員各位の深い御理解のもと、微力ながらも全力を尽くして、市民生活の向上と市政発展に努めてまいりました。

思えば、昭和四十八年はいわゆる石油ショックの起きた年でありまして、四十九年にかけ深刻な物不足、物価狂乱が全国を覆いました。経済は、高度成長から一挙に低成長に落ち込み、市民生活の深刻化とともに、自治体財政もかつてない危機に陥ったのでありました。

私どもの日野市も例外でなく、高度成長期に急増した人口を抱え、学校や保育所などの建設を急がなければならない情勢の中で起きた財政危機は、市政にとって厳しい試練でありました。しかし、そのとき、市制施行十周年を迎えたばかりの若い日野市は、よくこの嵐に耐え、よりたくましく成長してきたものと確信しております。



ここでは、特に昭和五十二年以降の施策のうちから振り返って、日野市発展の目盛りに相当すると思われるものを挙げてみたいと思います。

第一は、市民生活の根本を支える福祉、医療の施策であります。

この分野では、子供たちのために保育園や学童保育所の増設を進め、老人のためには高齢者事業団の設立、ひとり暮らし老人への入浴助成、寝たきり老人の訪問看護を開始しました。障害者、障害児への独自の施策を市民とともに開発し、市民参加の道を広げております。また、医療の分野では、休日準夜診療所の開設、難病対策の推進、市立病院の拡充など、地域医療の充実などが挙げられます。

第二は、ますます強く望まれている教育、スポーツ、文化の振興です。このために小学校、中学校の増設を進め、都立日野台高校の誘致が実現できました。社会教育、社会体育の面では、七生公会堂や南平体育館の建設を行い、図書館の増設と市政図書室の開設を実現したほか、「郷土かるた」を作成しました。

第三は、町づくりの中の都市基盤の整備であります。

この面では、まず下水道計画の決定、南平や黒川などの都市下水路の着工を挙げたいと思います。また緑地保全のため用地買収を進め、「住みよい町づくり要綱」を実施し、市内循環バスの第一歩として、旧市役所 — 新市役所間のバスを運行、さらに農林水産省の日野桑園跡地、淡水区水産研究所跡地の地元利用を確保したほか、公園や子供広場の建設に努めました。

第四は、厳しい経済情勢のもとで、市民生活を守る施策であります。

この分野では、中小企業融資制度の改善、農業を守る施策の推進と農地の宅地並み課税の全額免除を行い、あわせて消費者対策を進めました。また、市営住宅の建設や生活つなぎ資金、住宅改良資金の制度改善を実施しました。

第五は、市財政の確立に努めたことであります。

国と都に対して、他市とともに地方交付税率の引き上げ、超過負担解消などを要求し、教育、福祉の切り下げや補助削減に反対し、地方行財政の分権と民主化を求めてきました。また、行政みずからの努力といたしましては、職員の協力のもとに節約に努めるとともに、新財源の確保に努め、大企業の法人市民税に対する超過課税の実施、道路占用料の制度的確立、日本道路公団からの助成金確保など、財源対策に尽力してきました。

もとより、これらすべては、市民及び職員各位の力強い御支援の結果、初めて実現を見たものであり、ここに改めて深く感謝の意をあらわすものであります。

さて、市政におけるこれらの努力にもかかわらず、今日、市民生活を取り巻く状況は、必ずしも好転してきたとは言いがたく、特に経済的側面において、生活水準の低下を余儀なくされ

ております。特に重大なことは、政府発表にもあるように、昨年一年間のほとんどの時期において、勤労者の実質賃金が低下し続けたことであります。

実質賃金の低下というのは、賃金上昇率を上回って物価が上昇したときに起こるわけでありますから、各種公共料金など、昨年一年間の物価引き上げが、どれほど国民生活に強い悪影響を与えたか明白であります。人口統計によると、日野市民の就業者のうち八〇%以上が、何らかの事業所に勤めており、実質賃金の低下は、この人々の生活を直撃しております。

また、その結果引き起こされる購買力の低下が、中小業者にとってマイナス影響をもたらすものであることは、説明を要しないでありましょう。この点から言うなら、国、地方を通じて行政は国民と市民の生活を守るために力を尽くすべきときであります。

ところが、国が発表した五十六年度予算案にはそうした方向とは逆に組み立てられていることを残念に思います。

国の予算案に対しては、すでに多くの人々が意見を述べているとおり、ほとんどの識者に共通しているのは、「福祉切り下げ、防衛費増強、大衆増税」の三点であります。また、各種公共料金をさらに引き上げることを前提とした予算編成には、政府部内からも疑問が出されていると伝えられております。

東京都は、近年において、福祉、教育の減量化とマスコミで評されるような施策を進めておりますが、これもまた市財政圧迫の要因となるものであります。

もちろん、国にあっても、東京都においても、財政再建は大きな課題であります。しかし、それは何より国民、都民、市民の生活を守る方向で行われてほしいと願うところであります。

財政再建の真の目的は、国民生活を守るためにこそあるのであって、いわんや国民生活を低下させることであってはなりません。近年、「政治の右傾化」が話題になっていますが、それと重ね合わせて、事態を憂えるものであります。

こうした厳しい情勢の中で、私は、何より市民本位の行政推進の立場に立って、市民生活を守り抜くことが、地方自治の本旨にかない、また自治体行政の第一の使命であると信じております。

次に、日野市の五十六年度予算案でありますが、申すまでもなく、五十六年度当初に市長選挙が行われますことから、新年度予算案では、約三億円を留保財源として組んだ「骨格的予算」の一面を持っております。

したがいまして、私はここで日野市の発展段階に照らして、すでに確定した基本的政策の方向に沿うもののほか、選択的施策に属すべきものは、後日にゆだねる姿勢をとりました。基本的政策に沿うものとして、次のように考えますので、御指導を賜りたいと存じます。



まず第一は、幼児、老人、障害者（児）など、社会的に弱い立場にある人々のための施策を中心とした地域福祉と、全市民を対象とした地域保健医療体制の確立であります。

第二は、子供のための施策の充実、具体的には保育園、学童保育所、児童館、子供広場の増設や幼保一元化の実現であります。

第三は、勤労する市民の生活と権利を守るため、就労相談事業などの援助体制をつくり、勤労青少年のための学習、レクリエーション、スポーツ活動の施設を建設しなければならないと思います。

第四は、地域産業振興のために、農業を守る施策、中小企業の経営を豊かにするための施策を進めるとともに、消費者、小売業、市行政の三者が協力し合って、市民本位の地域経済構造を確立するよう活動を強め、活気のある町づくりを進めることであります。

第五は、自然環境との調和を図りつつ、都市計画を進めることであります。浅川を自然公園に整備すること、都市計画街路の整備をすること、公共下水道を整備すること、緑地を保全すること、交通網を整備することなど、いずれも百年の大計に立った事業でありますが、市民参加のもと、科学的な計画により進めることが望まれます。また、公害対策は、その発生源で防止することを基本に、必要な規制をしなければなりません。

第六は、教育の危機が叫ばれている今日、教育の民主的な発展を促し、子供たちに行き届いた教育が行われるよう、求められております。そのために小、中学校の増設や施設の改善を進めること、中学校の完全給食を実施すること、また、特に四十人学級の実現を重要な課題とし、都立高校の誘致や義務教育の私費負担の軽減に取り組む必要があります。

第七は、市民の文化、スポーツ活動を盛んにするための条件を整えることであります。文化会館、資料館を建設し、図書館、地区センターの増設をさらに進め、市民参加による桑園跡地利用計画の策定、市民体育館、勤労福祉センター、婦人センター、プール、グラウンドなど、教養とスポーツの施設を増設することが、今日の市民要求にこたえる施策となるものであります。

第八は、これらの施策を進めるために、市財政を確立することであります。そのためには、国に対して地方交付税率の引き上げを、また行政事務の民主的再配分を、超過負担の解消を要求することなど、自治分権参加への働きかけをさらに強めなければなりません。また、国や都の福祉、教育費補助の切り下げ、住民負担増に反対するとともに、財源確保の努力がさらに必要であります。

以上が、日野市の当面する課題に対する基本的な方向と考えるのでありますが、最後にこれらの施策を推進するに当たっての、基本姿勢を申し述べたいと思います。

私は、市行政のすべてにわたり、憲法と地方自治法に基づいて、市民の声を何より尊重し、公正、民主的に展開されなければならないと考えております。そのためには、行政情報を公開すること、市民参加の制度を広げ、一層、市職員が自覚と誇りを持って、市民サービスの向上に専念できる条件づくりも大切と考えております。

新世紀を展望する一九八〇年代の第二年目が、日野市のために、ともに明るく進むことを念じ、所信の表明を終わります。私の任期の終始にわたりまして、温かい御指導を賜り、深く感謝しております。ありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの所信表明について、御質疑はありませんか。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　ただいま市長の所信表明を伺いまして、森田市政が、二期八年間にわたりまして、盤石な体制を築かれて、三期目に向かって揺るぎない自信と、確信に満ちあふれた所信表明である、と深く感銘をいたしておるところでございます。

そこで、何点か質問をしていきたいと思います。まず第一点は、この一ページにありますが「議員各位の深い御理解のもと…」このようになっております。この文章を私見まして、どうも最近の議会では、議員の深い御理解がなかなか得られていないんではないか、かように考えているわけでございます。先だっての総務委員会におきましても、プライバシー条例、日ごろ森田市政の第一党である、こういう自認をする先生方からも深い御理解が得られなかった、こういう状況下にあるわけでございますが、その点、市長はいかに考えておられるか、御質問いたします。

第二点目は、三ページでございますが「市内循環バスの第一歩として…」云々と、私は旧市役所から新市役所へ通ずるこのバスを、市内循環バスの第一歩として受けとめられたんでは、これは市民の方は全く納得できないんではないか、かように考えているわけでございます。市内循環バスを望む声は、非常に多いわけでございますが、この辺は、いかように考えておるか。

第三点目には、五ページでございますが、「東京都は、近年において、福祉、教育の軽量化と…」このようにございます。東京都がこの近年福祉、教育の軽量化をどのようにしておるのか、具体的な数字を挙げて示していただきたい。さらに、「財政再建は大きな課題であります」そして「市民生活を守る方向で行われてほしい…」とこのように載っておりますが、この文章を見ますと、東京都の財政再建にやや批判的に聞こえるわけでございますが、この点はいかがでしょうか。

第四点目には、七ページでございますが、七ページの第五、この中に「都市計画街路の整備」「公共下水道を整備」このように載っております。何年も前からこういったことは出ているわけでございますが、果たしていつごろまでにめどがつくのか、この点をはっきりと明快な答弁をお願いしたいと思います。そして、さらに「市民参加のもと、科学的な計画により……」とこうございますが、この科学的な計画とは、いかなる計画を指しておるのか、四点目でございます。

五点目には、教育の問題ですが、中学校の完全給食を、ことしから始めるそうでございますけれども、残った中学の学校は、どのような方針で進められていこうとするのか、また、この教育の中に、いま非常に問題になっております、中学生の暴力等の学校での、いわゆるいろいろな事件等、いわゆる校内暴力、中学生の不良化等のこういった問題が抜けているように思います。こういったことは、どのように考えておるか、五点にわたって質問したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　黒川議員の質問にお答えをさせていただきます。

一ページの部分に表現いたしております「議員各位の深い御理解によって微力ながら全力を尽くして市民生活の向上に努めてまいりました」と、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、長い期間でございますから、議案によりましては、いろいろと御意見をいただきましたり、あるいは批判され、否決もされたものもあるわけでありますけれど、私は、全体を通じまして、今日まで、いろいろな事業が遂行できましたことは、これは申すまでもなく議員各位の深い御理解である、このように深く認識をしておるところでございます。最近の一部の議案につきまして、たとえばプライバシー条例等につきまして、総務委員会で否決をされたということを知っておりますが、私どもの説明不足もあると思っておりますのと、もう一つは、表現について、もっと明確にやっぱり行うべきだったな、ということを教訓として伺っております。したがって、機会があればまた再提案されるべきものだろう、とこのように考えております。

それから、新旧庁舎の間に運行しております無料バスを、循環バスの第一歩というのは確かに大げさでございますが、いずれ御承知のとおりの一・三・二中央線架橋、それから平山橋の北野街道までの開通、また、多少時間を要しますが、二・二・五、一番橋通りが吹上に貫通をする、前段の二つの条件が整いましたならば、循環バスという形の路線バスをぜひ運行させたい、このことを免許を持っております京王バスともすでに協議を進めております。大げさだという点は確かに反省をいたします。

それから三番目の、都が教育、福祉の減量化をなされておる、この表現は、確かに論議のあるところと思いますが、これまで三十二項目にわたりまして、都がかなり細かい綿密な施策のありましたのに対しまして、財政調整資金制度というものの制度

化がまた別に行われ、ある事業につきましては、減額をされたり、廃止されたりするものもあるわけでありますから、このように考えたということであります。その後、ことしの予算では、かなりそれらにつきましても、復活をしておるものもありますが、まだ、完全には復活をなし得ていないものもあるわけであります。財政再建のさなかでありますからして、多少の補助金でありますとか、あるいは施策に対しましての変更があるということは、これはまた避けられない一面もあるということも理解いたしております。

それから、第四番目、都市計画街路、あるいは公共下水道の整備という項目につきましての御質問ですが、都市計画街路は御承知のとおり、一番骨組みになります一・三・一国道でありますけれども、今回、万願寺区画整理事業の認可とともに、まず日野市内での端緒が生れるわけであります。そのほか、先ほど申しました二・二・五、あるいは二・二・六、それから、二・二・十、あるいはこの市内の循環に相当いたします二・二・十一、これらも逐次それぞれの管理者の責任におきまして、一歩、一歩前進をしておるとこういうことであります。また、万願寺区画整理に続きまして、豊田の南の地域、あるいは西平山方面、これらも今後のわりあい早い日程の中で、この都市計画街路を整備するということが極めて重要だと、このように考えておるところであります。また、公共下水道整備につきましては、すでに御承知のとおり、流域下水道による浅川処理場というものも、事業決定を見ておりますし、伴いまして、いま市内の公共下水道計画を当局と協議の中で進めております。ことしの半ばごろには、この公共下水道計画も事業認可されて、そうして、昭和六十年に予定されております浅川処理場の第一の稼働に合わせて、日野市内である程度の面積がその処理場に近い周辺がまず初めになることは当然でありますが、公共下水道の事業が現実する、そうして、おいおい七十年度という年度を目標とする、長期ではございますけれども、全市に公共下水道を普及させる、この事業計画ができておるわけであります。

それから、第五番目の質問の市民参加、あるいは科学的計画ということですが、市民参加ということは、絶えず申し上げております。科学的と申しますのは、やっぱり合理性を持つことと、それから合理性、あるいは必然性と申しましょうか、いろいろな今日の進んだ科学に、科学的な要素を込めて、そうして判断をする、そういう計画を目指しておる、こういうような気持ちであります。

それから、六番目の中学校の完全給食につきましては、この五十六年四月から開校いたします平山中学校からスタートするわけでありますが、いま申し上げておりますのは、今後、設立の順序になるべく沿って、ことしは五十六年度の予算では、一中ということを予定いたしております。だんだん少なくとも毎



年一校ずつ、できれば二校ということもあわせて進めていきたい、このようにすでにいろいろな場所で発表もいたしております。それから、中学校等のあるいは校内暴力とか、非行化の低齢、低学年化ということがありますが、これは、まさにゆゆしい問題だ、というふうに考えるわけでありまして、東京都でも、知事を長とする大きな総合対策協議会がつくられた、ということでもありますし、私どもでも、教育長を中心といたしまして、そのような取り組みが必要であろうということ、それから、あわせて校内、校外、家庭、これらの協力関係が確立されなければならない、こういうふうに考えております。中学校の給食も一つには同じものを食べる、それから、伴いまして多少金銭に絡むこともあるそうでございますので、そういうことにおきましても、非行化に対する大きな役割りを持たなければ給食の意味も少ない、このように考えております。ずさんでございますけれど、一応の答弁にさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　三点目の東京都の福祉、教育の問題について若干質問してみたいと思います。

御承知のとおり、東京都が起債制限団体転落一歩手前で、鈴木都政が引き継ぎをいたしまして、厳しい財政再建を続けていながら、軒並み、福祉、教育等この二年間、細かいところまで施策のレベルアップ、たとえば各種手当も充実をしてきたわけでございます。また、一方新規事業を初め、きめ細かいこの施策までも配慮をされているこの東京都の事業、たとえば福祉関係は、御承知のとおり前年度に比べて九・六％、二百五十一億円もの増をなされているわけでございます。老人対策に至っては、二二・一％、心身障害者対策一四・七％等々、このように厳しい財源の中から、財政再建の中から、都の福祉政策はいささかも後退をしていないのであります。その中で、このような市長の所信表明にあらわれているような、福祉、教育の軽量化、私はまことに認識不足ではなかろうかと、このように考えている次第でございます。どうかこの辺を、いま一度十二分に認識をされんことを願って、質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま、黒川議員さんの方から御質問がありましたので、三ページの、市内循環バスの第一歩というところを、私も聞こうと思いましたけれども、これは割愛をさせていただいて、同じ三ページの後から、一、二、三行目ですが、道路占用料のこの下の「日本道路公団からの助成金確保などについて、財源確保に尽力をしてまいりました」ということが報告がなされておりますけれども、いずれにいたしましても、この問題等については、日野市だけの問題じゃなくて、高速道路の通過沿線都市というふうなことで、政府の方からも十分検討をした上で、これが助成金となって配分になったんじ

ゃないかな、と私はこう考えるわけですが、これから先の、特に高速道路が走っている日野市でございますから、この問題等について、今後どういうふうな市長はお考えでいくのか、これを第一点として聞いておきたい、ということであります。

それから、一ページめくってもらって、五ページですが、ここに国の予算に対して云々ということで、防衛の増強だとか、大増税だとか、福祉の切り捨てだとか、とこういうことが羅列されておりますが、それから、ずっと下がりまして、「近年、「政治の右傾化」が話題になっておりますが、それと重ね合わせて事態を憂えるものであります」ということを日野市長の森田さんが大変憂いておられるんですけれども、どういうことで御憂いになっているのか、この点を一つ聞かせておいていただかないと、と思います。

それから、第七ページでございますけれども、これは、これから先の施策になると思うんですけれども、勤労福祉センターだとか、婦人センターだとか、これからどんどん建って、りっぱに市民の皆さんのお役に立っていく、というふうなことは、非常に結構でございますが、ここで新聞だとか、あるいは広報にも載っておりますけれども、市民の中が積極的に婦人センターというふうなものを、何と言うのかな、これ、自称婦人センターと言うんですかね、市で認めたものじゃないというふうなことで、すでにかなりな活躍をなさっておられる方がおるわけなんですけれども、ほかにこの予算に対して、五ページですけれども、市のある程度補助をしてやって、使わせてもらうとか、そういうふうなことのお考えがあるのかどうか、この点をお聞きをしておきたいと思うんですけれども、お願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の第一の市内循環バスの件につきましては、これは……（「それは、いいです」と呼ぶ者あり）はい、そうですか。次にこの道路占用料の制度化ということを申し上げております。これは、かつて道路占用料というものは、日野市の場合、条例がなくて根拠がなかったという時期がございましたが、何年でしたか、そのことを制度化いたしまして、一つの基準を定めております。大体、東京都が行っているものに基準を合わせたものであります。そう大して歳入の減というほどの金額ではございませんけれども、やはり基本的な自治体としての徴収し得る財源というものは、きちんとしておくべきである、そうしてまた後日期待を持つこともできる、とこのように思うわけであります。伴いまして、高速道路の道路公団からの助成金確保ということでありますが、これは、もう何年来、通過市の協議体をつくりまして、相当な運動をいたしまして、建設省、自治省、あるいは大蔵省も参加いたしまして、一応の決定を見たわけであります。それは、すでに議会にも報告いたしておりますとおり、当面の十年間、その原資約



三百億というふうに当時言われておりますが、それをもっとふやそう、ということもあるわけであります。日野市の場合は約九千万円、これを十年間に私はこの道路公団から助成という言葉は当たらないように思っておりますけれども、現在のところ、助成という言葉で交付される、こういうことになっております。ことしも何がしかすでに参っております。

それから、「政治の右傾化」ということにつきまして、これ話題になっていますということで、私が断定したわけじゃありません。しかし、そういうふうにマスコミ等も言っておりますし、そういう傾向がないことはない、主観的なものだ、というふうに言えるかもしれません。

それから、婦人センターということですが、これは将来、よそにも婦人センターというものも施設としてあるところもありますので、必要な施設であろう、とこのように思っております。市内に自主的に民間でなさっておられますと聞くその婦人センターに、直ちに補助金云々ということは、求められてもおりませんし、一つのこれからの民間協力を求めるということになれば、課題になるかもしれません。そういうふうに考えております。

不十分でございますが以上のとおりお答えをさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　この道路公団の助成金なんですけれども、いま、私は日野市だけで、この前も私一般質問に出したような気がするんですけれども、この助成金なり、補助というのかな、これをいただいちゃったんで、これから先、非常に騒音がますます激しくなっても、いや、おれのところではそれをもらっているから、どうも公団に対して何ともかんとも言えないんだな、建設に対して、というふうなことじゃ私は困るわけなんですね。そこで、今度これをいただいておっても、どういうふうな態度でこれから先にお進みになりますかと、こういうふうにお聞きしたわけですけれども、その点は、要望となりますが、いろいろ市内にはますますこれから高速道路の騒音というふうなことで、ひどくなってくることは火を見るよりも明らかでございますので、その点を十分ひとつ御懸案なさっておいていただきたい、ということを要望しておきたいと思うんです。

それから、この五ページですけれども、森田市長さん大分政治の右傾化とか、あるいは防衛だとか、大増税だとかいうことでもって大変お憂いになっていると思いますけれども、やはりこの問題等については、国の方針といたしまして、やっていくのかなと、こういうふうに考えておりますけれども、市長としては、この政治の右傾化というのは、マスコミ等でもって出ているので、何となく、大変御無礼ですが、そういうふうな感じ

でお書きになったんだ、ということで私は解釈してよろしいですかね、これは。そんなには憂いてないんだ、ということなんでしょうか、それを一点お聞きしたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　回答で逃げるわけではございませんが、昨年の衆参両院議員の選挙におきまして、自民党が大変勢力を持たれることになりました。その結果、いろいろとわれわれが政治の場で出される言動を知るわけでありますが、主観的かもしれませんが、一般に右寄りだと言われることも、これはあり得るじゃないか、ということのことを憂えるわけでありまして、そのことと、それから、福祉切り下げ、防衛費増強、大衆課税、これも一般にこの識者の方が言っておられるのを私もあわせ考えまして、そうして事態を憂えておる、とこういう気持ちでありまして、これは市民の生活を守りたい、という切なる考えから、ついこういう表現になったかもしれませんことを、いま質問されて感じとっておるところであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いろいろ立場があるでしょう。つい、というふうなことで、本当は書きたくないのを書いた、というふうにもまたとれるし、どうもこの問題でやりとりをしても、いろいろ時間をつぶすばっかりでございますので、市長は、とにかく私のあれとしては、別にこれを書かなくても、いいんじゃないかな、というふうな気がしたから、どういうふうにお憂えになってるんですか、ということで御質問申し上げたわけで、そこでの御答弁がいろいろ世間のその風評というか、マスコミ等にやっぱりそう書いたんだから、おれも書いたんだよ、というふうなことじゃないかなと、こういうふうに私は解釈して終わります。

　その後の、婦人センターのことについては、いろいろ私も、広報なり新聞なりを見て、なるほど奇特な人があるもんだな、とこういうふうに考えたもので、それで、こういうふうなことが、またいまやっている人もあるし、またこちらから今度もやろうというふうな人があるかもわからない、というふうなことの含みを持って御質問をしたわけなんですから、この点等についても、今後どういうふうになるのか、まだまだ後の問題というふうなことになると思いますので、この点で質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　この所信表明の中で、大変、市長が八年間いろいろ御苦労されてきたことはお認めいたしますが、これからの中で、施策を取り入れて、この所信表明を、多分、先ほど朗読された中で、六ページの第三、勤労者、青少年のための学習、レクリエーション、スポーツとこういうものをこの中でたくさん学校の新設とか、学童クラブとか、こういうものをいっておりますが、これを具体的にどうおやりになるのか、ということを一つお聞きしたいんです。

　それから、七ページの第六なんですが、これは、先ほども黒川議員が御指摘してましたけれども、中学校の給食問題ですが、この昨年ですか、三十確かに九名の中学浪人が出たことは、議員の皆さんも理事者側も御存じだと思います。そして、二中だけでも、ことしの都立高校の試験にこの七名の方が非常に努力をして試験を受けた。また受けさせてもらった。これは学校の配慮が非常によかったんじゃないかと思うんですが、その中で、一名の生徒が受かった。そして、あとは都立の発表日が多分あさってですね。その中で、その発表はわかりませんけれども、いずれにしても、日野の二中で七名受けて一名受かった。非常にその学校側もその生徒に対して、温い思いやりの言葉をされた、そういうことを父兄から聞いております。なお、逆に小学校の五年生、六年生あたりから、先ほどの学校の暴力問題が出てきている。そして、その子供さんたちが中学校へ行って、それがそのまま延長になる。こういうことについて、市教育委員会の人は、どう考えているんだ――先ほど市長が教育長と十分連携を取りながらこの教育についてひとつやっていきたい、とこうおっしゃってましたけれども、その辺もひとつ具体的にお示し願いたいと思います。

　それから、きょうは非常に日がさわやかで、表の方も非常に空気も澄んでました。それで、中央公園の滝が、きょうたまたま食事をしながらここにいたんですが、あの水が大変臭い。市長が常に日野市全域を緑と清流とおっしゃってますけれども――市長、笑っちゃいけませんよ、あなた。そういうことをおっしゃっていながら、しかも、市の庁舎の前の公園ですから、自分のところで一番管理する公園ですから――人の言うことを笑っちゃいけませんよあなた、真剣にもっと聞いてくださいよ。そういうことで、少なくとも自分のうちの一番目の前にあるところですから、それはやっぱり基本にしてお考えいただきたいんです。以上、三点です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　申しわけありません。そういうつもりではございませんでしたから…。

　市政の新しい歴史的段階に立って、という将来のことを考えまして、こういうことが市民要求の中で大切なことだ、また、町づくりの中で取り組むべき方向だ、というふうな趣旨のことを八項目ばかりに分けて表明をさせていただいたわけであります。そして、これがつまり課題だ、ということに御理解いただいてよろしいわけでありますが、特に指摘のございました第三の、勤労する市民の生活と権利を守るために就労相談所などの援助体制をつくり、勤労青少年のための学習やレクリエーション、スポーツ活動の施設を建設しなければならないと思います。

あわせて、いまの学校、非行関係のこととも関連があると思っておりますけれども、こういうこのエネルギーを発散させる場所、あるいは触れあって友だちなどもつくれる場所、そうして、みずからお互いがこの学び合う場所といいましょうか、そういうことが特に現在の、何となくこの物質本位の成長の結果生まれました、精神文化が多少欠如している、こういうことに役立つ施策である、これがまた言われておりますところの余暇時代、勤労者も週休二日制等によりまして、余暇時代ができてまいります。そのときに金を払って遠くに行くよりも、なるべく近くで金を使わないで触れ合いの場がある、ということ、あるいは友達、仲間づくりができるということ、そこからやっぱり一つの大きな社会風潮の転換によって、そうして市民社会というものを自覚するように進めることが適当であろう、こういう発想からこういうふうにぜひつくる必要がある、また、つくることによって、そういう効果がある、ということを申し上げておるわけであります。

中央公園の滝のことにつきましては、全くこれは御指摘のとおりでありまして、早速このスローガンにふさわしいひとつ対応をさせていただきます。どうもまことに恐縮でございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　大変その厳しい社会や経済環境の中で、市民本位の積極的な行政の推進を図る、ということは全く同感でございます。私は、こうしたこの理解、あるいは認識から、先ほどの所信に関連しまして、二点にわたって見解なり姿勢をお伺いしたいというふうに思います。

一つは、財政の確立と行政の運営についてでございます。財政の確立につきましては、その基盤の強化を図るために、超過負担の解消、あるいはこの事務事業の再配、交付税の引き上げなど、地方自治体の連帯を図りながら、制度の改善への努力がこれまでも幾たびか言われてきました。しかし、なかなかこの新年度の予算等の面から見ても、余り前進なり改善が図られていないような感もするわけです。この点について、いままでの経過等を含めて、どのような受けとめをなされておるか、ということでございます。また、行政の運営におきましても、国や東京都の財政の立て直し、あるいは健全化への思考、こうした関連からも、減量経営が大変強く言われ、しかも、この行政の改革が社会的にも大きなテーマになってきておるんではないか、というふうに思います。こうした傾向は、地方の行政にも当然波及してきますし、また、避けて通ることのできない重要な課題ではないか、というふうにも考えます。特に指摘しておきたいのは、そうした国とか都の関係から、おしなべて、単純にこの減量なり、あるいは対応を図ることが望ましいかどうか、ということでございます。私は、むしろ単なる減量ということよりも、市民生活に直結する最先端の行政として、一層きめ細かな行政機能等の確立、こういうことが必要だと思います。そのためには、この効果的なあるいは効率的な行政への運営への自己革新、あるいは減量の見直し、こうした中で市民生活の向上、サービスの向上を図るべきだ、というふうに考えております。この点の見解も伺いたいと思います。



二つ目は、先ほど来もこの指摘がございましたように、青少年の健全な育成についてでございます。特に先ほどの質疑の中で、大体の考え方等が理解できるわけですけれども、特に要望的な指摘等も含めて、ここで再度お願いしておきたいのは、いままでの指導や対応が、どうしても問題の発生後の後追いになる傾向にあるのではないか、というふうに感じております。もっとこの積極的な責任ある自覚を促す、あるいは社会的なルールを指導する、こういうふうな面から、ぜひ教育等の体験の豊かな、あるいは経験の豊かな学校長等の退職者、こうした方たちの協力等も得ながら、この専任プロジェクト、こういうふうなものの中で、ぜひりっぱな対策指導方針をひとつ確立していただきたい、というふうに思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　理念的に申しますと、この地方自治と、それから国の中央集権とは、相対立する関係だ、と私は思っております。したがって、一種の切磋琢磨の関係であるべきでありまして、特に地方の時代と言われます今日は、この地方の市民生活に直結をする近い問題につきましては、中央はなるべく地方をひとつ信頼して、そうして権限を分ける、つまり分権、あるいは財政の再配分、こういうことが絶えず課題にされておるわけであります。

きょうの朝日新聞にも自治省の一つの打ち出してある方向が記事になっておりますが、一つの評価だと私は考えるわけであります。なるべく地方の時代にふさわしい地方財政の確立、あるいは行政の配分化といいましょうか、なるべくこの市民生活に近いもの、あるいは生活環境に直接関係のあるものは、地元で一つ受け取っていきたい。そのためには資源、財源が必要でありますからして、したがって、財源の再配分をやってほしい。特に地方交付税等につきましては、現在の三二％と言われる割合を、せめて四〇％にしてほしいというのが、全国市長会等のいつでも提案をする要望内容になっております。それらと力を合わせまして、国にもかなりまた理解もあるようでありますから、もっと地方制度を確立していくことが、今日の言われているところの地方の時代にふさわしいまた施策である、このように努めることがわれわれの責任だ、とこういう理解でございます。

それから、青少年の健全育成につきまして、後追いでなく、もっと積極的に取り組むべきだ、という御意見は、全く同感であります。原因するところが、なかなか明確にはつかみにくい

かもしれませんが、やっぱりこれは一つの経済社会がもたらしました、物質では豊かだけれども、精神の上ではやっぱり均衡してない、こういうことが一つの原因でありましょうから、地域的にお話のありましたような大きい取り組みによりまして、教育関係の経験者等も骨になっていただきまして、そうして全市的な一つのネットワークと申しましょうか、そういう組織をつくっていき、その中で子供たちを窮屈にするんではなくて、伸び伸びとした中で解決をすべきだ、とこのように考えるわけであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　今回の市長の所信表明、大変結構だと思いますが、それについて質問します。

三ページのところに「農林水産省の桑園跡地、淡水区水産研究所跡地の地元利用を確保した…」というふうに言っておりますが、果たして、大蔵省と何か書類で契約して確保してあるのかどうか。

それから六ページの新年度予算にですね、これは骨格予算と言いながら、保留財源が三億円では少ないのではないか。

それから、七ページの「消費者、小売業者、市行政の三者が協力し合って、市民本位の地域経済構造を確立する…」というが、地域経済構造とは具体的にいうと、どういうことを考えておられるか。

それから、子供たちに行き届いた教育が行われるよう求められている。そのためには小中学校の建設、施設の改善を進めること、中学校の完全給食を施すこと、四十人の学級の実現、それから都立高校の誘致、ということが書いてございますが、ただ学校をりっぱにしたり、施設を充実しただけで子供の教育ができるように思われているんだけれども、現在の教育は、知識に重点が置かれて、道徳教育が軽んぜられている結果、青少年の非行なんかも非常に出ているんですが、そうした学校の施設と内容を充実させただけで、教育が完全なものになるというふうに市長は考えるというふうに思うんですけれども、それを生徒を教える先生については、何ら言及してないんですが、人の問題をどういうふうに考えておられるか、その点について御質問します。

ちなみにこの学校の名を言うと当たりさわりがあるので申し上げませんが、私の最も近い中学校の卒業生ですが、私は現在保護司をやっておりますが、その卒業生が、私、六人観察保護を持っていますが、そのうち三人がそこの卒業生で、シンナー、あるいは暴走族、窃盗等をして、観察所の方から回わされて、観察保護を私がやっているわけですが、（「保護司が言っちゃまずいぞ、そんなことを」と呼ぶ者あり）そうしたことにつきまして、やはり学校の教育が、そうした青少年の健全育成というふうにどう考えているか、これは教育長にも質問したいと思うんですが。



○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高橋議員の御質問にお答えいたします。

桑園跡地確保ということは、すでに報告をしておりますとおり、東西に走ります二・二・十一都市計画街路、これの南に当たります部分は日野市にすでに提供をする、とこういう明らかな言明が当局から出されております。この利用につきましては、ここ二、三年の間で取得をし、スポーツ、レクリエーションの場として造成することが、これまた具体的に計画されております。それから、淡水区跡地でありますが、これは万願寺区画整理事業の中で、学校用地に使っていく、こういうことが、また当局と約束済みであります。

それから、新年度予算におきまして、骨格予算と言いながら、留保財源三億円では少ないではないか、こういうお話でございますが、ことしの予算の伸びというのが、いずれ別に提案の時点で申し上げるわけでありますけれども、非常にわずかな一・七という程度の伸びにとどまっております。と申しますのは、政策的、あるいは選択的な、新しく就任する市長によって組まれるべき事業は、後の提案に残した、とこういうふうに申し上げておるわけでありまして、三億円は、これは使いようによりましては、三十億円にも伸ばし得る、つまり起債とか補助をつけることによりまして、活用し得る生財源であります。したがって、これをもし、そういう額で当初から予算計上いたしますならば、相当な伸びになる、そういう性質を持った予算だ、とこのように申し上げたわけであります。

それから、これからの課題という中の第四項に、消費者、あるいは小売業、市行政が協力し合って、市民本位の地域経済構造を確立するように、活気のある町をつくる、ということが考えられるわけでありまして、これは、日常の消費材はなるべく地元で買ってもらう、つまり商店の育成ということにもなるわけでありますし、また、農地も相当ありますからして、野菜も相当生産できるわけでありますが、こういった地元の消費を地元で賄えるような、そういう循環経済構造をつくるのが望ましい、こういう意味でございます。施策によりましては、かなり可能性もありますし、またそういうことが地域の発展、あるいは地域社会の活力にもなっていく、このように考えるわけであります。今後の課題ではありますが、産業経済ということで、十分に広く意見を聞きながら、施策化していきたい、こう課題を私が将来に向けて言い残すといいましょうか、そういう意味でもあるわけであります。私がもし担当するならば、そのことを相当熱を入れてやっていきたい、こういう決意も持っております。

それから、行き届いた教育ということは、確かにむずかしい

と言えばむずかしいことなんですが、今日、文部省を初め、ゆとりある教育ということが、合意された中で言われております。つまり、一教室を四十人以下の学級編成にする、一人の教師が受け持つのがかなり行き届いたことになる条件の一つであります。それから、そのために学校をつくらなきゃならん、というのはそのわけであります。必要な適正配置によりまして、過大校をつくらないようにし、またなるべく一クラスの生徒数が少ない、ということになりますと、おのずから教師の影響も行き届いて、いい教育の場になる、それがゆとりある教育の一つの内容だ、このように考えております。また、教える教師の側もという御意見ですが、それはもちろんでありまして、先生も教育ということは、要するに人格を相手の子供に感銘をさせるといいましょうか、そういう信頼関係がなければ成り立たない、大きな大切な仕事でありますからして私は先生がもちろん研さんをしていただきまして、そして、知育、徳育、体育というふうに言われております、それのいい条件、また、いい影響を与えていただく、これが義務教育としての教育の内容だ、とこのように考えております。以上です。教育長からもしあれば答えてください。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど質問したのは、市長が入れ物だけつくればいい、というふうにとれたから、やっぱり人を教育するのは、教室がぼろでも先生がしっかりしていればすばらしい教育ができるだとか、そうした人の問題について言ってなかったから、私が言ったわけです。

それから、七ページのところに、都立高校の誘致や義務教育の私費負担の解除というのがあるんですが、先ほど市長は軽減というふうに言われたんですが、軽減ならいいと思うんですが、解除となると全部を取っちまうということですが、どっちが本当であるか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一応、印刷物をお配りしておるわけですが、私が読み上げましたのをもって、正本というふうに御理解をお願いしたいと思います。そこで、私費負担は、これはまさに軽減であります。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はございませんか。

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　総体的に市長の所信表明を見ておいてお聞きしてまして、私は、当然改選期の五十六年度の所信表明であるから、このくらいのことは述べられる、ということはかねがね自分も承知しておりました。しかし、ただ特に大柄議員との質疑の中で私は感じたことは、少なくとも、市長の所信表明というのは、マスコミが云々、何かが主観的に云々



ということであってはならない、少なくとも市長の一つの政治信条を述べたということでなければならない、と思います。その点を踏まえて、一、二、何か市長は地方というのは、国なり、ある面で言えば、都といわゆる交付税とか、いろんな補助金というような問題で、市民生活を守るためには相反する点があるんだ、また、ある場合には切磋琢磨することもあるんだ、とこういう点では、私、ちょっと市長、全市民的な観点に立ってということが、行政の第一の使命は、何というか、市民生活を守るという観点から立つと、少なくとも、市民はいわゆる各階層いろいろな点があるんだが、市長が現時点の市長の政治信条というか、市長の政治哲学ということの立場から、おれはこういう基盤の上に立っているから、こういうことを申しているんだ、こういうことであるんなら、私この市長の所信表明を了とするが、何かその非常にそこら辺の答えが重複しますから、福祉の切り捨ての問題とか、防衛の増強の問題、大増税の問題とか、東京都が教育、福祉の軽量化というようなことを云々されることは、何か市長の政治信条を言っているんではなくて、何かそこら辺のところを、何か非常にあいまいな質疑の中で答弁があるんですが、再度その辺の市長の確たる、特に改選期でもあるし、市長の確たる信念に基づいた御回答を願いたい、と思います。第一点です。

それから、いま一つは、市長のこれからの新しい歴史的な段階においての中の第二の中で「幼保の一元化の実現であります」と書いてあるんですが、なかなか二年間もいろいろな検討委員等など、研究委員会を持たれているんですが、恐らく新規事業だから、なかなかむずかしい問題もあると思うんですが、この辺の何か市長の見通しがあれば、いま少し具体的な説明をお願いしたいと思います。以上二点です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　石坂議員の御質問にお答えをいたします。所信表明でございますから、まさに所信でなければならないことは、申すまでもありません。ただ、私の一存で物事をまた断定するということにも無理な点もあるわけでありますから、やはりそういう客観的な言葉の表現を借りる、ということもお認めいただきたい、とそんな気がいたしております。

それから、幼保一元化、このことにつきましては、すでに専門家のいろいろな検討を経まして、今後、西の方につくります、幼児施設ほかをつくります場合には、一つの研究的、あるいは実験的意味を含めて行い得るはずだ、とこのように考えております。そのことにつきましては、またいろいろと御意見なりお知恵をちょうだいいたしたい、こういうような課題で考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一点の方だけ再度質問した

いと思うんですが、それは、あれですか、市長の所信表明という原稿というか、きょうのこの文面は、私は少なくとも国会で、たとえば内閣総理大臣なり、各経済閣僚なりがするのは、よく新聞なんかを見ると、役人がつくったんだ、役人がつくったんであっても、やっぱりその責任者が言ったんだということであって、私は少なくとも、こういう所信表明を朗読されるということであるならば、そのいわゆる市長の支持母体、そういうものの何というんですか、了解というんですか、そういうものを踏まえておやりになったのか、さもなければ、あくまでも市長が私だけが言うあれでない、というふうなことを言われてるんですか、その辺のところを再度お聞きしたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　印刷物の中では、厳しい環境にある地方自治体と市民生活、とこういう表題で申し述べておるわけであります。この執行責任者という立場におきまして、大変、物事を孤独に考えるときもあるわけでありますが、やっぱり国の予算の動向、あるいは都の予算における考え方、これはわれわれの自治体、一番単位自治体でありますところの市町村の行政に、大変直接的な厳しさを持っているわけでありまして、そこで、求めるものがあるいは課題かもしれませんけれども、もっともっと、たとえば物価に比例して、そうして、予算の、あるいは財政のめぐってくる関係が手厚いものであってほしい、こういうことを絶えず願うわけであります。そういう意味におきまして、多少期待にはずれるものもある、もっとわれわれも詰めた努力をしなければならない、そのような判断に立った一つの見解である、というふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって所信表明を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時五十二分休憩

午後四時三十二分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第四、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　十二月議会以降、今議会の間の主要な行政の推移につきまして、資料をもって御報告をいたしております。私から特に三点のことにつきまして、簡単に御報告をいたします。



その一つ、万願寺土地区画整理事業の事業認可についてであります。市が施行する万願寺土地区画整理事業は、去る一月八日に東京都より事業認可され、一月十七日に公告されました。

この事業は、昭和四十年六月に計画決定され、当初より約半分の規模に縮小されましたが、総額百六十億円をかけて、昭和六十三年三月を計画完成年次として、施行するものであります。

今後は、土地権利者や地域住民の方々と、具体的な話し合いに入り、来る六月には、学識経験者や所有権者からなる区画整理審議会を、発足する予定になっております。

報告の二は、日野駅舎改築の要望についてであります。市の表玄関に当たる日野駅は、区画整理事業による周辺の整備に伴い、乗降者も増加し、抜本的な駅舎の改築が必要となってきております。

こうした状況の中で、市民及び多くの利用者から要望され、また、昨年十二月には、市議会においても駅舎の改良について意見書の決議が行われております。

去る二月十八日には、滝瀬議長と私が国鉄東京西鉄道管理局に出向き、市の要望書、また市議会の意見書を添え、駅舎改築について要望をしてまいりました。利用者の利便と地域発展を考えますと、駅舎改築は市にとっても緊急を要するものと思います。今後も、議員各位の御協力を賜わり、実現に向けて努力する必要のあることを御報告いたします。

その第三は、専用水道を公共水道に切りかえる要望についてであります。最近、特に南部丘陵地域で三恵水道等の専用水道を使用している自治会から、現在の専用水道は、将来不安があるので、公共水道に切りかえてほしい、との要望が次々に出されてきております。

さて、次に専用水道を東京都の水道に切りかえる件でありますが、これには、さまざまな条件が整った上で、都と協議し、その年次の財政事情等を勘案し、事業計画に合わせて行われる予定であります。

水道事業を取り巻く環境は、相当厳しいものがあります。現在、市内に設置しております十七ヵ所の配水池の能力は、ほぼ満杯の状態であります。また、深井戸が市内に十九本ありますが、これらの揚水量は、約半分しか需要に応じ切れないため、奥多摩湖を水源とする多摩川水系の供給量が、年々増大しております。したがいまして、日野市の水の供給をより安定したものにするには、利根川水系からの供給に頼らざるを得ない状況になってまいります。

しかも、水道の安定供給は、日常不可欠のものであります。今後も、専用水道を使用している区域を解消するために、去る二月二十七日付で都に対し、要望書を提出したところであります。

この報告に関連いたします専用水道を使用される地域の方々には、この前提となる処理の要件につきまして、わかりよく文書をもって説明をいたしたわけでありますが、その資料は添付しておるとおりであります。

以上、三点につきまして、私から御報告をし、その他につきましては、助役より、また御送付の資料によって報告にかえさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　昭和五十六年度東京都予算案について御報告申し上げます。

昨年より、昭和五十六年度東京都予算の編成に対し、東京都市長会並びに東京都市議会議長会などを中心に、各市町村が抱えている重要課題及び要望事項をとりまとめ、予算要求、復活要求の活動を行ってまいりましたが、市議会議員の皆さん、市民の皆さんの御協力により、成果を上げることができましたので、ここに御報告するとともに、感謝を申し上げます。

さて、二月に発表されました昭和五十六年度東京都予算案の中から、市町村事務にかかわる主なものについて、御報告を申し上げます。

まず、総務局関係でございます。

市町村振興交付金が三十七億円計上され、二億円の増となっております。

市町村調整交付金が六十七億円計上され、九億円の増となっております。この増加分の九億円のうち、六億円が委託消防市町村負担分としての調整相当額に充てることになっております。

私立幼稚園等の保護者負担軽減事業費補助に関しましては、新たに三歳児に対し、月額五百円の助成制度を設け、すでに実施されている四歳児に対しましては、二百円引き上げて月額二千円、同じく五歳児に対しましては、現行どおり月額二千円となっております。

次に生活文化局関係でございます。

新たに市町村コミュニティー施設建設費補助の制度が創設されました。これは、コミュニティー活動の場として、千平方メートル以上の規模の施設を市町村で建設する場合、一施設について二分の一の補助――三千万円以内になります。を行うものです。五十六年度は二十カ所、六十億円を予算計上されています。

福祉局関係でございます。

心身障害者福祉手当を五百円引き上げ、月額八千円にし、五十六年十月から実施する予定でございます。

老人クラブ運営費補助については、一クラブ五百円を引き上げ、月額一万二千五百円、補助率三分の二となっています。



保育事業充実のための関係費用は、五十五年度より七億一千万円ふえまして、総額五十九億二千九百万円が計上されています。この増加に伴い、反射的に市予算にもつながってまいります。なお、補助率は、三分の二のまま据え置きとなっております。

未認可保育所等対策事業に関しましては、三歳児未満を千円引き上げ一万九千円に、三歳児以上を五百円引き上げ八千五百円に、それぞれ予算措置がなされております。

学童保育事業運営費補助につきましては、その補助率が三分の二から二分の一に減率されていますが、補助基本額では二二%の増となっております。

国民健康保険事業に関しては、六億九千六百万円増の六十一億二千二百万円が予算化されております。この増加に伴いまして反射的に市予算にもつながってまいります。

ついで、衛生局関係でございます。

公立病院運営費の補助が、一床当たり五万円引き上げられ、四十五万円となっています。

建設局関係でございます。

市町村土木補助関係費の起債充当率が一部七五%から六〇%に減率されていますが、総額では五千万円の増で六億二千四百万円となっています。

以上が、昭和五十六年度東京都予算案の中で、変化のあった主なものです。なお、東京都の予算規模は、一般会計予算総額が、三兆七百八十二億円、前年度対比伸び率八・八%となっております。

以上をもって御報告申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ただいまの市長の報告の中で質問しますが、二の、日野駅舎の要望について、議長とともに行ってくださったそうですが、大変御苦労さまでしたが、改築を要望されたというのは、ただ漠然と要望されたんだか、こういう点はこういうふう、という何かそうしたものがあったのか、そういう点をはっきり伺いたい。

それから、先ほどの助役の報告は大変結構ですが、ちょっと数が多いので、できればプリントにして全議員に配付していただきたい。

それから、この行政報告書の三ページですね、三ページの昭和五十五年度一般会計及び特別会計、会計別歳入歳出執行状況ですが、その都市計画と下水道の執行率がちょっと少ないのでその説明――今後の方針。

それから、五ページの土木費の執行率が四一・九%、その後についての当局の方針。

それから、八ページの十一番、市立たかはた保育園の改築工事ですが、現在工事を始めているわけですが、このことについて、ちょっと質問したいですが、その地区の人が市と交渉をある程度やったんですが、まだ交渉が数点残っているので、市との交渉をしてもらいたい、と言ったところ、市長が「一握りの市民を相手にしない」というふうなことを言われたというんですが、それで困って、そういうこと聞いたんですが、それで、黒川議員と懇意な方があって、いま一回ぜひ部課長と話し合いたい、ということで、黒川議員のあっせんで会を開いたわけですが、それで地元でも、議員が立ち会ってもらいたいというので、市川議員と私とその会議に行ったわけですが、そこで、そのときは、かなりの話が進んで、大体その地元の方も納得したんですが、そのときに、私は、浄化槽の放流はどうなっているかと聞いたところ、部長の説明では、直接市のみぞに入るのは用水組合の許可は要らない、というふうに聞いたんですが、そういうことをどこで決めたんだか。また、各用水組合に、そういう方が周知されているかどうか。もし、直接市のつくったみぞに流して用水組合の許可が要らないというならば、流せるというならば、高幡市営住宅のあそこも、市であそこへ水路をつくれば流せるわけだけれども、あそこは流さないというので、そういう市のみぞに流れれば、用水組合の同意が要らないというのは、下流へ行くとじきに、もう、だって用水路へ入るわけですけれど、そういう市民の農耕者の被害とか、そういうものは構わず聞かないで、それでもって市がどうしてそういうことを決めたのか。それで果たして市民との話し合いの政治と言えるかどうか。（「質問者がんばれよ」と呼ぶ者あり）

それから、市長は、先ほどの所信表明において、「私は市政のすべてにわたり、憲法と地方自治法に基づいて、市民の声を何より尊重いたします」と言っておきながらそうしたたかはた保育園の人たちの「一握り」とか言って相手にしなかったとか、あるいはまた、用水組合のそうした何も構わず独断的にやって、迷惑を構わないというのは、それで果たして憲法を市政に生かす、と言えるかどうか、そういう点ですね。

それから、十四ページの二の万願寺土地区画整理事業区域内の公共用地の買収なんですが、これはどういう目的で買収されたか、そういう点について御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

高橋通夫君に申し上げますが、たかはた保育園の問題につきましては、一般質問というふうなことで申し入れがございますが、その辺を踏まえながらお願いをしたいと思います。



○二十七番（高橋通夫君）　それなら結構です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それでは、御質問に対しまして、日野駅の改造のこと、それから、たかはた保育園のことは、別の機会ということですが、「一握り」の云々ということについて、お答えをさせていただきます。

日野駅の駅舎改造につきましては、現在行っております二・四の幅員十二メーターの線下、ホーム下の穴あけですが、立川側に一つのアーチをつくる、そういう構造が込められておるといいましょうか、そういうことであります。したがいまして、プラットホームの下の、つまり線下駅をつくる。そして、利用者の乗降の流れが便利であり、かつ円滑にいく、そういう設計をすることになるわけでありますが、このことにつきましては、もう二年ぐらい前に、ある程度の絵のようなものはできております。それから、今回、要望に参りまして、施設部長という方から、なお鉄道側の設計の前の、やはり絵だというべきものだと思いますが、これを具体的につくって、そして市と協議をする、こういう確約をいただきました。

それから、たかはた保育園の改築に伴います、「一握りの市民の意見は聞かない」とこう言われた、ということですが、私は「少数意見を尊重いたします」というふうに申し上げた記憶はありますが、無視するなんていうことは言ったこともありませんし、また、あり得ないことであります。ただ、このいろんなお話の中で、多少この地積が狭かったりして無理はあるわけですけれども、それよりはるかにオーバーした要望もあるわけでありますから、それは、こちらで対応できるものはもちろん最大限に対応いたします、しかし過剰のものでできないものもありますし、あるいは不可能なものもある、こういったことは、経過の中にあったわけであります。それより細かいことにつきましては、後日の機会か、あるいは担当の方からお答えするようにいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　それでは、御質問にありました執行状況について、私どもの方では、これだけの支出がなかったということで、一月三十一日現在、こういうことで出してあるわけでございますが、都市計画におきましては、確かに毎年この程度でございますが、ちょっと去年よりも少し悪いようでございますが、年度末に新都市建設公社に支払います業務委託料ですか、こういうものが三月に出まして、大体執行がほとんど終わる、こういうふうな状況が毎年の例でございます。

下水道でございますが下水道は、五十五年度はこの内容が非常に変わっておりまして、いままでは、多摩平の下水処理場だけの予算でございましたが、それが下水道建設費、都市下水路、

そういうものを含めまして、特別会計になったわけでございます。そういうことで、それらの下水道の建設の工事費、あるいは都市下水路工事費、こういうものの執行率が非常に低い、とこういう結果でございます。

それから、一般会計の土木でございますが、確かにこれも昨年から比べまして、八%程度低くなってございますが、内容をちょっと見たわけでございますが、全般的に低くなっている、こういう結果でございます。ただ一般会計の執行率につきましては、その下の方にございますように、六二・三%、こういうものは、昨年よりも総体的には四%執行率がよくなっている、こういう状況でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　用地課長。

○用地課長（馬場嘉徳君）　お答えします。十四ページの二番、万願寺土地区画整理事業区域内の公共用地のこれは先買いでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど、たかはた保育園のことについて、市長はそういうことはなかったと言うんですが、あそこは、御承知のように山の下で、日当たり悪いので、あそこの根っこに住んでいる人は、午前中で冬あたりは午後は日が当たらないというようなところで、非常に日照ということをとうとんでいるわけですけれど、それが、保育園ができるので、日陰になるということで困っていたわけですが「一握りの市民を相手にしない」というふうなことは、非常に市長は言わなかったというんですけれど、出席した議員がみんな聞いているんですけれども、非常に土地の者は、残念がっていたわけですが、今後そういうことのないように、ひとつ本当に憲法を市政に生かしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　東京都の予算編成についての先ほどの報告に関連しまして、確認と、あるいは何点かの問題をお聞きしたいと思いますけれども、最初に委託消防費の負担金の問題ですけれども、五十六年度も八〇%というふうな計上になっていると思いますけれども、先ほどの説明ですと、それ以外に、さらに低減できるその要素といいますか、要因があるのかどうなのか、ということが一つでございます。

二つ目には、学童保育事業の関係でございますけれども、この要望の中には、これからの明確な位置づけと、法的な措置の具体的な整備、こういうことについて働きかけをしていくんだ、というふうなことがありますけれども、この点はどのようになっておるか、ということが二つ目ですね。

さらに三つ目は、高齢者事業団、シルバー人材センター、ここへの助成金ですね。あるいは人件費の助成ですか、こういうものが五十六年度も持続されておるのか、あるいは廃止になっておるのか、ということですね。もし、廃止の場合は、これから先ら日野市として、独自にどのような対応を図れるかどうか、という点でございます。以上三点。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。

第一点の、委託消防費の関係についてお答えいたします。

委託消防費につきましては、前年度の基準財政需要額の常防費分におきましての八〇%、というふうに五十五年度はなっております。そのように約束したわけでございます。

ところが、昨年十二月に東京都からは、前年度の基準財政需要額の常備消防費でございますが、それの九〇%、とこういうふうな提案があったわけでございます。そこで、協議いたしました結果、とうていこれには応じられない、ということから、先ほど申し上げました市長会並びに市議会議長会などが、この改正を求めましての復活などを含めましての要望、となったわけでございます。前年度の基準財政需要額の八〇%、ということになっておりますけれども、これを仮にこの率を五十六年度に当てはめた場合におきましては、一〇・三%の自然増がございますものですから、総額でございますけれども、十二億三千九百万円の自然増になってまいります。これをだまっておりましても八〇%、率に置き直しますとこれだけのものが出てまいりますものですから、それが九〇%ということになりますると、四十二億余万円のこれは増加になってまいります。これから先ほどの自然増を引きましても、少なくとも、三十億が必要になってまいるわけでございます。とうていこれは受けられない、ということから、交渉いたしまして、東京都の案といたしまして——東京都はあくまでも案でございます。案といたしましては、この二月の二十四日に、受託消防費につきましては、当該年度の基準財政需要額の常備消防費でございますけれども、それの八〇%とする、こういうふうな再提案があったわけでございます。そこで、この再提案がございましたものですから、そこで、われわれといたしまして、この内容を検討いたしますると、総額におきましては、二十四億余万円の増となってまいります。自然増を含めてでございます。そこで、自然増の十二億、現在五十五年度を約束している事項のこの部分でも、五十六年度は自然増が十二億出てまいりますものですから、これを差し引きますると、十二億余万円の少なくとも増加になります。この増加部分につきまして、二分の一を市町村が負担してほしい、そして、その半分、六億円でございます。この六億円を、東京都が先ほど御報告申し上げました調整財源といたしまして、これを手当ていたしましょう、こういうふうな内容でございます。ところが、これはあくまでも東京都の提案でございますものですから、私どもといたしましては、従来の計画がございますものですから、今後、中で協議いたしまして対応いたします、こ

ういうふうなことになってございます。以上、第一点だけ報告いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは、続いての二点につきまして、私の方からお答えを申し上げます。

まず、学童クラブの制度化の働きかけと申しますか、こういった御質問でございますけれど、御承知のとおり、これの制度化というものにつきましては、国の制度ということから、出てくる問題でございます。すでに国会におきましては、請願等におきまして、採択されておりますけれども、現在、それが制度化されてない。また、市長会等におきましても、国、都に対する働きかけ、こういったものは要望として毎年挙げておるわけですけれど、その実現がされてないということでございます。

それから、高齢者事業団、いわゆるシルバー人材センターの関係でございますけれども、五十六年度予算――これは予算書をこれから御審議いただくわけでございますけれど、四百三十万市の負担を計上してございます。国の方の補助金、これがシルバー人材センターによりまして、一応、国の方からの補助金も出ることになりましたけれども、四百三十万におきまして、若干、人件費の関係から不足する、ということも聞いておりますので、今後、補正の中でこの不足分は対応していきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　一点お伺いします。

先ほどの助役の報告ですと、五十六年度の東京都の予算、そして三多摩各市に対する対応は、結構ずくめというふうに聞こえるわけですけれども、一点わかりやすく伺いたいんですが、五十五年度の予算の場合、当初予算の時点では、前年対比で一億一千万のマイナス影響が出る、こういう報告がされ、資料も提出された経過があるわけですが、今年度、五十六年度では、前年対比でどのようなマイナス影響が、どこと、どこと、どこの部分に出るのか。なかなか東京都の予算も総額では大きいですから、何十億というような報告では具体的に日野市でどう影響があらわれるのか、ということがわからないわけです。もう少し、日野市の段階におろした形で、具体的にどうなのか、という報告をしていただきたいと思います。御質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

ただいまの御質問の要旨に沿いまして、一例として、これは、あくまでも例でございます。先ほどの助役の報告の中にもありましたとおり、まだ決定ではございませんので、もし決定したら、というような想定のもとに試算いたしますと、たとえば、いま助役から報告ありました消防委託につきましては、日野市で具体的にいいますと、約五千万ぐらいの――この分だけですが、については、五千万ぐらいの負担増になるというような試算結果は出ております。ただし、これはあくまでそのパーセントの中で処理いたした、としての場合でございます。ちなみに、先ほど六億の財源保管と助役の説明は、これをわかりやすく言いますと、日野市の前年八〇％であったものが、ことしは八七％程度の数値に置きかえることができるじゃないか、そのような数字の試算がされております。

それから、福祉部長の方から報告されました福祉関係につきましては、まだ、基本になりますところの、基本単価等の問題が未確認でございます。といいますのは、総枠予算は決まりましても、各市町村に配分します配分係数につきましては、まだ未定のところがございまして、明らかなことは申し上げられない、こういうのが現状でございます。以上でございます。



○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　それから、昨年度は東京都の各種公共料金が、三十たしか二種類、都営住宅の家賃も含めて大幅な値上げ、そして都民への負担の増加、ということが実施されてきたわけですけれども、この五十六年度では、その種の都にかかわる各種公共料金の値上げの計画は、ないのかどうか、この点をついでに伺っておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

都の公共料金につきましては、ただいま私どもの方では、まだその資料を得ておりませんので、ここでお答えをできないわけですけれども、いわゆる都の歳入面から考えますと、建築確認等の、都でやっておりますが、そういう地方事務所関係の手数料の中で幾つかの件が、料金改定になるようなことが、ちょっと耳にしたことがございますが、確報ではないので、あえてそうだ、というふうな答弁はできかねると思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　先ほど日野駅の問題が出たから、答弁があるかなと思ったんですけれども、それとはちょっと違ったものが出てきたので、再度質問したいと思うんですが、二月十八日ですか、国鉄西局においでになっていただいたということで、大変御苦労さまでございましたけれども、このいま市長の方の答弁では、施設の部長とお会いになったということですが、西の管理局長とお会いになったか、それをちょっとお聞きしておきたいと思うんです。そして、いずれにしても、施設だけでなくて、いろいろな各課があると思うので、せっかくおいでになったということでしたらば、一応、日野の市長ということでもって、ごあいさつ回りというふうなことも必要じゃなかったかな、とこういうふうに私は判断をするわけなんですけれども、この点いかがでございますか。

それと、またついでにいまひとつ、行政報告の中で、いろい

ろ各議員さんから、いままで駅前の自転車置き場についてどうするのか、というふうな一般質問なり、あるいは自席での質問なりが、いままでかなり出ておりましたけれども、それら等につきまして、国鉄の方にお願いをして、ということを、まま建設部長の方から答弁がございましたけれども、これら等について、どういうふうなことにいきさつがなっているのか、それをあわせてお聞かせいただきたい。以上、二点です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅舎改造のお願いにつきまして、西管理局に行ったわけですが、局長は、ちょうど当日、不在ということでお会いできませんでした。それにかわりまして、営業部長だったかもしれませんが、部長とそれから課長補佐という方と、日野駅の過去の経過に明るい三名の方と協議をいたしました。そして、引き続き意見交換なり、また協議を継続していこう、とこういうことになっております。具体的なお名前につきましては、後で直接お伝えをさせていただきたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　日野駅前の自転車置き場についての国鉄との交渉でございますけれども、何回か国鉄と交渉を持って、国鉄の指導によりまして、若干の線路沿いを近く整備したい、というふうに準備を進めております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　建設部長、大変御苦労をなさっておると思うんですが、こういうことがあったんですね。一月、私、八王子保線区の方へちょっとお伺いをしまして、いろいろお話をしたんですけれども、そのときに、ちょうどたまたま日野市の方から、たびたび市側の答弁の中では、国鉄さんにお願いをして、というふうな答弁が出てきているんですけれども、文書でか、あるいは口頭、電話でか、何かお話がございましたか、というふうなことを私も心配になりますから、聞いてみたんですよ。「何も知りません」とこういうことを言っておられるんですけれども、この点は大丈夫でしょうね、それを一つ。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　交渉につきましては、担当の課長が当たっておりますので、その点の確認は、またやってみたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　はい、わかりました。たまたまその担当の課長さんもおいでにならなかった、というふうなことで、その上に私も飛び越したかな、というふうな感がありますので、再度、また私もお願いをしなきゃならない立場でございますので、保線区の方に行ってもみたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。



○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　市長に日野駅の改築の問題についてお伺いしたいと思うんです。二名の方から質問がありましたので、大体わかったんですが、設計の段階の前の絵をかく、ということを国鉄側も答弁した、ということですが、これはいつごろ絵をかくのか、その時期はいつごろを想定しているのか、そこをひとつ説明していただきたいということと、市長の提出いたしました要望書を、資料としてひとつ議会に配付していただきたい、この二つをひとつお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅舎の改造の件につきましてですが、当日は、議会の決議書並びに私どもの方の要望書という形で出向いてまいったわけでありまして、要するに、これから協議をすることに対しましての申し入れ、ということであります。その際の応答の中で、そういうふうに話された、ということでありますから、引き続き市側が熱意を持って積極的に促進をしていく、というその態度がまた重要だ、とこのように考えております。その際に、そのまた文書は議会の方に御提出いたしますが、従来の過去の話の中で、あるいは現在行われております八王子、立川両駅が、大規模に駅舎ビルの建築の中で進んでおるわけであります。そして、地元負担ということがかなり強調されるわけであります。その際に、市としても応分の負担といいましょうか、対策に伴う協力は、これはそれなりにやっぱりしなきゃならん、という見解は持っております、このようなことを伝えたものであります。後日提出をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　具体的にことが進むには、やっぱり具体的な問題が提起されるということになってこないと、なかなか話も進まないんじゃないか、と思うんですね。それで、市長の説明にありました、絵をかくということは、非常にこれは具体的になってきたわけですから、まだこの時期のことがはっきりしないようですけれども、いま市長のおっしゃったように、市側の熱意によって、この国鉄側も具体的にやっぱり対応を示す、ということになってくるんではないかと思いますので、今後引き続き市側の熱意を国鉄側に伝えるように努力をしていただきたいと思うんです。それと、そういう絵をかくとか、あるいは設計するとかというようなことについては、やっぱり時期を明確にする、ということを、ひとつ話の中に十分その辺を確認できるように話を持っていっていただきたい、こういう要望をしておきたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　助役に一点質問します。あとそのほかもう一点と、二点ばかり質問したいですけれども、一点目としては、助役から国保会計の問題で、六億九千万円程

度伸びたようなお話でしたが、国保会計の中では、確かに一二%伸びている、ということでしたけれども、分娩費、葬祭費、それから育児手当、こういう関係の育児手当等につきましては、今回、都の補助金から切られてしまった。それから、分娩費、葬祭費こういうものの事務費というものが切られておる関係上、一二%伸びたとはいっても、具体的には、六億五百万円ばかりマイナスになっている、ということが説明会であったわけですが、その辺の違いについてひとつ御説明願いたいと思います。

もう一点は、わが党の本間議員が、十二月の定例会に質問しているんですが、かつて、日野市住みよい町づくり指導要綱に基づくところの開発行為につきまして、宝ホームズ、並びに高橋マンション等の問題につきまして、高橋マンションにつきましては、訴訟もございまして、九月ごろですか、七月ごろですか、ちょっと時期は忘れましたが、和解ということの関係で、その後、その支払い等の問題について、具体的になされたかということが、本間議員から質問された経緯がございます。その後の支払いが完全になされたかどうか。それから、それ以外に開発行為によって、いまだ市と具体的に未解決の件数がほかにありますかどうか、お答え願いたい。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の、国保会計に関する補助金の問題をお答えいたします。

御指摘のとおりでございますが、助産費、葬祭費、育児手当等の補助金は、全額削減されました。しかし、その見返りといたしまして、高額療養費の補助金を大幅に増額してあります。その関係で差し引きしますと、全体としては、約一〇%程度の伸びがあるんではないか、といういまのところ予測でございます。

ただし、現在、都が示しております予算は、都全体の枠の中の予算でございます。これが、各市町村に配分される段階になりますと、その枠の伸び率とは別に、個々の市町村の状況によりまして、伸び率等は若干差が出てくる。これは事務上の運用の上で出る差でございますが、そういうことがありますので、現在、正確な数字がどの程度ということは、まだ申し上げられない段階でございますが、以上、現在、見込みとしては、一〇%以上の増加が見込まれる、というような感覚を持っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

行政協力費の点の御質問でございますけれども、高橋マンションにつきましては、現在、まだ交渉を行っております。それで、十二月議会以後につきましては、二回ほどお会いをいたしまして、お支払い方お願いをしておる段階でございます。

それから、もう一つの宝不動産でございますが、こちらの方



は、経営者を呼びまして、現在の状況を聞き、今後、会社の経営が好転して払えるまでは、年二回程度は必ず報告をせよ、ということで申し入れを行っております。相手方もそのとおり実行していきたい、ということで答えを得ております。これ以外に、現在は未収納分というのはございません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　企画財政部長からお答えされた点については、いま案ですからわからないわけではございませんけれども、一応、制度も変化をしたということですね。国保会計の制度も変化をしたということですが、具体的には一〇%伸びとか云々はいいけれども、試算をしてみると、六億五百万円程度が実際補助金として必要な分が切られているということが現実である、ということが試算の結果が出ているということですから、その辺のことについては、十分また具体化した時点で、明確にしていただきたいと思うんです。ここでお答えできないと思うので、その時点で結構ですから、お答え願いたい。

それから、もう一点は、すでに七月かなにか和解をして、交渉をして、この行政協力費というものは、当然支払うべきだということで、話を進めておるということは伺っておりますけれども、宝ホームズのように倒産をして、後やはり再起を願って、これについては、再起の際には、具体的に支払いをしましょう、という倒産している中では、なかなか支払いというものは困難なことはわかりますよ。しかし、しかもいつも口を聞けばりっぱなことを言う高橋議員さんですよね。こういう議員さんが、開発指導要綱を完全に守ってこそ、私は、やはりここへ来て発言をすることにも当然だろうと思うんですけれども、なぜ、いまだ未解決でいるんですか。もうすでに十二月に質問された時点から、三カ月がたとうとしておりますよ。これは支払う気がないからこのようになっているじゃないか、と思うんですが、その辺のことについて、交渉経過等について、もう一度答弁を願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

現在、高橋マンション側と行政との方の話し合いを行っているわけでございますけれども、これの問題点として、現在出ておりますのは、行政協力費は、指導要綱に基づきましてお支払いをいただく、ということで、これについては、高橋マンション側も、異議を申し立てるわけではございません。問題となっている点は、高橋マンション側の建設に当たりましての、資金を借り入れる段階で、公的な機関からの資金導入が一時できなかった。その間に、一般市中銀行から借り入れを行ったために、その利差が出ておる。これは損害金として考えられるので、

その点についての損害金としての支払いを、市側がしてほしい、とこういう要望でございます。この辺については、私どもの方では、この両者というのは、必ずしも一致するものではなくて、別個に切り離して、それぞれを解決していくといったことで、別途に考えてほしい、という要望を私どもはしておるわけでございますが、高橋マンション側といたしましては、これを両者を切り離すわけにはいかない、その辺の食い違いがあるために、いまだにまだ解決を見ておらないわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　当然市長に対していろいろ質問する中で、憲法を市政に生かす、憲法を守ってないとか何とか、いろいろ高橋議員はりっぱなことを質問しますけれども、自分みずから、開発指導要綱を完全に守らないために、かような事件が起きたわけですから、これにつきましては、議会の方からも、陳謝とか、あるいは副議長をやめなさい、というような本会議で、かつては議決をされた事件でございます。完全にやはり法を守った上で、その方向についてやはり発言をし、執行者に対して、執行権の問題についても、私は当然意見を具申すべきであろうと思いますが、具体的には、自分が開発指導要綱そのものを具体的に守らずして、市民に対して、そういう公約できるんですか、はっきりいって。それが私は疑いたいと思うので、あえて質問をした次第でございます。やはり開発指導要綱というものは、やはり議会の一員であって、市民に守りなさいとはっきり言っていながら、自分みずから守らないというようなことのないようにしていただきたいことを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほどの汚水の、市の側溝に直接流した場合は組合の同意が要らない、というようなことはどこで決めたか、という質問に対して、まだ回答がありませんから、それをお願いします。

それから、先ほど大越議員から質問がございましたけれど「高橋議員はこの指導要綱を守らなかった」というんですが、私は守っていたわけです。ちゃんと要綱に沿って、いろいろ書類を出したんですが、市側において、その書類をなくしたり、いろいろして、こういう事件が起こったんで、私は、そのなにを破ったとか、そういうことは思っていないわけですが、それで、この先ほどの負担金も、私は私の代理人に預けて、金は払ってください、と言っているんだけれど、代理人が、市の方でこっちにかけた非常に損害があるわけです。それを市の方では払う、ということをまだ言ってないわけです。それだから、市民に与えた損害は払うべきではないか、ということを言っているわけ



です。そうして、向こうで払えばこっちでも払う、と言っているんだけれど、まだ市の方では払うということを言ってない。そうした非常に横暴的なことがあるので、これは、憲法を市政に生かすなんてとんでもないことだよ。どこからそんなことが出たのか。私は、市長が憲法を市政に生かそう、という看板をかけるというんですけれど、私は、たれ幕を市長の部屋へかけた方が適当ではないかと…。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　一点目についてお答えを願います。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの、建築確認申請の際の放流の許可という問題は、工事の建物の一番最初に放流する場所の許可が必要なわけです。今回のたかはた保育園の建てかえについての放流先は、市の側溝でございますので、その先に流れるところの用水組合の許可は必要ない、ということでございます。それですから、もう当然もう確認の申請に対する許可はおりております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　そうしますと、極端な話が、市の側溝に直接流れて、それが一メートルか二メートル行って、用水組合の水路に入った場合でも、市の側溝に直接汚水が入った場合は、用水組合の同意が要らないというわけですか。いつそんなことを決めたんだか…。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　そのとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　用水組合に幾ら迷惑をかけても構わない、というわけですか、農民に対して、市民と話し合いの施設はいろいろ言っているけれど、他人に対して迷惑をかけても、市の公共施設ができればいいというわけですか。そんなことが、この世の中で通ると思うんですか。用水組合でも、そうした同意の申請が出れば、同意しないとかいうわけじゃないけれども、市で緑と清流ということを言っていながら、構わず市の側溝に汚水が入った場合でも、何メートルでもなくて、用水組合の用水へ入っても構わない、という道理がどこにあるか。そういうことであれば、高幡市営住宅のあそこへ、市の側溝をつくって、構わず向島用水も流されるわけだと思うんですけれども、高幡用水と新井用水とどうして区別をつけるんだか、おかしいではないか。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問でございますけれども、向島用水に対する現在仮保育園舎ができておりますあの場所は、同一敷地内でございます。そこにU字溝をつけても、それは同一敷地内ですから、直接放流ということになりますが、現在建てかえておりますところのたかはた保育園

は、市道の側溝でありますU字溝に放流し、さらに都道の側溝を通して、下流に流下するわけでございますので、これを用水組合の許可をもらってこい、ということは、これは建築確認申請を都が許可する際に、用水組合とのトラブルを未然に解消する意味から、都が用水組合の同意を持ってこいということでございまして、天然水が流下します道路の側溝に放流する場合には、その必要はない。そういうことになりますと、すべての建築確認というものは、用水組合の判がなければできない、ということになりますので、そういうことになっております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　そうすると、市長は緑と清流ということを言いながら、用水の組合の管理する水路に直接入らなければ、幾ら入れてもいい、というようなことになると思いますけれど、緑と清流ということにもとりませんか。もとらないと思うかね。おかしいと思うんですよ、それは。そういうことを用水組合の了解も得ないで決めるということが、おかしいと思うんですね。市長はどう考えますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　用水組合は、もともと灌漑用水のための管理をなさっておられるわけでありまして、なるべく水は清潔に保ちたい、ということはもう大きな原則であることは、間違いありません。ただ今日は、その用水路を利用して生活排水が流される、という現実の社会でありますから、用水に、一々、しかもその許可なんていう言葉が当たるはずはないと思いますし、先ほど部長がお答えいたしましたように、建築指導事務所が、なるべくトラブルを起こさないために、用水組合の同意です、同意を持っていらっしゃい、とこういう指導をやっておるということでありまして、何かこう高橋議員の御質問は、現実の問題を少し過大に何か権限を持つがごとく思い違いをしておられるんではなかろうか、こういう感じがしないわけでもありません。水はどうしても低い方に流れますので、そのあたりを整理していかなきゃなりません。それが下水事業であり、緑と清流を守るということは、特に三次処理までして流しているわけですから、用水組合に、何とかひとつ理解をしていただくことはもちろん重要でありますが、許可がなければ出せない、ということでは私はない、こういうお互いの理解が必要な課題であろう、とこのように思っております。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　同意書が出れば理解するわけですけれども、他人に迷惑をかけても構わない、というような、そういう態度は市としても感心しないと思うんですね。人に迷惑をかけながら、それをそのまま市だからといって、これは特に市あたりは、模範的にそういうことをしなければならないと思うんですが、下水道ができていれば、それに流してもらうわけだけれど、下水道がないから、用水へ流しているんだから、その用水を汚したりするのであるから、一応、迷惑をかけるんだから、同意はもらうべきだと思うんですね。それを都の指導がそうだから、もうそのとおりでいい――迷惑をかけてもかけっ放しでね、そういうことが常識的に通るかどうか。（「冷静になってもらった方がいいよ」と呼ぶ者あり）冷静だよ。冷静に言ってるよ、だって。どこにだって迷惑をかけて、それを構わずに流させてくれ、と同意を当然求めるべきだと思うんですよ。下水道に流しているならいいけれど、用水路に流してて、それで、市の側溝に直接流れれば、用水組合の同意が要らない、そういうことは常識的に考えられないと思うんですけれどね。緑と清流といっておきながら、人の迷惑を構わないということは、憲法を市政に生かすということになるかどうか。民主的であるかどうか。やはりこの民主的ということは、人に迷惑をかけない義務があり、責任を持つということでなければならない（笑声）それを迷惑をかけながら、それを知らん顔で済むというような、そういう態度はこれはとんでもないことだと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第五、諸般の報告を行います。

会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十二分散会

三月九日　　月曜日

（第二日）

昭和五十六年
第一回定例会

# 日野市議会会議録

## 第二号

三月九日　月曜日（第二日）

出席議員（二十八名）

| | | |
|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲 | 君 |
| 二番 | 市川芳太郎 | 君 |
| 三番 | 秦正一 | 君 |
| 四番 | 飯山茂 | 君 |
| 五番 | 川嶋博 | 君 |
| 六番 | 中山基昭 | 君 |
| 七番 | 大柄保 | 君 |
| 九番 | 藤林埋一郎 | 君 |
| 十番 | 谷長一 | 君 |
| 十一番 | 名古屋史郎 | 君 |
| 十二番 | 本間久 | 君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子 | 君 |
| 十五番 | 板垣正男 | 君 |
| 十六番 | 奥住芳雄 | 君 |
| 十七番 | 石坂勝雄 | 君 |
| 十八番 | 滝瀬敏朗 | 君 |
| 十九番 | 林重義 | 君 |
| 二十番 | 市川資信 | 君 |
| 二十一番 | 島村孝志 | 君 |
| 二十二番 | 大越久雄 | 君 |
| 二十三番 | 一ノ瀬隆 | 君 |
| 二十四番 | 竹ノ上武俊 | 君 |
| 二十五番 | 米沢照男 | 君 |
| 二十六番 | 杉山寅三郎 | 君 |
| 二十七番 | 高橋通夫 | 君 |
| 二十八番 | 佐々木昭雄 | 君 |
| 二十九番 | 正国務 | 君 |
| 三十番 | 三浦重春 | 君 |

欠席議員（なし）

欠員　八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 建設部長 | 森久保三次君 |
| 助役 | 野呂章君 | 都市整備部長 | 結城邦夫君 |
| 収入役 | 成井正夫君 | 福祉部長 | 加藤一郎君 |
| 企画財政部長 | 生野清君 | 水道部長 | 中村亮助君 |
| 総務部長 | 赤松行雄君 | 病院事務長 | 加藤一男君 |
| 市民部長 | 神藤貞次君 | 教育長 | 倉又秀作君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光君 | 書記 | 平川雅弘君 |
| 次長 | 朝倉敏夫君 | 書記 | 谷野省三君 |
| 書記 | 鈴木晴彦君 | 書記 | 串田平和君 |
| 書記 | 五十嵐隆君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十六年三月九日（月）
午前十時開議

（議案審査報告）
一　議案第　五五号　（総務委員会）
日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について

（請願審査報告）
二　請願第五五―三九号　（総務委員会）
二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願
三　請願第五三―七一号
幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願
四　請願第五四―　七号　（二、三項）
航空機騒音防止に関する請願していただく件につき請願
五　請願第五五―二一号
南平地区に警察派出所を新設に関する請願
六　請願第五五―三六号
父母負担の軽減と就園奨励費
（文教委員会）
七　請願第五五―二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（一、二項）
（厚生委員会）
八　請願第五五―三四号
第七小学校区学童クラブ設置に関する請願
（都市整備産業建設委員会）
九　請願第五五―一三号
排水路のふたかけ促進の請願
一〇　請願第五五―三七号
第二回（昭和五十六年度）ミス日野コンテスト運営費の助成に関する請願

（常任、特別委員の選任）
一一　日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について

（議案上程）
一二　議員提出議案第一号　日野市議会昭和五十六年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任について
一三　議員提出議案第二号　日野市議会昭和五十六年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について
一四　議案第　一号　昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の報告承認について
一五　議案第　二号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について

一六　議案第　三号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について
一七　議案第　四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
一八　議案第　五号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案第　六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
二〇　議案第　七号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
二一　議案第　八号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
二二　議案第　九号　日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定について
二三　議案第一〇号　昭和五十五年度日野市一般会計補正予算について（第七号）
二四　議案第一一号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
二五　議案第一二号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
二六　議案第一三号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）
二七　議案第一四号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第四号）
二八　議案第一五号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）
二九　議案第一六号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）
三〇　議案第一七号　昭和五十六年度日野市一般会計予算について
三一　議案第一八号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算について
三二　議案第一九号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について
三三　議案第二〇号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算について
三四　議案第二一号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算について
三五　議案第二二号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算について
三六　議案第二三号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算について
三七　議案第二四号　市道路線の一部廃止について





三八　議案第二五号　市道路線の廃止について
三九　議案第二六号　市道路線の認定について
四〇　議案第二七号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
四一　議案第二八号　日野市立平山中学校建設用地取得について
四二　議案第二九号　東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定について
四三　議案第三〇号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について


（請　願　上　程）


四四　請願第五六―一号　市立第三幼稚園前の下水に関する請願
四五　請願第五六―二号　市道認定についての請願
四六　請願第五六―三号　市営テニスコートの設置促進に関する請願
四七　請願第五六―五号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願
四八　請願第五六―六号　「新一般消費税」新設に反対する請願


本日の会議に付した事件

日程第一から第六まで

午後一時三十七分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

今後の日程について議会運営委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　五日に開会いたしました当初の会期の決定の中で、本日の審査報告、議案上程は、六日の金曜日に行われる予定でございましたが、諸般の都合によりまして、本日九日に審査報告と議案上程をいたします。よって前回の会期の内容については、一日ずつずれまして、最終日が、皆様のお手元に配付されているように、二十四日だったものが二十五日に審査報告、議案の上程ということになっております。そういうふうに議会運営委員会で決定いたしましたので、よろしく御審議を願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、今後の日程については決定いたします。

これより議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（大越久雄君）　総務委員会の審査報告をいたします。議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定につきましては、九月の定例会に総務委員会に付託をされ、なおかつ十二月二十四日、本委員会に付託された事件で、審査の結果、否決ということに決定した次第でございます。

内容について御説明申し上げます。議案第五五号につきましては、九月二十二日に総務委員会に付託され審議を重ねまして、この時点におきましては、いろいろと質問に対しましてお答えをいただいた次第でございますし、十一月の十七日、なおかつ審議をいたしまして、二十二日に出された問題等につきまして市側より参考資料等が提出をされた事件でございます。なお十二月の二十二日にもこの電子計算組織の運営に関する条例を審議しました。この時点におきましては、いろいろと問題点が出てまいりまして、それならば委員会で修正をしようというような意見等、あるいは可決か否決かというような問題で論議を交わしましたけれども、一応この時点におきましても継続審査とすることにしまして、一月の二十六日も同じように、やはり審議をしました結果、継続となった次第で、二月の二十五日、この委員会においては、当然結論を出す方向で各委員とも努力をしていただきたい、ということを確認をしてまいった次第でございますので、この時点におきまして原案か反対かの意見をとりまして採決をいたした次第でございます。電子計算機の時代の流れに従って導入は当然である、ということは各委員とも一

致した考えでございますが、個人の秘密を守るためにはそれら保護条例が一本であるべきである、という御意見の方も出まして、反対の意見としては、島村委員からは、個人の秘密を守る保護条例で電子計算機の運営要綱とが一緒になっているような条例であるから、当然この条例は出し直しをしてくるようにという、たびたびの継続審査中にも審議中にもございました。しかしこのまま採決をするならば、電子計算機の運営要綱が必要ならば、当然、別に取り扱い規則をつくればよいではないかというようなことで、もう一点としては、目的が電子計算機導入と個人の情報が一つになっているようなことでございますので、原案には反対である、プライバシー保護条例一本にして提出をしてくるべきじゃないかというような御意見が、反対の意見としてありました。米沢委員からは、表題から当然変えなさい、電子計算機の組織処理にかかわる個人の情報の保護に関する条例一本で、市民の方々から一目で、この条例が個人の秘密を守るという条例であるのがはっきりしてよろしいんではないかというような、保護条例の表題から変えてもらいたい。それから目的も個人の秘密を守ることでよいんじゃないか。これが効率的運用の面とかいう問題もあって、やはり島村議員が言うような問題と同じようでないか。全般的に目的の内容に、やはり条例の内容も整理をして出すべきではないか。原案ではそのために反対であるということでございます。

　賛成の方は、十分もう審議を尽くしてまいったので、当然この委員会において結論を出すべきであろう。また反面、委員の中からは、条例がない自治体もある。条例がなくても電子計算機の運用はできるんじゃないか、というような御意見もございましたが、しかし原案が出ておりますから、原案どおり賛成であるというような結果、採決をいたしました結果、三対三をもちまして同数でございました。委員長の採決によって、反対多数をもって否決と決定した次第でございます。以上報告いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

　委員長報告について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　ただいま委員長から委員会の中での意見の一部が紹介されました。私は本来与党の議員ですから、市長提案に一般的に言えば賛成する立場でありますけれども、いま一部、委員長から紹介があったような立場で反対をしました。したがって、一、二、私の反対の立場をつけ加えておきたいと思います。

　個人の情報、秘密を保護するという問題は、憲法に保障された基本的な人権を守るという点で、きわめて重要な問題であり、課題でもあると考えております。したがってその立場から、自治体が条例を制定して、しっかりとした事務運営をやっていく



という点は重要なことだと思っております。しかし今回提案された議案は、表題が、「日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定」ということで、表題からは個人の情報や秘密を保護するんだという目的がはっきりしないという点があります。なぜはっきりしないかと言えば、委員長からも一部紹介がありましたように、「目的」の第一に「効率的行政事務の運営を図る」ということがうたわれている。そして第二義的な位置づけで、市民の個人的秘密を保護する、こういうふうにうたわれております。したがって表題もあいまいな表題になってしまう、こういうことであります。したがって目的ではっきりと、市民の個人的秘密、情報を保護するんだということを第一の目的に掲げるべきではないか、こういうふうに考えております。

　二点目の問題は、審議会のあり方でありますけれども、提案された条例案では、この審議会がどういう構成で、どういう運営がなされるのか、そしてその審議会でどういう事柄を審議するのか、この点がきわめてあいまいであります。したがって、これは後日、要綱なりあるいは内規によってその点が決められていくということになるかと思いますけれども、先進市の条例案を取り寄せてみますと、審議会の内容、あり方、構成等々、詳しく条文化されております。そして電子計算組織の運営管理については、要綱によってそれが取り扱われているということであります。したがって、条例は、くどいようですけれども、市民の個人的秘密を保護するということで一本にすっきりさせて、この電子計算組織の運営にかかわる部分については要綱で取り扱っていくことがいいのではないか、こういうふうに考えております。委員会の中で、でき得れば委員会として修正を行って、そして決めていきたいというふうに考えておりましたけれども、委員長の紹介がありましたように、いろいろ意見があったために、委員会として修正案がまとめきれなかったという中で、結果的に否決にならざるを得なかった。きわめて残念でありますけれども、そういう経過の中で結論が引き出されたわけであります。

　したがって、今後に対する意見ですけれども、中身として、いま申し上げたような整備を行った上で、理事者の方から再提出をしていただければよろしいんではないか、こういうふうに考えております。以上、委員会の中で述べた意見を補足的に発言をしまして、立場を明らかにしておきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見…。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　この際動議を提出したいと思います。ただいま議題になっております議案の第五五号については、委員長の説明、ただいま米沢議員の意見を聞いていても、非常に、何というか、いま少しですね、いま少しといいますか、この件を総務委員会に再付託して審議すべきではないかという

ことを強く望みます。以上をもって動議といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいま石坂議員より提出がございました再付託の動議でございますが、私は賛成する者であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいま石坂勝雄君から、議案第五五号については総務委員会に再付託されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五五号について総務委員会に再付託されたいとの動議は可決されました。

これより請願第五五－三九号、二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願、請願第五三－七一号、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願、請願第五五－二一号、南平地区に警察派出所を新設していただく件につき請願、請願第五五－三六号、父母負担の軽減と就園奨励費に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（大越久雄君）　請願第五五－三九号は二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願でございます。阿部愛子さん外三百六十四名より提出されたもので、紹介議員に一ノ瀬　隆議員、名古屋史郎議員の二名がございます。この請願は、平山橋が五十七年が完成の予定でございますので、完成の暁には巡回バス路線として関係会社に働きかけをもって実現を図っていただきたいということでございます。市側といたしましても、実現に向けてバス会社と交渉を持つということでございましたので、全会一致をもちまして採択と決定した次第でございます。

次に請願第五三－七一号、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願でございます。この請願は、五十三年十二月八日、多摩平自治会幼児教室の浅倉敬子さん外二千百三十四名から提出され、紹介議員として名古屋史郎議員、川嶋　博議員、市川芳太郎議員、鈴木美奈子議員、この四名の方がございます。当時の浅倉さんは、現在はすでに幼児教室から関係をしないということで、私――委員長の方にこの請願代表の差しかえを要請ございまして、折衝の結果、岡田真弓さん



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（大越久雄君）　請願第五五－三九号は二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願でございます。阿部愛子さん外三百六十四名より提出されたもので、紹介議員に一ノ瀬　隆議員、名古屋史郎議員の二名がございます。この請願は、平山橋が五十七年が完成の予定でございますので、完成の暁には巡回バス路線として関係会社に働きかけをもって実現を図っていただきたいということでございます。市側といたしましても、実現に向けてバス会社と交渉を持つということでございましたので、全会一致をもちまして採択と決定した次第でございます。

次に請願第五三－七一号、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願でございます。この請願は、五十三年十二月八日、多摩平自治会幼児教室の浅倉敬子さん外二千百三十四名から提出され、紹介議員として名古屋史郎議員、川嶋　博議員、市川芳太郎議員、鈴木美奈子議員、この四名の方がございます。当時の浅倉さんは、現在はすでに幼児教室から関係をしないということで、私――委員長の方にこの請願代表の差しかえを要請ございまして、折衝の結果、岡田真弓さんに変更されまして、委員会としては承認をいたした次第でございます。この幼児教室の子供たちには健康診断並びに予防接種という内容の請願でございますけれども、予防接種につきましてはすでに実施をされているということで、健康診断の件につきまして審議をいたしました結果、多数をもって採択と決定をいたした次第でございます。以上報告申し上げます。

次に請願第五五－二一号、南平地区に警察派出所を新設していただく件につきましての請願でございます。この請願につきましては、昭和五十五年の九月十八日、南平地区連合会長、日野市南平の三浦重春議員外二千九百七十三名の請願署名でございまして、紹介議員には佐々木昭雄議員、市川芳太郎議員がございまして、南平地区に人口が密集してまいりましたので、治安上の問題から、この地域に派出所をつくっていただきたいという内容の請願でございます。本年、五十六年度におきましては、東京都においていろいろと警察官もなかなか増員できないという関係から、二ヵ所だけだというようなお話でございましたが、一応請願を採択しておいて、関係当局に働きをかけ、派出所をつくっていくよう努力すべきだということで、請願を採択いたした次第でございます。

次に請願第五五－三六号、父母負担の軽減と就園奨励費に関する請願でございます。この請願は昭和五十五年十二月十日、日野市百草九九九の山口　恵さん外四百四十一名の署名をもって請願、付託された案件でございまして、紹介議員には竹ノ上武俊議員、名古屋史郎議員、川嶋　博議員、三名がございます。この私立幼稚園幼児サークル三歳児につきましては、高幡、百草地区、並びに多摩平と三地区がございまするけれども、百草団地におきましては、自主的に自治会の方々が、幼児サークルとして三歳児を、園児を扱っておるため、多摩市ではこれに対する父母負担の軽減という名目から二千二百円を支給している。同じ地域に同じ場所で幼児サークルを行っておるので、この二千二百円の支給をお願いしたいということの請願の内容でございます。審議の結果、最終的には市の理事者がいま実施する考えがあるかないかという問題もございまして、市長の出席を要請し質問をいたしました結果、三歳児の補助問題は未検討であって今後の課題である。不明確な点があるが、都は五十六年度より三歳児に対しまして補助を開始するようだ、という委員の発言もあり、また庶務課長の方からもそのようなお話がございまして、お諮りいたしました結果、全会一致をもって採択と決した次第でございます。

以上報告をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　請願第五三－七一号につ

きまして、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施の問題につきまして、請願が出されましてから足かけ四年という長い年月でこの請願を審議していたわけですけれども、いままでの委員会の中で、このように長いこと請願を審議しているというのは余り例はないのではないかというふうに思うわけですけれども、委員長の報告では、全会一致採択されたというふうに報告されておりますが、審議内容について報告されませんので、詳しく、どのような経過をもって全会一致採択されたのか、それをお知らせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　私の方には一年前、確かに委員会構成が変わりまして、その前は二年ですか、長いこと審議しておったので、その当時やはりこの問題について十分検討をしたわけです。ところが、途中において請願代表者に内容を電話してお聞きしましたところ、請願代表者はすでに、この当時幼児を持っておったけれども、小学校に入学してしまって、その関係でかわっていますというようなことで、それならば委員長においてその請願代表者を変えてもらって、はっきり明確に代表の方々からよく伺った方がよろしいんじゃないかというような関係で、やはり二カ月ぐらいかかった次第でございます。かようなことで、いろいろと請願代表者から内容の面についても直接伺ったりいたしまして、皆さんにもいろいろ説明をしました結果、すでに幼児サークルにおきましては、健康診断を自主的に行っているということが請願代表者の方々から承りまして、ぎょう虫検査については七十円ですか、それから内科におきましては二百円、歯科においては三百円で実施をしている。これは自主的にお医者さんにお願いをして、幼児サークルの健康診断をしなきゃいかんので、そういう方向から自主的に行っていますというようなお話もございまして、その方向で御説明を申し上げ、委員の方々の御理解を得たような次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　四年間かかって審議ということは、委員長の交代もありますので、そのことについてはわかりますけれども、結局、長いことこれが採択されなかったために、請願代表もかわりましたし、また引き続き、自主的な、そういう請願趣旨に沿ったことが自分たちでやらざるを得ないという、そういう状況にも置かれているわけです。ですから今後の要望といたしましても、住民から出された請願につきましては、なるべく早く審議されるように要望して質問を終わります。（「おかしいじゃないか」「三年間も四年間もかかるのは委員長の責任じゃないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　私の方では先ほど申し



たとおり、一年ですからね。一年の間に努力に努力を重ねたわけで、それで今回皆さんの御了解を得るような条件をつくって初めて請願採択できたんですから、その点を御理解願いたいと思うんです、本当は。ぼくの責任じゃございませんよ。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　請願の五三―七一で、委員長の、鈴木美奈子議員の質問で私もある程度了承するんですが、私も実を言うと、五十三年に総務委員をやっていましたんで、この問題の審議には六、七回加わっております。そういう点でいけば、これは委員長の責任等でなくて、この請願の内容というものが非常に慎重を期さなければならなかった、というのが私は多くの理由だと思います。その点で確認をしたいと思います。私が総務委員でやっておったときには、少なくともこの健康診断の問題に対しては、たとえば小学校の場合には学校保健法という法律ですか、それによって内科医なり歯科医なり薬剤師、こういうものは当然設置者というか、いわゆる市の責任においてやらなければならないという学校保健法がある。私立の幼稚園なり私立の保育園では、当然、園則の中に、規則の中に、園医を設けるなり、歯科医師を設けるということが認可の条件でございます。そういう点を考えた場合に、私もこの審議の中で、こういう請願を出されて、市民要望にこたえるのは非常によいことであるが、いわゆるほかの民間施設、特に公認をされている私立の保育所なり私立の幼稚園に対し、市がどういう考え方を持っているのかということの問題提起をしておりました。その点に対する委員長の究明が、いわゆる理事者の答弁が審議の中で明確な答えが出たかどうか。さきの質疑の中で、幼児教室が自主的に、長く延びたからやっているというようなお話だと自分はちょっと合点がいかない。私にしてみれば、いわゆる公費を出すとするならば、あまねく市民の幼児施設なり保育施設に出すべきが妥当ではないか。またそうあるべきが公費の負担のたてまえから言って当然ではないか、こういうふうに考えられます。その辺の審議の内容の件をお聞きしたいと思います。また理事者からどういうお答えが出たかもお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　いまの石坂議員が言うような状況で、理事者の方から大変、一般施設、あるいはまた、まだ入っていない方々もいますね、一般児も。そういう関係も含めた中では、なかなか取り扱い上は非常に困難であるということは、理事者側の終始一貫した答弁でございましたが、一応幼児サークルを行っている団体におきましては、自主的に、自分たちの金額で、先ほど御報告したとおり、五百七十円程度の金額をもって、随時お医者さんと契約をして行っているというようなことでございましたので、一応そのような方向で今後も

行えるかどうか十分検討しながら、この請願については結論を出していくべきだという方向から、結論を出した次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ただいまの請願五三－七一には、委員長のいまのお答えで私は了解いたします。

いま一点の請願五五－三六号、父母負担の軽減と就園奨励費についての審議の内容をお尋ねしたいと思います。何かこの請願を見ると、一点は、三歳児にも保護者の補助金を出してもらいたい、こういうことが申されております。この点で理事者のどういうお考えが出たかどうかという点が一点。

それからいま一つ申し上げますが、都議会、いわゆる都でも三歳児に対する父母負担の軽減の補助金が五十六年度予算に計上されているやに聞いております。恐らく通るんではないかというふうに私は考えております。そういう点で、いわゆる理事者のこの請願に対する三歳児の父兄負担の問題にどういうお考えが出たかが一点。

それからいま一つ。この就園奨励費については、非常に就園奨励費自体の問題が、国の予算で、現在この予算の内容は、国が三分の一、都が三分の一、市が三分の一のものを市が予算措置をする。恐らく市の三分の一の負担の中には当然いわゆる基準財政需要額の中で交付金の形の中で見てくる、こういうことに私は理解しております。そういう点を踏まえた場合に、こういう施設まで拡大する考え方が市町村だけでできるかどうかというような点が、理事者からどういう考えが出たか、その点をお聞きします。以上二点です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ただいまの石坂議員の方からいろいろ質問が出ましたけれども、私かねがね思っているのですけれども、これは、ずばり言いまして、石坂議員が幼稚園の経営に参画をされているというような立場からいくと、いままでの質問をよく聞いておるんですが、若干利益誘導の部分があるんではなかろうかというふうに聞こえるんですけれども…。他の議員なら別ですけれども、その点についてどういうようなお考えでいるのか私わかりませんけれども、若干問題があるというふうにも聞こえますので、その点について、これはどなたが答弁するかわかりませんけれども、議長の判断としてどういうふうに判断するのか、お答えを願いたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいまの石坂議員の発言に対して、本間議員から、そのような発言は利益誘導ではないかというような発言があったんですけれども、全くその議事進行に対する意見は、いわゆる議員活動としての規約を知らない発言だと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そういうふうにきめつけられますと、じゃあ規約を調べましょう。あるいは、議員の、疑問を持ったから私は質問をしたわけでありまして、それは利益誘導でないというならばそれでいいんですよ。私は恐れがあると、――というのは、議員のそれぞれの規則、あるいは議員としての活動の範囲というものは、そうした規定にある一定程度の枠がはめられているわけですね。ですから、それを若干超越しているというふうに疑問を持ちましたものですから質問したわけです。議長、その辺について議長がお答え願いたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂議員の質問に対する答弁をしていただいて休憩したいと思います。お願いします。

---

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後二時　十六分休憩

午後四時五十六分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。本日の未了日程は十日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時五十七分延会

三月十一日　水曜日

（第三日）

昭和五十六年
第一回定例会

# 日野市議会会議録

## 第三号

三月十一日　水曜日　（第三日）

出席議員（二十八名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲君 | 十七番 | 石坂勝雄君 |
| 二番 | 市川芳太郎君 | 十八番 | 滝瀬敏朗君 |
| 三番 | 秦正一君 | 十九番 | 林重義君 |
| 四番 | 飯山茂君 | 二十番 | 市川資信君 |
| 五番 | 川嶋博君 | 二十一番 | 島村孝志君 |
| 六番 | 中山基昭君 | 二十二番 | 大越久雄君 |
| 七番 | 大柄保君 | 二十三番 | 一ノ瀬隆君 |
| 九番 | 藤林理一郎君 | 二十四番 | 竹ノ上武俊君 |
| 十番 | 谷長一君 | 二十五番 | 米沢照男君 |
| 十一番 | 名古屋史郎君 | 二十六番 | 杉山寅三郎君 |
| 十二番 | 本間久君 | 二十七番 | 高橋通夫君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子君 | 二十八番 | 佐々木昭雄君 |
| 十五番 | 板垣正男君 | 二十九番 | 正国務君 |
| 十六番 | 奥住芳雄君 | 三十番 | 三浦重春君 |

欠席議員（なし）

欠員　八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男 | 君 |
| 助役 | 野呂章 | 君 |
| 収入役 | 成井正夫 | 君 |
| 企画財政部長 | 生野清 | 君 |
| 総務部長 | 赤松行雄 | 君 |
| 市民部長 | 神藤貞次 | 君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉 | 君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光 | 君 |
| 次長 | 朝倉敏夫 | 君 |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 君 |
| 書記 | 五十嵐隆 | 君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　柿崎洋子　君

議事日程

昭和五十六年三月十一日（水）
午前十時開議

| | | |
|---|---|---|
| 建設部長 | 森久保三次 | 君 |
| 都市整備部長 | 結城邦夫 | 君 |
| 福祉部長 | 加藤一郎 | 君 |
| 水道部長 | 中村亮助 | 君 |
| 病院事務長 | 加藤一男 | 君 |
| 教育長 | 倉又秀作 | 君 |
| 体育課長 | 大谷俊夫 | 君 |
| 書記 | 平川雅弘 | 君 |
| 書記 | 谷野省三 | 君 |
| 書記 | 串田平和 | 君 |



（請願審査報告）

一　請願第五五―三九号　（総務委員会）
二・二・六号線開通に伴うバス路線

二　請願第五三―七一号
幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願

三　請願第五四―　七号
航空機騒音防止に関する請願（二、三項）

四　請願第五五―二一号
南平地区に警察派出所を新設していただく件につき請願

五　請願第五五―三六号
父母負担の軽減と就園奨励費に関する請願

六　請願第五五―二八号　（文教委員会）
（ソフトボール）運動場増設に関する請願（一、二項）

七　請願第五五―三四号　（厚生委員会）
第七小学校区学童クラブ設置に関する請願

（都市整備産業建設委員会）

八　請願第五五―一一三号
排水路のふたかけ促進の請願

九　請願第五五―三七号
第二回（昭和五十六年度）ミス日野コンテスト運営費の助成に関する請願

一〇　会期の延長

（常任、特別委員の選任）

一一　日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について

（議案上程）

一二　議員提出議案第一号　日野市議会昭和五十六年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任について

一三　議員提出議案第二号　日野市議会昭和五十六年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について

一四　議案第一号　昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の報告承認について

一五　議案第二号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について

一六　議案第三号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

一七　議案第四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
一八　議案第五号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案第六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の判定について
二〇　議案第七号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
二一　議案第八号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
二二　議案第九号　日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定について
二三　議案第一〇号　昭和五十五年度日野市一般会計補正予算について（第七号）
二四　議案第一一号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
二五　議案第一二号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
二六　議案第一三号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）
二七　議案第一四号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第四号）
二八　議案第一五号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）
二九　議案第一六号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）
三〇　議案第一七号　昭和五十六年度日野市一般会計予算について
三一　議案第一八号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算について
三二　議案第一九号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算について
三三　議案第二〇号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算について
三四　議案第二一号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算について
三五　議案第二二号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算について
三六　議案第二三号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算について
三七　議案第二四号　市道路線の一部廃止について
三八　議案第二五号　市道路線の廃止について



三九　議案第二六号　市道路線の認定について
四〇　議案第三〇号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
四一　議案第三一号　日野市立平山中学校建設用地取得について
四二　議案第三二号　東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定について
四三　議案第三三号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
四四　議案第三四号　日野市一般職の昭和五十五年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
四五　議案第三五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（請願上程）
四六　請願第五六ー一号　市立第三幼稚園前の下水に関する請願
四七　請願第五六ー二号　市道認定についての請願
四八　請願第五六ー三号　市営テニスコートの設置促進に関する請願
四九　請願第五六ー五号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願
五〇　請願第五六ー六号　「新一般消費税」新設に反対する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第五〇まで

午前十時三十九分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

前日に引き続き、総務委員会関係の報告を続行いたします。

総務委員長、登壇を願います。

〔総務委員長登壇〕

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　九日の、議長に対しまして私質問をいたしましたけれども、この際、その質問に対しまして、議事進行上取り下げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君の質問に対する答弁を求めます。総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　一点目は、審議をしまして、市長、理事者側から、五歳児に対しましては、重点的にその処置をなすということで、しかし、五十五年度から四歳児につきましても取り扱って、なおかつ五十六年度では二園を市の方でも幼稚園等については実施をしていく。それでなお、父母負担の軽減のために、五十五年度から四歳児につきましても二千円、同じく四千円に――東京都から千八百円来ておりますけれども、これに二百円を加えまして四千円を支給し、四歳、五歳児を重点的にし、三歳児につきましては、いまのところ検討課題としております、ということでございます。ただし、多摩



地区の幼児サークルの方々が、百草園の方に参っていながら、行政区が違うとはいいながらも、多摩市の方では、二千二百円の幼児サークルに対して補助金を支給しておる。これにつきましては、十分多摩市と市長も連絡を取りながら協議をすべきである、というようなことで、意見としては、強く要望をしておるところでございます。

二点目の、就園奨励費の問題でございますが、これらにつきましては、当然、この請願を採択した時点におきまして、努力を払ってもらうような方向で理事者の方で対処していただかなければならんことでございますので、答弁といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ほかの点は了解しました。

就園奨励費のことなんですけれども、理事者の努力とおっしゃって、どういう努力の中で、やられる方に、出す方に努力するというお答えであった、と理解してよろしいんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　一昨日も報告の中に、市長を呼びましてしたときに、三歳児については、五十六年度では考えておりません、ということでしたけれども、その中で東京都が五百円、私立幼稚園のところですね……。ああ、それでなくてね……。そういう関係から、今回は実際には、いまのところ三歳児については、検討をしていくことであって、まだ実

施をするかどうかということについては、検討させてくれということでございますので、当然、それらにつきましても、請願を採択した意見を尊重していただいて、理事者側で検討していただかなければ、私はならない、ということしか答えられませんので、もしそれ以上のことでございましたら、理事者から答弁を願いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　審査報告について、若干確認の意味で質問させていただきたいと思います。第一点は、請願五三ー七一号の採決の結果について、多数で採択したという委員長の報告でしたけれど、全会一致で採択されたんではないか、というふうに私感じておりますので、その辺、もし全会一致であったなら、全会一致というふうに訂正をしていただきたい、というふうに思います。総務委員長の報告は「多数によって」という報告でしたので、その点をはっきりさせていただきたいと思います。

それから第二点は、百草団地では、自治会主催の幼児教室という委員長の報告でしたけれど、私が聞くところでは、多摩平は自治会立、百草団地については自主的な幼児教室で、もちろん自治会とは友好関係にあると思いますけれど、その辺は、百草団地のは自主的にやっている地域の幼児教室、というふうに聞いていますので、その辺も、わかれば明確にしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　一点目の請願第五三ー七一号については、賛成多数で採択をしております。全会一致ではございません。（「全会一致でしょう。これは。反対の人なんかいないぞ、しっかりしなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）これね、事務局の方でとってもらったんですよ。それに賛成多数ということで……。（「反対はいないよ、だれも。全会一致だよ」と呼ぶ者あり）それでは訂正いたします。全会一致であるということを確認していただきたいと思います。

それから二点目は、就園奨励費の問題ですが、就園奨励費については、検討させてくれということでございますので、当然、それらにつきましても、請願を採択した意見を尊重していただいて、理事者側で検討していただかなければ、私はならない、ということしか答えられませんので、もしそれ以上のことでございましたら、理事者から答弁を願いたいと思います。わからなければ結構です。

それから第三点目は、就園奨励費の件ですけれど、就園奨励費の方について、委員会で審査された際に、三多摩二十六市の中で、就園奨励費を未認可幼稚園であるこの幼児教室にも出している市があるかどうか、その辺が審議されたのかどうか、伺いたいと思います。これは請願第五五ー三六号に関する件ですけれど、同じく父母負担の軽減ということで、東京都が三歳児に五百円を今度予算化提案したということで、可決される見通しですけれども、これは、日野市内の多摩平とか百草団地のこの未認可幼稚園、いわゆる幼児教室にも対象になることが委員会としては確認されているかどうか。以上についてまず質問させてもらいたいと思います。



○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　東京都の方と打ち合わせの内容につきましては、まだ都議会の方で予算も決定していない時点でございますので、はっきりは言えないけれども、五百円は補助金として三歳児に出ます、出る予定です、というような報告は庶務課長の方からありました。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いま委員長の審査報告ですと、就園奨励費については、三多摩では適用した市町村はないということですけれど、私が武蔵野市役所に直接調査いたしましたところ、武蔵野市においては、幼児教室のお母さんたちの運動を受けまして、国にかわって幼児教室にも就園奨励費を適用している。こういうことがございましたので、これは審査されていないのでございますから、報告としてはないという答弁でも仕方がないんだと思いますけれど、要望ということで発言しておきたいと思います。ぜひ委員会並びに市の方で、そういう実例もございますので、この就園奨励費についても、日野市でも市独自にそういう運用ができる実例が、すでに先例ができておりますので、こういう点でひとつ、それぞれ努力をしていただきたい、こういうふうに要望したいと思います。

それから未認可保育では二十六市では出しておりません。それから次に、東京都が五百円を三歳児につきまして父母負担の軽減費として出すことにつきましては、庶務課長の方からお話がございまして、これは幼児サークル等にも出されるんじゃないか、というような答弁でございました。その後確認したところによりますと、これは私個人で確認しておりますので、これは発表しなくてもよろしいんじゃないかと思いますけれども、庶務課長の方では、一応五百円は三歳児にも出るという関係で、全会一致で採択をした次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いま委員長の審査報告ですと、就園奨励費については、三多摩では適用した市町村はないということですけれど、私が武蔵野市役所に直接調査いたしましたところ、武蔵野市においては、幼児教室のお母さんたちの運動を受けまして、国にかわって幼児教室にも就園奨励費を適用している。こういうことがございましたので、これは審査されていないのでございますから、報告としてはないという答弁でも仕方がないんだと思いますけれど、要望ということで発言しておきたいと思います。ぜひ委員会並びに市の方で、そういう実例もございますので、この就園奨励費についても、日野市でも市独自にそういう運用ができる実例が、すでに先例ができておりますので、こういう点でひとつ、それぞれ努力をしていきましては、未認可保育では二十六市では出しておりません。それから次に、東京都が五百円を三歳児につきまして父母負担の軽減費として出すことにつきましては、庶務課長の方からお話がございまして、これは幼児サークル等にも出されるんじゃないか、というような答弁でございました。その後確認したところによりますと、これは私個人で確認しておりますので、これは発表しなくてもよろしいんじゃないかと思いますけれども、庶務課長の方では、一応五百円は三歳児にも出るという関係で、全会一致で採択をした次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　じゃあ、いま質問した件で、総務委員長の報告ではちょっと審査の内容から全部わかりきらないという点もありますので、私の方で、要望という形でいま一言申し上げたいと思います。

幼児教室のこの健康診断の問題についてですけれど、幼児教室の健康診断については、いま自主的にお母さんたちが子供をお医者さんのところに連れていったり、特定の場所にお医者さんに来てもらったりして、個人的に健康診断をやっているわけ

です。学校関係ですと、私立でも公立でも、これは大学生から幼稚園に至るまで、学校保健法というのがございますから、これによって、明確に学校の設置者の方で健康診断を行うようにということが規定され、公立の場合には、公費でこれをしているということになっているわけです。また就学時前の健康診断については、これも学校保健法で、教育委員会の責任でこれはやる、ということが法律で保障されているということになっているわけです。それから保育園などの場合には、法律といいますか、厚生省の厚生省令によって、児童福祉施設最低基準というのがありまして、その中で、嘱託医を置くことと、健康診断を年二回行うということが法律で保障され、これも公立の場合は、公費で負担しているということになっているわけです。そういう点で、幼児教室がみんなの自主的な運営、あるいは自治会の運営だということで、いろんな点で、設置者としてなかなか力がない、というような場合もあると思いますね。そういうときに、力がないから幼児教室は早く学校法人にしろとか、完全な幼稚園にしろ、という発想もあるかと思いますけれども、現在こういう学校保健法とか、厚生省令ができた後、都内あるいは大都市周辺部に団地などがたくさんできて、子供たちが非常に人口密度が高いというところから出た幼児教室ですので、そういう点の背景を考えていただいて、私は市当局の保健衛生課担当とか、あるいは市長、あるいは医師会の協力、看護婦さんなどの協力も得て、ぜひ願意のとおり、この健康診断も強力にひとつ、来年度からでも実施していただきたい、というふうに思うわけです。

それからもう一つの三歳児の問題ですけれど、これについては、私も個人的には東京都の学事部にも直接調査し、また東京都の予算書も見ましたが、その範囲では、未認可幼稚園にもいままで四歳児、五歳児に補助金を出していたところには出すようにセットしてある、という内容になっておりますので、ぜひこれが実現されるように、市当局でもぜひ御努力をいただきたい、というふうに思います。それとともに、この都議会で今度五百円のったということについては、前回、本会議の開会日に助役が、市長会などで強く予算復活折衝その他で都知事に要請した、そういう結果この五百円がのったという報告がございましたが、そのほか助役も触れたとは思いますけれども、日野市内の自治会その他で取り組みまして、私学助成の強化、補助金などの増額ということで、東京都議会に百三十万人の請願署名が出されまして、幼児教室の方も二万八千人の請願が出まして、去年の十一月十八日の東京都の総務都民生活委員会で採択をされ、そこで三歳児にも補助金を増額せよ、というような、そういう東京都民の運動、幼児教室なども含めてあったための予算化反映だ、というふうに思います。そういう点で、東京都から五百円来るんですけれども、東京都が三歳児に補助金を、父母



負担軽減費を出すということが実施されたという段階では、日野市の段階でも、ぜひ四歳児、五歳児に東京都の上にその倍額の上乗せをしておりますから、同様の発想で、ぜひ三歳児にも上乗せという方向で努力をしていただきたい。特に請願が出ている百草団地では、――多摩市では独自に、公立幼稚園が少ないという点はありますけれども、それを配慮したとしても、三歳児にも二千二百円の月額の手当が出て、新年度からさらにそれを増額をし、さらに都からも五百円来るということで、日野市と多摩市を比べますと、三千円対ゼロ円というようなことになりますので、そういう行政格差を埋める方向で、ぜひ市当局並びに関係者の努力を強く要望したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　請願第五五－二一号について質問いたします。先日の委員長報告では、請願代表者三浦重春議員と言われました。常識で考えてみて、これは非常に不自然であると思うわけです。私ども議員は市民の代表として、市民要望を入れるための発言の機会は、この議会であらゆる機会に持てるはずであります。これが間接民主主義ということだと思いますけれども、一方、直接民主主義の一つの方法として、請願があるわけです。したがって、議員が請願を出すということは、普通で考えれば全く必要ない。それをあえて請願を出してきたということは、全く不自然であるし、常識から考えて私には理解できないわけですけれども、この請願を審査するに当たって、このことについて、総務委員会では審議なさったかどうかをお聞きしたい。そして審議されたとしたら、どういう審議がなされたか、お聞きしておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務委員長。

○総務委員長（大越久雄君）　ただいま一ノ瀬議員から質問されたような点につきましては、ございました。ございまして議員としての資格の中では請願というものは、代表としては、いま一ノ瀬議員がおっしゃるようにできませんけれども、地方に帰った場合には、一市民としての代表として出すことについては、請願はできるということでございまして、一昨日、私「三浦重春議員」と言った「議員」ということにつきましては、そういう関係からしますと、一つつけ加え過ぎたということで、「議員」の点だけ削除をしていただきたいと思います。そのようなことにつきましては、総務委員会で審議をいたしまして、一個人ということで、一代表としてということで、請願権はあるということを認定をした時点で、審議をいたしました。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　今後のこともありますし、良識ある日野市議会でありたいと思いますので、法規の上からどうなのか、そしてそれが望ましいことなのか望ましくないこ

となのかも含めて、議会事務局の方からこの際お答えしていただければ幸いです。

○議長（滝瀬敏朗君）　議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお答えをさせていただきます。ただいまの御質問につきましては、適法であるかないかという資格の問題については、法律に抵触するものではございませんし、総務委員長から報告があったとおりでございます。ただそれを出していいか悪いかということにつきましては、それぞれの御判断だということで、このことについてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は採択であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五－三九号、二・二・六号線開通に伴うバス路線新設に関する請願、請願第五三－七一号、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願、請願第五五－二一号、南平地区に警察派出所を新設していただく件につき請願、請願第五五－三六号、父母負担の軽減と就園奨励費に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五四－七号、航空機騒音防止に関する請願（二、三項）の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（大越久雄君）　請願第五四－七号、昭和五十四年三月十二日受付で、依田友子さん外七百四十名からの請願でございまして、紹介議員に鈴木美奈子議員。このうち一項につきましてはすでに採択をしておりまして、二項につきまして、日米共同使用の名による自衛隊基地の大幅拡張をやめること、立川基地跡地の三分割有償方式をやめさせ、跡地を住民の総意に基づく平和利用を進めること、この二件が継続審査になっておりまして、慎重審議をいたしました結果、採択と決定をいたした次第でございます。なおかつ請願代表が阿部美佐子さんにかわって届け出られて、二月十九日受け付けておることを了承されております。以上審査の結果を報告申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。



これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－七号、航空機騒音防止に関する請願（二、三項）の件は委員長報告のとおり一部採択と決しました。

これより請願第五五－二八号、ソフトボール運動場増設に関する請願（一、二項）の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。この請願は五十五年の十月十三日に受け付けられまして、請願代表はソフトボール連盟の理事長、日野市日野一〇一八番地の柴崎忠男さん外七十名でございます。要旨といたしましては、ソフトボール運動場増設に関する請願でございますが、ソフトボール連盟は参加チームが六十七チームあり、約千六百七十五名の市民が現在組織されております。しかし毎回大会を開いておりますけれども、なかなか会場がないということで、市内の会社の体育施設を利用してやっている。こういう中で、ぜひ日野市で運動場を確保していただきたい、そういうことから三点請願が出されております。その一点目は、多摩川河川敷を利用して運動場をつくってください。これは東光寺地区の多摩川河川敷を早く運動場に建設して、そして多摩川、浅川の可能なところを運動場にという、この一点目につきましては、現地を調査いたしました。そしてまた市長にも出席要請いたしました中で、来年度の予算の中で落川、東光寺の測量費を計上する、こういうことが明らかにされまして、全会一致採択といたしました。

また二点目の七生中学校に夜間照明施設をつくっていただき、さらに逐次公立中学校にもこれを推し進めていただきたい、こういう内容につきましても、七生中学校の夜間照明施設につきましては、すでに五五－二五号において採択され、また五十六年度の予算の中でも、もう予算書を見ますとのっているわけです。そういう点におきまして全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　運動場の増設に関するこの請願でございますけれども、いま鈴木委員長の報告を聞いていますと、河川敷に運動場を、練習場をつくるように運動を進めているということでございますけれども、私いま聞きたいのは、ある議員がソフトボールチームをつくって、その中で何とか杯というものを出して、ホームラン一本打つごとにビール一ダー

ス、というようなことで盛んにいま運動を行って、うわさによりますと、何かあるところに選挙に出るんじゃなかろうかどうかとかいうような問題もあったりなんかしまして、やはりこうしたソフトボールチームなり、あるいは一つの団体の中でもって運動されてることは、一緒になってやってることは結構ですけれども、そうした、まあ、私この場で言うのが正しいかどうかわかりませんけれども、いろいろとそうしたような、恐らく紹介議員に名を連ねているんじゃなかろうか、というふうに思いますけれども、きわめて何と言いましょうか、理解できない問題があるんですけれども、そういう問題についての議論というか、そういったものが出されなかったか。と言いますのは、私の友人であります人もソフトボールチームに入ってるわけですけれども、そういう方が何かメダルをもらってきまして、その中に個人の名前が入っていたり、いろいろと聞きますと選挙法上も若干問題が出てくる、公選法上。というようなこともございまして、そういったものに対する疑問というか、まあソフトボールチームそのものが、これは全市的なチームの請願なのか、それとも連盟といいますけれども、一部の方が、まあ、連盟といってもいろいろあるでしょうけれども、どういった内容の連盟なのか、その辺についてちょっと、できればお聞かせ願いたい。ソフトボールチーム、たくさんありますよね。ですけれど、日野市全体の連盟なのか、あるいは日野市の中の連盟のうちの一部の連盟なのか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　この請願の紹介議員は三浦重春さんでございます。そしていまのこの内容につきましては、ソフトボール連盟理事長の名前で請願が出されておりますので、どのチームかということでなくて、このソフトボール連盟そのものということで確認されております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうすると全域だということで理解してもよろしいんですね。（発言する者多し）協会と連盟があるんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　請願五五－二八号となっております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうすると、請願ですね。何か同じような会派の中から陳情だというふうな声があるんで、これは請願ですね。請願で紹介議員が三浦議員であるということですね。それじゃ疑問ありますので、ちょっと照らし合わせてください。

そうしますと、請願五五－二八号ということでいま確認されましたのでわかりました。それで連盟と協会があるということでありますね。それでその連盟と協会というのは、まあそれぞれ名前の呼び方は結構ですけれども、問題は、私が言いたいのは、この連盟の中の一部で、そうしたいわば公選法上の問題となっているようなところがありますものですから、それについて今後そういう形でソフトボールの運営とか何とかで利用しているようなところでは私は困るんではなかろうかと思うわけですね。ですから、あくまでも市民が自主的、自発的に行ってるチームが結集をされて、それでソフトボールの運動場を建設してほしい、こういうことでは理解できるんですが、要は、残念なことにそうでない人たちが中心になって、一部が請願を積極的に出してきている。そのチームの中でやはりそうした何々杯をめぐって、ホームラン一本打つとビール一ダース、それとかメダルを出してやってるようなことだと、私はそのチームそのものが、あるいは公選法上に触れるということでありますので、その点、今後やはり民主的な市民スポーツを奨励する意味からも、厳重にひとつ御忠告を願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　私が質問することは、委員長に質問をするというのはちょっと酷かなという気がするのですけれども、まあこの際おかりをいたしまして質問をさせてもらいますので、もし委員長の方で御答弁が無理なようならば、これは当局に、ちょっと理事者側に聞いてみたいというふうなことなんですが、ただいま本間議員からもちょっとお話が出ましたけれども、市内には連盟と協会というふうなことで、ソフトボールのチームが真っ二つに分かれているというふうなことも私も聞いておるんですが、ここで私どもの手元に、十五日の午前十時から多摩川のソフトの運動場の開設式というのが通知をもらったわけなんですが、聞くところによると、この始球式というか何というか、この連盟の皆さん方がおいでになってやるんだというふうなことを聞いておりますけれども、当然この点等については、文教委員会の中で審議はされてないと私思いますので、理事者の方にちょっとお聞きをしておきたいんですが、議長よろしいですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　この三月十五日に、多摩川の河川敷のところに、ソフトボールだけではなくて、少年野球などもできるグラウンドを整備させていただいたわけでございます。それですから、それについての開会、皆さんに紹介するという意味でそういう会を開かせていただく、そういうことでございますのでその運営などについては、野球とか、あるいはその関係の深いソフトボールでございますか、そういうような方々にお手伝いをいただくということはあり得ると思います。それからあるいはそこでもって試合をやっていく、というよう

な行事が行われるというふうに私理解しております。別に、いまの論議になっているようなことと関係してそういうものを開く、というようなことではございませんので、よろしく……。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま教育長の方からで、すべての団体にというふうなことだと私は解釈するわけなんですけれども、当然連盟にしろ協会にしろ、それからそのほかの少年野球のグループにしろ、これは通知は行っておりますか、どうですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それについては、いま課長が来ておりますので、その辺のことについてはお答えさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　体育課長。

○体育課長（大谷俊夫君）　十五日に行われます少年野球場の開場式につきましては、少年野球連盟のチームを中心とした開場式でございます。したがいまして、ソフトボールのチームの参加はございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　はい、了解しました。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

○　本件について御意見があれば承ります。本間　久君。

○十二番（木間　久君）　私先ほど質問しましたけれども、いま大柄議員の方からもちょっと言われましたけれども、多摩川の河川敷につくるグラウンドに対しましては、日野市内の軟式の少年野球連盟の方からの請願が採択され、それが実を結んできたという経緯がございますね。ですから、そのこけら落としといいましょうか、そうしたものにつきましては、やはりそうしたところがまずこけら落としを一つして、市長あたりに始球式でもしてもらって、そのグラウンドの使用を開始するというようなことで、ひとつぜひお願いをしたい。といいますのは、こうしたソフトボール連盟の方からもかなり、自分たちの方に先に使わせろというふうなことで、連盟の中でいろいろとやり合っている経過も、そういうふうに耳にしております。ですからそういうことのないようにひとつ取り計らって、後は順次それぞれ皆さんが御使用できる、という形でひとつお願いをしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五ー二八号、ソフトボール運動場増設に関する請願（一、二項）の件は、委員長報告のとおり一部採択と決しました。

これより請願第五五ー三四号、第七小学校区学童クラブ設置に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。請願第五五ー三四号、第七小学校区学童クラブ設置に関する請願につきまして、本請願は第七小学校区に学童クラブをつくる会の代表者相良さん外千六百七名から出されました請願でございます。現在学区外の三カ所の学童クラブに通わせているような関係上、七小学区へ学童クラブを設置していただきたい、このような内容でございまして、遠くは四十分ぐらい通うのにかかるというような関係もございまして、いろいろ交通の件とかいろいろ大変でございますので、早急に設置をしていただきたい。委員会といたしまして慎重に審査いたしました中で、今年度の申し込み者につきましては「ふたば」が四名、「さくら第一」が十八名でございまして、学区内の希望者と申しますか、二十二名おられるようなことでございます。七小の学校につきましては、今後空き教室は当分見込めないというような現状でございますけれども、市の方針といたしまして、一小学校区に一学童クラブ設置と、こういうような方針がございますので、これらに基づきますとともに、幸い中央公園の南側にも三千平米の公有地もございますので、市の公共用地ということになっておりますので、これらを勘案の上、早急に設置すべきである、こういうような委員会としての意見一致を見ましたので、本件を採択することに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五ー三四号、第七小学校区学童クラブ設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五五ー一三号、排水路のふたかけ促進の請願、請願第五五ー三七号、第二回（昭和五十六年度）ミス日野コンテスト運営費の助成に関する請願の件を一括議題といたしたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　請願第五五ー一三号、排水路のふたかけ促進の請願でございます。本請願は南平三ー一九ー八、平　清春さん外の方々から出されたものでございます。当委員会は現地調査の結果、慎重審議の結果、全会一致採択と決しました。よろしくお願いをいたします。

続きまして請願の第五五ー三七号、第二回（昭和五十六年度）ミス日野コンテスト運営費の助成に関する請願でございます。これは日野市の公益法人でございます商工会の会長さん、斎藤一さんから出されたのでございます。この請願も慎重審査の結果、全会一致採択と決しました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五ー一三号、排水路のふたかけ促進の請願、請願第五五ー三七号、第二回（昭和五十六年度）ミス日野コンテスト運営費の助成に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後　二時　十分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　昨日議会運営委員会を開催して、その審議の経過を御報告申し上げます。先般九日の日に、会期を一日ずつ繰り延べて二十五日と申し上げておきましたんですが、今回は会期を二十七日まで延長することにいたします。よって本日以後の日程については、お手元に五十六年度第一回定例会日程表の配付がなされていると思いますが、そういう点で御了承願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告がありましたとおり、会期を二十七日まで延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は二十七日まで延長することに決しました。

これより日程第一一、日野市議会常任及び特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑を省略し、これより本件を採決いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　採決の前に一言言わせていただきます。この選任については代表者会議で合意したことでありますので、あえて反対するつもりはありませんけれども、余りにも欠陥のある選任の仕方であると思いますので、一言発言しておきたいと思います。

一年の任期が切れて各委員会が今回改選になったわけですけれども、改めて組み直しながら、常任委員会では総務委員会八名でありながら文教委員会は六名というアンバランスがそのままになっています。特別委員会では、ごみ問題対策特別委員会はわずかの五名になっています。常任委員会の場合、四月の市議補選があるので、そこで当選した二人を文教委員会に入れるということですけれども、それではこの三月定例会はどうでもいいというのか。一年のうちでも最も大切なこの定例会を無視していいというのでしょうか。また文教委員会はそれほど重要でないというのでしょうか。明らかに二人欠員であったら、四つの常任委員会を七名ずつすべきであったと考えます。定数三十から欠員二を引いたら二十八人です。二十八を四で割れば七で、余りはなしだ、ということを知らないと市民には思われたくないので、あえて発言しました。

もう一点。常任委員会で議長、副議長は総務委員会に所属する慣例があるということです。会派に振り分ける前にそれを決めてしまう。議長、副議長は総務委員会だということを決めてしまうということです。しかし、この必要は全くないと思います。議長、副議長がどの常任委員会に所属してもいいのではないでしょうか。慣例といいますけれども、この慣例が守られてきたわけではありません。四年前の一九七七年三月以降の副議長はだれだったか、その人がどこの常任委員会に所属していたかを調べればわかるはずです。わが名古屋史郎議長をよく補佐してくれたときの杉山副議長は、都市計画産業建設委員会に所

属していたのであります。こんな慣例でない慣例に縛られることはないと思います。そうしないと最も市民から支持されている党派が、四人の議員を確保しながら、一つの常任委員会には所属できず、市民の負託に十分こたえられ得ないという、全く困った状態が起きてくることがあるのです。この慣例を今後十分考えていくよう望んでおきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって日程第一一、日野市議会常任及び特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第一号、日野市議会昭和五十六年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑を省略し、これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一号、日野市議会昭和五十六年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二号、日野市議会昭和五十六年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは議案第一号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算第六号であります。地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月十三日付をもって専決をしたものであります。その補正額は、歳入歳出それぞれ三千二百六十七万円減額し、歳入歳出予算の総額を二百十八億二千二百七十二万九千円とするものであります。



詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御承認のほどお願いいたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御説明いたします。お手元にあります補正予算第六号の予算説明書の最終ページの歳出の部分から御説明いたしたいと思います。この原因は、地元要望に対する設計変更があったために、工期が来年度にまたがる、そういう形になりましたので、またがる部分について減額し補正するものでございます。その減額する内容につきまして、歳出の部分で委託料、工事請負費、十八の備品購入費、その三項目に分かれております。これに対するこの財源としましては、都から入ります歳入の方の財源をそれぞれ歳出に見合う対応において、財源内訳に従いまして、振興交付金の方からと、それから民生費の方からそれぞれに減額し補正しているものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第六号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二号は昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第二号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十五日付で専決処分をしたものであります。補正額は、収益的収入及び支出をそれぞれ十三万二千円追加し、収益的収入及び支

出の予定総額を千八百四十二万五千円とするものであります。
　詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。
○生活環境部長（伊藤正吉君）　それでは補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算の額は、提案理由にございましたように、十三万二千円でございます。
　これは昨年の五十五年の産米の水稲の被害調査が非常に多かったわけでございます。それを締めて十一月に東京都の農業共済組合連合会に申請したわけでございますが、その後まだ申告漏れがございまして、それらにつきまして、これらの専決をさせていただいたわけでございます。農作物共済勘定の欄の中に、地方公営企業法第二十四条第三項ということで、これが弾力条項となってございます。これを適用いたしまして専決処分させていただいたわけでございます。よろしくお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり可決されました。
　これより議案第三号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第三号は、日野市国民年金印紙調達基金の額を三千五百万円から四千五百万円に引き上げるため、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正するものであります。
　詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。



○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。
○市民部長（神藤貞次君）　ただいまの第三号議案につきまして御説明申し上げます。提案理由につきましてはいま市長が申されたとおりでございますが、印紙調達基金の基金の増額でございます。この理由といたしましては、国民年金保険の加入者の増加と、それから保険料の増額――これは四月から月額三千七百七十円が四千五百円となります。これによりまして保険料の総額が増加いたします。当市の場合、約十五億円が予想されます。したがいまして、基金を一千万増額することによりまして、基金の回転率を減少いたさせたい、このような理由でございます。現在の基金でございますと年間四十三回転、月約四回ぐらいでございます。基金を一千万増額させていただきますと、三十三回転、月約三回弱になるわけでございます。以上が理由でございます。終わります。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第三号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。
　これより議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　それでは三議案につきまして提案の理由を申し上げます。
　議案第四号は、現行の日野市農業共済条例の見直し、及び東京都の指導もあって、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。
　議案第五号は、都の道路占用料の改定に伴い、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。
　議案第六号は、日野市立公園条例の一部を改正するもので、

今回新たに山王下公園、稲荷沢公園、及び大名淵公園を加えるものであります。

以上三件、それぞれ詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　それでは、議案第四号につきまして御説明申し上げます。今回の改正条文は、十八カ条でございます。それでは四枚めくっていただきまして、新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

まず第三条関係でございますが、共済目的、共済事故の中に、蚕児の風水害の中に鳥害を入れたということでございます。それからそのページの最後のマイナス二行目の下から三字目でございますが、「火害」となってございますのは、これは「災」の誤りでございますので、ミスプリでございますので御訂正をお願いしたいと思います。蚕児の事故につきましては、火災も事故の対象になる、こういうことでございます。

それから第五条につきましては、適用条文の変更でございます。

それから十八条の次に二カ条を挿入いたします。まず十八条の二につきましては「支払い責任のない損害」、十八条の三につきましては「共済関係の無効」、これらはいずれも共済責任の範囲を明確化したものでございます。それから次のページの八十八条の三、あるいは八十八条の九、八十八条の十八、これらにつきましては、園芸施設の共済関係でございまして、いずれも適用条文の挿入でございます。以上、これは附則といたしまして四月一日から適用する、そういう内容でございます。

それから第三者に対する権利の取得」、これにつきましても、共済責任の明確化を図ったものでございます。

それから三十二条、三十四条につきましては、これは適用条文の変更でございます。

それから三十九条以下六カ条でございますが、これらにつきましては、蚕繭勘定に関連するものでございまして、掃き立て制が、今度は収繭量制に変わりました。そういうことで共済の掛金とか、それから支払い額、あるいは支払いの免責、そういったものが変わるわけでございます。

それから二枚めくっていただきまして六十九条でございますが、これは家畜共済の掛金の変更でございます。いままでは、牛と豚、あるいは馬ですか、こういったものについて掛金の率が変わってございましたけれども、今度は牛、馬は二分の一、豚については五分の二、こういうような内容の変更でございます。

それから八十四条は削除でございまして、先ほど申し上げました十九条の二の方に変更になったわけでございます。

それから次のページの八十八条の三、あるいは八十八条の九、八十八条の十八、これらにつきましては、園芸施設の共済関係でございまして、いずれも適用条文の挿入でございます。以上、これは附則といたしまして四月一日から適用する、そういう内



容でございます。終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　議案第五号を御説明申し上げます。議案第五号は、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。本条例は、東京都道路占用料等徴収条例に準拠し、また各市の均衡を考慮して昭和五十一年条例第六号として制定したものであります。東京都は、昭和五十三年十月、条例を改正して占用料の引き上げを行っておりますが、この改正の理由は、昭和五十二年十月、建設省において国道に係る占用料が改正されたことにより、現行占用料との均衡を失することとなったこと、また地下埋設の口径区分が実情に合わなくなったことの二点によるものであります。しかし、この改正は、本市の条例に適用した場合、部分的には占用料の増額になりますが、総体的には逆に減額になりますので、市条例の改正を見送ったのであります。さらに昭和五十五年四月、東京都は条例の改正を行い、占用料を引き上げております。この改正の理由は、固定資産税の引き上げによるものとされております。この改正による引き上げにより、東京都及び各市との間に、相当の不均衡を生ずることになりました。よって本市においても、今回検討の結果、昭和五十四年度固定資産税評価額を基礎に、政令の算出方式により算出し、東京都の占用料と同額に、また各市の最高額まで引き上げ、各市との均衡と占用料の増額を図るため、徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。この改正により、占用料の大部分を占める電気、ガスにおいは、現行の占用料の一・五倍から一・六倍に引き上げておりますので、約四百万円の増収が見込まれております。以上であります。よろしくお願いいたします。

次に議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例であります。開発行為により設置し、都市計画法第四十条により児童公園として市に帰属した次の三公園を、日野市立公園条例第二条別表一に加えるものであります。山王下公園、豊田四ー四六ー四〇、五百七十六平米。場所は国際基督教代々木教会跡の開発行為でございます。次に稲荷沢公園、南平一五六四番地の四七七、四百平米。これは高幡バーベキューの北側の開発行為でございます。次に大名淵公園、東平山一ー一ー一七、二百五十二平米。これは平山橋北のたもとの西側でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　議案第五号の日野市道路占用料等徴収条例の一部改正について、この新旧対照表を見ますと、先ほど部長の説明の中に、倍または一・五倍のアップにされている。これの根拠となるものが、各市との均衡を保つ、というようなことも言われておりましたけれども、その中で、五〇％と

か一〇〇％とか、そういう金額、しかも危険防止施設については、相当の、一・五倍以上の金額になっている。そういった根拠について、いま少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　新旧対照表の危険防止施設関係でございますけれども、根拠といたしましても、各市の均衡ということでございますが、実際には、この対象が、ほとんどが電気とガスで、一般的なこうした条例の適用というのが、市は、常時この占用料の適用についての申告について調べておりませんので、余り該当がなかったわけですが、根拠といたしましては、各市の均衡と、それから算出の根拠が固定資産税の評価がもとになっております、ということを御理解いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいまの部長の答弁だと…。いま少し詳しく説明がなされていただける、と私もそう思っていましたけれども、各市の均衡というだけで、ちょっと私も不満でございますけれども、先ほどの危険防止施設などは、百六十円が二千三百円と、非常に金額も上がっているという点で、高く上がり過ぎているんではないかと、私もそういうふうに思いましたので質問したわけです。まあ、後ほど詳しい説明をしていただけるならば、データを出していただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第七号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。



〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七号は、日野市立福祉センター条例の一部を改正するもので、今回新たに、市立日野図書館の二階部分を日野市立中央福祉センター分室として加えるものであります。

議案第八号は、ひらやま児童館第二小分室、ひらやま児童館平山小分室、ひの児童館東光寺小分室の開設に伴い、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

以上二議案、それぞれ詳細につきましては担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは七号議案、八号議案につきまして御説明申し上げます。

最初に七号議案でございますが、ただいま市長の提案理由にございましたとおり、旧日野郵便局跡、現在の日野図書館の二階に、昨年開館いたしました中央福祉センター分室、これをこの条例に新たに追加することとあわせまして、五十四年度に日野市立福祉センター中央会館を、日野市立中央福祉センターというふうに名称変更を行っておりますが、この第二条第二項の字句が、旧のままに残されてしまったということで、ここに改正するものでございます。

それから第八号でございますけれども、昨年の十二月議会で予算を認めていただきました東光寺小、二小、平山小学校区内に三学童クラブがことしの四月一日から開設いたしますので、別表の第二に、東光寺小分室――これは東光寺小の敷地内でございます。それから二小分室――これは民地でございます。それから平山小分室――これは平山図書館の二階でございます。これを追加し、あわせまして昨年の十二月一日、じゅんとく分室が潤徳小学校の教室に移転いたしましたので、別表の中の一を改正するものでございます。あわせてよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第九号、日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九号は、日野市立南平体育館条例の一部を改正するもので、南平体育館を、貸し切りでなく利用する際の使用時間の区分について、新たに加えるものであります。

詳細につきましては、教育長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　説明させていただきます。

南平体育館の使用については、貸し切りの場合とそれから貸し切りでない場合とに分けて、貸し出しております。貸し切りの場合は、午前、午後、夜間に区分し、それぞれに使用料を定めております。しかし貸し切りでない場合の個人使用については、その区分がないため、午前九時から午後九時まで、一日を通して一回ということになっております。これを貸し切りの場合と同じように、午前、午後、夜間に区分し、それぞれを一回として貸し出そうというものであります。その理由としましては、一つは体育館利用の効率を図るという上からも、またスポーツ活動の性格の上からも、そのぐらいの区分にした方が適当ではないかということと、それから実際市民が利用する場合に、大体そんなふうにして実際利用しておりますということも一つの理由です。それからまた管理者の引き継ぎとか、昼休みというようなときの必要からも、そのようにさせていただくと大変管理上も便利であるというようなことで、このように決めさせていただいたわけでございます。なおこの条例は、昭和五十六年四月一日から施行させていただきたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九号、日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第一〇号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第七号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。



〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇号について提案の理由を説明いたします。本議案は、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算第七号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ三億三千八百八十五万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百二十一億六千百五十八万一千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般及び第二表繰越明許費補正、第三表債務負担行為補正、第四表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは補正予算第七号につきまして御説明いたします。お手元の資料を六枚めくっていただきたいと思います。一般会計補正予算説明書の第三ページ、それが歳入の始まりでございます。ページ三からページ十八までが歳入の市税でございます。これの主な理由といたしましては、決算見込みの中の年度最終調定の中での補正であります。それぞれの所得、たとえば一番初めの個人税につきましては、所得税の更正、修正に伴う減額、それぞれそのような理由に従いまして、十八ページまでが市税分でございます。

次に十九ページに入ります。十九ページは分担金及び負担金でございます。これらにつきましてはそれぞれの所管の国あるいは都から来ます法律に基づく負担金等でございまして、年度末額の決定によるものでございます。

次の二十一ページ、使用料及び手数料、これは二十四ページまでが使用料、手数料でございますが、それらにつきましては、額の確定、あるいは人員増等、年度最終の調整による補正でございます。

次に二十五ページ、国庫支出金関係でございます。国庫支出金関係につきましては、二十五ページから三十二ページまでが国庫支出金の関係になります。これらにつきましても額の確定による増減でございます。

次に三十三ページから四十ページまでは都の支出金関係でございます。これらにつきましては国と同様、都の補助要綱等によります法律に基づく額の決定によるそれぞれの増減補正でございます。四十ページまでが都関係でございます。

次に四十一ページの財産収入。四十一ページから財産収入でございますが、四十一ページ、四十二ページにつきましては決算見込みによる、ここに挙げました公共施設建設基金利子、職員退職手当基金利子、土地開発基金利子等、決算見込による利子を計上いたしました。

次のページの四十三ページ、これは市有地の廃道敷の売り払いによる収入でございます。平米数、三十九・二三平米でございます。

次に四十五ページ、寄付金でございます。この寄付金につきましては新都市ほかなどによる寄付の額を計上いたしてあります。

次の四十七ページにつきましては繰入金でございます。これは受託水道事業、説明欄にありますとおり、都からの繰入金でございます。

次、四十九ページ、五十ページ、これは諸収入。説明欄にありますとおりで、預金利子の計上でございます。

次、五十一ページ、五十二ページにつきましては、これは返還金でございます。当初見込みより返還金が少なかったということで減額補正になっております。

次に五十三ページ、諸収入。この雑入につきましては、説明欄にありますそれぞれの項目につきましては減額あるいは増額してありますが、一番上の学童クラブ費、これは対象減によるものでございます。次は年度の額の決定でございますが、最下欄にございます関連公共施設等整備助成金、これは中央高速道路関連によるところの補助金でございます。五百万。これが五年間という形で——最初の計画では十年ということになっておりますが、現在のところわかっておりますのは五年間という形になっております。これの資金の導入しました事業としましては、新町内の水路改修工事、その中に算入されてございます。

次の五十五ページ、市債関係でございます。これらにつきましてはそれぞれの事業補助対象の減によるもの、あるいは二の衛生費の八千九百万につきましては、浄化汚泥処理施設の未契約によるものという形で減額になっております。

次、歳出でございます。五十七ページから歳出に入ります。この補正の理由の主なるものは、歳出の主なものは、三月期決算見込みによる最終的に調整を行うものでございます。補助金あるいは起債等につきましては、額の決定、あるいは内示があったものによる補正であります。また各款項別に人件費についての増減がございます。これは当初予算計上の人件費のそれぞれの内容が、年度進行中いろいろと変更いたしております。たとえば三・一八に、あるいは給与改定四・五六%理論計算が四・六%、あるいはその他時間外手当の増減などによる原因によりまして、それぞれ補正をいたしております。

歳出の中の主なものを申し上げますと、六十四ページをお開き願いたいと思います。六十四ページ、目の六の財産管理費の中の積立金の欄でございます。市民会館建設基金一億、これを決算見合いの中で積み立てるように計上してございます。

次、六十六ページ、最上段、車両管理費、減額の四百十万。これは十一台分の庁用車を購入いたした際の契約差金でございます。

次には七十二ページをお開き願いたいと思います。これは選



挙費でございますが、その中の目の四の参議院議員選挙費の中の備品購入費百五十六万でございます。計数機二台、これは、その下の衆議院議員選挙の中の備品購入費を組み変えたものでございます。下段から上段の方へ、衆議院から参議院の方へ組み変えている、そういう形でございます。

次に八十二ページをお開き願いたいと思います。この中で六の社会福祉施設費ですが、十七番の公有財産購入費減額二百三十七万五千円、これは落川地区センター用地の契約差金でございます。

それから九十四ページをお開き願いたい。一番最終下段、工事請負費、減額の二億二千二百六十万、これは浄化槽汚泥処理施設の工事延期によるための減額でございます。

次のページ、九十五、九十六ページの病院費でございますが、この千五百万円につきましては、医師退職者の退職金見合いのものを補助金として繰り入れているという形でございます。

次に百十八ページをお開き願いたいと思います。これは小学校費でございます。まず四の学校建設費の中で十三番の委託料、百四十六万一千円、これは契約差金でございます。次の十五の工事請負費四百八十三万、これも工事差金による減額でございます。

それから次に百二十二ページをお開き願いたいと思います。この中で、これも学校建設費関係でございますが、平山中学校新築という説明欄がございます。工事請負費一億八千三百二十三万八千円、これは国庫補助関係の単価増に見合うものによる補正でございます。それから一番最下段の学校防音の中での工事請負費千七百五十万一千円、これは契約差金でございます。

それから百三十二ページをお開き願いたいと思います。百三十一、百三十二ページ、公債費でございます。その中で元金と書いてある目がございますが、その中で説明欄に市債の元金償還経費と書いてあります。これは程久保小学校の建設に際して借り受けました起債につきまして、五十二年三月二十五日に借り入れたものなんですが、これが九%という高い、高率の利息があるために、この際繰り上げ償還をしたい。そうして残額ですね、すでに返してありますので、その残額の五千二百十一万をここで繰り上げて償還したい、そういう内容のものでございます。

百三十三ページ、百三十四ページは予備費でございます。計数整理の都合上、このような額を補正いたしました。以上でございます。

次に前へ戻りまして、一番最初のページから三枚目、第二表、繰越明許費補正という表がございます。これにつきまして御説明いたします。追加として繰越明許費の補正を行っているわけですが、八の土木費、これにつきましては、道路橋梁費として四千四百五十万の金額が計上されております。これは工期が三

月三十一日から出まして、四月三十日までになるために、その分をこの金額で繰越明許にするものでございます。これは工事場所につきましては、そこに事業名として掲げられているとおりでございます。八の次の土木費の河川費、根川改修、これにつきましては、用地買収のおくれによって、五月十日完成というような工期になりましたための繰越明許にいたす処置でございます。次の都市計画費につきましては、これは地元との了解関係がございまして、測量の時期が少々ずれて六月三十日完成ということで、百六十五万を繰越明許とするものでございます。

次にその下の変更でございます。最初の項目につきましては、これは工事延期のために限度額をゼロとするものでございます。それから二点目の滝合小学校増築、その下も同じものでございますが、これらは仮称二十二小を設置するという計画変更に伴いまして、増築を見合わせたという形の中で減額をしているものでございます。

次のページの七ページの地方債につきましては、事業の確定、補助金の確定によって、それぞれの起債額をここに計上いたしましたように定めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第七号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一三号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一四号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第四号）、議案第一五号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一六号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは六議案につきまして御説明をそれぞれいたします。

議案第一一号は、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号であります。補正額は歳入歳出それぞれ六千九百六万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十二億一千三百二十九万八千円とするものであります。

議案第一二号は、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ八千八百四十三万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十一億二千百十三万九千円とするものであります。

引き続き、議案第一三号の説明をいたします。議案第一三号は、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算第四号であります。補正予定額は、収益的収入支出それぞれ千五百万円追加し、さらに資本的収入を九百二十万円、支出を九千百十万九千円それぞれ減額するものであります。

議案第一五号は、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ二千八百四十一万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を七億五千三百二十万三千円とするものであります。

議案第一六号は、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第三号であります。補正予定額は、収益的収入支出それぞれ六十四万九千円を減額し、収益的収入支出の予定総額を一千七百七十七万六千円とするものであります。

以上六議案、それぞれ詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（神藤貞次君）　議案第一一号、国民健康保険特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入歳出予算事項別明細書の一ページをお開き願いたいと思います。補正額は先ほど市長が申し上げましたように六千九百六万九千円でございます。歳入歳出ともに同額でございま

す。補正の理由でございますが、当初の見込み決算で提出いたしました国庫支出金の額が決定いたしましたので、それに伴いまして補正を計上いたしたわけでございます。

次に二ページ、三ページをお開き願いたいと思います。まず歳入でございますが、事務費の負担金と療養給付費の負担金の増額でございます。事務費の負担金は法第六十九条に係る負担金で、事務執行に要する費用の基本額の増額でございます。二の療養給付費の負担金でございますが、これは国庫支出金に対する歳入対象額が増加いたしましたので、約六・五%でございますが、国庫負担金が増額されました。計数は説明欄にございますように、前回と今回との対象額の差額、一億六千四百十八万三千円の四〇%を計上したわけでございます。

次に四ページ、五ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、一般管理費に関しましては、これは人件費の増によるものでございます。

次に八ページ、九ページをお開き願いたいと思います。これの療養給付費、療養費でございますが、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、国庫負担金の増額によるもので、ここに計上させていただいたわけでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案の一二号と一三号につきまして御説明申し上げます。まず議案の一二号でございますが、日野市都市計画事業特別会計補正予算でございます。これは区画整理事業を執行するための予算、会計でございます。まずこの補正予算の説明書の三ページ、三枚目をお開き願いたいと思います。二、三ページは歳入でございまして、都支出金の中の委託金でございます。これは区画整理事業を推進するに当たりましての都からの委託金を収入するものでございますが、額の確定によるものでございます。

次のページ、四、五ページに移らせていただきます。繰越金でございます。これは額の確定に伴います減額補正でございます。

次に六、七ページでございますが、諸収入でございます。ここで一の保留地処分金でございますが、これは五十五年度に保留地を抽せんにより売却してございます。処分しております。抽せんによりますものは十一件ございまして、そのうち契約に至りましたものは九件でございます。そのほかもう一件随意契約によりますものがございます。合わせまして、十件の保留地を処分してございます。面積は千五百七十一・六五平米、金額の総額では計のところに書いてございます二億三千二十四万円でございます。その下の預金利子は額の確定によりますものでございます。

次、八、九ページでございますが、歳出でございます。ここは一般管理費でございまして、職員の給与等を補正するものでございます。

次は十、十一ページでございます。神明上区画整理費でございます。ここで三番目の事業費のところに委託料がございますが、これは神明上の事業を推進するに当たりまして、新都市建設公社に事業を委託してございますが、その委託の額が確定をしてまいりまして、それによりますところの補正でございます。

次に十二、十三ページ、職員の費用関係補正でございます。

十四、十五ページは予備費でございます。以上が都市計画事業特別会計の補正でございます。

次に議案の一三号、日野市下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

五十五年度から、下水道関係の事業は、すべて特別会計の方において会計処理をすることになったものでございます。

四枚めくりまして二、三ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。まず繰入金でございますが、これは額の確定による減額補正でございます。

次の市債につきましても、額の確定によりまして減額補正をいたすものでございます。ここで、説明欄にございます流域下水道整備事業、これは浅川処理場並びに南多摩の処理場関係の経費でございますが、これは東京都が実施をいたす事業でございまして、五十五年度につきましては、当初東京都で予定しておりました事業が、予定どおり進行いたしませんで、当初計上いたしました額が不要になってきたものでございます。その下の公共下水道多摩市建設負担金でございますが、日野市の落川、百草の地域、この地域の汚水を、一部多摩市で建設をいたしております公共下水道の中に入れていただくということで、現在多摩市で施工しております管渠工事費の一部を、日野市で負担するものでございますが、本年度は多摩市の中の太平住宅という地域がございますが、そこのところの用地買収が、本年度多摩市で執行に至らなかったために、管渠の埋設ができなくなったため、日野市の方の分担金も減額するようになったものでございます。その下の黒川都市下水路でございますが、これは管渠の延長が、当初予定した百十メーターが　二十三メーターに計画変更いたしましたための減額でございます。

次は四、五ページでございますが、歳出でございます。ここは特に御説明することはございません。

次の六、七ページでございます。下水道の建設費でございます。そのうちの負担金、補助及び交付金でございますが、この負担金は先ほど申し上げました歳入の方の科目に合致するものでございます。当初歳出予算で計上いたしましたものが、それだけ不要になったものでございます。

次が八、九ページでございますが、多摩平の処理場を運営する経費でございます。それに係る経費を減額補正いたすもので

ございます。

次が十、十一ページでございます。都市下水路費でございますが、ここはすべて契約差金でございます。一番下の二十三の償還金、利子及び割引料でございますが、ここは新都市建設公社に委託をして管渠を埋設いたしました神明上の都市下水路、これの償還金に当たりまして、東京都の方から利子補給がございました。その分を減額補正いたすものでございます。

次が十二、十三。これは公債費、額の確定によるものでございます。

次が予備費でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）　それでは議案第一四号の病院事業会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

まず収益的収入支出関係でございますが、千五百万円の補正でございます。この千五百万円は、提案理由にもございましたように、職員の退職者が出まして、それらに伴います退職金の追加補正でございます。これが収益勘定でございます。

それからその次が、資本的勘定の補正でございますが、条文予算の方の二ページをお開きいただきたいと思うのでございますが、収入の面で九百二十万円の減額補正、それから支出におきましては九千一百十万九千円の減額補正でございます。実は、五十五年の七月の第一回の臨時会で御審議を賜りまして、お認めをいただいておったと思います増改築の問題でございますが、その後だんだんと進みました。しかしながら、現時点で最終的な煮詰めをいたしましたところ、若干のおくれがございまして、工事を少し延期をいたします関係から、このような収益勘定の補正をいたすものでございます。まず収入で、九百二十万円の減額は、起債の減額補正でございます。これは、看護婦宿舎をつくっておりますが、これがどうしても五十六年度にわたるということで、その額に見合う起債九百二十万円を減額をいたすものでございます。当然この額は、五十六年度で借り入れるわけでございますが、五十五年度といたしましては、ここで減額をする。

それから支出につきましては、九千一百十万九千円の減額補正でございます。この減額も収入と関係がありますが、総ざらいしまして、この額の減額をするわけでございます。当然、この額も五十六年度に計上いたすわけでございますが、五十五年度はこのような措置をさせていただきたい、というふうに補正をお願いするものでございます。

四条の補正でございます。総額で五億七千二百三十八万二千円お認めをいただいておりますが、全体の額には変化はございませんけれども、補正後の欄をごらんいただきたいと思います



が、五十五年度が二億九千八百九十九万一千円、五十六年度が二億七千数百万、このように額の決定をさせていただきたい、補正をさせていただきたい。つまり五十五年度が減って五十六年度がふえるという勘定に相なるわけでございます。第四条をそのように補正をさせていただきたいと思います。

それから第五条の企業債でございますが、これは先ほど資本勘定の収入欄で御説明させていただきましたように、九百二十万円の減額をいたしまして、総額二億七千一百九十万円と補正するものでございます。

それから第八条でございますが、利益処分案を昨年七月の臨時会でお認めをいただいておりますが、本年度執行しないで済みます関係から、これを翌年度に回していただたいということで、全額減額をいたすものでございます。これも当然五十六年度で処分をお認めまたいただくわけでございますが、五十五年度はこのように処置させていただきたいと思うわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　議案第一五号、昭和五十五年度受託水道事業特別会計補正予算第三号につきまして、説明書の二ページ、歳入から御説明申し上げます。水道事業受託金の二千八百四十一万二千円の減額補正につきましては、水道事業受託業務に要する東京都からの受託金でございますけれども、他企業に影響されまして、一部事業の変更をしなければならないというものが発生してまいりましたので、これらに必要な不用見込み額を今回減額補正させていただくものでございます。

次に四ページからの歳出関係の補正につきましては、今後の年間執行見込み額に対する人件費、あるいは業務運営に必要な経費の調整、給水、配水施設の運用に必要な動力費、あるいは道路改修工事や河川改修工事等に関連いたしまして、配水管の移設や新設工事に要する経費の調整などを内容とした補正をお願いするものでございます。主なものを申し上げますと、五ページの動力費三百二万九千円の減額、並びに七ページの動力費四百六十九万四千円の減額につきましては、計画配水量に対しまして、配水実績が減少いたしております。そのために浄水場におきます送水ポンプ、あるいは配水ポンプ等の電気使用料の調整を行うものでございます。

次に七ページの配水管の移設工事の請負費八百六十八万四千円の減額につきましては、都道改修、あるいは現在都が施行いたしております程久保川の改修等の工事の進行に影響されまして、配水管の移設工事を来年度に延期せざるを得ない、というような事態になってまいりましたので、これらの要する工事費を調整減額するものでございます。同じ七ページの漏水工事の委託料八十六万八千円の増額でございますけれども、これは今

後の予測できない漏水に対するために、あらかじめ予算を増額しておきたいというものでございます。次に丙止水栓の設置委託料三百七万九千円の減額につきましては、都営住宅とかあるいは公団住宅関係への取りつけ改修が、住宅管理者によりまして逐次行われましたので、設置個数が減少したものでございます。

八ページ、九ページの受託事業費並びに業務費は、執行状況に基づいて差額を調整させていただくものでございます。

十一ページの繰出金十三万円の増額につきましては、職員のベア差額分に相当するものを水道職員の恩給並びに退職年金分として一般会計へ繰り出すものでございます。

十三ページの備品購入費百三十四万二千円の減額につきましては、すでに購入をいたしました自動車二台分の差金と、給水申し込みによりまして、新築家屋等に取りつけます量水器の購入を予想どおり取りつけ増加が見込めないということで、百万七千円減額するものでございます。給水管取りつけかえの委託料六十五万円の増額につきましては、東京都水道局の利根建の拡張工事、日野線の本管布設工事に関連いたしまして、給水管の取りつけがえを十三ヵ所ほどやらなければならないものが発生してまいりましたので、水道指定店に委託しまして、取りつけかえの工事を施工するためのものでございます。配水管の布設工事請負費二百六万六千円の減額につきましては、他の企業に影響されまして、配水管の布設工事を一部変更延期するもの及びこれを施工した工事の工事分の差金を今回調整をさせていただくものでございます。以上、簡単でございますけれども、御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）につきまして、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出とも六十四万九千円の減額でございます。まず農作物共済勘定につきましては、陸稲の被害が少なかったということで十一万円、収入につきまして減額、支出につきましても同額の減額でございます。それから次の家畜共済勘定でございますが、これにつきましては、当初の見込みより引き受け頭数が少なかった関係で、五十万円の収入減、並びに支出減となっております。

それから業務勘定につきましては、三万九千円の減額でございますが、これらは国都支出金の額の確定によりまして補正する額でございます。収入、支出とも三万九千円の減額でございます。以上でございます。

議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本六件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一三号）昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一四号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第四号）、議案第一五号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一六号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第四四を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第四四を先議することに決しました。

これより議案第三四号、日野市一般職の職員の昭和五十五年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

「助役登壇」

○助役（野呂　章君）　議案第三四号の提案理由について申し上げます。本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条第一項に規定する期末手当について、特例を定めるものであります。職員組合と交渉の結果、給与額の百分の五十プラス二千円で合意をみましたので支給いたしたく提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお詳細につきましては担当部長から説明を申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。議案の三四号でございますけれども、日野市一般職の職員の昭和五

十五年度三月期における期末手当の特例支給の条例でございます。一条と二条にわたって御説明申し上げますと、三月期の期末手当を、特例として条例本則に規定している〇・五ヵ月にプラス二千円を加えて支給するんだ、こういうことでございます。それから附則へまいりまして、この特例条例は三月の三十一日限りのものである、こういうことでございます。附則の二へまいりまして、市長、助役、収入役及び教育長につきましては、条例本則に定めている〇・五ヵ月のみを支給する。職員に支給しておりますところのプラス二千円は支給の対象に適用しない、こういう条項でございます。

これにつきましては、二月の十九日に職員組合より〇・五ヵ月プラス一万円の要求があったわけでございます。その後数次にわたり団体交渉を重ね、三月の六日に他市並みの〇・五ヵ月プラス二千円を回答した結果、三月七日に妥結したものでございます。昨年と比べますと、昨年の支給額十万九千六百七十五円よりも五千百七十一円増加しました、平均支給額として十一万四千八百円でございます。それで千三百余人に対する支給の総額は、一億四千九百七十五万九千円でございます。参考までに申し上げますけれども、管理職を除く一般職員に対する平均の支給額は、十一万一千八百四十三円でございます。以上説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　いまの部長の説明で私は、組合との交渉の結果こういう結論に達したというわけで、その過程の中で、たとえば組合で勤務時間内にいわゆるストですね、これがあったかどうか。あればどのくらい時間になっているのか、どうなのか。その辺からまず逐次ぼつぼつとお伺いしていきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　二月の二十七日に、八時三十分が始業時間でございますけれども、八時三十分から二十分――現認しておりますので、二十分程度の本庁前の集会が行われました。それから三月六日は、市で〇・五ヵ月プラス二千円の他市並みの回答をしておりますので、三月六日は三十分のスト計画でございましたけれども、本庁前広場におきまして、報告集会に切りかえた形で、十分間の集会が持たれております。この二つとも、どの職員が何分間職場を離脱したか、という現認をいたしております。それで二月の二十七日は二十分程度、それから三月の六日は十分、こういう状況でございます。それで本庁の職員、それから両支所の職員、図書館の職員は全員参加しておりますけれども、それ以外の出張所、保育園とか幼稚園の職員については二割動員、それから三月六日は各出先が代表派遣、こういうふうな状況でございます。



○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　私は、いまここで地方公務員のストについての基本的な問題に触れるつもりは毛頭ございませんが、やはり、法治国家である世の中の秩序ということは保っていかないとまずいと思いますし、いわゆるストに参加した職員――組合員ですか、これに対する処置はどんなふうにいまお考えになられているのか、ひとつ……。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　組合の方でこういう違法ストの、要するに計画がございますと、市の方から厳重に、違法行為ということで厳重注意警告を発しているわけでございます。それでこういうスト行為があった場合につきましては、さっき申し上げました各管理職が自分の管理下にある職員の現認をいたしまして、その月の中において三十分を超える場合には、賃金カットを行っている、こういうものでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　いま部長の説明を聞いていますと、そうすると今度の実際に実施された職場放棄というか、スト、この時間は賃金カットの対象にはなるのですか、ならないんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　二月の二十七日は二十分程度でございます。二月の中でほかにストを計画して実行したわけがございませんので、二月の段階におきましては二十分程度で、月間の、要するに三十分を超えますと賃金カットになりますので、三十分に達しておりませんので、賃金カットの対象にならぬ。それから三月に入ったものにつきましては、今後やはり賃金確定とか、いろいろな問題が出てこようかと思います。それの中でそういう繰り返しがございまして、三十分に達しますと賃金カットの対象にするわけでございます。二月については対象にならん、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　はい、わかりました。私は基本的にはやっぱり違法ストであるし、職場放棄という形ですから、何も私はここで組合をいびるとか、そういう意味じゃなくて、先ほど申し上げましたとおり、世の中には秩序というものがある。いわゆる取るものは取る、出さないものは出さないというようなことでは、やっぱり本来の本当の姿じゃないんじゃないだろうか。いわゆる健全な組合の育成ということについても、自分の権利、義務というものは当然明確にすべきではないだろうか。そうでないとするならば市民に向かって、とにかく〇・五ヵ月プラス二千円――実質的にはそれ以上のものが給付される結果になりますよね。そういうことでは、やはりどうなんだろうかなという疑問があるわけです。ですから毅然

とするところは毅然として、市側から言えば取るものは取る、払うものはきちんと払う、こういうようなやっぱり整然とした行政というか、姿勢というか、こういうものが必要だろう。職員組合単独に対して私はどうのこうの言ってるんじゃなくて、基本的な姿勢として、今後行政の中でもそういう姿勢が当然貫かれていかなければならないのではないだろうか、というような立場から御質問したわけですけれども、三十分に満たないから賃金カットの対象にはならん、こういうことになりますと、スト権というものはおのずと認めている、結果的にはそういうふうな解釈にもなりますから、それはさっき申し上げたとおり、ここで基本的な問題に触れるつもりはありませんけれども、出てきた問題についての若干の質問と、それからこれに対して、私の考え方が間違っているのかどうかはわかりませんけれども、この姿勢についての市長のひとつ締めくくりの御回答をいただきたい、こんなふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方公務員の服務の原則が当然あるわけであります。したがいまして、こういった多少の逸脱する部分につきましては、今後とも厳重に勧告をし、また正しい行政姿勢で臨みたい。これがまた責任者の責任である、このように考えております。一層心して務めてまいりたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　もう一回、ちょっと聞くこと忘れて申しわけないですけれども、そうすると、月のうち三十分以上超さなければ賃金カットの対象にはならない、こういうふうな考え方で総務部長よろしいですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　お答え申し上げます。給与条例の施行規則の五条三項でございます。三十分以下については減給の対象にしないけれども、その月のうち遅刻、早退というものが三十分以上に達した場合には、三十分を一分でも超えますとそれは一時間として減給する、こういう規定があるわけでございます。ですから、ストだけを要するに対象にした措置じゃございませんで、遅刻、早退、承認がなく職場を勤務しなかった時間数の取り扱いというのが、給与条例施行規則五条三項にございます。市長の承認がなく職場を離れたという時間が、三十分以上の場合には一時間として減給する。もちろん一時間以上の場合には、それはもう二時間あるいは半休とか、あるいは一日欠勤ということになるわけですけれども、三十分を一分でも二分でも超えますと、一時間として賃金カットする、そういう規定がございます。それを組合がそこに根拠を求めている、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　そうすると、たとえば三月のうちに職場放棄が三十分、あるいは個人の無断遅刻とか欠勤とか、そういうものでプラスアルファの時間がそこで加算されていくわけですか。そういうふうな連帯性があると、こういうことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。先ほど市長から答弁をいただいたんで、当然そうあるべきだと思うわけです。やはりお互いに切磋琢磨しながら、これはこれ、あれはあれというふうにやはり区分していきませんと、やはりこれだけの団体の行政の中ですからいろいろな問題が出てくるとまずいと思いまして、私はそういう意味で質問したわけですから、やはりそれはそれ、これはこれとはっきりしたひとつ交通というのか、秩序というのか、そういうものをお守りいただきたい。こういうことを申し上げて質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三四号、日野市一般職の職員の昭和五十五年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

午後四時三十七分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よ

って会議時間を延長することに決定いたしました。
これより議案第一七号、昭和五十六年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第一七号、昭和五十六年度日野市一般会計予算について提案の理由を申し上げます。
本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、二百四億六千三百九十七万円で、前年度に比較して三億四千五百六十九万八千円、一・七%の伸びとなっております。歳入は、市税が六九・八%を占め、ついで国庫支出金、都支出金、諸収入などで構成されており、一方歳出を見ますと、民生費が二二・六%を占め、次いで教育費が二一・九%、総務費が一三・四%、土木費が一二・二%、公債費が一一・六%、衛生費が一〇・七%の順となっており、例年とは多少異なる構成となっております。これは、四月に市長選挙が行われるところから、留保財源を組んだことによるものであります。
なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般及び第二表債務負担行為、第三表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。
○企画財政部長（生野　清君）　では歳入歳出全般を通じまして、御説明申し上げます。お手元に配付してあります五十六年度一般会計予算案をお開き願いたいと思います。まず歳入につきましては十ページからでございます。説明書の十ページでございます。歳入、市税でございます。個人の市民税につきましては伸び率一五・六%でございます。計算根拠等につきましては、説明欄に記載してあります数式のとおりでございます。法人税につきましては、四二・一%の増となっております。
次に十四ページをお開き願いたいと思います。固定資産税関係でございます。これにつきましては〇・六%の増という形になっております。
次のページの十六ページ国有資産等所在市町村交付金及び納付金七・〇%の増でございます。次に軽自動車税につきましては、次のページ、十八ページでございますが、一六・七%の増になっております。これは台数等の増によるものでございます。
次に二十ページ、市たばこ消費税、電気税等でございますが、たばこ消費税につきましては、三七・九%の増でございます。電気税につきましては五五・六%の増でございます。電気税につきましては、五十五年四月一日の値上げによる増収ということでございます。



次のページ、二十二ページ、ガス税、三六・四%の増でございます。これも四六%の値上げがありましたはね返りとしての増でございます。次に特別土地保有税でございますが、法人所有の土地が減少したために、一一・九%の減となっております。
次二十四ページ、都市計画税につきましては三・五%の増でございます。地方譲与税、これは揮発油税を財源とするところの配分税でございますが、七一・四%の増でございます。
次のページ、二十六ページ、地方譲与税ですが、これは五十五年度の実績計上でございます。一七・六%の増となっております。次の自動車取得税交付金につきましても五十五年度実績計上でございます。
次のページ、二十八ページ、地方交付税でございますが、これは不交付という予測のもとに本年度は科目存置の計上となっております。次の交通安全対策特別交付金でございますが、これにつきましては、これは反則金を財源とするものでございますが、五十五年度実績を計上しております。
次に三十ページにつきましては、民生費負担金及び分担金でございますが、対象増などによるもので、二二・四%の増となっております。一番最下段の教育費負担金がございますが、その中で説明欄に中央公園住居址復原となっておりますが、これの負担金、これは東京都住宅供給公社よりの負担金でございます。
三十二ページ、使用料及び手数料。この分につきましては、三十五ページまで使用料及び手数料ですが、主として五十五年度実績を計上し、その細部につきましては、それぞれに掲げてあります説明欄の計算式のとおりでございます。三十六ページから三十九ページまでが使用料、款の手数料関係、一括して御説明いたしますと、これは主として実績計上でございます。詳細につきましては、説明の計算式に示されているとおりでございます。
次に四十ページ、国庫支出金でございます。款の八の国庫支出金関係は、四十ページから五十三ページまでございます。これらにつきましては、概略してそれぞれの法律の定めに基づいて計上されております。そしてその内容につきましては、計算式の示すとおりでございます。
次に五十四ページ、今度はここからが都の支出金関係になります。五十四ページから七十五ページにわたっております。七五ページの最後の項の三の委託金まで、負担金、補助金等の、都の昭和五十五年度に定められた負担金、補助金等の定めるところによりまして計上されております。したがいまして、五十六年度分の変更が都の予算によって行われた、あるいは予定されているものについては計上されておりません。都の決定が二月四日の時点でございましたので、予算調整に時期的に間に合わなかったので、五十五年度実績による計上をさせていただいます。

ております。七十五ページまでございます。

次、七十六ページからは財産収入でございます。財産貸付収入、これは説明欄にありますとおり、それらの貸し付けによる収入でございます。次の目の二、利子及び配当金につきましては、説明欄に掲げられておりますそれぞれの利子の計上でございます。内容としましては、五十五年度決算見込みに対応する見込み額を計上しております。

次のページ、同じく財産収入でございますが、これにつきましては特段に御説明する部分はございません。

それから次の八十ページは、繰入金でございます。この受託水道会計、これは受託水道事業特別会計繰入金、都からのいわゆる退職金見合いとして繰り入れられる予算額をここに計上してございます。

次のページ、八十二ページ、繰越金でございますが、前年同額を計上させていただいております。この点につきましては、特段に御説明することはございません。

次のページ、八十四は諸収入につきましては預託金の戻りと利子をここに、歳出に組んでございます、それに見合うものの歳入でございます。二の民生費貸付金元利収入の返還金につきましては、見込み額計上でございます。

次の八十六ページ、諸収入。競輪、競艇事業収入でございますが、事業組合より通知のあった五十六年度見込み額を計上させていただいております。

次に八十八ページ以降、特別に御説明することはございません。

次の九十ページ、市債につきまして、市債につきましては九十ページから九十三ページまででございます。そして市債の計算内容あるいは対象事業等の内容に関する数式につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次、九十四ページからは歳出に入ります。歳出につきましては、主なものを拾い上げまして、ページごとに説明いたしていきたいと思います。

まず最初に百十九ページをお開き願いたいと思います。総務管理費でございます。この中の十三、委託料の中の下から四行目、市民読本作成九百万でございます。これは「市勢要覧」「便利帳」「みんなのしあわせ」等々、一本にして作成するものでございます。一本化したものでございます。

次、百三十三ページをお開き願いたいと思います。これは午前中の審議等でも話されました市民グラウンドの測量費でございます。落川、東光寺、それぞれの市民グラウンドの測量費をここに計上させていただいております。

次に二百三ページをお開き願いたいと思います。中段十五の工事請負費、南平ゲートボールコート造成千四百二十平米、大和田七百平米の造成費が計上されてございます。



次、二百二十五ページ、一番最下段、工事請負費、旭が丘保育園の増築、平山保育園改修、それらがそこに計上されてございます。

次、二百三十七ページ。そこに工事請負費がございます。説明欄にありますとおり、高幡新若草こども広場（仮称）設置に伴う工事費でございます。南平六丁目こども広場（仮称）設置に伴う工事費でございます。上段につきましては千百六十七平米、南平につきましては二百八十五・〇平米でございます。

次、二百七十五ページをお開き願いたいと思います。委託料の最下段、ごみ焼却施設建設基本調査設計、これは現在のごみ焼却炉のかわりに新しく新設するものについての基本調査の設計料の計上でございます。公共施設整備計画五カ年計画に基づく計画案の計上でございます。

それから二百七十九ページをお開き願いたいと思います。十五の工事請負費、浄化槽汚泥処理施設新設、これは八十キロリットルのものでございます。七億八千七百万のうちの五十六年度分を一応計上してございます。

それから二百八十五ページをお開き願いたいと思います。二百八十五ページにつきましては、一カ所ではございませんが、その旅費の、つまり二百八十四ページの目の二の勤労者福祉対策費という目がございます。その中で、その説明欄に、互助会運営経費という項目が上がっております。この項目につきましては、旅費以下需用費、次のページの役務費、委託料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、貸付金にそれぞれ分かれて予算額が計上されてございます。そしてその総額として、四千百十五万九千円の総事業費という形になっております。

次に三百二十九ページをお開き願いたいと思います。三百二十九ページの説明欄の上から五行目、高幡用水上自転車置き場四百三十二平米、それから南平旧堤防敷自転車置き場三百八十五平米、それぞれ計上されております。

次、三百四十七ページ、工事請負費でございますが、黒川公園水上四阿設置、それから一つ飛びまして公園管理棟設置等が計上されております。

次のページ、三百四十九ページ、十七の公有財産購入費、日野緑地用地取得でございます。それぞれ、これは三年計画でやってきたもので、五十六年度で完了する分でございます。この下の日野緑地につきましては、説明欄に書いてございますとおり、黒川都市下水路関連で買収するものでございます。

三百五十一ページをお開き願いたいと思います。委託料。委託料につきましては、その中の「日野の昆虫」ガイドブック。これは日野市でいままで「動物」、「植物」をやってまいりまして、この「昆虫」で三部作ができ上がるわけでございます。

三百六十三ページ。三百六十三ページの需用費の中で、需用費の節の三段目に被服費がございます。この額が少々大きいの

は消防団の団服を購入するための費用でございます。団服並びに帽子、ネクタイ等が含まれております。

それから四百十三ページをお開き願いたいと思います。学校教育費でございますが、その十五の工事請負費、二億二百八十七万、旭が丘小学校増築です。RCで四クラス分の増築、こういう形でございます。

次に四百五十九ページの節の十三、委託料、中ほどに障害者訪問学級がございます。中卒した後の障害者に対する訪問学級開設でございます。障害者年に向けての委員会等の意見、そういうものを吸い上げてここに計上をしてございます。

次、四百六十三ページをお開き願いたいと思います。十五番の工事請負費の中の一番最下欄に、日野宿高札・問屋場跡石碑というのがございますが、これは旧郵便局跡に史跡碑を建てる工事費でございます。

次に四百八十三ページ、十五番の工事請負費、最下段、七生中学ナイター設備設置費がここに計上されております。歳出の分につきましては、大体以上のような点が説明の主なものでございます。

次に前へ戻りまして、この調書の一番最初の六ページ、七ページの方をお開き願いたい。債務負担行為でございます。浄化槽汚泥処理施設新設事業、これはここに書いてありますとおり、八十キロリットルに対する債務負担行為でございます。次の中学校給食室新築事業、これは一応、第一中学校を予定して債務負担をここに行っているものでございます。それに伴う中学校給食室開設備品購入費等は、その目のとおりの債務負担でございます。以下、土地開発公社の分につきましては、例年行っている土地開発公社の事業の用地取得に対する債務負担の設定でございます。

地方債につきましては、五十六年度歳出予算に計上されたそのままの地方債を、五十六年度歳出部分に計上されてあります事業、それに対応する地方債をここに計上させていただいております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　新政会を代表いたしまして、意見を申し上げます。今回森田市長の提案された昭和五十六年度日野市一般会計歳入歳出予算案は、三億円の留保財源が組んでありますが、それで骨格的予算と市長は所信表明で申されております。しかし、昭和四十八年三月二十二日、第一回日野市定例市議会におきまして、当時市議会議員であった森田喜美男議員は、古谷市長に対して、市長改選期における一般会計予算は、骨格暫定予算でなければならないということを強く主張しております。以上のような理由がございますので、わが会



派といたしましてはこの予算案に認めがたいということを申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一七号、昭和五十六年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第一八号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第一九号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二〇号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二一号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二二号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第二三号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　特別会計六議案につきまして提案の理由をそれぞれ申し上げます。議案第一八号は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の二十億八千十三万円より二億二千五百三十七万七千円多い二十三億五百五十万七千円とするものであります。

議案一九号は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の七億六千六百十六万円より、二億一千百九十五万五千円多い九億七千八百十一万五千円とするものであります。

議案第二〇号は、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出の総額を、前年度の十二億二千六百八十七万一千円より一千百五十三万八千円少ない十二億一千五百三十三万三千円とするものであります。

議案第二一号は、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収入支出の予定総額を、前年度の十三億八千百八十七万七千円より四億六千六百六十一万五千円多い十八億四千八百四十九万二千円とするものであります。

議案第二二号は、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の七億七百二十三万円より二億九千五百七十一万七千円多い十億二百九十

四万七千円とするものであります。

議案第二三号は、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。収入支出の予定総額を、前年度の一千六百八十五万九千円より百十七万六千円多い一千八百三万五千円とするものであります。

以上六会計の予算につきまして、担当部長よりそれぞれ詳細に説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。市民部長。

○市民部長（神藤貞次君）　国民健康保険特別会計予算、議案一八号でございますが御説明申し上げます。まず内容に入ります前に、簡単に五十六年度の国民健康保険事業の概要を御説明申し上げます。

国民健康保険に加入する方が年々増加いたしております。したがいまして、五十六年度におきましては、三万二百人を予定してございます。医療費につきましても年々増加傾向にあるわけでございますが、医療の件数は年間十八万件を超えることが予想されてございます。それに伴いまして医療給付等につきましても、十九億三千万という数字が予想されます。次に、これらの療養給付の中で特に高額療養の関係で約三千件ほど予想されます。これの療養費につきましては、二億一千二百万円が予想されます。高額医療費の伸び率は、大体八％くらいが予想されます。このような考え方の前提におきまして、今年度の予算を編成したわけでございます。

内容について簡単に申し上げます。予算事項別明細書の五ページをお開き願いたいと思います。予算全体の規模につきましては、前年度に比較しまして一〇・八三％の増を見込んでございます。

次に六ページの歳入でございますが、この保険税につきましては前年度に対しまして六・一％の伸びでございます。

それから八ページの療養給付費の額でございますが、これは二十七億八千六百三十万二千円の四〇％を計上してございます。それから十ページの助産費でございますが、これも年々増加しております。続きまして高額療養費につきましても、やはり昨年よりも増加してございます。

次に十二ページの給付費の補助金でございますが、助産費につきましては、先ほど申しましたようなやはり増加の傾向にございます。葬祭費につきましても、年々増加の傾向にございます。

それから十四ページに入りまして調整補助金でございますが、これにつきましても昨年度より八・一％余分に見てございます。

次に十六ページの繰入金でございますが、昨年よりも五千万の増の二億円を計上させていただきました。



次に歳出につきまして御説明申し上げます。二十ページの総務費、一般管理費は人件費の増でございます。

二十六ページの徴税費でございますが、前年費二三・二％の増でございます。これは単価アップ等によるものでございます。

次に二十八ページの保険給付費でございますが、先ほど申し上げましたような想定の中で一〇・六％の増を見込んでございます。

次に三十ページの高額療養費はやはり八％増となっております。

三十二ページをごらんいただきたいと思います。助産費は一四・二％の増となっております。

次に三十四ページの葬祭費は一〇・二％の増でございます。

それから葬祭費につきましては一万円が五十六年一月一日から増額となっております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案の一九号と二〇号につきまして御説明申し上げます。一九号は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算でございます。四十六ページをお開き願います。歳入でございます。下の欄の国庫補助金でございますが、これは補助対象事業に対しまして補助率三分の二を国の方から受けるものでございます。

次が四十八ページでございます。都の補助金でございますが、これも国の補助金に対する裏補助として都から補助金を受けるものでございます。その下が都の委託金でございます。

次は五十ページでございます。繰越金、前年度から繰越金でございます。

五十二ページでございますが、諸収入でございます。ここで一の保留地処分金がございますが、二千五百九十五平米、これは十区画分に相当する分でございますが、保留地を処分するものでございます。

次が五十四ページ、歳出に入らせていただきます。区画整理事業の管理費でございます。ここで委託料のところでございますが、五十六年度は高幡地区と豊田南口地区の区画整理事業を実施するための基本設計をそれぞれ実施する予定になっております。

次が五十六ページでございます。神明上の区画整理事業でございますが、ここでは特に申し上げることもございません。

次は五十八ページでございます。一番下の事業費関係でございますが、神明上の整理事業といたしまして、新都市建設公社に委託する経費のほか、二・二・四号線等の委託料を計上いたしたものでございます。

次が六十ページでございます。駅前広場等の整備に係ります経費を計上いたしました。

次が六十二ページでございます。万願寺区画整理事業でござ

います。万願寺につきましては、本年の一月十八日に認可になりまして、六月の七日に審議会委員の選挙を行いまして事業の実施に移っていくものでございます。それらの経費につきまして計上させていただいたものでございます。

次が六十六ページは予備費でございます。

続きまして、議案の二〇号につきまして御説明申し上げます。これは日野市の下水道事業を行いますための特別会計でございます。七十六ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。使用料といたしましては、下水道の使用料金を徴収いたすものでございます。手数料関係は排水設備を設置する場合の申請手数料でございます。

七十八ページ、国庫補助金でございます。これは黒川都市下水路の整備に係ります補助金を、補助率十分の四を国からいただくものでございます。委託金につきましては、樋管の管理に対するものでございます。

次は八十ページでございます。都の補助金でございますが、これも黒川の都市下水路を整備するための国庫補助金、それから起債の額を差し引いた残りの二分の一を都費補助としていただくものでございます。

次、八十二ページ、ここでは特に御説明する点もございません。

八十四ページ、市債でございます。下水道債と都市下水路債、二つの市債を計上させていただいたものでございます。

次が八十六ページでございますが、歳出に入らせていただきます。八十六ページは給与等で、特に申し上げることもございません。

次が八十八ページでございます。下水道の維持費でございまして、樋管並びに管渠の維持管理を行う経費でございます。

次が飛ばしまして九十二ページに移らせていただきます。下水道建設費でございますが、ここで委託料の下から三番目に、南多摩処理区の実施設計と、その下に浅川処理区実施設計が計上してございますが、これは管渠の埋設に伴います設計を行うものでございます。

次が九十四ページに移らせていただきます。工事請負費でございますが、西平山排水区の用水路の整備、それと管渠の埋設これらの工事を実施するものでございます。そのほか平山排水区、南平排水区も合わせて実施することにしております。

それから次が九十六ページ、これは処理場の維持管理経費でございます。特段申し上げる点はございません。

百四ページでございます。都市下水路費。これは黒川都市下水路、それから神明上の都市下水路を実施する経費でございます。以上でございます。簡単でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。



○病院事務長（加藤一男君）　それでは議案第二一号につきまして簡単に説明をさせていただきます。百十三ページでございます。提案理由にもございましたように、まず本年は、五十六年度は二年継続で病院の増改築をいたしてございます。百四十二床が百六十二床になることが大きく変わる点でございます。

収益勘定におきましては、約一〇％の伸びで、十四億八千八百万円の予算計上をいたしてございます。

資本勘定につきましては、百十四ページにございますような規模でございます、先ほども御審議を賜わりましたように、継続事業二年でいたしておりまして、総工事五億七千二百万ということの事業の二年度目に当たるわけでございます。

詳細につきましては予算委員会で説明をさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　議案第二二号、昭和五十六年度の受託水道事業特別会計の歳入、歳出予算につきまして、御説明申し上げます。五十六年度の事業運営に当たりましては、前年度よりなお一層計画目標の達成と、それから将来にわたっての配水基盤の強化を図りたい、このような考え方の中で、水道建設費関係の予算もかなり大幅に増額させていただくような予算編成をさせていただきました。したがいまして、対前年度比で四一・八％という伸び率となっております。百三十六ページの歳入につきましては、事業の執行に見合う委託金でございます。

次に歳出につきまして主なものを御説明申し上げますと、百四十一ページの工事請負費、六百八十一万四千円につきましては、都計街路の一・三・二号線が築造になりますので、これに伴いまして、導水管の移設をする経費でございます。

それからずっと飛びまして、最後の水道建設費の二億三千九百五十六万一千円のうちの委託料三百七十万円につきましては、これは五十六年度に建設省が計画しております都計街路の一・三・二号線に中央線の跨線橋がかかりますので、これに伴いまして配水管をこれに添架したい、というような工事費でございます。

以上、大変簡単でございますけれども、御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　それでは百五十五ページでございます。第二条の農作物の農業共済でございますが、農作物共済につきましては、水稲、陸稲、麦、これらの共済事業を実施していきたい。それから家畜共済勘定につきましては、乳牛、種豚を家畜共済に繰り入れてやりたい、そういうことで、それらのいずれも農作物共済勘定につきましては、農家からの共済掛金とそれから連合会から入る農作物の保険金を

収入といたしまして、それらの保険につきまして二百十三万円の農作物保険料、これは市が連合会に支払うものでございます。それから市から農家に支払うものがその二百十三万円に含まれております。

それから家畜共済勘定につきましては、四百四十三万八千円でございます。これは農家より市に支払うもの、あるいは連合会から市に払うものの保険金。支出につきましては、家畜保険料――これは市が連合会に支払うものでございます。それから家畜共済、これは市から農家に支払うものでございます。

それから次に業務勘定の千百四十六万七千円につきましては、国都支出金、あるいは市の一般会計予算からの繰入金、事務賦課金等を財源といたしまして、支出につきましては人件費それから事務的な経費に充当するものでございます。簡単でございますが、御説明を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一八号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第一九号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二〇号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二一号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二二号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第二三号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二四号、市道路線の一部廃止、議案第二五号、市道路線の廃止、議案第二六号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二四号は、市道東仲田四号線外三路線の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき、その一部を廃止するものであります。

議案第二五号は、市道東仲田四号線外七路線の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第二六号は、南平二十三号線外十路線を道路法第八条の規定に基づき、市道認定をするものであります。

以上三議案、それぞれ詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。議案第二四号につきましては、市道路線の一部廃止でございます。東仲田三号線外三路線は、農林水産省蚕糸試験場跡地に存する道路で、現況が廃滅しておりますので、その一部を廃止するものでございます。

議案第二五号、市道路線の廃止につきましては、東仲田四号線外七路線、二四号議案と同じ理由により、現況が廃滅しておりますので、これを廃止するものでございます。

議案第二六号につきましては、市道路線の認定でございます。南平二十三号線から二十八号線、高幡五号線は開発行為により道路として公共の用に供し、道路の移管事務が完了したため、南平二十九号線、日野八十六号線、平山十八号線は現況道路として公共の用に供しているため、程久保七号線は新設によるもので、いずれも認定しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二四号、市道路線の一部廃止、議案第二五号、市道路線の廃止、議案第二六号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第三〇号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第三〇号についての提案理由を申し上げます。本議案は、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、日野市農業共済条例第五条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めま

す。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第三〇号につきまして御説明申し上げます。これは日野市農業共済条例の第五条にございます「市は毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から一定の金額を差し引いたもの、あるいは一般会計からの繰り入れを除いた金額で、共済事務に必要な経費を賦課することができる」という条文でございます。これを一枚めくっていただきまして、水稲、陸稲、麦、これについて農産物共済でございます。それから乳牛、種豚につきましては、家畜共済でございます。それぞれの金額を賦課いたしまして、合計二十九万二千九百九十六円になりますが、これは業務勘定の事務費の賦課金として収入に見込んでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三〇号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより、議案第三一号、日野市立平山中学校建設用地取得、議案第三二号、東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定、議案第三三号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第三三号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第三一号から議案第三三号までの三議案についての提案理由を申し上げます。

議案第三一号は、日野市立平山中学校の用地として、日野市平山四丁目五番の一など、約一万四千五百七十六平方メートルの土地を取得いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第七号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第三二号は、東京自治会館組合で処理する事務に、市町村が共同で実施する職員の研修事務を加えるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき、東京自治会館組合規約の一部を変更するものであります。



議案第三三号は、日野市職員の定数を一千三百十九名に改めるのに伴い、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

三議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の三一号につきまして御説明申し上げます。まず最初に恐縮でございますけれども、三一号につきましては、議案の差しかえをお願い申し上げたいと思います。この差しかえの理由でございますけれども、東京ガスより、二十七メーターのガス管の延長の誤りがございましたという申し出がございまして、取得金額が大きく変わるわけでございます。当初お配りしました議案の中におきましては、取得金額が十六億一千八百三十二万三千七百十九円となっておりますけれども、二十七メーターのガス管の短縮によりまして、百三十七万九千九百四十九円の減額となりまして、十六億一千六百九十四万三千七百七十円と相なるわけでございます。まことに恐縮でございます。差しかえのほどをお許し願いたいと思います。それで申し上げますと、所在地は先ほど理事者から申し上げたとおりでございます。地目は田、ほかでございます。地積については二万四千五百七十六・〇一平米でございます。取得金額は先ほど申したとおりでございます。契約の相手は土地開発公社の松村清栄でございます。それで、この取得金額でございますけれども、もともとの用地費は十四億六千三百万円でございます。これに金利、ガス、水道の工事費、手数料を加えてこのような金額に相なるわけでございます。添付しましたところの地図につきましては下耕地区画整理組合の中でございますので、その状況がこの地図にあるわけでございます。

それから三二号でございますけれども、自治会館組合の中に十三の入館団体があるわけでございます。市長会、市町村長会、議長会等がございます。この十三の中で個々に収入役がございまして、現金の出納、財務管理をやっているわけでございますけれども、市長会の中におきまして、間違いのないように統一した専任の収入役を置こうというところから話が出まして、中の七団体を早急に自治会館の中に統合していく、という計画に相なっておるわけでございますけれども、まず手始めに、市町村の職員の研修協議会という任意団体でございますので、これを一部事務組合にしまして、東京自治会館の中に統合しよう、こういう考え方のものでございます。そのことによって、研修事業の発展、それから職員の身分の安定等を図っていきたい、こういう趣旨のものでございます。

それから議案の三三号でございますけれども、平山中学校の開設に伴いまして、用務員二名、事務職員二名、給食調理員七

名、栄養士一名、合計十二名の増員によるところの定数条例の改正でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　特にこれは委員会でやると思いますけれども、一応お聞きしたいのは、平山中学校の用地取得の金額の、これは土地開発公社から買うのに利子その他がかかっているということはわかりますけれども、現実に単価が十四億円ですか、組んで、その後利子とか、あるいは公社から一％の手数料とか、こういう関係で十六億何がしになったということでございますけれども、具体的には利子は幾らくらいになっているのかお教え願いたいのと、もう一件は、差しかえになったガス管が、短くなったから七百何十万買うことがなくなったのかどういうのだかはっきりわからない。ガス管ということでわからないんですよ。その点について、明細に説明願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第一点の金利でございます。金利につきましては、地主さんが五口ございます。その五口の地主さんのうち、一番早く買いましたのは東京都でございます。二年間公社でもって手持ちしていた、こういう状況でございます。一番短いのは、四カ月でございます。こういう期間計算で、六・五％の利子のところもございますし、八％の利子のところもございます。それで総額として、一億三千万円の利子になるわけでございます。

それからガス管でございますけれども、ガス管が、都営の平山団地がございます。あそこから引いてまいりまして――あそこまでガス管が来ております。あそこから引きまして、学校の敷地の境まで引くわけでございますけれども、東京ガスが考えていたよりもガス管が二十七メーター、都営の平山団地から学校敷地の方に二十七メーターよけい入っていた――見積もりよりもですね。ですから二十七メーター要するに工事料が減った、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　そうすると、そういう工事資金も入っているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）この、含んで買っているということですね。それは了解しました。これは委員会で十分審議なされるでしょうから、以上で結構です。

議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三一号、日野市立平山中学校建設用地取得、議案第三二号、東京自治会館組合規約



の一部を変更する規約の制定、議案第三三号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第三五号についての提案理由を申し上げます。本議案は、清掃手当の改定に伴い、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の三五号の御説明でございます。一般職の職員の給与に関する条例の中の特殊勤務手当、その中の清掃手当の改正でございます。現状におきましては、じんかい焼却あるいは屎尿処理作業、こういうものに従事する職員については、日額三百円の特殊勤務手当が出ておったわけでございます。それから管理的業務に従事する職員については月額二千五百円が出ておるわけでございますけれども、これを提案の中にございますように、ごみの焼却作業に従事する職員については三百円を日額五百円に改めたい。それから屎尿処理作業及び前項以外のじんかい処理作業に従事する職員、これにつきましては、日額四百円、こういうものでございます。それから管理的業務に従事する職員については、月額二千五百円のものを四千円に改める、こういうものでございますけれども、理由としましては、第一点としまして、昭和四十五年以来これらの手当が改正されておらないということと、職員組合の方から再三改定の申し入れがあることが一つの理由でございますし、じんかいにつきましては、ごみ量が年間四％のペースでふえてきておるわけでございます。それで現状では、土曜とか日曜とか祝日もピーク時においては焼却に従事するというふうな点もございます。断続的な、要するに長時間の作業というふうなことで、不快度の点で考えてやる必要があるんではないだろうか、ということが第二点目でございます。それから熱灼度の高いよい灰を羽村等から要求されておるような状況でございますので、炉の管理を徹底していかなきゃならん、ということになりますと、熱気の残っている炉の中に入りまして、維持管理を徹底しているというふうな新しい状況等もございますので、

じんかいの処理作業に従事する職員については、日額三百円のものを五百円に改めていきたい。それから屎尿処理関係の一係の従業員でございますけれども、これについては、三百円を四百円にしますのは、汚泥の乾燥という点において、新しい不快的な要素等もございますので四百円にしていきたい。それから管理的業務に従事する職員といいますのは、管理棟の中だけにいるだけじゃなくて、じんかいあるいは屎尿等の応援の作業等もやっておる現状でございますので、月額を二千五百円を四千円に改める、こういう内容のものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－一号、市立第三幼稚園前の下水に関する請願、請願第五六－二号、市道認定についての請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－三号、市営テニスコートの設置促進に関する請願、請願第五六－五号、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－六号、「新一般消費税」新設に反対する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十三分散会

三月十二日　木曜日

（第四日）

# 日野市議会会議録

## 第四号

昭和五十六年
第一回定例会

三月十二日　木曜日　（第四日）

出席議員（二十三名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲君 | 十七番 | 石坂勝雄君 |
| 二番 | 市川芳太郎君 | 十八番 | 滝瀬敏朗君 |
| 三番 | 秦正一君 | 十九番 | 林重義君 |
| 四番 | 飯山茂君 | 二十番 | 市川資信君 |
| 五番 | 川嶋博君 | 二十一番 | 島村孝志君 |
| 六番 | 中山基昭君 | 二十二番 | 大越久雄君 |
| 七番 | 大柄保君 | 二十三番 | 一ノ瀬隆君 |
| 九番 | 藤林理一郎君 | 二十五番 | 米沢照男君 |
| 十番 | 谷長一君 | 二十六番 | 杉山寅三郎君 |
| 十一番 | 名古屋史郎君 | 二十七番 | 高橋通夫君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子君 | 二十九番 | 正国務君 |
| 十五番 | 板垣正男君 | | |

欠席議員（五名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十二番 | 本間久君 | 二十八番 | 佐々木昭雄君 |
| 十六番 | 奥住芳雄君 | 三十番 | 三浦重春君 |
| 二十四番 | 竹ノ内武俊君 | | |

欠　　員

八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男 | 君 |
| 助役 | 野呂章 | 君 |
| 収入役 | 成井正夫 | 君 |
| 企画財政部長 | 生野清 | 君 |
| 総務部長 | 赤松行雄 | 君 |
| 市民部長 | 神藤貞次 | 君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉 | 君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光 | 君 |
| 次長 | 朝倉敏夫 | 君 |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 君 |
| 書記 | 五十嵐隆 | 君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建設部長 | 森久保三次 | 君 | |
| 都市整備部長 | 結城邦夫 | 君 | |
| 福祉部長 | 加藤一郎 | 君 | |
| 水道部長 | 中村亮助 | 君 | |
| 病院事務長 | 加藤一男 | 君 | |
| 教育長 | 倉又秀作 | 君 | |
| 書記 | 平川雅弘 | 君 | |
| 書記 | 串田省三 | 君 | |
| 書記 | 平谷和君 | 君 | |



議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十六年三月十二日（木）

午前十時開議

午前十時二十八分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。

これより日程第一、一般質問を行います。一の一、障害者が排除されない学校づくりをについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　一九八一年のトップバッターを承りまして、質問させていただきます。

ことし一九八一年は、国連が決めた「国際障害者年」です。そしてそのテーマは、「完全参加と平等」であります。私ども社会党は、この障害者の「完全参加と平等」実現に向け、差別撤廃を目指して国際障害者年に取り組んでいます。そして重点行動目標として、「障害者雇用の拡大」「共同教育・保育の促進」「移動の自由の保障」などを定め、各地で取り組みを強めています。

私は昨年、十二月定例会には「移動の自由の保障」の点を取り上げ、そのほんの一部の問題を質問いたしました。今回は「共同教育・保育の促進」の点を取り上げさせていただきました。題して「障害者が排除されない学校づくりを」。

一九七九年、障害児の養護学校が義務化となりましたが、これにより各地で入学判定をめぐってトラブルが起きていると聞いています。この義務化は、本来、障害児全員就学ということが目的であったものを、行政的な処置として養護学校に入らなければならないという義務があるように言われ、文部省や各教育委員会は規則を盾にとって養護学校入学を強制し、実施三年目となったいまも障害児の入学先判定をめぐって、全国的にトラブルが起きているということです。障害児やその家族の中には、普通の学校に行きたいと思う人も多いにもかかわらず、養護学校義務化の名のもと、その希望が入れられていない現実があるということです。国連の障害者の権利宣言には、「可能な限り通常の生活への統合を促進する必要性に留意し」とあります。世界の流れとなっている統合教育に反する、この養護学校義務化の制度は問題があります。

教育委員会が養護学校と判定すれば、そこへ行くしかないのが現状で、大部分の障害者は地理的に養護学校へ通学できないので、寄宿舎に入らざるを得ないのです。六歳の障害児を家から離して寄宿舎に入れるのは、子供の将来の自立を願っている親にとっては、非常に悲しいことではないでしょうか。障害児を社会から隔離した特殊の教育を進めていて、差別が解消されるはずはないと思います。障害児が健常児と一緒に学べる、それが健常児の発達も促進するという考えが重要であると思います。障害者に対する連帯感、本当の理解は、幼児期から共に生きることの中からしか生まれないのです。差別、隔離教育の養

護学校教育は、完全参加と平等の理念に反するといえます。地域の障害者を障害児学校、あるいは特殊学級に就学強制するのではなく、できる限り普通校に受け入れていかなければならないと思います。子供にとり最大の社会的活動は、地域の子供たちと過ごす学校生活なのです。障害児も、家から近くの小学校へ行く権利を持っていると思います。以上申し上げ、質問いたします。

一番として、日野市においては養護学校義務化以降、就学の問題をどのような考え方で対処してきたか。

二番、本人または家族の希望は入れられているか、どうか。

三番、問題になったケースは何人か。そして、いまだに就学通知を出していないのは何人いるのか。

四番、それはどんなことが原因であるのか。

五番、今後、どのようにこの問題について対処していくつもりか。

以上、五点を質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま、一ノ瀬議員が申されたように、私たち教育委員会の心身障害児の教育に対しましては、差別とか隔離とか、こういうようなことを絶対にあってはならんという基本的な方針で、対応しております。

しかし、私たちはやはりすべての障害児を一律に普通の学級に入れることが、その子供のために果たしていいのかどうか、というようなことについても十分配慮しなければなりませんし、特にその障害というのは最近非常に多様化しておりますし、それから程度においてもずいぶん差がございます。そういう程度の差において、やはりそれに適した教育を行っていくということが、一人一人をやはり生かしていく、一人一人を伸ばしていくという教育にも通ずるものであるという考えのもとで対応をしております。しかし、身障児をお持ちになっている御父母の立場というものの心痛というようなものを、ひとつ十分配慮しながら、そういうようなものについて相談をしているわけでございます。

したがって、就学につきましては大変慎重を期しておりまして、日野市では就学指導委員会というものをつくっております。それは市内の専門医の方々、あるいは心理学者、あるいは実際身障特殊学級を担当している先生、あるいは校長、あるいはその他身障関係でいろいろ御協力いただいておられる方々などをもって構成して、それについて、たとえば愛の手帳を持っているお子さんとか、あるいは障害手帳をお持ちの方とか、あるいは希望の家でいろいろ将来どうするかというようなことをお考えの方々、あるいは幼稚園とか、あるいは保育園、こういうところからの相談に応じるという形。それからさらに、十一月に



就学児健康診断というのがございますが、そこで、やはりこのお子さんにとってはどういうところがいいのかというようなことで、就学相談というようなものに応じております。その場合には、私もその委員会の場には何回か出ておりますけれども、やはりできればそのお子さんが普通の学校で学習することができれば、それに越したことはない。しかし、それができない、むしろそのお子さんのためにどれが一番いいのかということを、私たちは保護者の方と一緒になって考えていくということで、いま申しましたようなことに対応しているわけでございます。

その場合に、やはり教育的な配慮から言って、そのお子さんというものを専門的に見まして、やはりこちらの方がいいんじゃないかというようなことの結論を出して、そしてそれをもとにして相談しておりますけれども、しかし本人といいましても、本人の場合は身障人もいろいろございまして、体が不自由のために普通学校にするかどうするかというようなことの場合には、本人の希望もありますけれども、主として精神の発達程度のおくれておるお子さんというような場合に、本人の希望ということもなかなか聞きにくいわけでございますので、主としてお父さんやお母さんの御意見を聞いております。というのは、就学相談というのはお子さんと一緒にお父さんやお母さんも来ていただいて、そして相談をしているわけでございますので、そういうところで、十分その人のためにどれが一番いいのかという

ことで、話し合いを進めております。そしてその結論としては、もちろん普通学級が適当であるとか、あるいはこれはやはり身障学級でやった方がいいんじゃないかという、そういう一応の判定はいたします。そしてその判定に基づいて、またその後、お父さんやお母さんと十分な話し合いを何回も重ねております。そんなようなことをしておりますので、無理強いをして、ただ強制権力をもってこちらからこちらへというような振り分けをするという意思は毛頭ありませんし、その辺についての御理解は御父母の方も十分していただいているんじゃないか、こういうふうに私は理解しております。

それで、そういうようなところでも大体ケースとしては二十数件、あるいは三十人ぐらいのそういう相談を受けますけれども、しかし、その中でそういう問題が起こってくるのは、やっぱり数人あります。ことしも、まだ数人ぐらいはそれについての最終結論には達していませんけれども、その辺のことについての話し合いをしております。それで、どうしても長期決着がつかない場合には、——身障学級より普通学級に入りたいという方については、じゃあ試みにひとつ普通学級へ入れてやってみましょう、という形で対応しております。それから、養護学校へ行くか、特殊学級へ入るか、いわゆる身障学級へ入るかというようなことについても、どうしてもそれについて問題がある

場合には、身障学級の方でお預かりするというような対応をしておりますので、いま、特に各地でもって対立しているような、そういう関係は比較的、皆無とは言えませんけれども、その程度も薄うございますので、その辺はひとつ御理解いただきたい、こういうふうに思っております。

その就学の場合の、なぜそういうふうにするのかという原因は、やはりそのお子さんの実態というようなものが一番中心になっているわけでございます。その対応については先ほど申しましたように、必ずしも最終的に私たちの判定で区分けをしてごり押しをするというような姿勢はとっておりません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ただいま教育長のお答えの中で、最も具体的にお答えいただきたかった、現在就学通知を出していない、いまだにどこの学校へ行くというようにはっきりしていない人が何人いるのかという質問に対しては、数人ということでしたけれども、これははっきりした数字を伺いたいのですけれども、それがわからないのかどうか、再度質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これは、数字はちゃんとわかっているんですけれど、たまたま私はいまここで持っていないという……。この前の報告を受けたところによると、いま言ったような数である。いま、現時点で幾らかということについては、これは就学者についての相談室を持っておりまして、そこで相談に応じておりますので、それは明らかにできると思います。いまはちょっとないと、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　それでは、その数は何らかの機会に後で数えていただきたいと思います。

実は、私はこれらの子供の親御さん、教育長ははっきりした数は残念ながら言われなかったのですけれども、数人とおっしゃいましたけれども、その子供の親御さんの何人かと直接会ったり、電話をしたりして話を聞きました。

第三幼稚園に通園していた子供で、当然一小へ行くつもりでいたのが、三小の特殊学級へ行けと言われている。何としても両親は一小へ行かせたいのです。三幼の園長は一小の校長だったことが運が悪かった。三幼から教育委員会に書類が回っていて、それをもとにしているようだ。学校によって、校長によっても違っているようだ。子供に何の問題があるのか。まずステップとして特殊学級へ行けという。何がステップだと言いたいところだ。以上のような人もその一人です。

また、先日、この中の一人である高幡台団地のお宅へ伺いました。そして大学教授など数人の方が集まっていただき、話を聞きました。抱きしめたくなるようなかわいい坊やが、ただ言葉が出ない、話が出ないというのが障害だと見られているのだろう、いまだに高幡台小学校へ行きなさいという通知が来ていないというのです。幼稚園へ二年間行って、通い続けた。友達からも仲間外れにされたことは決してなかった。それでも小学校はだめなのか。いまなお入学の通知が来ないのは、養護学校か特殊学級へ入りなさいと言っているのです。入学通知が来ないが、高幡台小学校では担任は決まっているようです。その先生は、受け入れてもいいようだ。しかし、学校は教育委員会に相談に行けとしか言えないのだ。市の相談日に相談に行けば、突然望みもしない精神科医が出てきた。養護学校がベターであろうと、たった五分で結論を言う。大人ですら圧迫されるこの状況の中で、子供に何が言えるか。事前にきめつけていてその場に臨んできたとしか理解できない、というのです。学校の教頭にも会ったが、拒絶する前提での話は話にならない。学校に不信感を抱かざるを得ない。弟と比べて見劣りするではないか、こういう症状は、いい方向へ行ったことがない、学校は競争の場である、のけものにされる、だから、悪い方向へ行ってしまいますよというのです。何とか学校へ入れまいとする理由を探している感じだ。

望んでいる小学校へ入学できるのなら、親としても最大限努力する。たとえ下の子を田舎に預けてでも、学校に迷惑をかけないようにするからと言っても、聞いてくれない。親として、この子をまずスタート台に立たせてやりたい。一線に、一般の子供と一緒に並べてやりたい。スタートしてからどうしてもだめなら、それで考えたっていいじゃないか。友達と一緒で、他人のものを見て覚えることができるのだ。「見取りげいこ」ということも、あるではないか。入学させた上で、子供がどうなのかを見たいのです。養護学校へ行ってから、よければ戻れというが、最初からこんなレベルでと教えられ、あきらめを持たせる感じのこの特殊学校へ行ってしまって戻れるというのか。うまいことを言うとしかとれないのです。養護ないし特殊へ行くのは子供のためというが、果たしてそうなのか。突き詰めると、手がかかる子供はごめんというのではないか。学校は、だれのためにあるのだろうか。

私は、父親が涙して言うこれらの話を真剣に聞き入りました。そして、すぐ前にいたこの子供は、絶対に高幡台小学校に入学させるべきであると思いました。新興都市では、手のかかる子供は受け入れないという傾向が強いと聞いています。その点、大阪の高槻市などは非常に進んでいて、障害者を多く受け入れていると聞いています。障害者を学校から排除する傾向が、日野市は近隣市より強いとも聞きます。

以上の私の再度の発言で、一歩進めた答弁もしくは感想があ

りましたら、お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私はそのお父さん、お母さんと実際には会っておりませんから、いま一ノ瀬議員がおっしゃったことは一つの面だと思います。しかし、また同時に、非常に初めからそのお子さんがというよりは、何かいろいろ外部的な問題などにこだわられて、お子さんを中心にほんとに考えておられるんだろうかな、というような印象を持たれる御父母がおられることも、これは否定できないと思いますが、それは気持ちの上からいってはわれわれ重々同情したり理解したりすることはできるんですけれど、さあ、そのお子さんを一体どうしたらいいのか、そのお子さんが少しでもよくなっていくためにはどうした方がいいのか、という立場からの発想というものも一面においてはありますし、それからいまの心身障害教育につきましては、やはり一人一人の障害の程度に応じて教育の方法というものを考えたり、教育の場を考えるということが、やっぱりそのお子さんを生かしていくという一つの基本的な考え方もございますし、事実その方が私も一番いいんじゃないかというふうに思っておりますが、ただ何が何でもいま言ったように反対を押し切ってその学校から排除するというようなことは、一番先に申しましたように、そういうことは考えておりませんので、そのことについては、私、実際その相談に応じている職員に、そのことについてはもう一回確かめてみたい。それで現実的にそういうような場合には、それじゃ試みに一回身障へ行くか、養護へ行くかというようなことについての判断は、親の希望というようなものを生かしてそれに対応していく、というのが私は日野市の教育委員会のいままでの姿勢でもございます。

　それから、いま、日野市が一番排除をすることが強いというふうにおっしゃられましたけれども、私は、これは総体的ないろいろな評価があるかと思いますけれども、私たちはむしろその辺については非常に弾力的な姿勢でもって対応している、こういうふうに私は少なくとも確信してますし、それからそれの相談などに当たっているいろいろな先生方も、そういう形で対応しているというふうに確信しておりますが……。私はそういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございます。

　教育に関心を持っておられる方だったら、あるいはこの障害児の問題、養護学校の問題に関心を持っておられる方だったら、この子供の名前は御存じだろうと思います。東京足立区の金井康治君です。康治君は肢体不自由の養護学校へ通っていましたが、両親は障害を持った子供たちだけが集まった学校ではなく、近所の子供たちと一緒の学校へ通わせたいと、自宅のすぐそばの小学校ー花東小学校という小学校だそうですけれども、その小学校への転校願いを教育委員会に出したのです。これが受け入れられず、毎日自主登校を続けているのです。自主登校中に子供たちが走ったりする光景に、康治君は自分からも歩いてみたいと思うようになるのです。車いすに体を支えるようにして歩き出すなんて、養護学校時代には考えられませんでした、と母親は言っています。また、校舎の階段をいざって上り下りする姿を見て、階段って足で歩くだけではないんだって気がついたときの感動は忘れられませんとも言っています。

　こんな話を聞いて、養護学校義務化を推進してきた学芸大学の山口教授も、普通学級に通うことのプラス面が多いことがわかった、と言わざるを得なかったのであります。

　金井康治君は、自主登校の成果があって、昨年三月五日、確認書を取り交わしました。「四月より養護学校に籍は置きながらも、この小学校に通学することを認める。転校に向けて双方努力する」というのが確認書でしたが、その後、一日も登校できていません。私は、けさ金井さん宅に激励を込めての電話を入れました。教育委員会は一部の区民と一緒にバリケードを張って、康治君の登校を拒否しているということです。これに抗議し、康治君のお母さんはきのうからハンガーストライキに入っているそうです。これほどまでに切実な親の気持ち、児童の気持ちを日野市の教育委員会も、小学校当局もわかっていただきたいと思います。

　昨年一月三十日、参議院議員の八代英太さんは初登壇し、障害者隔離から参加へと、車いすから発言しました。八代さんはその中で、「ハンディキャップのある人は少数なので、多少の犠牲もやむを得ないという考えがある」と述べ、障害者に対する隔離の思想が強いことに反発しました。たとえば、前年から実施された養護学校入校の義務化に触れて、障害児狩りの声すらあると批判しました。最後に、障害者が平等に地域社会のメンバーに参加できない社会こそ、もろく、不幸なのだと結びました。

　ことしの一月二十二日、朝日新聞の論壇に「養護学校義務化は再検討を。国際障害者年を真に生かすために」と題した、長崎大学薬学部の河原一男教授の投稿が載っていました。障害児は、養護学校より地域の普通の学校へ行くことが多くの点で望ましい点を強調し、歩行困難な肢体不自由児は養護学校とされているが、歩行困難で手も目も不自由な私の子供は、普通小学校に楽しく通学している。こんな例は全国に少なくないと説明し、最後に、「ある社会がその構成員の幾らかの人々を締め出すような場合、それは弱く、もろい社会なのであるということを知ってほしい」と言っています。

　日野市内の高幡台団地で発行されている新聞で、「ふきのと

う」というのがあります。三年前に発刊し、月一回ずつ出しています。この新聞は「共育」、これは教え育てるの「教育」、倉又教育長の「教育」ではなく、ともにはぐくむと書く「共育」この「共育」を主題としています。障害児を特殊学級や養護学校などに簡単に入れてしまいたがる行政や学校の体質を是正し、勉強のできる子中心の普通教育の変革を考え続けたことを表明してきた新聞であります。私は、このバックナンバーを捨い読みしたところです。この中から、私の共鳴する点、主張したい点を断片的に紹介したいと思います。

第十三号、七九年の一月二十日発行のものには、こんなことが書いてあります。――あなたがおつくりになった養護学校義務化の政令のために、多くの子供たちからすばらしい笑顔が、いま消えようとしています。――これは昨年十一月、文部大臣にあてられた陳情書の書き出し文であります。

七九年二月二十日発行の第十四号には、こんなことが書いてあります。――わが家の一人息子は、特殊学級二年生。月日がたつにつれて、一層ランドセルを背負っていく息子を見たい。近所の友達と校門に入るのを見たいとつのるばかり。ちっとも晴れない気持ちで入学式へ。遠くの学校へ息子とともに出かける気持ちは、何とも言えない。新学期が始まり、家の前までスクールバスが来てくれました。近所の子の学校とは反対の方向、とてもたまりませんでした。特殊学級へ入ったとたん、気の毒な子と思ったのでしょう。周囲の人々は、私たちとの自然なつきあいがしづらくなったようです。

七九年四月二十日発行の第十六号には、こんなことが載っています。――少なくとも小学校というのは勉強する場である以前に、いろんな子供たちが生活する場であると、そういう考え方に立たない限り、この問題の本当の意味での解決はないんではないか。

七九年十一月発行の二十三号には、市レベルで押さえている者には、直接親のところに電話をかけてきたりします。また、幼稚園、保育園には調査書が回ってきて、該当児の報告を求めます。音沙汰なしの園には市教委みずからが出かけていって、それらしき子の見つけ出しをしようとしています。ある保育園では、マークされかねない子供を当日欠席させて、チェックされることを望まない親子をかくまった、という事例すらあります。

ことしの一月二十日、最近号ですけれど、三十六号にはこんなことが載っています。――子供たちにとって、近所の学校は子供たちの地域の生活の拠点なのだ。そこで友達をつくるということがある。支えられ、支えることの大切さも発見する。教師、親にはこの拠点を守ってやるという大切な仕事があるのではないかと思う。

以上、「ふきのとう」から断片的に紹介いたしました。これらを踏まえて共育、ともにはぐくむ共育、前進の抱負をお聞きしたいところですが、さらに聞くことは無意味だと思いますので、やめておきたいと思います。

現在、残されている、教育長の言う数人の子供がすべて両親の希望する学区の小学校に入学できるよう、大きな英断をふるっていただくことを、くれぐれもお願いしておきます。この点について、本定例会の予算委員会最終日、多分二十四日になると思いますけれども、その日に再度質問いたしますので、この日まで鋭意努力していただくことをお願いして、終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって一の一、障害者が排除されない学校づくりをに関する質問を終わります。

一の二、多摩更生園の障害者を日野市民に迎える努力をについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　国際障害者年にちなんだ障害者問題の、二つ目の質問を続けさせていただきます。

先ほど申し上げました国際障害者年への取り組みとしての、私たちの重点目標の一つ、移動の自由の保障に沿って、障害者が外出しやすい安全な町づくりを切望して、昨年十二月定例会に質問いたしました。具体的な障害者施設として「光の家」と「多摩更生園」を取り上げ、そこでの関連した施策を要望したところです。

光の家――豊田駅間の施策については、建設部長、土木課長、土木係長らのきわめて精力的な努力で、大幅に前進しています。多摩更生園からの要望はまだこれからのようですが、光の家同様の前進をお願いしておきます。

昨年、多摩更生園へ障害者に会いに行ったとき、前もって電話しました。電話は日野の九一局であり、電話帳にも日野市程久保八二二番とありました。当然、日野市だと思って行ってみると、園生自治会委員長や園長からいただいた名刺には、八王子市大塚三二一番とありました。重度身障者療護施設東京都多摩更生園の住所は八王子であり、そこの身障者である園生は、八王子市民だったのです。

八王子市民とはいえ、この施設の敷地の半分以上は日野市であり、出入りする道路は日野市です。八王子の通称由木街道に抜ける山道はありますが、車いすの障害者はすべて七生福祉園を通り、日野市へ出るしかありません。買い物などの外出は近くの多摩センター、都道川崎街道沿いの商店、そして高幡駅と、接触する社会はすべて日野市であります。市外に出ていくチャンスの多い一般市民に比べて、残念なことに簡単に交通機関を利用できないここの園生こそ、日野市が生活圏なのです。この多摩更生園の園生の生活圏は日野市でありながら八王子市民であるということは、さまざまな不都合な面を生じています。

まず、車いすで通れるような道路、特殊な道路をつくってもらうのが、八王子市民でありながら日野市にお願いしなければ

ならないということです。国や都に対してのものは別として、ガードレールをつけなければならない、カマボコでない、流れのない平面の歩道でなければならない、粗面仕上げでなければならない、といった厳しい条件の道路を実現してもらうのが、八王子ならぬ日野市であるということが心苦しいというのです。

日社協のチェアーバスを借りるのも簡単ではない。多摩更生園は八王子だから、八王子の社会福祉協議会へ貸して、それを利用するのだということです。

八王子市民としての所用は、日野の中を出ていかなければならない。市役所へ行くにも投票所へ行くにも非常に不便であり、郵便についても同様であるということです。電話は日野であり、八王子の電話と思っての連絡は通用しないなど、多くの問題があるようです。そのほか、さまざまな不便な点があります。このような状態の中で、障害者である園生の皆さんは、日野市に組み入れられたい、日野市民にさせてほしいという要望が、いまや悲願となっています。

ごくわずかな面積で済むのではないか、この部分の八王子市と日野市の境界を変更させ、多摩更生園をすべて日野市に組み入れ、そこで生活する園生をすべて日野市民にしてほしいと思うのです。ここの園生が日野市民になりたいと願うのは、単に日野は革新市政だから、八王子は保守市政だからというのではありません。しかし、この障害者の要求を真摯に受けとめ、その実現に最大限の努力をした市長が再度立候補をするならば、その人に清い一票、彼らにとっては何物にもかえがたい尊い一票を投じたいのは当然であります。市長だけではありません。彼らの、障害者の要求を熱心に聞き、その実現のために一緒に闘ってくれる政党の都議候補や市議候補で、この地域の候補者を支持したいのも当然であります。現状は、それがないのです。四月の日野市長選挙にも、七月の都議選でもそれが不可能なのです。このままでは、永久にそれができないのです。一握りの障害者だからどうでもいいと感じたら、これは明らかに差別であります。障害者の権利を守るために、この境界変更をどうしても実現していただきたいと思います。

私は一九七五年六月の第二回定例会で、日野市の境界の変更の必要性について質問いたしました。境界変更を断行して、りっぱな日野市をつくってほしいというものだったと思いますが、残念ながらきょうまでその実現はありませんでした。（「がんばれよ」と呼ぶ者あり）平山台小学校は八王子に食い込んでいますが、これなど変更するのがあたりまえだと思います。日野市の小学校が建っている、日野市の所有する土地が日野市ではないということを、そこで学ぶ小学生は理解しにくいのではないでしょうか。

それはさておき、多摩更生園の場合、どこの市民かという大切な問題を含んでいます。日野市民の連なりの中にいる市民が、



何で八王子市民でなくてはならないのか。八王子市民とは山によって隔離されて孤立していながら、八王子市民でなくてはならないのか。園生の生活と権利を守るため、私たちはその要望実現のために闘っていきたいと思っています。

この境界変更の私の発案を、園生自治会の役員で話し合いました。自治会でさらに話し合い、みんなのものにして、日野市民になるための運動を進めていこうということになりました。障害者自身の運動によって、みずからの権利を主張することによって要求を実現すること、これこそ国際障害者年にふさわしいことだと思います。私たちも障害者と連帯し、この要求実現のために一緒にがんばりたいと考え、ここに質問として取り上げたものです。当該障害者多摩更生園自治会の皆さんともよく話し合い、八王子市や東京都にも折衝して努力していただくことをお願いします。園生を日野市民に迎えること、すなわち境界変更をすることをどう考えるか、そのために努力する考えはあるかを質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のように、行政境と生活圏の絡まり合いによって生ずるところの矛盾といいますか、困難さ、あるいは不便さというようなものは、その境界付近においてしばしば見られる現象の一つでございます。日野市におきましても、多摩更生園のほかに、先ほど御指摘もありましたとおり、平山苑あるいは百草台団地、百草台団地の場合は多摩市にも絡んでおります。あるいは東光寺の河川敷等の中にあります境界、行政境等々、非常に不便な要素をはらんだものを抱えております。なおかつ、いま御指摘になりました福祉施設の所在する地点につきましては、確かにこのほか生活圏と行政の境というものが大きなウエートを占める問題であると思います。

私たち担当といたしましては、御質問の趣旨に対応するためには、自治法の第七条によりますところの市町村の統廃分合並びに境界変更に関する定めによって手続を踏まなければならないものと思っております。その手続のまず第一段階としましては、該当する相手の市の合意を得ることがまず第一の条件でございます。当然、御質問の趣旨に沿いまして努力するためには、八王子との話し合いということがまず出てくるわけでございます。すでにほかの地点の境界の問題においては、八王子とは話し合っておりますので、それらの問題の中に折り込んで、今後この問題を慎重に対処していきたい、そのように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　いま企画財政部長が答え

ていただきましたように、もちろんこの問題は日野市だけで解決できることではありません。まずはお隣の八王子市に理解してもらい、決断してもらわなければなりません。昨日、八王子市議会の予算委員会で、わが党の鶴田　粘議員がこの問題を取り上げています。八王子市長の答えは、「いままで聞いたことはないし、突然の話ではあるが、そういうことであるならば十分日野市と話し合っていきたい」ということでした。わが日野市でまず決断し、八王子市への働きかけ、さらに東京都へと努力をお願いしたいところです。国際障害者年としての記念すべき仕事の一つとして、このことを実行する考えありや、この際、市長にお聞きしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩更生園の事情並びに行政境のこともよく存じております。そしてどこによらずでありますが、たとえば中央大学の学生が日野市にたくさん交通上、迎えるわけでありまして、これは相互の関係で、別段交通行政境等で論議しなければ整理がつかないなんていうことでもないんではないかと思います。

私は多摩更生園、これは東京都の施設を社会福祉法人に委託されておる施設でありまして、百五十名の身障者の方がおられる。患者自治会がつくられて、組織がありますから、呼ばれる都度参りまして、御要望にはできるだけ沿っておるわけであります。高幡周辺まで所用のために電動車いすで出られるということでありますから、私も一緒に歩きまして、そうして担当者も連れて、つぶさにどういう点を直すがいいかということも聞き取りまして、早急にできるものは早急にやり、また、これからなすべきことも幾つかあるわけでありまして、そして行政境の変更は、大体住民の意思の決定のもとに地域の自治体が協議し、合意ができれば成り立つということでありますから、たって望まれるということであるならば、そういう考えもおのずから生まれてくるわけでありますが、行政境を変更しなければ福祉サービスに不行き届きが生ずる、というようなこともないんではないかというふうにも思っております。

したがいまして、関係の方々の気持ちの期するところに沿うことが、これが自治の精神であると思っております。そのあたりを明確にいたしました上で、八王子のまた気持ちがそういうふうに整うものであれば、おのずから道は開けることも可能である、このように思っております。何か行政境が違えば国境が離れておるというほどのことでもございませんし、サービスはサービスとして十分日野市は、他市の市民の方だって、全く仕分けすることなしにやるのが、これ、お互いの自治体の仕事でもあります。

しかし、根本的に何かそういうことがあれば、今後住民の意思の決するところに沿って、できるだけの努力をするというのが自治体の仕事だろうと、このように思っております。



○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ただいまの市長のお答えは、実際、八王子市民ではありながら日野市としては十分な施策を施しているのですから、そんな必要は認めないんじゃないかというような消極的なふうにも聞こえました。確かに革新森田市政は障害者問題について積極的に取り上げ、この多摩更生園の障害者、園生の要望も取り入れてきたことは、先ほど申し上げたように認めます。

しかし、いろいろ不便があることは確かでありますし、障害者である園生も日野市民になることを強く望んでいるという事実を十分くみ取った上で、積極的に対処していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって一の二、多摩更生園の障害者を日野市民に迎える努力をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後一時二十分再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（滝瀬敏朗君）

二の一、青少年の非行化と校内暴力について再度問うについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　青少年の非行化と校内暴力についての、この前、十二月ですね、質問したんですけれども、それにつきまして再度問うわけでございます。

青少年の非行化と校内暴力、それから家庭内暴力は全国的にも大きくなっておる傾向があるということは、すでに皆さまも御存じのとおりでございまして、非常にこれは大きな社会問題にまで発展しておるわけでございます。そのような関係からいきまして、次の世代を担う少年の健全育成をするということは、これは国や社会の発展のためにも欠かせないことだと私は考えております。そのような観点に立って、質問をさせていただきます。

まず第一に、日野市内の十二月から二月までの刑法犯並びに非行件数、これは小学生、中学生でございます。

二番目に、校内暴力事件数。これは加害者、被害者、別々にやってください。

三番目が校長会、教頭会、生活指導主任会等で審議された議案と、その問題点。

四番目に、教育活動、生活指導等校内暴力拡大に伴う、特にその中においての強調した面でございます。

五番目は、卒業時の校内暴力にはどのような対策または計画が立てられているかということです。

六番目に、これは前に通告はしてなかったんですけれども、教育委員会で議案として青少年の非行化と校内暴力について、提議されたかどうか。また、教育委員のそのとき、出席状況等がどうなっておるかということをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

青少年の健全育成について、いろいろ御配慮いただいたり御心配いただいている。それにもかかわらず暴力とか非行とかと、こういうようなものが必ずしも減少しているというわけにはいってないところに、私たちの非常に、もっとがんばらなければならんという決意を新しくしているわけでございます。それでも全般的に見ますと、特に中学生の暴力とか非行というのは幾らか沈静しているんじゃないかなということを感じております。というのは、いろいろな調べによりまして、幾分それが減少する傾向にありますが、これは果たして根本的によくなってそうなったのか、あるいは、たまたまいま少し沈静しているのか、その辺の原因などについては、必ずしも十分明らかにできないというのが現状でございます。

それで、まず十二月から二月までのところを見ますと、刑法犯の補導状況でございますが、これは窃盗、傷害、シンナー、器物破損というようなことにやってみますと、小学校では万引きが六件ございます。そしてあとは小学校の場合には、警察ではまだ補導していないわけでございますが、中学生につきましては窃盗が十四、オートバイが二、車上のねらいというんですか、これが一、傷害が二、シンナーが一、器物破損が三ということで、二十三でございます。これを昨年の九月から十一月に比べますと、幾分減っております。というのは、小学校の場合は前は合計しまして八件ございました。中学生の場合は三十九件というところで、幾分減少している。

その次は非行少年補導でございますけれども、これにつきましては、小学生が家出、無断外出というのが一つと、それから不良交遊というのがございまして、それは小学校については不良交遊というのが三。それから中学生では喫煙が二十九、飲酒が三、深夜徘回が十四、不良交遊が十一、無断外泊が二、退学が一、合計六十補導されておりますが、これはさっき申しました九月から十一月に比べますと、小学校の方は合計でございますが五、中学生の方は九十五でございますので、かなり減っているというのが実情でございます。



それから校内の、これは警察によって補導されたものでございますけれども、校内における暴力ということになりますと、これも減っているのが現状でございます。校内暴力を見ますと、児童生徒の場合に小学校はございません。中学校の場合には、生徒間における暴力というのが二件ほどございますけれども、それは一つのけんかというような形で鼻血を出したとか、あるいは一部分、棒でちょっと殴ったために頭に少し傷を受けた、そういうような程度のものでございます。

それから、対教師の暴力でございますけれども、これについては今度はそういうものはございません。

それから校外の生徒の暴力でございますけれども、これが中学生の場合に二件ほどございます。一つは、八王子の打越中学というのと七生中学との間に起こった問題でございましたけれども、これも大事に至る前に取り締まることができまして、事件というほどにはなっておりません。

それから一中の場合には、卒業生に対して在校生の方がむしろ暴力をふるったと、そういう事件がございますが、しかしこれも、いまの中学の二年生の方でございますが、その背後にはやはり卒業生がいるというような形で、そういう暴力ざたというようなものが一部に行われました。そのときには少し傷害を起こしているようでございます。まあ、実態はそのような状況でございます。

次に校長会とかそういうところでどういう指導をしているかということについてお話し申しますと、これについては、まず実際に問題が起きた場合に、一体どういうふうに対応するか、それから一般の、平素の教育活動でどういうような点に留意していくべきかというようなことについて、校長会に対して、あるいは教頭会に対して、あるいは生活指導主任の会合というようなところでもっていろいろ協議をしておりますが、あるいは指導をしておりますが、その一つは、非行や暴力があった場合には、一体どうするのが一つの構えとして必要なのかということに対しては、これは一つは、絶対にそういうようなものを見過ごしてはならないんだと、そういう悪い行為が行われたときに、それを決して見過してはならないということが一つ。それから、その指導に当たる場合には学校全体が協力して当たる。しかし、その場合もやっぱり教育の内部のことなんだから、やはり教育的な配慮というものを十分しながら指導に当たっていくということ。それから家庭ともひとつ十分協力するということも大切である。それから場合によっては、もし起こった場合に、先生が被害を受けるというような場合においては、やはり警察とも連絡して取り締まってもらわなきゃならんという場合も、起こるかもしれない。しかし、そういうことは望ましい形ではないけれども、やむを得ない措置としてそういうこともあり得るだろうということ。それから、問題を起こした子供とい

うようなものに対しては、それは彼らには彼らの言い分も一部あるわけでございますので、そういうようなものをひとつ十分聞いて、心を割ってそういうことも話し合って、しかしこれは言うはやすくしてなかなかむずかしい問題ではありますけれども、やはり教師の姿勢としてはそういう構えをあくまで持って、生徒と対応する。そしてその生徒は特別扱いにしたり、阻害したりするということは絶対ないように、長い目でひとつ見守ってもらうというようなことを考えております。

それと同時に、そういう問題が起こると学校自体にもいろいろな動揺が起こります。その動揺が起こることに対して、ひとつ生徒、先生方、十分話し合ってそれを一つの反省の機会にして、新しい行き方を求めていくというような方法をぜひお願いしたいというようなことで、話し合っております。

それからこれは日野の場合でございますけれども、平素の学校の教育活動においては、これはやっぱり教育の活動を充実していくという以外に方法はないんでございますが、たとえば、それはどんな点において必要であるかというと、一つは、学習指導というようなものは、子供たちにとっては非常に大きな学校生活における場でございますので、それをひとつ大事にしていく。そのためには、私も中学校などの教室へ行って、いろいろ先生方の御指導などを見させていただいておりますけれども、ともするといまの受験体制というようなものに流されて、どうしても教え込むといいますか、いわゆる詰め込み主義というんでございますか、そういう傾向がなきにしもあらずだと、そういうところに落ちこぼれというようなものも出てくるわけですから、授業そのものにひとつ工夫して、子供たちがその授業に何らかの形でひとつ参加していく、というような授業の方法というものを考えるための方法、あるいは工夫というものが必要なんじゃないかというようなことを言っています。日野市では予算を組んでいただいて、授業研究というのをやっておりますけれども、その授業研究というのもそういうところをねらっているわけで、その辺をもっとひとつ協力しながら力をつけていくということが大事なんじゃないか、こういうふうに考えております。

それから生活指導面につきましては、これは生徒と先生方が行動をできるだけ同じくするような面を多くして、そして心の交流を図っていく。たとえば、具体的に言えば、弁当時間には弁当を一緒に食べるというようなことを、ともすると送られがちでありますけれども、これはひとつ、必ず復活してください。それで、現にそういうことをやっていることによって、少しすさんだような面がおさまっていくのに効果があるんじゃないかということも報告されております。

もう一つは、掃除なども、掃除をするというよりは、一緒にやっぱり行って、生徒が一生懸命やっているのをひとつ見てやってください。



というようなことをお願いしております。

こういうようなことを通しまして、それからまた学級活動というのがございますが、いわゆるホームルームでございますが、これにつきましては、先生方ひとつそれを非常に大事にして、生徒と先生方の心の交流の場として大事にしていただきたい。ともすると受験本位に走りますと、その辺のことがおろそかになる傾向がなきにしもあらずでございますので、その辺の自粛をお願いしております。と同時に、生徒にはクラブ活動などにひとつ大いに参加するようにしておるというようなことをやって、教育活動の充実というようなことを図るように、一歩一歩前進してもらうということでお願いしてますし、その辺のことについては、ある学校では、さっき言いました弁当をひとつ一緒に食べようというようなことを、あるいは掃除のときに行ってみようというようなことを申し合わせておりまして、そういうようなことが後日、効果を上げているようでございます。そういうことでございます。

その次は、卒業時の状況は一体どうなのか。これにつきましては、これは伝統的に言いましても、別れと出会いを大切にというような合い言葉ですね、卒業式というようなものの中で、一つの区切りでもありますので、自分を見詰める一つの絶好の場であるんだというようなことの認識を、生徒全体、あるいは先生方ももちろんですが、そういう場なんだということを、平素の活動を通しながら指導していくというふうな方向でおります。現在、それだからといって何か暴動でも起こるんじゃないかというようなことを前提にして、それへの対策というようなことを特に考え、そういう平素のことを指導していくことによって、卒業式の混乱というようなものが起こらないで進めるんじゃないか、こういうふうに思っていますし、いままで各学校からそういうような面についての状況などを聞いていますと、いまのところはそういう心配はないんじゃないかというのが、学校の現場における一つの認識でございます。

それから、教育委員会でこういうことを協議しているかと。これは、もちろんこういうようなことがいま大きな話題になりまして、ただ、事務的な処理をできるだけ早く終わりまして、そして、そういう教育問題などについて互いに意見を闘わせながら、子供たちのためにこういう教育の難関をひとつ克服していこうじゃないか、ということを申し合わせております。

それで、そういうようなときに教育委員会の御出席というんですが、日野の場合は、一年に一回か二回ぐらいはどうしてもやむを得ない事情で少しおくれてこられたり、あるいは欠席という場合もなきにしもあらずでございますけれども、しかし五人の教育委員会は、ほとんどの場合は全員そろっていく。そしてそういうところで、いろいろ意見の交換をしているわけでございます。

大体そんなところが、御質問のことに対して触れさせていただいたわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　第一点に質問いたしました刑法犯について、ただいま教育長が、中学生の退学ということがあるんですけれども、その点について質問いたします。

それと、第三点の質問と四点、これにかかわるんですけれども、新学習指導要綱にある「ゆとりのある勉強」、こういうのはどのようにこれから推し進められるであろうかということ。それで、ただいま教育長が言われました教師の姿勢等を見ますと、見過ごしてはいけないとか、教育的に配慮する、または家庭と協力、それからまた、起きた場合には警察等に通告をしたりするのもやむを得ない。そうしたり、また問題児の言い分を聞くというようなことをおっしゃられていますけれども、今後の問題、これにはいろいろあると思うんです。少年の非行の背景、家庭の要因とか、社会的要因とかは非常に大きな問題じゃないかと思うんです。そこいらを総合的にどのように、教育委員会としてのお考え方等があると思うんですけれども、そこいらを簡単で結構でございますから、お答えを願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　確かにいまおっしゃったように、ゆとりある教育というのが、新しい、今度四回目でございますからね、教育の根本的な見直しということで考えられた、そしてそうなければならんという確信のもとで実施されてきているのが、ゆとりある教育ということでございます。ゆとりというのは、いろいろの考え方がございます。あるいは、生徒のゆとりというのは一体どうなのかとか、いろいろのことがありますけれども、私たちはまず授業数がそれによって減っておりますから、その減った授業というようなものはホームルームの先生とか、あるいは学校全体でもいいんですけれど、むしろ先生と生徒との触れ合いの時間というようなものをふやすという意味で、ひとつそういう時間を使っていくということ。それからもう一つは授業の中でひとつゆっくり、さっきも言いましたように、ゆっくり子供たちが参加できるような授業をやっていく。新幹線方式だとか何かいろいろ言われますけれども、そういう一つの過密の教育ではなしに、ゆっくりやっていくということが大事だと思います。それのためには一番根本的な問題といえば、やはりいまの受験体制、さらに言えば学歴社会の過重な、過大な尊重といいますか、そういうようなものに流され過ぎているということをどうするかということが一つ問題になるわけでございますが、こういうようなものは、一つの社会的な風潮ではありますが、これをいかにして克服していくかというのは、これは社会の一つの大きな課題だと思いますけれども、それだけに責任を課していないんで、私たち教師自身がほんとの人間として生きていくにはどういうふうな方向で努力していかなきゃならんか、というようなことに焦点を置きながら、生徒の教育に当たっていくということが一番大事なんじゃないか、こんなふうに考えているわけです。

それで、今後の教育委員会としましては、いろいろ国あるいは都などでもそれぞれこの問題を非常に重要視しておりまして、幾つかの指導というんですか、指示というようなものはあります。それ自身は、われわれは当然尊重していかなきゃならん。しかし、上から来るそういうものを待っていたり、あるいはそういうものに従ってやればいまの難関が突破できるかというと、私は必ずしもそうじゃなくて、一番底辺にある家庭と学校というようなものがもう少し、まず自分たちのやるべきことを真剣に取り組んでいくということが、何よりも大事なんじゃないかというように考えております。しかし、いま言ったような問題から、三学期には先生と父母というようなものが話し合う会というようなものを、ひとつ実施していこうじゃないか、これは都の一つの提唱でもありますし、都全体のＰＴＡの提唱でもありますし、それから学校の校長会などの提唱でもありますし、各市町村の教育委員会の提唱でもありますが、そういうものを踏まえて、家庭と教師とひとつ話し合う。たてまえなしに、本当にこのいまいる子供たちを一体どうすればいいのか、そこに子供がいるじゃないか、ということを中心にして話し合ってみるという、そういう機会を持つということで、各学校ではそういうようなものを一歩一歩計画して、実施しているわけでございます。

それからそのようなことに結びつきまして、各学校では、小・中がやっぱりある程度先生方が話し合うということが大事なんじゃないか。小学校の子供は中学校で引き受けるわけですから、小・中の連絡というものが必要なんじゃないかということで、小・中の生活指導主任とか、あるいは教頭会などで話し合うという、そういうことをやっている地域もあります。それからある学校では、ＰＴＡと自治会と、ＰＴＡと言えば学校はもちろん入りますが、そういうようなところでひとつ新しいそういうものを検討する機会を持とうじゃないか、という動きが現在生まれつつあります。そういう下部からの動きというようなものが生まれてきたというのが、やはり私は現在における新しい動きだし、非常にありがたい一つの動きじゃないか、こんなふうに考えておりますので、そういうようなことをさらに進めていきたい。

それで、市全体としてのそういう問題の取り組みは、現在は青少年問題協議会というようなもので一応統括されるような一つの組織があるわけでございます。それもこの前の十二月に開かれたそれを見ますと、地区委員会というようなものが、もっ

と青少年の実態に即して動いていかなきゃならないんじゃないか、そういうような意見が非常に強くなっておりまして、近々のうちにまた開かせていただくというようなことが出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうようなことを通しまして、市全体としても、いま言った青少年の健全育成ということに対して非常に力を尽くしてもらっていますし。それをさらに有効に働かせていただければありがたいんじゃないかと、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　中学生の退学の件について触れてないんですけれど。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　退学というのは、いわゆるサボでございますね。学校をサボるという、これは確かにないとは言えないんでございます。これについては学校も非常に頭を痛めております。しかし、それはさっき申しましたように、まず授業そのものが、果たして子供たちにとって理解されてるのかどうかということが非常に大きな課題でございますので、その辺からの責めをすると同時に、どうしてもサボっている場合には、なぜサボっているかというようなことについての取り締まりと言っちゃ悪いんですが、指導と言った方がいいんでございましょうね、そういう指導を十分しなければならんと、こういうふうに思っていますし、現にそういうようなことについては、各学校とも非常に神経をとがらしております。したがって、そういうようなものも、かつての、九月以降などに比べてみると幾分少なくなっているんじゃないか。そしてそのサボの中には、学校にいながら廊下などでガヤガヤ騒いでいるという、そういう面もあるというようなことを新聞などでは報道されておりますけれども、私もある日、一中へ行って、一中がわりあいにいろいろな点で問題になっておりますもんですから、一中へ行ってみましたけれども、私も思ったよりはわりあいに静穏な形で授業が進められていたということを見まして、ああ、大分先生方も一生懸命やってくださるし、生徒たちもかなり落ち着いてきたなということを感じてきました。

それから一つは、やっぱり高校進学というようなものがございまして、そういうようなものからきて、生徒たちもいままでのようにサボってばかりはおれない、というようなムードで授業に参加するというような面もあるようでございますが、いずれにしても退学するということ自体の、一つはそれは子供自身の心得が悪いということもありますけれども、同時にそれを扱う教師の毎日の教育活動というようなもの、特に授業というようなものにおいて工夫をしていくという努力が、何と言っても当面の問題としては大事なんじゃないか、そういうことは先生方も十分認識してくださっているようでございます。以上。



○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいま教育長が、家庭と教師との話し合いを各学校で計画をし、また、実施しているということをおっしゃられたんですけれども、実施している学校がどことどこですか。わかりましたら教えていただきたい。

あと一つは、一中の授業を見に行きまして、思ったより平穏な形で授業が進められていたということなんですけれども、その思ったより平穏なということは、どこを標準にというか、つかんで、思ったより平穏ということをおっしゃっていられるか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　父母と教師の話し合う会というようなものについては、これは各学校ともクラスも違いますし、学年も違いますので、全部が完了しているということにはならんと思いますが、どの学校もそれに取り組んでいるふうに私は報告を受けております。

それからもう一つは、思ったよりというのは、私はかなり一中がざわついているというようなのは、たとえば学園祭などに行って行動における彼らの状況などを見ますと、かなり聞こうというとか、あるいはやっているものに対してひとつ敬意を持って耳を傾けようじゃないか、そういうムードがどちらかというと大変欠けている面があったなということが私の印象で、そういうようなものと、それから最近新聞などでいわゆるカセットを、テープレコーダーですか、ああいうようなものを鳴らしたり何かするというような、そういうようなことが新聞などで報道されていますので、ことによるとあの線からそんな面がだんだんエスカレートしていっているんじゃないかなというようなことを考えながら、私は心配を一つしていたもんですから、そこへ行ってみたところがそういうことは全然なしに、大変むしろ静かに生徒たちが学習をしていた。それはしかし、たまたま私が行ったときはそういうふうに運がよかったのかもしれませんけれども、私はそれはたまたま偶然だというふうには考えておりません。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　そうしますと、教育長の教育委員会としての姿勢は大体わかるんですけれども、教育長個人として、今後どのような形でこの青少年の非行と校内暴力に取り組んでいくかということを、そのあたりのお考え方をひとつお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それは、一番先に申しましたような各活動を通しながら、私はその子供たちをある程度信頼して、そしていろいろな問題に当たっていきたい。そして子供たちがいろいろ言い分があれば、そういうようなものをひと

つ十分聞きながらというような配慮をしながら、私はあくまで、ただ強圧的に対応するということじゃなくて、教育というのは要するに心の問題でございますので、その心の問題として私はとらえて、それをどんなふうにしていくかということでこれからも先生方と一緒に苦労をしていくし、それからそれについてのいろいろな施策が必要ならば、その施策について取り組んでいきたい。それでまた、そういう施策などについて皆さんの御意見をいろいろ教えていただければ、大変ありがたい、こういうふうに思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいま教育長が今後の校内暴力と青少年の非行化については、心を持ってこの問題点を取り上げ、いろいろとまあ皆さんの意見等も聞いてやっていくということなんですけれども、これはいままでも教育長は、議会で前にも私が質問いたしましたひすいの問題ですね、それから土偶の問題、さらにはカメ形土製品の問題、それからこの前、藤林議員ですかね、全協か何かで大坂上の中学において営業車が炎上したというような話ですね。これは原因は大坂上中学の生徒ということだそうですけれども、それらを議会で報告するということになっているんです。しかし、そういうことも一切なされていないわけなんです。やはりこれは、やるべきことではないかと思うんです。いかにうまいことを言って子供やなにかを指導しても、やはりおのずからそのような自分の姿勢を、結局報告する、または答弁するというときには、それは半年たっても結構です。報告だけはしてもらいたいと思うんです。しかしその場合、五十三年の九月だと思うんですよ、私が質問したときに、「よく中を探して、どうなっているかいまのところはわからないから必ず報告します」と言って、報告がなされていない。そのあとのものもそうでした。それから、ついこれは十二月の全協のときだと思います（「それ、決算委員会だ」と呼ぶ者あり）決算委員会ですか、そのときも言っていらっしゃったんですね。それから、やはり青少年の非行化を責める前に、おのずからがえりを正していかなければいけないんじゃないかと思うので、あえてここで問うわけでございますけれども、そこいらはどうなっておるんですか。お伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　というのは、そういうことについての御報告というよりは、それについてその後も調べていることは事実ですし、警察側とも連絡しているんでございますけれども、いい結果が出てきていないもんですから、つい御報告を怠ったということです。

なお、大坂上中学のトラックの火災でございますが、それにつきましては、私は一応そのことを明らかにしたというふうに私自身が思っていたのでございますが、もしそれについて明らかにされていないとすれば、それは大坂上中学の生徒が九月のころに冗談半分というんですか、まあそういう自動車の中へ入って遊ぶということ自体が子供らしいことなんでございますけれども、そのうち何かの、事によるとたばこなどを吸っていたのかもしれません。そういうようなことから火になりまして、消火器などでやったのですけれどもどうにもならなくて、車を焼いてしまった。これについては、そのことの報告がすぐに私の方へ上がってきていなかったもんですから、そのときには御報告を申し上げられなかったんですけれども、それについて後で問いただしてみましたら、やはりそういう事実があった。そしてそれについては所有者と、それをやった父母との間で話し合いをして弁償というような形で一応、特に刑事問題とか何とかという形にならないで終わりましたということでございます。それをやった子供、特に目をつけられているというふうな、そういう子供ではないという報告を受けております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　お願いなんですけれども、これは行政の上でよい結果が出ないので報告できないというようなことじゃ、私はいけないと思うんです。やはりよいとか悪いとかの問題じゃなくて、報告するということだったんならば、やはり責任を持って報告だけはしてもらいたいということをお願いいたします。

その次には要望になるわけなんですけれども、青少年の非行化の現状というのを見ますと、これは単にただいま教育長がおっしゃられたように、一部青少年の問題だけではなく、社会全体の問題ではないかと思うのでございます。ただいまのような複雑多岐にわたる状況等の反映というのは、この非行化、暴力等に結びついているというふうに言っても過言じゃないと思うんです。それで、次の世代を担う青少年のことですから、市当局も十分以上によくお考えになって、この問題に取り組みまして、青少年の非行化と校内暴力を未然に防ぐように努力してもらいたいことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって二の一、青少年の非行化と校内暴力について再度問うに関する質問を終わります。

次に三の一、身障者向け住宅対策についての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。（「総務委員長がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　通告質問、身体障害者向け住宅対策について問うを質問をいたします。

今年はわが党の一ノ瀬議員からもすでに身体障害者に対する、国際障害者年に対する問題については、質問をされており

とおりでございます。

とにかく読売新聞で、私は二月の二十一日に出ておりました、この身体障害者向けの住宅が高幡市営住宅の中につくってあるということの中で、いまだ入っておらないと、しかしこのことにつきましては、森田革新市長がとにかくこうした身体障害者、あるいは母子家庭、こうした日の当たらない方々に対して、その施策を実施していただくということについては、非常に感謝を申し上げるとともに、その施策は喜んでおるところでございます。しかし、身体障害者は人として生きるために、国際障害者年として一九八一年に国連決議をされて、そのスローガンには「完全参加と平等」、われわれは未来を言うなら完全な平等と参加ということでございまして、その理由といたしましては、障害者はまず第一に人間であると認めさす、完全に平等をベースとしてあらゆる部門に参加させることが基本だと思うからでございます。本年の国際障害者年に先立ちまして、韓国では批判されているように、障害者に対する差別や偏見がいまだ社会には根強くあり、多くの障害者が社会から締め出されているのでございます。現在のような競争社会にあっては、障害者はなかなか仕事や住宅確保に困難を来しておるのでございます。まさに社会的弱者と言われる人々がどれだけ社会から締め出され、隔離されているということでございましょう。本年は国際障害者年でございまして、障害者の目的の強固な運動が必要である



と同時に、障害者問題は全労働者、国民的の課題であることを自覚して、運動を進めていかなければならないと思う次第でございます。

わが社会党といたしましては、国民統一行動のほかに、住みよい住宅と環境の保障ということで、公共賃貸住宅を大幅にふやしながら、一つには公共住宅に一人一室を。二番目には住宅供給の適正化、公害のない明るい環境を実現していかなければならない、ということを唱えておる次第でございます。

この身体障害者に対する住宅の関係法令の中には、身体障害者対策基本法第三章、心身障害者の福祉に関する基本的施策といたしまして、住宅の確保などがございます。第二十二条一項には、「国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の安定を図るため、心身障害者のための住宅を確保し、及び心身障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するように、必要な施策を講じなければならない」。二つとして、「国及び地方公共団体は心身障害者による交通施策その他の公共施設の利用の便宜を図るため、施設の構造、設備の整備などによって適切な配慮がなされるよう、必要な施策を講じなければならない」と、こういう関係法令にも定められておるところでございます。

これに基づきまして、三月一日の日野広報によって、高幡市営住宅の空き家——身体障害者向けの二戸の住宅の募集をなされておるものを、私も拝見をいたしておるところでございます。

昭和五十年の十二月にすでにこの建設を終わっておる。（「十一月にやらなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）　この中には市営住宅では珍しい車いす、すなわち身体障害者二級の方々の住宅としてふさわしい住宅として建設をされておる。（「二戸じゃ少ないよ」と呼ぶ者あり）一階にはバス、トイレなど手すりがつけられ、板敷の台所兼リビングルームは車いすが自由に操作できるよう広々とつくられている。また、物干しの支柱は車いすに座っても洗たくもでき、すべてがこのように車いす利用の方々においても住居としてできておるけれども、いろいろとこれの入居……収入基準というものがございます。この収入基準のために、応募しても入居ができないということで、五年間も空かしておくということはもったいなくもあり、また、希望する身体障害者に対しましても、何らかの方法をとって、入居をさせる方向をとったならば、もっと革新市政として福祉行政を進める森田行政が前進をしたことを、障害者からも認めていただけることであろうと私は思って、本日質問をした次第でございます。

身体障害者は約四百六十人、二級以上の方がいらっしゃるそうでございますし、また、住宅を希望をしているこの中でも十件程度があるというようなことを伺っておる次第でございます。よって、次の点を質問をいたします。

この収入基準が国基準で決めておられます関係上、入居には非常に障害になっていることは、当然私たちもわからないで質問するわけではございませんが、何らかの方法をとってこの空き家に二級以上の身体障害者を入居させる方法はないのかどうかを一点、質問をいたします。

二点目といたしましては、昨年十二月の定例会で、第五条を、市営住宅の使用条例の改正を行いました。これにつきましては、独身者でも入居できる。この独身者の場合には二十九平方メートルの規模の住宅を、ということでございますが、この住宅が現在ない場合には、三十七平米程度のものを市長において認めた場合には、これを単身者住宅としても使用してよろしいというようなことの中で、五条改正等が決定を見ておる次第でございます。可決をしておる次第でございます。この単身者向け住宅を今後の市営住宅をつくる際に、つくる考えがあるや否やをひとつお聞かせを願いたいと思います。

次に、身体障害者年でございますので、すでに日野市には身体障害者対策協議会なるものを設置をしておるということでございますが、委員の構成、これにつきましては、住宅対策あるいは就業指導などのあっせんなどについても、この協議会等でも論議をされるのかどうか、その点を伺いたいと思う次第でございます。

もう一点としては、一種住宅のために非常に収入基準がオーバーをしておるということで、この住宅を利用することが困難

な状況でありますので、今後、二種住宅を建設するお気持ちがあるか、その点についてお伺いいたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　一点から四点まであるわけでございますけれども、私の方からは、一点、二点と、最後の四点をお答え申し上げたいと思います。それで委員の構成につきましては、三点目でございますけれども、福祉部長にお願いしたいと思います。

それで高幡の市営住宅、五十年につくったわけでございます。ずっと二戸が空きっ放しということじゃなくて、一戸の方は再三にわたっていろいろと福祉部長等も入れまして、入居の募集とかいろいろやったわけでございますけれども、おっしゃるとおり収入基準が壁でございまして、一戸はずっと空きっ放しだったという残念な結果でございます。もう一戸については、入れかわりというふうな形で短時間空き家だというふうな形で、経過してきておるわけでございます。ですから四戸はずっと入っておった、一戸はずっと残念ながら空き家だった、こういうふうなことで努力してきたわけでございます。

それで、一点目の何とか収入基準というものが、公営住宅法で定められていますところの収入基準が壁でございます。これが壁になりまして、入りたいという身障者でも所得がオーバーしているというふうなことで入れなかったケースが、私が福祉部長で御相談あずかった当時もあったわけでございます。そういうような形で空いておる。しかし、公営住宅法で定められております壁でございますので、われわれの方としては、国の方から身体障害者については健常者の収入基準と同じものを当てはめないで、多少緩和したものを当てはめるように努力はする必要があるだろうけれども、現行のものを曲げたという形じゃございませんけれども、ちょっと手直しした形での当てはめ方は非常に困難だ、このように考えております。

それから二点目でございますけれども、日野には二十九平米の独身の老人だとか、あるいは引き揚げ者だとか、身体障害者を入れる住宅はございません。現行でも三十五平米か三十六平米が一番小さいものでございます。それもことしは十戸、建てかえ、取り壊しの計画の中へ入っておりますので、現在の中ではなかなかそういう融通はつかないような状況でございます。それで、五十六年度の予算の中では、調査費という形で当初予算に組んでございますので、その中で今後の向川原の住宅の建てかえというものについては、二種の中で二十九平米のもの、あるいは独身の老人だとか身障者だとか、そういうものを入れるものをひとつ検討していきたい、このように考えておるわけでございます。身障者の場合におきましては、一番高層の、あるいは中層とか高層の住宅の場合でしたら一階に位置するということ、それから住居環境というものが身障者に、要するに適したような構造にするというふうな状態になっております。いずれにしましても、補助を得まして、一種住宅ではなく二種住宅でございますと収入基準の壁も大幅に緩和されますので、二種住宅の中に二十九平米というのがございますので、これらで身障者の要する住宅の問題、収入基準の問題、あるいは五条をお願いして改正しました独身老人の問題等も解決していきたい、二種住宅の建設によって解決していきたい、このように考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは三点目につきましてお答え申し上げます。

対策協議会、現在までに五回ほど開催しておりますが、御質問のございました住宅問題について論議されるのかという御質問でございますけれども、現在までこの住宅問題につきましては、御意見がございません。これから出てくるかわかりませんけれど、現在まではございません、ということでお答え申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　五戸建てたうち四戸入っておるということで、そのうち一戸が空けたとかこうとかいった答えですね。それでいま二戸が完全に空いておる。完全に空いている中では、五年間近く一戸はもう全然入ることができない。これについて、やはりことしは身体障害者年であるんでね、何とかその……。ということは、私は国の法律ではこれは何とも言えないんですよ。ところがこういう住宅法の、入居した後に、非常に、失業した、入るときはそのときの収入基準がございましたから応募ができたんだけれども、応募後にだんなが亡くなったとか、働く柱の方が亡くなってしまったとか、こういう関係で、収入が相当底下をしたという場合には、公営家賃の減免もできたりするわけです。また、収入基準がオーバーをしてきた場合には、収入調査に基づいて割り増し家賃というものをいただくような、そういう条例になっているんです。規則にもなっているわけなんですね。そうすれば、そのような方向をとるということは、これなかなかむずかしいでしょうけれども、何らか直近上位か何かについて考慮を払って、身体障害者の人はこの二万五千円やそこらの家賃以上に、恐らくそういう……。これ、家族を持っている方ですから、この住宅は、家族を持ちながら借家にいらっしゃるだろうと思います。こういう方々を本当は救うがために二級というんですから、車いすその他ですから、これが二級が福祉事務所の方で調べてもらいましたところ、日野には二百二十九名いらっしゃるそうですね。こういう中ではたった二戸、この二百二十九名の中で二戸なんて、分捕り競争だと思うんですよね、いまとなれば。それが収入基準の関係

で入れないという問題は、それは困ったものだとは思いますけれども、何らかの方法でこうした身体障害者の空き家だけでもあるものは救う方法を何とか検討していけないのかどうか。

それからいま、初めて日野には、二種住宅というのは全然ないわけですから、初めて今度身体障害者向け、あるいは老人のためということで、あるいは低所得者層のために二種住宅を今後の建てかえの中で検討するということについては、一歩前進だと思うんです。そのために、まあ条例は先にできたけれども、条例できて物なしということでは、これは審議の中でも大分論議になった次第ですから、その方向について、今年度は五十六年で調査費をつけながら、二種住宅の今度検討するということですから、これについては了解をいたします。

それから身体障害者協議会等で、住宅ばかり聞いたわけじゃないんですよ。身体障害者というのは、いま収入基準も少ないということは、非常にすべての働く職場から敬遠されるんですね、身体障害者というのは、確かに。鹿児島県の市役所の中に女の子が、サリドマイド児の方が足で——障害児も採っているということでテレビで見ましたけれども、ああいう形の人ばかりいるわけじゃないですよね。あの人は天才的な知能があるから足でもすべてのことを、一般の方と余り差のないような仕事ができるわけですけれども、できない方もいるわけです。そういう方々に対して就労のあっせんとか、あるいは就業のそういう施設があるわけですね。そういうところに対して福祉事務所の方では現在おやりになっているかどうか、お聞きします。

市長には、いまの一点目の質問については執行者が何とか考えてもらわなきゃどうにもならないので、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。

対策協議会、先ほど五回ということで、あすまた第六回目が開かれますが、こういう中で、いままで出てきた中では住宅問題はなかったということで、先ほどお答え申し上げたわけでございます。その他の問題につきましては、それぞれ相当な御意見がございます。教育問題、あるいは医療の問題、あるいは生活環境の問題、雇用の問題、こういったもろもろのものが御意見として、いま出ているわけでございます。それはことしに向けての件で、中間報告ということで、この四月には御意見がまとまって答申の形で出てくると思います。

そういうことで、御質問の就職の件でございますけれど、これにつきましても、いろいろ企業関係、あるいは役所の問題、こういった身体障害者の方を雇用してほしいという御意見も出ております。そういうことでございますので、先般のそういった御意見に対する市の方のお答えといたしましては、そういった企業等、あるいは市の方におきましても、そういった働きかけ等をしていきたいというふうなことでお答えを申し上げているわけでございます。そういうことでございますので、当然答申が出れば、今後そういう面では努力していくということでございます。



また、福祉事務所におきましてもそういった面では今後努力していきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国際障害者年を契機に、いろいろと障害者問題の、また改めて言われております参加と平等のために、いろいろの地域としての施策を進めたい、これは、そう考えております。

それから御質問の身障者住宅のことですが、これはかつて高幡に一棟住宅を建てます際に、一階の五つの住宅を身障者用に充てようということで、そのような設計でできております。全部が早く使われることが当然望ましいわけでありますが、いろいろの基準等の制約条項がありまして、一戸あるいは二戸空いておるという状況が、わりあい長期に続いております。これもたびたび募集をすることによりまして、御紹介はいたしております。そしてまた、場合によりますと、状況に近い方をお入れする、そういう方法はないかというふうな指示もいたしております。したがいまして、一戸空いているということはむだだというふうに私は思っているわけでありません。もし御希望者があればいつでも間に合うという状況も、これは一つの構えになっておるわけであります。

それから、今後の身障者用住宅につきましては、向川原市営住宅の建てかえ年次に入ってまいりますから、全体計画の中で適切にその配慮もいたしていきたい、このように考えます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

それから雇用の問題が触れられておりますが、雇用の問題につきましては、私どもの役所におきましても、雇用促進法に不十分な、十分に沿ってないという一面もあるようでありますが、ただいまそういう関係の方を、特に身障者に限って三名ほど募集をしようということを進めております。いろんな意味で、国際障害者年に限らず普段から身障者、特にまた社会的にハンディを持っておられる弱い立場の方でありますから、あらゆる分野におきまして、私は地域に福祉の風土づくりをする。そして、それが思いやりのやっぱり社会をつくることから始まる。このようなことをこれからの心構えにいたしておきたいと、このように考えております。（「いいこと言うよ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　それでは次に要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

福祉事務所の方で調べていただいておりますけれども、肢体不自由児というのが、二級以上だと思うんですが、六百八十八

人もこういう方々が障害者別にいらっしゃるし、また視聴覚平衡機能というんですか、こういう方が三百五十九名、音声言語機能障害が十八名、内部欠陥障害が百十六名、これが千百八十一名。級別に言いますと、一級が――廃人同様の人もいらっしゃるでしょうけれども、これらを含めますと二百三十三人もいらっしゃるそうです。二級が、いま言う車いす等ですが二百二十九名、三級が二百二十、四級が二百四十一名、五級が百五十二名、六級が百五名、七級が一名といって、この級に適合する方が千百八十一名中、四級までの者が九百二十三人もいらっしゃるそうですから、大変だろうと思いますけれども、これらを勘案していかなければならないでしょう。

それから、この身体障害者で具体的にはどれくらいの世帯があるかというと、千六十三世帯、この千百八十一名のうち、これくらいはやはり同世帯に住んでいるだろうということが、調査時では出ていますね。

それから三番目としては、身体障害者の単身者は具体的にはわからないけれども、相当数いらっしゃるだろう。

それから四番目として、障害者の世帯で住宅の相談に来るのは年に三件から四件しかないということですが、市長も言ったとおり、私は空いてるのが悪いということで追及をしているんでなくて、すでにこうした低所得者あるいは困窮者に対して、困った人たちを助けるという政治を、施策を早くから進めていたということについては、非常によい政策を進めておる。なおかつそれが二種住宅であったら、もっと早くよかったんじゃなかったかという問題も、一つは問題になるわけですね。それから今後もやはり、いま空いているから今後はつくらないんじゃなくて、ことしの身体障害者年というのを契機として、なおかつそういった方々を救うためには単身者住宅も、今度二種住宅をつくるということですから、そういう施策をどんどん進めるとともに、なおかつ就労のあっせんとか、あるいはこうした就労の、自分で何かできる方法等のあっせんも、そういう関係の身体障害者に希望の持てるような施策を進めていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって三の一、身障者向け住宅対策に関する質問を終わります。

三の二、浄化槽汚泥処理施設についての通告質問者、大越久雄君より都合により本日の質問を取り消したいとの連絡がありましたので、取り消しすることにいたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後三時三十　分再開



○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

四の一、年々盛んになる市民のスポーツ活動に関しての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔「十五番議員登壇」〕

○十五番（板垣正男君）　年々盛んになる市民のスポーツ活動に関しまして、質問を行います。

新聞でも、最近は「国民皆スポーツ」というようなことで、特集記事が組まれるというようなこともしばしばであります。特に、スポーツの分野というのはいろいろ種目があるわけでありますが、マラソン、ジョギング、こういった走る分野のスポーツが改めて見直されまして、現在では全国で二千万人を超える愛好者がいると伝えられておりますし、なお現在ふえ続けているということなども伝えられておるわけであります。市内の公園、あるいは浅川、多摩川の堤防等におきまして、早朝、昼休み、あるいは夕刻、駆ける市民の姿が大変目につくわけであります。市長も予算提案を行いまして、旭が丘の中央公園内にマラソンコースをつくりました。その後、非公式の話として伺ったところによりますと、このマラソンコースを年間十万人に及ぶ人が延べで利用しているということであります。ちょっと信じられないくらいの数字になるわけでありますけれど、最近の日本国民のスポーツ活動の盛んな現状を見るならば、あるいは十万人近い人たちの利用もまんざらではない、こういうふうに判断するわけであります。そして学校の建設に伴いまして、校庭の開放、体育館の開放等によりまして、一般地域住民の利用も大変ふえてくるわけであります。

最近のスポーツの盛んになっている特徴の一つに、ただ多くの人がスポーツを行うということだけではなくて、青年を初めといたしまして、高齢者の方、そしていわゆる子供たちにも及びまして、そのスポーツ活動が日常化してきているというところにも特長があろうかと思います。マラソンだけではなくて、野球、ソフトボール、テニス、そしてさまざまなスポーツが盛んになっております。こうした市民のスポーツ活動の高まりにこたえまして、南平体育館の建設を初めといたしまして、グラウンドの整備等、これらのスポーツ活動の場を提供する施策も前進してまいりました。行政として、これらの施設を整えていく、あるいはふやすということは当然なことになっているわけでありますけれど、時宜にかなう対応の仕方であるかどうかということも、また一つ論議のあることと思います。

五十六年度の予算の中にも、多摩川河川敷の測量費の計上、仲田緑地の関係する予算の計上等が見られまして、五十六年度も大きくスポーツに関する施設が前進しようとしているわけであります。私は、最近の社会の変化、国民生活の変化等を背景といたしまして、市民のスポーツ、あるいはレクリエーション

等の参加や活動が盛んになってくるのは、当然な現象と考えているわけであります。そこで、このような市民のスポーツ活動にどう行政がこれから対応するのかという点で、今回の質問を取り上げたわけであります。三つに質問をしぼりまして、順次質問を行っていきたいと思います。

現在の市内のいろいろなスポーツ団体、あるいはクラブ、そして組織化されていないスポーツ活動に対しても、当然対象とする施設の整備の今後の計画等について、説明をお願いしたいと思います。それとあわせまして、施設だけを提供すればいいということでもなかろうかと思います。スポーツ団体に対する予算面からの補助、助成等も現に行われているわけでありますから、こうした面からスポーツ活動への対策をどう考えておられるのか。施設整備等とあわせまして、ひとつ御説明いただきたいと思います。

二点目に、スポーツ活動がだれでも自主的に、しかも自発的に行える機運をつくるということも重要なことではないかと思います。元来、スポーツ活動は人から押しつけられて無理やり、あるいはいやいや行うというものではないわけであります。市民の自発的な、あるいは自主的な、積極的な意思と考えに基づいてスポーツ活動が盛んになるということが、本来あるべき姿かと思いますが、さりとて、行政側がただ市民の自発的なスポーツ活動を待っているということにもならないかと思います。

スポーツ活動の一つの芽、あるいは発展しようとする、そういう兆しを敏感にとらえまして、行政側の対応を確立する、そのことが市民のスポーツ活動を高める機運をつくり上げることにもなるものと考えるわけであります。こうしたことについての考えを、二点目にお伺いしたいと思います。

三点目に、スポーツは健康の問題とも結びついているわけであります。最初に申し上げましたように、最近のスポーツ熱の高まりの特徴に、子供から高齢者へと大変幅広いわけでありますが、特に高齢者になるに従って、記録を伸ばすスポーツ活動ということよりも、健康、スポーツの日常化ということへのスポーツ活動だと思うわけであります。したがいまして、スポーツの問題というのは、健康の問題、あるいは施設も当然結びつくわけでありますし、さまざまな環境の問題とも結びついていくわけでありますから、当然総合的なものも要求されますし、多方面にいろんなものの関係があるわけであります。したがいまして、これらを総合的に施策の中に位置づけて、スポーツ行政というものを発展させることが必要ではないかと思われます。そういう意味での総合的な計画、あるいは体制、こういうものを本格的に検討し、方向を明らかにすべきときではないかと思います。これを、三点目の質問といたしまして行います。

スポーツの分野は、教育委員会に現在所属しているかと思いますので、まず初めに教育長に、教育委員会なり、あるいは教育長のスポーツに対する基本的な考えと、今後の方向を見通しながら、以上の三点について御答弁をいただきたいと思います。



○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答え申し上げます。

いま板垣議員が申されたように、最近におけるスポーツに対する要望というようなものは非常に大きいということは、はだ身をもって感じているわけでございます。それは、これは言うまでもなく、一つは労働時間が整理されてきた、もう一つは、平均寿命が伸びてきたということから、余暇というようなものが各人非常に長い時間を持てるようになった、これを一体どうするのかということから、その活用について考えなきゃならぬというのは、国民一人一人の課題になってきているんじゃないか、こんなふうに思っております。それに対応し得る面はいろいろな面があるかと思いますが、その一つの重要な場は、やはりスポーツだと、こう思います。したがって、そのスポーツの要望に対して行政がいろいろ取り組んでいかなきゃならぬというふうに思います。ただし、その取り組むという取り組み方は、さっき議員もおっしゃったように、やはり自発的、自主的な活動というようなものをどういうふうに刺激して、それでそれが有効に実施されていくか、あるいは、スポーツに親しまれていくかということが大事なことだ、というふうに私たち考えております。

それで、そんなような気持ちから私たちはスポーツに対してこんなふうに考えています。行政がスポーツにいろいろタッチしていく。その一つの面は、言うまでもなくその場をいかにして提供するかということで、施設設備の整備というものがあるわけで、日野市でも少しおくれてはいますけれども、着々その整備に努力していただいていますし、私たち教育委員会として持っている施設としての学校の開放などを、そのために大いに努力して、それの有効な、しかも喜んで使っていただくというような体制を整えようというふうなことを考えております。そういう意味において、施設設備というものが大きくかかわり合ってくる。

それからもう一つは、さっきも自主的、自発的というふうなものをただ手をこまねいて待っていても、なかなか出てこない面もあるものですから、したがって、その指導面を一体どうするのかというようなことで対応していかなければならんと、こう考えまして、たとえば体育指導員というような制度を設けまして、そして、要望に応じて各地域でチームなどをつくった場合に、その指導に来てくれというような場合には、そこへ行って御指導申し上げるというようなことをやっております。それからまた、一つの芽をつくるという意味で、スポーツ教室というようなものもそれぞれ実施してそれに対応したいと、こんな

ふうに考えております。そして、実際それを実施しているわけでございます。

さらにもう一つ、やはりスポーツというようなものは一つの競争というんですか、わざを競うというような面もございますし、それから大ぜいでやるというところに一つの喜びもあることは事実でございますので、そういう意味から、こういうようないろいろなスポーツを場合によっては結集してみるというようなことも必要なんじゃないか、というふうに考えまして、その結集などについても努力しているわけでございます。

したがって、そういうような線から指導しているわけですが、質問の中で、スポーツの団体だけでなしに、組織化されてない市民のスポーツに対して、どう対応するのか。これも、ただ一人一人ということになると行政はなかなかタッチしにくいんですが、できれば地域の住民でできるだけチームをつくったり、同好会をつくったりされて、それは必ずしも連盟されたり、あるいは協会に入るということではなしに、そういうチームづくりだけはひとつやっていただいて、そういうような者の育成に努めていくということが大事なんじゃないか、こういうふうに考えております。

第二の自主的、自発的な機運というようなものについては、さっき申し上げましたように、このスポーツ教室とか指導員というようなものを派遣しながら、しかも一方では連盟主催の大会などに、時にはひとつ参加してもらうということで、そういうものについての興味、関心をさらに高めていくというふうに考えたらいいんじゃないか、こういうふうに思っております。

なお、高齢者とか、あるいは子供たちというようなものも含めて、スポーツというものは確かに日常化してきておりますが、その日常化しているスポーツのときによく問題になるのは、やはり健康管理じゃないかというものもありますので、その健康管理や何かについての啓蒙というものを今後どのようにしていったらいいか、ということも一つの大きな課題である。たとえば、いろいろな家庭教育学級とか、あるいは寿大学とか、そういうようなところで、お医者さんの一つのお話をその講座の中に入れているというようなものもだんだん出てきておりますので、そんなようなこととかみ合わせながら、そういうようなものに対する対応をしていきたい、こういうふうに思っております。

それで、今後、総合的に一体どういうふうに考えていくのかというような御質問でございますけれども、それにつきましては、いろいろありますけれども、市民が一番喜んで、しかもわりあいに簡単に参加できるというようなスポーツとしては、確かにマラソンとか、あるいはジョギングというのがありますけれども、そういうものじゃないだろうか。したがって、そういうようなものの、皆さんが一生懸命励んでおられるそういうよ



うなものを、あるところへ結集していくというような方法なども考えてみることがいいんじゃないか。これはもちろん青梅マラソンというほどはでなものにまで発展していこう、ということを必ずしも考えているわけじゃありませんけれども、そういうふうなところで、日野市独自な、特色のあるものを考えている。たとえば体育課などで、あるいは陸上競技連盟などと話し合っている中では、駅伝競争大会というようなものを考えたらどうだろうか、日野市のですね。それで、その参加するチームも、たとえば地域グループとか、あるいはファミリーチームとか、あるいは学校チームとか、職域チームなどという、非常に広いものをもってそれに参加していただくというようなことから、そういう大会を開いてみるのも一つの方法じゃないか。そのためには、いままでもたとえば「市民ロードレース」というようなものを教育委員会で開催しておりますが、そういうようなものをもっと幅を広げてやってみるとか、あるいは陸上競技連盟で主催している「多摩丘陵クロスカントリーレース」というようなものもございますが、そういうようなものと連関しながら、もっと幅の広い参加を求めるような形の、駅伝競争のようなものを考えていくのも一つの方法ではないかというふうなことを、いま寄り寄り教育委員会などでも検討をしているわけでございます。ただそのためには、クロスカントリーをやるにしても、あるいは駅伝競争をやるにしても、コースの整備というものが大事なわけでございまして、たとえば浅川の堤防とか、ああいうようなところの整備というようなものと相まって、そういうような方法を考えていくのが必要なんじゃないか、というようなことを一応考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長、施設の整備についての答弁を求めます。（「学校開放」と呼ぶ者あり）

○教育長（倉又秀作君）　学校開放につきましては、これはさっきも少し触れましたけれども、やはりいまのような、日野市では非常に早くから学校開放というのをやっているんですけれど、少し硬直化しているんじゃないかということから、それについての開放の仕方などをもう少し考えていこうというふうにいま、検討中でございます。ただ、いつでも、だれでもというような形で学校を利用できるかというと、これは翌日また授業などに使わなきゃなりませんもんですから、そういう一つの、いつでもだれでもというようなことをできるだけ満たすような方向は考えなきゃなりませんけれど、また一方においてはそういう一つの制約などもございますので、その辺でどう調和していったらいいか。たとえば朝の利用というようなものを考えましても、すぐに生徒たちが登校してくるのと絡み合ったりしますもんですから、その辺が非常にむずかしいことと、それからいまやはり使う人たちと、管理する学校の人たちとの間

に信頼関係が少し欠けている。それは使う方も使う方でしょうし、また、それに対応する学校も学校だというふうに言われる面があると思いますけれども、その辺をやはりお互いに信頼を高めるような使用の仕方、あるいは貸し出しとかいうようなものをめぐってこれから考え、できればいままでの管理人というような形じゃなくて、その地域の借りる人たちが自主的にそういうようなものが運営できるような方法というものはないんだろうかということを、いま模索しております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　かなり具体的な教育委員会の考えも示されたわけでありますが、昨年の十二月の広報にもお知らせがありましたように、市内で「初日の出マラソン」を行うことが知らされております。青少協の方が中心となりまして、数年来続けているマラソンであります。いま、教育長の説明の中にありましたように、三月一日付の広報で「市民ロードレース」の開催のお知らせが載っております。こういうことを見るだけでも、市内で何回かこうした行事が行われていることがうかがい知ることができるわけであります。

そこで、私はいまの教育長の答弁と関連いたしまして、もう少し具体的に一つお伺いしておきたいと思います。この質問を行うに当たりまして、全国各地のスポーツ行政の予算項目をいろいろと調べる機会があったわけでありますが、各地共通した行事が行われていることとあわせまして、それぞれかなり工夫した市民の体育、スポーツ活動を盛んにする施策なども考えられているようであります。たとえば市民スポーツの日を制定するとか、市民健康マラソン大会、児童体力づくり振興策、体力づくりプラン、ランニングコースの整備や、あるいはマラソンコースをつくる予算の計上、そしていま教育長の話にありましたように、市民駅伝競争の開催等々、行われております。すぐ近くの八王子の体育行政も、かなり特色的なことも行われていると聞いておるわけでありますけれど、こういうことで行政と市民が一体になりまして、市民の健康を目的としてスポーツ活動を年々盛んにしているということが、うかがえることができるわけであります。駅伝競争の開催はぜひ実現できるように、今後も教育委員会で検討を進めていただきたいと思います。

市政二十周年を記念いたしまして、市民祭りの開催が計画されていることもすでに明らかにされているところでありますが、こうした市民祭りの開催にあわせて、市民の各層が、いろんな層の市民が参加のできるマラソン大会というようなものが、企画、計画できないかどうかというようなことも考えられるわけであります。交通事情の許さない今日でありますから、なかなかコースをとることはむずかしいという問題が一つあるわけでありますけれど、これらも駅伝の問題とあわせて検討の中に含めていただきたいと思います。



いま、自治体のスポーツ行政のよりどころになっているものにスポーツ振興法があるわけでありますが、その第三条に、「国及び地方公共団体は、広く市民があらゆる機会に、あらゆる場において、自主的、自発的に行えるような、スポーツが行えるような条件整備を図る」ということに、行政のスポーツ振興対策の根底があるわけであります。これに基づいて、今日の自治体スポーツに関する地方施策が行われているということになると思います。

そこで、市長に考えをお伺いしておきたいと思いますが、こととしの元旦の広報、市長のあいさつが載っております。見出しには「健康と文化都市……」云々ということを中心に述べておるわけでありますけれど、私が解釈いたしますならば、憲法第二十五条に述べてありますように、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活」云々と述べております。この憲法の第二十五条、健康で文化的な生活を営む国民の権利を、この日野市で行う。それを行政の大きな目標に掲げて、すべての施策を展開する、このことが市長が日ごろ言う、憲法を市政に生かすということの具体的なあらわれかと、こう私は判断をしたわけであります。憲法の理念を行政の一つの目標に掲げて、日常の行政推進を図るという高い姿勢は、私は高く評価されるべきものと考えるわけであります。これは私一人だけのこのようなとらえ方、考えに終わらせずに、市長から仮にそういう考えに基づくものとして、具体的な考えをスポーツや体育の問題に限ってお伺いしたいと思うわけであります。

その際、先ほど教育長は施設の整備のことについては、学校開放に関連してのみ述べておりましたので、そのほかの施設整備のことなどありましたら、ひとつつけ加えて説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

地方自治の本旨ということを私は常に考えるわけですが、要するにこれは市民生活を生き生きとして守っていく、発展させていくことだと、このように解釈するわけでありますから、特に今日の余暇時代、余暇行政、これがまさに地方自治の大きな仕事になってきたということを、明確に認識をしなければならないと思っております。そうしてその際に、余暇行政というのはやはり文化活動とスポーツ活動ということが、当然身近な問題として出るわけでありまして、市の行政組織の中でも従来、社会教育、社会体育という分野の活動がもちろん骨になるわけでありますけれど、市民生活そのものが、今日のようにスポーツであり、文化活動である部分が非常に大きくなるということになりますと、やはりそういった対応できる行政組織も必要じゃないかなというふうなことも感じております。

そうして、たとえば地域保健協議会、これは医師会あるいは

関係市民によって構成されておる団体でありますが、市民の健康つくりを、いま、いかにすべきかということを二年間にわたって論議していただき、間もなく答申という形の提案をいただくことになっております。つまり健康つくり、レジャーのスポーツであると同時に、また、取りも直さずそれが健康にも役立つ。そうして、なるべく人間が自然に近い、あるいは自然に親しむ、体を動かして、そうして自然と触れ合いながら活動をするということが、やっぱり健康の第一だなということが、かなり考え方の変化としてあらわれてきたと思っております。

そこで、たとえば浅川計画、これは何とか浅川の堤防がランニングコース、特にマラソンコース、ジョギングコースにうまくつながっていけば、ちょうど市内の真ん中ということでよろしいんではないかと思っておりますし、なおまた、なかなか土地を求めてということにむずかしさがありますので、河川敷の利用もぜひ部分的にはさせていただきたい。これが多摩川計画の部分であります。

そして健康と、それから趣味といっては正確じゃないかもしれませんが、みずから自主的に健康つくりをしようと、いろんなスポーツを選ばれるわけであります。軟式野球、あるいはソフトボールなどもその範疇に入るわけでありましょうし、いま老人に提供しておりますゲートボールなどもそれに当たると思っております。したがって、たくさんこの広場、施設をつくることがいいわけでありますから、できるだけそういうことをひとつ努力をしていきたい、このように考えております。

施設整備は、これは何年間かの実施計画も予定いたしております。東光寺あるいは落川、あるいは日野橋周辺、これらの河川敷としてのスポーツの場に利用すること、あるいは桑園跡地、仲田緑地でありますが、ここに、これはやや本格的なスポーツの場をつくろうということがあります。もっと先になりますと、例の流域下水処理場の人工地盤の上には、これはもうスポーツの施設がたくさんつくれる。このこともございますし、プールなどももっとふやす必要がある、これはすでに御指摘をたくさんいただいておるわけであります。したがいまして、スポーツ時代といってもいいくらいな時代に入ろうとしておりますし、また、一面の精神内容を高める文化活動のことと、この二つが私はこれからの自治体の仕事、そうしてまたそこに市民の連帯を求める和という意味が、よりまた深いものがあろうと思っております。

そういう意味で、今後スポーツに関しましていろいろな施策、施設を十分市民要求とあわせながら実現をしていきたい、これがスポーツに対します基本的な考え方だと、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　次期オリンピックに女子のマラソンが公認されると伝えられております。女子の分野でもスポーツへの参加、公認の大会等が数多く開催されるようになりました。今後のすべての行政でもそうでありますけれど、スポーツの分野においても、女子のスポーツ活動への身近に参加できることも十分配慮していかなければならないと思います。そして、総合的な市民のスポーツの活動への参加の高まりによって、市民の健康の増進、そして日常の楽しい生活を営む、このことが大切だと思うわけであります。日野市におきまして、市民のスポーツ活動の一層の盛んになることを期待すると同時に、行政側の適切な対応を望みまして、私の質問を終わりたいと思います。（「終わりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって四の一、年々盛んになる市民のスポーツ活動に関して問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十二分散会

三月十三日　金曜日　（第五日）

昭和五十六年
第一回定例会

# 日野市議会会議録

## 第五号

三月十三日　金曜日　（第五日）

出席議員（二十六名）

| | | |
|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲 | 君 |
| 二番 | 市川芳太郎 | 君 |
| 三番 | 秦正一 | 君 |
| 四番 | 飯山茂 | 君 |
| 五番 | 川嶋博 | 君 |
| 六番 | 中山基昭 | 君 |
| 九番 | 藤林理一郎 | 君 |
| 十番 | 谷長一 | 君 |
| 十一番 | 名古屋史郎 | 君 |
| 十二番 | 本間久 | 君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子 | 君 |
| 十五番 | 板垣正男 | 君 |
| 十六番 | 奥住芳雄 | 君 |
| 十七番 | 石坂勝雄 | 君 |
| 十八番 | 滝瀬敏朗 | 君 |
| 十九番 | 林重義 | 君 |
| 二十番 | 市川資信 | 君 |
| 二十一番 | 島村孝志 | 君 |
| 二十二番 | 大越久雄 | 君 |
| 二十三番 | 一ノ瀬隆 | 君 |
| 二十五番 | 米沢照男 | 君 |
| 二十六番 | 杉山寅三郎 | 君 |
| 二十七番 | 高橋通夫 | 君 |
| 二十八番 | 佐々木昭雄 | 君 |
| 二十九番 | 正国務 | 君 |
| 三十番 | 三浦重春 | 君 |
| 二十四番 | 竹ノ上武俊 | 君 |

欠席議員（二名）

| | | |
|---|---|---|
| 七番 | 大柄保 | 君 |
| 八番 | 十四 | 番 |

欠員

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　野呂章君
収入役　成井正夫君
企画財政部長　生野清君
総務部長　赤松行雄君
市民部長　神藤貞次君
生活環境部長　伊藤正吉君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　田倉高光君
次長　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君
書記　五十嵐隆君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子君

議事日程

| | | |
|---|---|---|
| 建設部長 | 森久保三次君 | |
| 都市整備部長 | 結城邦夫君 | |
| 福祉部長 | 加藤一郎君 | |
| 水道部長 | 中村亮助君 | |
| 病院事務長 | 加藤一男君 | |
| 教育長 | 倉又秀作君 | |
| 書記 | 平川雅弘君 | |
| 書記 | 串谷省三君 | |
| 書記 | 田野平和君 | |



一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十六年三月十三日（金）

午前十時開議

午前十時四十二分開議

○副議長（島村孝志君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十六名であります。

本日は議長所用のため、副議長の私が本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

これより日程第一、一般質問を行います。

五の一及び五の二についての通告質問者、竹ノ上武俊君より、かぜのため、本日の質問を最終日にいたしたいと連絡がありましたので、最終日に質問することにいたします。

次に、一般質問六の一、宅地造成工事に伴う公害に対する行政指導についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　宅地造成工事に伴う公害に対する行政指導について質問をいたします。具体的な質問に入る前に、この問題に関連して、三月議会に向けて、関係住民から請願が市議会に出されておりますので、この問題を簡潔に明らかにする意味で、請願文を紹介をしておきたいと思います。

日野市南平九丁目の日鉱団地西側に隣接する山林（日鉱不動産株式会社所有地）は、昭和五十三年五月一日より山林凸部の砂利（土砂）採取工事が行われ、昭和五十五年六月には平たん地として宅地造成化の第一期工事が完了しています。

二年余にわたるこの工事は、宅地造成、分譲住宅建設を計画する日鉱不動産が、小島建設株式会社、重山総業株式会社をして工事を施工させたものであります。工事現場に隣接する私たちは、工事によって言語に絶するさまざまな被害をこうむってきました。

砂じん、騒音、振動によって著しく生活環境が脅かされ、南側雨戸は開閉することもできず、家屋外壁の亀裂による雨漏りとダニの発生や、ふろ場、トイレなどタイルの亀裂、排水升、排水管、雨どいの目詰まり等々、今日まで修繕もなされぬまま放置されてきています。

企業の営利本位の行為によって、私たちの市民生活がこれほどまでに侵害されているにもかかわらず、日鉱不動産を初め、企業側の不誠意な態度は、何としても許すことはできません。

日鉱不動産が過去のこうした問題を企業責任において完全に解決するとともに、分譲住宅の建設に当たっては、あくまで周辺住民の合意に基づいて計画するよう、市当局が市民生活と市民の住環境を守る立場から、実効ある適切な行政指導を実施されるよう強く要望いたします。

なお、砂利（土砂）採取工事は、現在隣接地において山本建材が続行中であり、砂じんなどの被害が避けられない状況にあります。

と、こういう訴えの請願が提出をされております。私は従前か

ら、こうした開発行為に対して、市が実効ある適切な行政指導を行うように、強く要望してまいりました。しかし、今日なお、こうした問題で質問に立たざるを得ないということを残念に思いますし、むしろ悲しい気持ちであります。市民の生活環境を守るという点で、市当局が適切な対応をすることがとりわけ重要なわけであります。以下、二、三、具体的な質問をしてまいりたいと思います。

一つは、この宅地造成を目的とした、砂利ないしは土砂の採取工事は、五十三年の五月一日から着工をされております。しかし、先日、主管課から参考資料として提示をされました、指定作業場設置届の受理に伴う設置条件についてという、森田市長から小島建設社長にあてての文書は、昭和五十四年八月二十四日付で届け出のあった指定作業場云々と、こうなっております。つまり工事着工から一年三カ月を経過した後にこの届け出がなされております。この日時のずれはどういうことになるのか、どういう意味を持っているのか、一点伺いたいと思います。

それから二点目は、この作業場設置届に伴う市側の条件、つまり予測される公害に対しては、絶対に関係当局や関係住民に迷惑がかからないように警告した中身になっております。少なくとも、このことが実際に履行されていれば、このような問題は起きなかったと思うのですが、事実上、市側から業者に対して、振動やあるいは騒音、さらには土ぼこりなどのこういった対策が、市として業者に要求されているわけですけれども、事実経過は、全くこれが無視されて、工事がどんどん進められてきました。そこで請願文にあるような訴えになっているわけですけれども、市がこのような条件を付して、届け出を受理しているのに、どうして今日まで黙認をしてきたのか、大変疑問であります。二点目として伺っておきます。

三点目は、この工事が行われた五十三年の五月以降、関係住民が、実際に工事をやった重山総業を相手に、話し合いをやっております。夏でありますけれども、このときに騒音や砂ぼこり、あるいは振動などの対策について、重山総業と関係住民が話し合いをやった。市として住民の被害を、あるいはこうむっている迷惑について、市として監視をする立場から、立ち会ってほしいという要請もしたようでありますけれども、土曜日、日曜日、それから夜は、つまり時間外は出席できません、ということで断られたと聞いております。この種の業者と住民の話し合いというのは、大体夜か日曜日に限られると思うのですが、こういうことでいくと、全く市はこの種の訴えについては対応しないと、こういうことにつながるのではないかと思うんです。このことについて、三点目、どうして訴えにこたえられなかったのか、伺っておきたいと思います。

ちょうどこの時期、つまり五十三年の夏ごろ、市の公害対策室、現在の公害防災課になるかと思いますが、ここに電話で何



回も騒音、砂ぼこり、振動の問題で訴えております。その訴えを受けて、主管課ではどのような具体的な対応をされたのか、伺いたいと思います。

それから五点目ですが、請願文にもありましたように、この日鉱不動産にかかわる工事が終わって、今日では山本建材が同様の工事を行っております。五十五年の八月二十五日付で、山本建材から日野市あてに回答書が出ております。もちろんその前に、関係当局へ住民から訴えがなされ、そして市が山本建材に申し入れをし、それに対する回答書であります。この回答書が市に提出をされた以後、当局としてどう対応されているのか、今日どういう状況にあるか御存じでしょうか。以上五点、とりあえず質問をいたします。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第一点目の日時のずれでございますが、これにつきましては、五十三年の四月五日付で指定作業場設置の届け出がございました。この有効期間が約六カ月、そういうことで出てきたわけでございます。それで、さらに五十三年の十月に、期限切れに伴います指定作業場の設置の再届け、これは十カ月の有効期間、こういう形で申請が出てまいりました。それで五十四年の八月に期限が来ましたので、指定作業場設置の廃止届が出たわけでございます。しかし、現場については、相変わらず砂利採取が行われていた関係で、南多摩の経済事務所に再三指導するようにお願いをしたところでございます。それから、五十五年の六月十九日に砂利採取の廃止届が都の南多摩経済事務所に提出された、こういうような経過でございます。

それから二点目の、市側の条件につきましてでございますが、本件につきましては、一応関係法令は、砂利採取法、それから東京における自然の回復に関する条例。砂利採取法につきましては、南多摩経済事務所の所管になってございます。それから自然の回復に関する条例につきましては、多摩環境保全事務所が所管してございます。それからいま御指摘の東京都の公害防止条例によりまして、指定作業場の届け出が市の方にございました。これは公害防止条例の第四十条に基づくものでございます。なお、公害防止条例の関係につきましては、指定作業場といたしまして、条例の三十七条から四十五条にかけてあるわけでございます。それで砂利採取法につきましては、先ほど申し上げたような都の所管でございますので、公害の発生の許可条件に入れるように、東京都に要望したところでございます。それから指定作業場の設置届の受理に伴いまして、付加条件をつけたわけでございます。これにつきましては五十三年の四月七日付で小島建設株式会社に提示したものでございます。これらにつきましては六項目にわたりましてこれの条件をつけたわけ

でございます。その内容につきましては、日鉱不動産分譲地あるいは京王不動産分譲地と隣接していますので、雨水その他の土砂の流出、あるいは交通事故、災害、公害――これは騒音とか振動、土ぼこり等に十分注意して、その防止に万全を期しなさい、そういうことでございます。それから二点目といたしましては、土砂の採取計画について、周辺付近に周知徹底させるために、採取の内容を掲示しなさい。三点目といたしまして、土砂の採取中の土質の関係、あるいはそれらの採取後におきまして雨が降ったときに、土砂の流出がないように配慮してくれ。それから道路の清掃でございます。それから官民境については、十分確認して市の立ち会いを受ける。それから採取に伴いまして工事車両が反覆通行するわけでございますが、これらにつきましても、反覆通行申請書を管理課の方に出しなさい、こういう形で、その届けの条件に付したわけでございます。

たまたまその工事中に、五十三年の九月ないし八月ごろだと思いますが、地元の住民の方から、非常に騒音、振動、粉じんがひどい、そういうことで申し出がございましたので、再度私どもの方では、「砂利採取に係る公害（騒音、振動等）の問題について」ということで、要請をしてございます。これらの内容につきましては、作業時間の問題、あるいは騒音、振動、粉じん等の公害発生源の防止について、最善の措置をとりなさい。それから、京王平山住宅の団地内には大型のダンプカーを通らせない。それから砂利採取の許可条件にありましたような形で積載物につきましてはシートで覆う。それから道路の清掃等については、御指摘のとおり実施する。それから採取時間につきましても厳守する、そういうような内容でこれを要請したわけでございます。それで、それにつきまして期限をつけたわけでございます。これは五十三年の九月三十日までに回答願いたい、そういうような形で回答を求めたわけでございます。

それに対しまして、十月の三日付で、小島建設の社長から、それらについて、作業時間の一部を除きまして、全面的にそれを実施する、そういうような回答をちょうだいしたところでございます。それで、先ほど申し上げたその六カ月間の経過が過ぎたわけでございますので、また再度、五十三年の十月付で指定作業場の設置届が出てまいりました。それらにつきましては、最初に申し上げたような形をまた付加条件として、これらを徹底するように指導したところでございます。

それから三点目の、五十三年五月以降の関係住民の関係でございますが、これらにつきましても、一応、私どもの方の所管事項といたしましては、公害防止条例の指定作業場に係ることでございますので、それら以外のものにつきましては、一応、南多摩の経済事務所等に、再三住民の意向を受けまして御連絡して、そういうことで指導していただきたい、そういうようなことを申し入れしてございます。



それから四点目の、騒音の住民の被害の打合会に立ち会わないという件でございますけれども、一応この所管事項につきましては、一応一番主体は、砂利採取法という形で出てまいりましたので、これはやはり当然南多摩が所管する、というふうな職員の判断もあったと思います。これらにつきましては、今後このような形のないように、私どもの方では、やはり公害防止条例の中の指定作業場ということで、届け出を受けている関係で、やはりこれには出席をするように、今後は注意してまいりたいと思います。

それから五点目の、日鉱と山本建材の関係でございます。これらにつきましても、やはり材料置き場、そういうことで、これについても、指定作業場の材料置き場が該当しますので、先ほど申し上げたような形で、指導はしているわけでございます。現在の実態を見て知っているわけでございますが、現在につきましては、一応相当高く積んである。それから舗装の残材が相当積まれている。こういうことで、そういう点を現地で確認いたしました。これは、材料置き場ということでございますので、いずれはどこかに適当な処分をするんではないか、と思いますけれども、これらについても、事実を究明いたしまして、あそこに、ああいう形で高いものが残らないような形で指導していきたい、かように考えております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　再質問いたします。いま答弁があったように、小島建設に対して、具体的な条件をつけております。この条件の中に「災害及び公害問題、騒音、振動、砂じん等に十分注意して、その防止には万全を期し、当該工事に伴って発生した事故、苦情に対しては申請人の責任においてすみやかに解決、関係官庁に迷惑をかけないように施工すること」ということで、つけてある条件は、適切だというふうに判断されます。しかし、これが全く履行されてなかったんですね。無視されてきたんです。条件つけたことにならないんですね。したがって、たとえばこの関係住民の訴えにありました外壁のひび割れ、行ってごらんになればわかりますけれども、ハチの巣のようなひび割れが入っています。その後がん吹きをしたとはいえ、写真撮ればきちっと割れ目がわかるような状態で、それこそ無数のひびが入っています。そこから雨が漏って、ダニが発生して、家屋の半分ぐらいが夏場は使えない、という状況になっているんですね。どうしてそういう状態を――直接には都の責任です。それも承知しています。しかし、市民がそういう状況に置かれていながら、単に東京都に連絡を取るだけ、これでは行政としての責任を果たせないんだろう、と思うんです。この条件をつけて、その後の経過、事実によってそのことが全く無視されてきたということが明らかになっているわけですけれども、その点については、今日のこの時点で、どういうお考

えを持っておられるのか。そして同時に、小島建設が東京都に申請を出し、認可をとって工事が始まっています。しかし、小島建設は実際には仕事をやっていません。仕事をやったのは重山総業、砂利採取の資格のない業者、つまり小島建設は重山総業に名義を貸しただけなんですね。直接の責任を負う東京都の主管課の責任は、非常に大きいと思うんです。この事実について、全く市として知らなかったのかどうか、この点もあわせて伺っておきたいと思います。

そしてまた、こうした適切な条件をつけながら、それがことごとく無視されてきたために、さまざまな被害をこうむっています。そのことに対して、直接仕事をやってきた重山総業、そして名義を貸した小島建設に対して、市当局として、直接にものを言ったことがあるのかどうか、このこともあわせて伺っておきたいと思います。

それから五十三年の夏に再三再四電話で、工事に伴う騒音、砂ぼこり、振動について公害対策室に住民が訴えております。しかし、その回答は「市には権限がありません」ということで、結局は東京都の方に紹介された形で、終わってる。直接の責任指導、これは確かに東京都です。しかし、そのときにも訴えたそうですけれども、私たちは、日野市に税金を納め、日野市に住んでるんです。市として何とかしてほしい、という訴えもしているわけです。もう少し親身になって、対応することができなかったんだろうか。大変この点では、私は残念に思います。何らの力にもなってやれなかった、ということでね。たとえば、直接の指導責任は東京都にあるけれども、しかし、実際に仕事をやってるのは日野市民なんだ、直接の訴えもきている。関係業者を市に呼んで、関係住民も呼んで調停役をする、業者にもちろん必要な要求もする、このくらいのことはやってほしいと思うんです。請願も出ていますから、いずれ担当委員会で、今日どういう生活環境のもとで暮らしているか、被害の実態が明らかにされると思いますけれども、この点について、私は、大変事実経過を見る中で、ますます疑問を持つわけであります。

もう一点伺いますが、関係住民の市への訴えがあって、市として山本建材に、迷惑をかけないようにということで、指導がされました。その結果、生活環境部長あてに、山本建材の取締役から「資材置き場からの公害発生防止について」ということで、回答が来ております。ここでいろいろ、最善の防止策を講じますとか、粉じんの発生防止に努力しますとか、作業時間は七時から午後五時までにしますと、こういう回答が来ております。しかし、きょう現在の工事の状況、私は、けさ聞いてきていますけれども、部長、御存じですか。けさ六時半ですよ、工事が始まったのは。日曜日もそうです。あの住宅地のすぐ隣接地で、日曜日六時過ぎから工事やられたらどういう状況になるのか。夜は、じゃあ何時までやってるかというと、九時。大体九時までやる。遅い日は十一時までやってるというんですね。小島建設に対しても、つけた条件は適切だと思うんです。そして、この山本建材に対しても、同じ指導もしたと思うんです。そしてこういう回答が寄せられたと思うんですけれども、小島建設イコール重山総業の、工事もそうですけれども、山本建材もどんな条件をつけても無視されているんです。そのために生活環境が脅かされているという状態が放置されているわけです。もう少し実効ある対応が望まれているわけですけれども、その点について、お答えをいただきたいと思います。以上、再質問いたします。



○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　この重山総業と小島建設の関連につきましては、私どもの方でも承知しているところでございます。それから現地にけさも行きまして、実態を見てまいったわけでございます。これらにつきましては、一応作業時間の厳守、あるいは日曜日の関係の作業、こういうものにつきましては、八月二十五日付で私どもに提出されたこれにつきまして厳重に守るように、私どもの方で指導してまいりたいと思います。常に、またこれからも、いままでもパトロールはしていたわけでございますけれども、この作業場に当たりましては、特にパトロールを強化いたしまして、十分市民の対応を考えていきたい、かように考えておるのであります。これらにつきましても、緊急の場合には、砂利採取法の中にも市町村長の要請というような形でございますので、これらの条文を十分生かしまして、今後の対応はやっていきたい、かように考えております。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　それでは市長に二、三伺っておきたいと思います。一つは、私はこの事実経過を見て疑問に思っているのは、表面上は材料置き場だとか資材置き場だとかいう届け出で、そして砂利採取が行われる。砂利採取の目的は、表面上は砂利を取って売るということだと思うんです。しかし、最終的な目的は、住宅地のすぐ隣接地ということから、建て売り住宅の建設、宅地造成が目的なんです。すでに、私の手元に、宅地造成の計画図がありますけれども、宅地造成の計画であれば、事前協議ということで、市当局の出番がある。砂利採取という表面的な口実で仕事がやられる分には、直接には市当局の出場がない。窓口は東京都だ。ここに抜け穴が一つあると思う。したがって、先ほど紹介したような市職員の対応になると思うんです。「この問題については東京都です、日野市には全く権限はありません」、関係住民からすれば、全く冷たい応対にならざるを得ないと思うんです。私は、いま公害防災

課が、市当局の方針に沿って一生懸命仕事はやっていると確信しております。先ほどから、るる説明してきましたけれども、実際には、公害防災課というりっぱな課はありますけれども、この種の砂利採取や開発行為に対しては、全く無力に等しい。そのために、住民が多大な迷惑をこうむっている。それが放置されている。私は、一つ市長に要望も含めてお伺いしたいんですが、もう少し実効ある対応をしていくためには、抜本的な検討を加えて、機構改革も含めて、検討する必要がありゃしないか。わずかな陣容で、さまざま発生する公害に対応し切れない、という側面もあるかもしれません。しかし、余りにも合法主義といいますかなわ張り根性といいますか、しゃくし定規に「この問題は東京都です、市当局の指導の範囲じゃありません」ということで対応するなら、今後もこういう問題は尾を引いていくだろう、と思うんです。本当に実効のある行政側の、市当局の対応ができるような、そういう改革が必要ではないか、と私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それから二点目は、日鉱不動産の宅地造成計画でありますけれども、恐らく近く事前協議に出向いてくるだろう、と思うんです。計画図もあります。私は、請願文にもありましたように、日鉱不動産が近く宅地造成をやり、建て売り住宅を建設しよう、という計画のもとで、砂利を採取させた。そこからさまざまな公害が発生し、多大な被害を関係住民が受けているわけです。

このことの処理がなされないまま、日鉱不動産の責任で、過去の不始末が解決されないまま、また新たな造成工事なり、建て売り住宅の建設が始まる、市当局もそれに同意していく、これは許されないと思うんです。そこで、日鉱不動産から宅地造成に関連して、事前協議があった際には、しっかりと住民の立場に立って、対応していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから三点目は、山本建材の問題でありますけれども、先ほどから紹介されているように、あくまでも資材置き場なんです、届け出は。ところが、ごく最近になって、いい砂利が出たということから、砂利採取をやってるんですね。穴が掘られているんです。材料置き場で申請が出され、届け出が出ているにもかかわらず、実際には砂利の採取が行われている。もちろん直接の窓口、指導責任は、東京都にあります。しかし、関係住民は、日野市民であります。そこで、市として本当にそういう被害をなくすような、少なくとも、関係住民から泣くような訴えが出ないような対策を、市として講じられないだろうか。この三点について、市長にお伺いいたします。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま御指摘のある砂利作業場と、それから住宅が隣接しておる、いわゆる日鉱不動産の造成地に位置する場のことは、私も、かつて住民側からの訴



えを聞きまして、現地に出向き、状況の判断とともに、一応の指導をやったことがございます。その後、いまお話のあるような、解決できない状況が続いておるということは、余り正確には存じませんでした。そこで、御指摘のことにつきまして隣接地の迷惑もよく理解できるわけであります。その際、特に公害指導行政は、権限を持つ都においてもなかなかうまくいかないで苦労をされておる。それから市の、事務移管を受けておる市のかかわり得る部分も、きわめて権限としては少なくて、あるいは小さくて思うようにならないのが歯がゆいわけであります。市内にいま何件かそういう近隣の相互迷惑があるわけでありますが、このいま御指摘のところなどが一番大きい部分に存じております。

そこで、御質問の答えなんですが、実効ある対応ということは、一番われわれも望むところでありまして、その実効がなかなか上がらない。ですから、迷惑を受けておられる住民の側からは、行政に対する不信がある、こういうことになっておりまして、大変私自身も残念に思っております。なお、この砂利採取の側も、どちらかといいますと、そう大きい企業というほどの事業でもありませんし、そこで生業と――いわゆる生活の手段のための生業と、それから近隣住民にかける迷惑という問題が、未解決のままに継続するわけでありまして、そのあたりの指導に、苦労するところが多いわけであります。しかしながら、迷惑は、これはかける方がやっぱり慎むべきでありますからして、特にまた一般生活ということと、そして特に家庭というのは、あるいは住宅というのは、憩いの場でなければならないわけでありますから、それが営業のために侵害される、という関係の比較におきましては、やはり営業側に、その居住側の迷惑を慎んでもらわなきゃならない。これが基本的な指導行政の態度だ、ということは、いつも担当者の方に強く指導もしておるわけであります。たとえば、資材置き場という申請が、実質的には砂利採取になりましたり、あるいは砂利採取といっている事業が、結果的には宅地造成の結果、というふうなこともしばしば重なるわけでありまして、そのあたりに特にこの開発地域の苦労する、行政上の苦労があるわけであります。そのあたりの関係をよく整理いたしまして、そうしていま申し述べましたような、特に住宅の居住の安静ということがやはり住宅のまた立場でなければなりませんので、迷惑をかける側によくそれをひとつ適切な指導をし、またそれを遵守してもらう、こういうことで今後も臨みたい、と思っております。なかなか解決がしにくいことが多いことを、本当に残念に思っておりますが、なお、私も陣頭に立ちまして、これの処理について努力をしたい、このようにいまのところお答えをさせていただきます。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　では最後に要望して、私

の質問を終わりたいと思います。この問題は、再三紹介しているように、直接には都の指導責任であります。したがって、市には直接の指導権限がない、という恨みはあります。しかし、私は住民の訴えを聞いて、早速都の経済局に働きかけまして、日鉱不動産と小島建設、そうして重山総業、それぞれの責任者を集めて直接交渉をやりました。一月十六日です。さらに二月の十四日にも交渉をやり、継続中であります。私は何の権限もありません。無力であります。ただ見るに見かねて、何とかしなければ、こういうことで、いやがる業者も呼んで、そして東京都の経済局を立ち会わせて直接交渉をやったんです。ですから、権限がないからといって、何もできないということじゃないんです。やる気があればできるんですよ。そういう姿勢に立ってほしい、ということを私は再三これまで要望してきたわけであります。本当にやる気で対応すれば、権限がなくたって実効ある対応はできるはずだ、こういうふうに私は考えています。これからも日野市はまだまだ開発の余地がありますから、こういう問題が後を引くだろうと思うんです。直接の主管課に職員の配置その他で、なかなか対応しきれないということであれば、どんどん上司に意見を上げて、関係住民に対応できるように、そして信頼されるような、そういうやはり主管課を実現させていただきたい、こういうふうに私は思っております。いまの市長の答弁もありましたので、今後の適切な対応を期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　これをもって六の一、宅地造成工事に伴う公害に対する行政指導に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後　一時二十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

七の一、五十六年度当初予算と市長の基本姿勢についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　ただいま議長から報告がございましたように、五十六年度の当初予算と市長の基本姿勢についてという題で、これから一般質問をさせていただきます。

五十六年度の当初予算につきまして、わが新政クラブでは、暫定予算を要求し、したがって、今回の当初予算について、細目についての質問は、避けたいと存じます。所信表明の中にも



述べられておりましたように、市長自身、この四月行われます市長選のために、三億円の留保財源を含む骨格予算だ、と表明しております。しかし、私もこの一般会計の予算書を見まして、いわゆる一通り目を通したわけでございますが、骨格予算とはちょっと言いがたいのではないか、こう思いますので、この点について、まず御質問したいと思います。いわゆる五十六年度の一般会計予算は、二百四億六千三百九十七万、五十五年度の一般会計が、二百一億千八百二十七万二千円と、伸び率が一・七%、留保財源が約一・五%となっております。これはきわめて、留保財源を三億円取ったと仮定いたしましても、僅少なる留保財源で、果たしてこれで骨格予算と名付けられるかどうか。また、二百四億六千三百九十七万の当初予算の伸び率につきましても、五十五年度の決算見込み額を見ますと、大体、二月末現在で二百二十四億円となる、というふうに聞き及んでおります。たとえば、三多摩二十六市を例にとってみますと、二十六市と申し上げましても、小金井市が現在皆様御存じのような状態でございますので、二十五市になるわけでございますが、一般会計の対前年比、伸び率が九・一%であります。東京都の対前年比八・八%、国の伸び率が九・九%でございます。としますと、二十六市——いわゆる二十五市というんでしょうか、二十六市の五十五年度の伸び率が、一二%であります。すると、ことしは三%弱鈍化はしているわけでございますが、しかし、それでも九・一%の伸び率を見ております。そういう中において、当日野市においては、三億円の留保財源を含むといいながらも、一般会計に占める市民税の市税の割合が、六九・八%と大変高い、非常に好ましい財政状況にある中で、この五十五年度から五十六年度にかけての二百四億というのは、余りにも過少の見込みだと、こう指摘できるものだと思うのでございます。その点について、まず一点目をお聞きしたいと思います。

それから、一般会計については、この程度にとどめておきまして、先般のこの議会の冒頭に、市長の所信表明があったわけでございますけれども、その中に、表明の後、各議員から、いろいろと指摘あるいは問題が提起されたわけでございます。その中において、都の予算においても、市長と助役との意見の食い違いというんでしょうか、そういうものがはっきり出ておりましたし、また市長自身もあの中で、何か自分の意思じゃないような文面も載せられている、書かされている、こういうと言い過ぎかもしれませんけれども、そんなように私には受けとめたもんで、果たしてこの所信表明をまともに受けていいかどうか。と申しますのは、この所信表明の五ページ目にございます国の予算案に対して、すでに多くの人々が意見を述べてるとおり、ほとんどの識者に共通しているのは、福祉の切り捨て、防衛費の増強、大増税と、こういう三点を指摘しておるわけでございますけれども、国の予算案に対して、私もこの三点をちょ

っと調べてみたんです。そうしますと、五十六年度の福祉予算は、八兆八千三百六十九億円、対前年比七・六％伸びております。それから防衛費でございますけれども、二兆四千億円、これも七・六％の伸びでございます。としますと、福祉予算は、九千五百億円近くの増額でございます。それで防衛費は二千五百八十二億円の増額でございます。とすると、この福祉切り捨て、防衛費増強ということが果たして妥当な言葉として当てはまるかどうか、私は大変に疑問に思うわけでございます。それから大増税の件についても、私はちょっと指摘しておきたいと思います。いわゆる国家財政における今日の窮状は、よく理解はしております。そういう中で、過般もいろいろと論議を醸しました一般消費税の導入の件等、論議になっていることも事実でございますけれども、先般の衆議院におきまして、五十六年度の予算案の可決に、自民党単独採決という結果、一次大混乱に陥ったのは、皆様も御存じのとおりでございますけれども、いわゆる議長あっせん案によりまして、野党の減税要求に、五十五年度の繰越金を減税に回す、金額は定かではないが、大体三千五百億円ぐらいの減税ができるのではなかろうかということで、野党の皆さんも、そういう方向で衆議院の混乱も一応は収拾できているわけでございます。五十六年三月十一日の私は読売新聞を見たのでございますが、参議院の予算委員会において総括質問の中で、公明党の矢追秀彦議員が、財政経済問題を中心に質疑を行い、矢追氏は、まず増税問題を取り上げまして政府の新経済社会七カ年計画で、最終年度の六十年度に、租税負担率を二五％と示しているけれども、五十六年度の見込みでは二四・七％――これは経済企画庁の試算だそうですけれども、達するので、大型消費税の導入はしなくても、いわゆる財政再建は可能ではなかろうか、このように質問されました。それに対しまして、河本経済企画庁長官は、この一両年のような税の自然増収が期待できるならば、また経済の活力が維持できるならば、大型消費税の導入は必要ない、という見解を示しております。そうしますと、ますます私はこの所信表明の、この文面に対して疑問を抱きますし、このものを素直に私ども新政クラブとしては受け取り得ない、というわけでございます。

なお引き続いて、ただいまの国でございますけれども「東京都は近年において、福祉、教育の減量化とマスコミで評されている……」というふうなことが書いてございます。私は大変これはしつこいといえばしつこいんですけれども、東京都の財政をよく綿密に調べてみました。東京都においては、その近年の、いわゆる、市長は右傾化問題等もそのときに述べておるわけでございますけれども、五十六年度の予算の概要を見てみますと、五十三年度の決算で、一般会計の実質赤字は、一千十二億円であります。当時の、五十三年度の東京都の予算からしますと、いわゆる一千九十一億円が、実質の赤字再建団体として



扱われるわけでございますから、実質再建団体に等しい状態にあったのは、もうだれしも御存じのとおりだろうと思います。五十五年度の一般会計実質赤字は、四百億円程度に縮小される見込みだということで、本年度はマイタウン構想、財政建て直しの中にあって、文化、福祉、教育予算を一層拡充している、という予算内容になっております。たとえば、予算案では、在宅障害者やお年寄りに対する施策の充実、寝たきりお年寄りの身の回りの世話をする家事援助サービス事業、またこれまで所得の低い人だけに限られておりましたけれども、今後は、所得のいかんにかかわらず受け入れるということで、当然、日野市でもこれらを実施しておる市でございますので、その補助事業の対象となるわけでございます。そのほかに、王子跡地に心身障害者総合施設、すぐお隣りであります国立の音大の跡地に心身障害者福祉センター、新宿区に失明者更生施設、またそのほか病院の建設また改良等に一層の拡充を図り、実質面では老人福祉手当が一万二千五百円から一万三千五百円へ、あるいは児童育成手当、障害者手当、心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当は全部増額されております。福祉と教育ということでございますが、教育も調べてみたんですけれども、五十五年度に大坂上にできました都立高校、また館校初め五校の建設を見たわけでございますが、今年度においても二校開校し、五十八年度四校の開校を目指し、現在準備予算を六十九億一千二百万円増額しておる。また私立学校の経営健全化、教育条件整備の父母負担軽減を図るために、経常経費に対する補助金も増額されております。高校では、一人当たり十二万一千百七十円を十三万二千八百七十円、一万一千七百円のアップです。小中学校において、前年度五万五千円を十一万九千円、六万四千円のアップです。幼稚園児に対しましても、前年度四万八百四十円を四万五千八百円と四千九百六十円のアップをされております。私立学校及び幼稚園に通う保護者負担の軽減措置を講じる教育予算においても、積極的に、いま申したように予算の上にも取り計らわれておるわけでございます。この点について、この所信表明のいわゆる基本姿勢について、市長の二点目の質問にさせていただきたいと思います。

それから、この所信表明の中にも、市長が述べておるのでございますが、いわゆる市長が四十八年に就任されまして、ちょうどそのときはオイルショックに伴ういわゆる財政危機と人口急増の後処理だと、大変苦労されたということを述べておりますけれども、本当にそれはよく理解できるものでございます。福祉及び医療関係に努力された、また学校建設等に大変苦労された、ということは私どもも十分に認識しております。しかし、私は三点目の、いわゆる都市基盤整備に至っては、まことにいただけない、こういうふうに指摘したいと思います。まず第一点目は、下水道計画でございますけれども、終末処理場の経過

でございます。先般、日野市議会におきまして、東京都より事業認可の報告を受けておりますけれども、本来事業認可は、申請の提出を行う基本原則として、地権者並びに地域住民の八〇%以上の同意を得られた時点で申請する、ということが基本でございます。東京都は、日野市からその事業認可というバトンタッチをされまして、最近地主との折衝に入られたようでございますけれども、地権者の厳しい抵抗に遭って、測量どころか、話し合いもスムーズにいかない、というふうにおっしゃってるそうですけれども、たとえば、ここのところに私はその資料があるんです。五十六年の一月の十九日に地主代表土方文二さん外地主二十四名から日野市長あてに出されました質問書でございます。これをちょっと読んでみますと、

浅川流域下水道処理場建設計画に対する質問書

浅川流域下水道処理場建設計画は、私たち土地所有者には全く関係なく、すべての計画、事務は進められ、過日は事業認可となり、以来、日野市、東京都より立ち入り測量をさせてほしいとの意向があり、私たちは大いに驚いております。まして日野市議会には反対請願書を出すも保留（継続審査）になっています。絶対反対の意思はかたいが、次の質問書を出したい。

ということのいわゆる質問書が出ているわけです。そして、その回答が森田喜美男さんと東京都下水道局流域下水道本部長小田恵堆という方から回答書が出されております。それが二月の十八日です。そしてその回答書に対してまた先ほどの請願者代表外地主の方から

浅川流域下水道処理場建設計画に対する質問書の白紙撤回について

過日提出いたしました質問書について、昭和五十六年二月十八日付の回答書を地主会全員で慎重に検討いたしました結果、第一項から第六項までの提出の全項目についての回答は、法律や条例をたてまえとした回答だけで、私たち地主に対する誠意のほどが認められないので、提出いたしました質問書は白紙撤回といたします。

と、こういうふうに回答書がまた出されるということで、これら事業認可からの一連の経過を見ますと、私は何となく森田市長さんが、功を急ぐ余りでしょうか、あるいは市長選挙を意識してかわかりませんけれども、事業認可を、東京都へただ単にバトンを渡してしまえば、後はもう私たちの知ったことではない、私たちはもう努力するものはしたんだと、こういうふうに大変お粗末にもとれるんですけれども、その点についても、私はいわゆる事業認可がなお尚早ではなかったか、という点について、市長の御見解を求めるものでございます。

次に一・三・一、一・三・二、国道二十号のバイパスの件についてお尋ねいたします。これらは御存じのように、甲州街道



に隣接する住民、またこれを広く利用する日野市民は、毎日あの現状の交通渋滞に悲鳴をあげているのが現実でございます。これは日野市民のみならず、隣接する国立市あるいは八王子市においても、大変大きな影響を受けておりまして、この懸案は、長い間放置されたままで、今日に及んでおるわけでございます。一・三・一、一・三・二について、一・三・二については多摩平地域、一・三・一については東平山から西平山の市民から、反対の声が上がっておることもよく存じておりますけれども、しかし、これら市民も私どもも、長い間請願者の方々とひざを交えてお話ししたことも数回ございますし、それらを読んでみますと、絶対反対を唱えているわけではないんです。いわゆる条件整備、環境整備等、そういう要望を聞き入れてくれるならば、あるいは誠意をもって当たってくれるならば、十分に条件闘争として切りかえられるものである、ということを私どもも感触として得ております。それらに対して、市長はいままで、この八年間の間に、国に対してどれだけの努力をし、またそれらの反対住民に対して、この一・三・一、一・三・二実現のために、どれだけの交渉を持ち、住民に対して誠意ある説得をしたかどうか、これらについても私は質問したいと思います。いわゆる万願寺区画整理事業、先ほど申し上げましたが、今後進めるといっても、これらの一・三・一バイパス問題が解決しない限りは、当然区画整理事業の遂行もできないわけでありまして、先ほど申しました、終末処理場の二の舞に私はなるんではなかろうか、と思うのでございます。そういう危惧を思いますので、この点についても、市長の明快なる答えをお願いいたします。できれば、私は先ほど、冒頭に骨格予算を要望しておるので、いわゆる予算案一般の細かい点については、予算をしていないということでございますが、一応、一点だけつけ加えさせていただきたいのは、二・二・五についても、過去にどれだけの努力をされたか、そして、ことしも二・二・五の、これは調査費かどうかわかりませんけれども、また同じように計上されております。これは科目存置のためにやっているのか、本当にやる気があってやっているのか、その点についても、あわせてお答えいただきたいと思います。

それから、この質問の最後になるだろうと思います。三月一日付の広報を見ていただきたいと思います。この三ページ目でございます。「ひの広報」を見ますと、「流」という欄に「戦争への道を許さない、女たちの連絡会をつくろう」という題で、橋本文子という女性の投稿がされております。ちょっと私、二、三行ですから記事を読ませていただきたいんですけれども、「軍国の母にはなりたくない」とか「再び戦争はさせまい。命をかけても平和を守らなければ」——何かこれは昨年の十二月七日に、「日ましに高まる戦争への危機感を抱いた女たちが、せっぱつまった思いで渋谷の山手教会ホールに集った」というと

きの、出席された方々の意見のようなんです。そのまん中辺に、奥野発言、靖国法案、改憲論、ソ連脅威論、軍備拡大などの不穏な政治情勢に加えて、教育の右傾化が心配される今日の状況の中で、いま私たちがしなければならないのは、一体どんなことなのでしょう。

と、最後の方に「息子を人殺しにさせたくない」とか「娘を戦争未亡人にしたくない」「原爆の犠牲者になるのはイヤダ」というようなことがずっと書いてあるわけですけれども、この文面にも私は大変、日野市の広報に載せるという、まあ私どもから見ますと、まことに偏見をした、いわゆる一現象のみをとらえた物の見方をした投稿内容である、ということなんです。本来、日野市の広報の持つ使命というんでしょうか、役割りというものは、公平無私が原則でありまして、これに投稿でも載せるというときには、厳重な審査の上に諮って掲載されるべきが基本姿勢だ、と考えるわけですが、これを見ますと、私は、いわゆる広報の私物化だと、こう思うのです。なぜならば、この橋本文子さんという方は、もう皆さんも御存じのように、いわゆる四月十九日に行われる日野市議会の補欠選挙として、私どもも早くから耳にしている人物でございますし、それだけではないんです。この方が、社会教育課の成人講座の婦人講座の企画委員をしている、というんですね。そうなりますと、こういうような人がですね――こういうような人ときめつけるわけじゃないんですけれども、やはり私どもから見ますと、大変片寄った物の見方、一現象をとらえて物を判断する人ではなかろうか。こういう人が、そういう企画委員におさまっていること自体が、私はあるいは疑問に思うし、また市議選に出ようとしているこういう人を、あえてこういう時点で、こういう欄に紹介したことに対する市長の基本姿勢に、あるいは狂いがあるんではなかろうかと思うので、この点についても、私はお伺いしたいと思います。

まず、この辺で一応締めていただいて、お答えをいただいた上で、再質問を行いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市川議員から御質問いただきました六点についてお答えをいたします。

第一番目の、五十六年度当初予算について、ということでありますが、私は、ことし、本来ならば一年間丸予算を組んで、そうして、施政方針表明という形の発言をするのが通例でありますけれど、たまたま、この四月には市長選挙がありますので、したがって、そういう僭越な方法はとるべきでない、したがって、自分の、当面、この市政につきまして抱いております所信というものを、述懐の形で表明をしよう、こういうことで、申し述べた次第でございます。したがいまして、大げさにとっていただかなくていいわけですが、少なくも、新年度に臨む議会に、一応の骨格予算にせよ、所信という形で申し上げておくべきだろう、というふうな考え方でございました。そしてその中に、五十六年度は、選択的な政策経費はすべてのせておりません。その後に市長に就任する人の政策が、すぐ出せるように、予備費として留保財源三億円を組んでおります。こういう内容でございますから、申し上げた表明といたしましては、骨格的予算、そうしてその中には、すでに事業として確定しているもの、あるいは議会及び市民の方に報告済みのもの、もう仕事として公認されているもの、このようなものは当然入れておくべきだという見解に立ちました。伸び率が少ないとおっしゃったのか、多過ぎるとおっしゃったのか、ちょっとそのあたりが（「いや、少ないということです」と呼ぶ者あり）よくわからなかったのですが、骨格的予算でありますし、それから三億円という財源は、これは使いようによりまして、私は十倍ぐらいな、つまり補助金でありますとか、あるいは起債でありますとか、いうものを付することによりまして、そういう活用の財源になり得る、このように思っておりますから、今後の補正の中で、恐らくことしはよそに相当する程度の伸びは可能だ、というふうに思っております。ただ当初予算に、特に小学校一校ことしは建てたい、というかねてからの計画がございますが、用地の取得が完成していませんので、そのことは省いております。したがって、今後の用地の確保が完成し、そして学校建設ができるということになれば、それなりのまた予算の伸びが、当然これに付加するわけであります。多少意見の差がある、こういうふうにおっしゃいましたが、私も、あるいは言わずもがな、のことを申し上げたかもしれません。それから所信でございますので、なるべく客観性の中から、また自分の考えも、なるほどというふうに受けとめたものを表現しておるわけでありまして、私が一人で断定をした、というほどでもありませんし、それから人に書かされた、ということでもありません。客観性に立ったこういう言われ方があるから、そのことを憂慮している、そうなくなれば幸いである、こういうふうな気持ちでございます。いま市川議員さんは、そういう心配は要らない、あるいは必要ない、こういうふうな御趣旨でありますならば、大変私も幸いだと、このように言えるわけであります。

それから財政再建は、確かにいま国、都、あるいはわれわれの各自治体におきましても、重要な課題ではございますが、最近の、特に大企業の経済の伸びによりまして、税収等もそれぞれふえておりますから、それ相応の予算編成が可能になっておるわけであります。したがって、それが福祉の切り下げや――打ち切りというふうに私は言わなかったつもりであります。福祉の切り下げや、あるいは教育事業の積み上げの方に、とにかく余り減量化しない形で重点的にでもやっていただくならば、

これに過ぎる願いはないわけでありまして、市民生活を守ろうという立場から、絶えず根本的な心配事も伴うわけでありますが、そのようなことを述懐したわけでありまして、それが当たってないということであれば、私も幸いだというふうに思いますし、事実、挙げられましたように、具体的にはこの予算の伸び、あるいは税収の伸びに見合う予算の伸びに合わせて、それらが守られている、こういうふうにも理解できるわけであります。

それから、都市基盤整備が不十分であった、こういう御指摘でございます。都市基盤整備というのは、かなり、まず用地の確保というようなところから、施策として、大変時間を食うわけであります。したがいまして、私は、たとえば下水道計画というのが全くないところから、下水道計画というものを調査会を経て、そうして具体的に行政のレールの上に乗せた、これは大変な私は具体的な成果であった、というふうに言えるかと思っております。それから終末処理場、浅川処理場なんですが、事業認可になっている。そして、また東京都の仕事に当然なるわけでありますが、地主さん方の交渉に、いま恐らく一番大切な時期に当たっておると思いますが、もちろん了解ができるまでは、これは反対だということは当然でございまして、私も、そのように申し上げております。納得いくまでは反対される、ということは当然のことです。したがって、その納得は、誠意を尽くして初めて成り立つことですから、そのときには、ひとつ進んで御理解をいただきたい、こういう関係でございますので、決して私は悲観をしておるわけではありませんし、その底に流れておるものは、御理解が一歩一歩進みながら、この事業に対する現実の姿がだんだんと明らかになってくる、こういう状況になります。特に用地買収費につきましては、都としては、五十六年度の予算関係で獲得したい、ということでありますし、それからもう一つには、地主さんがあそこに、三つ四つ工場があるわけでありますが、その工場に土地が貸してある。その貸借関係をどういうふうにさばくか、そこに多少の差があるそうでありますから、私はなるべく地主さんに有利なように、その配分を行うように努力するつもりでございます。またそのような努力を、いま担当者がよく話を聞いて、そうして進めつつあります。したがって、必ずこれは御理解がいただける、ということを私は申し上げていいと思っております。それからその際に、誠意が認められないというのが、一番われわれのつらい点なんですが、誠意という中には、これは公費買収の立場もございますから、原則に背く約束はできないわけでありますけれど、その中で、また運用なり解釈によって、可能なところをなるべく有利に折衝して、御理解をいただく、これが一番大切なところだろう、というふうに考えております。それらにつきましても、十分都と協議をしながら、具体的に推し進めておりますことを、この際お答えをいたします。粗末にとれるとおっしゃいましたが、私は粗末ではなくて、りっぱに一歩一歩と前進をしている、このようにお答えができる、というふうに確信をしております。



それから、同じく一・三・一あるいは一・三・二の骨格的な都市計画道路であります。これは万願寺の区画整理を施行することによって、いわゆる万願寺地域の中に、一・三・一の道が当然計画の中で実現に進むわけでありまして、その延長のことで問われているわけですが、たとえば、豊田の南の都市整備事業、このことは、もうすでに議会にも御報告をしておりますとおり、準備会の形で、かなり具体的なことをお話をしております。そうして、これはもうすでに事業計画として、当然取り組むべきことでありますので、ことしの予算の中に、調査費あるいは測量費という形で、お願いをしておる内容でございます。したがって、だんだんとこの一・三・一が日野市内に延伸をしていく。西平山も同様であります。住宅公団関係の人に対しましては、とにかく幹線道路と、幹線排水路をりっぱに取り入れる形で事業を組んでほしい、というふうに伝えておるわけでありますから、だんだんとこの一・三・一は延伸をしていく。すでに万願寺区画整理地域、それからもう一つの、いまここの神明上地域、これにかかわりますいわゆる一・三・一、一・三・二の部分は、建設省ですでに測量を終えております。設計に必要な測量を終えております。それから、一・三・二の大体の道形は、区画整理で用意してあるわけでありますから、これも五十六年度には、この中央線の架橋部分が、次工事として実施していただける。当初――当初といいますか、最近、いわゆる建設省の相武国道事務所の所長の方から、五十六年にはつくる、というふうに一時言われておりましたが、まだ、現在あそこに古い橋があるものですから、国鉄に依頼する場合は、あるいは二年にまたがるかもしらん。なるべく早くつくることは間違いないけれども、その古い橋があるために、片側ずつしか工事ができない。そのために、ちょっと一年ではやりおおせないかもしれない、こういう意味の御連絡をいただいておりますから、建設省もすでに十分その取り組みは成り立っておる、というふうにお答えできるわけであります。そのように一・三・一が延び、一・三・二も大体見通しが立ってくる方向にありますから、それを八王子バイパスの計画道路ですから、一・三・一の方を言いましたような豊田の南口、それから西平山、こういうふうにつないでいきますと、おおむねの形が将来に、もう現実の問題として、日程に上がった問題として描けるように思っております。その際の、二・二・五にも質問があったわけでありますが、これは科目存置なんということじゃありませんで、二年間にわたるということで、いますでに発注をして、測量をしていると思っておりますが、年度内に終わらないので、二年目にも

少しわたる、こういうことです。それから、地主さんにもその測量を実施することについての御了解もいただきましたし、まあ、お気持ちとしてはやむを得ないが――やむを得ないというよりも公共事業には何とか協力してやろう、こういうお気持ちに大きく動いておるわけであります。これももう現実の問題として考えることができる、このように思っております。途中に落としているところがあるかもしれませんけれど、おおむね御質問には積極的に事業が推進されつつある、ということの意味でお答えをいたしております。

それからその広報記事に関します、関連の御質問についてでありますが、確かにこの点、私どもも知らないための、うかつといいましょうか、配慮が不十分であった、というふうに感じております。もちろん、公平無私ということが原則であることは、申し上げるまでもありませんし、また、今後、そのように一層努力をしていく、そういうことで御了解をいただきたいと思います。

あらましのお答えでございますけれど、残っておる部分がございましたら、また御指摘をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　時間が一時間半という制限ですから、できるだけ、ひとつ簡潔に答弁いただきたいと思います。いまの答弁で、一通り私の質問した問題に対する答弁は、



できております。さらに数点において、ただいまの質問を要約した形で、質問してまいりたいと思います。

まず第一点目の、いわゆる骨格予算だということで、三億円の留保財源をつくった、この三億円も、使い方によっては三十億にも使えるんだ、こういうような一点目のお答えだったと思うんです。本当にそうでしょうか。私もまだ一期ですから、過去は知りませんけれども、三億円を三十億に使うということは、大変むずかしい使い方で、いかに起債を出すか、また補助事業という名目にしたとしても、三十億に使うということは、非常に無理があるのじゃなかろうか。もしそういう形で、今後一般会計の予算というものを組んでおくならば、現在の二百四億ですら、百七十億の起債を抱えておるのが現状である以上、それを、三億でもって三十億――いかに補助事業といえども、起債を当然多額に発せなければならない。今日の日野市の利息が、約十一億円でしたですね。が、もう、現実に百七十何億に対する利息が十一億円払っているという形の中で、少し組み方は、いまの答弁は無謀ではないか、こう思うんですが、これは、しかしある場合には、見解の相違になりますので、それほど強く私は……。私は意見として申し上げておきます。

それから所信表明の件ですが、もっと控え目にとっておいていいんだ。客観的、第三者的な意見を含まれているように思うんだ、ということに対して、そういうふうにとってくれるなら

それで結構だ、ということになりますと、（「それは違うんです」と呼ぶ者あり）違うんですか。じゃあちょっとそこのところが食い違ってますね。それではちょっといまの点、もう一度お願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の先ほど答えました真意と申しましょうか、市民生活を守る立場から、なるべく都も国も、特に福祉行政あるいは教育行政には手厚くしていただきたい、という願望から、なるべく軽量とか減量とかいうことにならないようにということを期待をする、こういう気持ちで表明をしておるものでありまして、新聞論調でありますとか、そういう客観的な表現は使わせていただいておりますけれど、私のそういう願望を申しておる、という意味でお答えをした次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　市長の願望ということですね、はい、わかりました。それで結構です。

それから次の、終末処理場の事業認可がなお尚早ではなかったか、ということに対して、市長は、順次こういうレールの上に、まず何にもないところからレールを敷いたんだ、これから着実にそのレールが敷かれた上に実績が積まれていく、だから心配しなくて結構だ、こういうお答えですね。しかし現実に、

いまの質問書のような、私本来、事業認可をとるときには、いわゆる先ほども私申し上げましたように、八〇％の地域住民のある程度の同意をとられた上でやるのが基本原則だ、こう申し上げたんですが、少なくとも、まあ地権者八〇％とは私は申し上げませんけれど、地主の二十四名、今回はのってるんですが、二十四名ほとんどの人が入っちゃってるんですね。もう何人か市長の側に立って、五人でも六人でも裏へ回って協力してくれる、こういうときに、そういうような状況があったときが本来は事業認可を進める一つの時点ではなかろうか、こういうふうに私は私なりに判断するんですけれども、しかし、時間が余りないんで、そのことも行きっぱなしになっちゃって残念なんですけれども、私はそういうふうに思います。

それから一・三・一、一・三・二の状況が、五十六年、中央線に架橋がかけられるということを、いま市長が述べられたんですけれども、一・三・一についても、だんだんと前進をしておるというふうに述べられておりますけれども、私は、大変この問題に対しては、不満なんですよ。市長も御存じかもしれませんけれど、一・三・一、一・三・二に対する市長の基本姿勢というものが、なぜ五十六年度にいわゆる国の予算が、調査費が計上されたかという経過は、市長が一番よく知ってるんじゃないでしょうか。だろうと思うんですよ。私どもも建設省へ行きまして、国会に行って、この今年度調査費を計上させるのに、

えらい苦労しているわけ。御存じかもしれませんけれども、国立の市長、市議会議員こぞって行って、私どもも都産委員会である車ぐらい出してもらえないか、職員を一名くらい同行してもらえないか、と言ったのもけられてしまって、車もない、朝、日野から電車に乗って、六時ごろ、国会に行って八時ごろ会っている。やっとこぎつけてるものに、自然の形でこういうものが取りつけられたんだ、予算がおりたからこうです、というような、そういうような私は基本姿勢に対して、大変不満なんです。いわゆる反対請願が出ている一・三・一に対しても、田中さんでしたか、もっと市長が乗り込んでいって、積極的に相手と誠意を持って話し合って、理解を求めるというような姿勢が私は欲しかった、こう思うわけです。その点と、最後の市長のいわゆる広報の私物化だ、それに対して市長は配慮不十分だと、こういうお答えになっておるわけですけれど、私が聞きますと、この記事は、市長の指示で載せたと、こう聞いております。そういうことに対して、もう一度、ポイントだけで結構ですから、市長のお答えをお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一・三・一国道というのは、もう御承知のとおり万願寺区画整理にかかわり、またその前提には浅川処理場にかかわり、伴って片側の北川原公園にかかわり、そういう関連がありましたから、都や国との関係手続には、大変時間を要しました。しかし、ようやくそのことが確定いたしまして、処理場は事業認可になり、それから万願寺区画整理も事業認可になり、ことしの半ばごろには、日野市全体の公共下水道計画が、計画として認められることに進んでおりますから、何にもなかったものから、ともかく具体的に、行政上の各関係機関の取り組む現実の問題になっておるわけでありますから、まあ、前進をしているというふうにわれわれは感じておりますし、今後ともまたこれを、特に関係される地主さんの皆さんには、最大限の誠意を尽くしまして、そして御理解をいただく、これ以外に、日野市を将来に向けて発展させるための都市基盤というもののスタートはないわけでありますからして、そのスタートが、いまレールに乗りました、というふうに申し上げておるわけであります。今後このレールを推進することによって、現実の日野市内の大きな現実の姿が、国道あるいは下水道、交通網、こういう形で一歩一歩と、かねての計画が今度は現実になる。このように、時間はかかるわけでありますが、御理解をいただきたいと思っております。

それから、終わりの質問につきましては、全くわれわれの関知――知らなかったというあれはちょっと通らないわけですけれど、気がつかなかったということで、配慮が不十分であった、というふうに申し上げているわけであります。私が指図したなんということは、これは毛頭ございませんので、ひとつあしからず御了承をお願いいたします。



○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　余り時間がないんで、できるだけ簡潔な答弁をお願いいたします。これは、もう水かけ論になりますので、私は、あえてこれ以上申し上げません。ただ、どうでしょう。私、こういう方が、社会教育課の成人講座を現在日野市で行っておる、その婦人講座の企画委員をしておるという人で、適切であるかどうか、これは物の見方によって違うかもしれませんけれども、私は、そういった点についても、もう少し細かい配慮をやった方がいいんじゃないか。そういうことがわかったんですけれども、もし、こういうことが今後とも続くということになりますと、本来、教育の中立化ということをうたわれている中で、はなはだ疑問に思うわけです。まあ、これは水かけ論になりますので、この辺で終結させたいと思います。いまの問題も、もう少し話したいんですが、時間がないんでこの辺で……。もし時間があればいま少しお話ししたいと思うんですが……。

最後に、森田市長の土地の問題について、ちょっと触れさせていただきたいんです。十四万市民の代表として、その要職にいらっしゃる森田さんに対して、まあ私も、私の人間性からして、そういったプライベートの問題を、この議場でお聞きするのは、まことに心苦しいんです。しかし、市長選挙が近くなると、毎回、新聞の折り込みですとか、あるいはポストの中に投函されておるとか、好むと好まざるとにかかわらず、私どもの目に、あるいは耳に入ってくるわけなんです。私も、やはり市議会議員という立場になった以上、何人かの市民から、質問なり、あるいは聞かれれば、うそも言えませんし、やっぱり正しいことを知らなければ、これはいけないんではなかろうかと、こう思うわけでございます。したがって、私も今回お聞きするのは、私も人間でございます。私情を交えるとやはりいけないと思いますので、私は、過年設置されておりました百条調査委員会の議事録をこの席で、全部じゃありません、一部読ませていただいて、そして、市長のそれに対するお答えをいただき、そうして、私が最後にまた質問して終わりたいと、かように思うわけです。ちょっと本当の数行ですから申しわけないんですが……。

これは第三回の日野市議会の調査特別委員会の議事録です。（「昭和何年ですか」と呼ぶ者あり）恐らくこれは、市長さんが市長になられたときですから、四十九年だろうと思います。四十八年の四月に市長さんになられて、その翌年の二月になっているわけですから、まあ、黙って聞いていてください。伊藤初雄さんが証人喚問をされたときなんですね。

委員長は証人に対し、証人尋問の法的根拠及び宣誓の趣旨を論旨し、証人は、虚偽の陳述をしたときは、三ヵ月以上、五年

以下の禁錮に処せられる、ということを注意されて、委員長から、法律の定めるところにより証人の宣誓を求め、全員起立して証人が発言をするわけなんです。池田重太郎さんが委員長なんですが、

宣誓書に署名・捺印を願います。

署名捺印を確認しました。

これより尋問に入ります。保留地を（森田喜美男氏の西側に新設）道路に充てたにもかかわらず、森田氏の減歩率が道路開発前と変わらないことについて不審を持っておりませんか。証人の発言を求めます。

伊藤初雄証人

このことについては非常に不自然だと思います。隣接の私の換地された宅地と森田氏の減歩率が逆になっていると感じます。

池田重太郎委員長

一宅地取れる保留地を隣接した地主に随意契約したことに対し不平を持っておりますか。証人の発言を求めます。

伊藤初雄証人

私は不平であります。

今度剣持委員がお尋ねして、

伊藤氏の宅地と森田氏との減歩率が、逆と考えていると発言されましたが、それならば、自然の姿（公平）ではどのようにすべきであったか。伊藤証人から証言を求めます。

伊藤初雄証人

森田市長のところに隣接している私の宅地の減歩率は二一％と二五％だと思います。ここに非常な矛盾があると考えます。

こう答えているわけです。剣持さんが、

保留地を隣接した地主に市が随意契約で売却したことに不平だとのことですが、その原因を証言していただきたい。

伊藤初雄証人

この保留地は第一次の仮換地案として日野市長から提示されたときには、私の宅地として示されたのであります。それを私が森田市長のところに行きましたとき、当時、区画整理審議会委員だった森田氏から、私に指定された宅地を他の場所に飛換地してもらえないか、実はそこのところを市の保留地としたい。という話がありました。私は区画整理審議会委員さんのお話ゆえ、飛換地に応じ、私が所有を指定された六百六十一平方メートルを市の保留地に提供したのであります。

池田重太郎委員長

もう一度お聞きします。市長から審議会に提示された第一次仮換地案では、伊藤証人の土地は森田市長の宅地と隣接していた。そのとき、森田氏から、ほかに動いてくれと言われたと証言しておりますが、そのときは森田氏のほかにはだれもいなかったのですか。



こうお尋ねしているときに、伊藤初雄証人は、

この話し合いは、森田現市長が平山台区画整理事業の審議委員をしていたときであります。私は単なる一権利者にすぎません。審議会委員対一権利者の話し合いを一対一でしたわけです。

米沢照男委員

森田さんと日野市との随意契約に不満であるとの発言ですが、森田さんは当時日野市議会議員でしたが、日野市長ではありません。ですから契約権限は持っておりません。伊藤証人の不満というのは当時の古谷栄市長の事業施行に対して不満であったと判断できますが、この点はっきりお答えください。

伊藤初雄証人

日野市長に責任がある云々ですが、私は森田さんに不満であると、先ほど申し上げた通りです。私に指定された宅地を市の保留地（分譲地）に変えて残してくれといって、私の宅地を飛換地させ、そこの土地を今度は自分で市と随意契約して買収した。平山台の審議委員としては余りにも虫がいいやり方じゃないかと不満であります。

その後、名古屋史郎委員から、

私が伺いたいのは、証人は不満であったと証言しておりますが、不満な点があれば、手続手順を取られ、公の方法に訴えるべきだったと思うが、そのこともしないで個人的に不満だと陳述されている。この点、理解できませんのでお答え願います。

伊藤初雄証人

私は先ほど申し上げたとおり不満であります。しかし私は大局的な立場から私ががまんしなきゃならんだろうと、それでなかったら円滑な事業遂行ができないのではないかと判断したのであります。それでがまんして、甘んじたのであります。

こう結ばれているわけです。まだずっとあるんですけれどね。

これはもうそれで結構です。

これは第二回のときに、区画整理課長の答弁、これも一部の抜粋ですから、二、三分で読めると思います。

本調査特別委員会が調査する八十一ブロック……にあります。この原案をごらんになればおわかりのように、一七八〇番地の一（甲）一七八〇番地の二（乙）

これが森田さんの現在の宅地ですね。

その北側一七七七番地（丙）

これが伊藤さんのいわゆる市の保留地に指定された場所なんですが、

が示されております。この甲、乙、丙とも土地所有者への仮換地の案であります。この審議の中で（丙）を仮換地から市の保留地（一般に分譲すべき宅地）とし、（丙）を他に移動していただきたいという意見が審議会で出されました。そのほかにもいろいろと修正要望が出されました。このため、原案は大幅な修正を要求され、原案の同意は得られなかったのであります。このため、市長は再検討を約し、三ヵ月後、修正案（第二次案）を提出いたした次第です。

審議会は、昭和四十一年十一月十四日、十五日、十七日の三日間、市長から提案された……　本調査委員会関係の八十一ブロック関係は「別図二」となりました。森田喜美男さんの換地は千十八坪で減歩率一五％となっております。そして北側の、仮換地二百坪は市の保留地となったわけであります。昭和四十一年十二月九日、平山台三十八万坪余の仮換地と保留地案が審議会で同意されました。昭和四十一年十二月十三日から二十六日まで、地域内の権利者に縦覧されました。そして関係者の意見を求めたのであります。関係者からの意見書の提出を求めました。その結果、百二十八通の意見書の提出があり、この処理のため一部の修正が加えられ、八ヵ月の作業が行われ、九七％の意見が採択されました。翌年の昭和四十二年八月十日、仮換地、保留地の同意を審議会から得たのであります。この同意のもとに日野市長は、各権利者に対し、仮換地指定の通知を発送しました。森田喜美男さんに対しては、昭和四十二年十二月二日であります。森田さんの宅地は千十八坪であります。その北側に接続して、市の保留地（分譲用の宅地）六百六十一平方メートルが指定されました。

というふうになって、有山さんがそこで亡くなられて、古谷栄さんが市長になって、建設事業はさらに進められていくわけであります。

建設事業は平山台の南西部分の工場地域から出発して、住宅地域の北東に向って進められたのであります。北東部の多摩平地区に近い森田喜美男さんと、仮換地指定に基づいて移転交渉を始めたのは昭和四十五年四月二十四日であります。この地域には森田さんの西隣に市川喜代司さんと町田晴夫さんがおられました。森田さんは養鶏業をしておられました。鶏舎が十数棟ありました。そのため、鶏舎、住宅は移転しなくてもよいように道路を計画したのであります。それぞれに交渉を持ったのであります。そのとき、地主の方から鶏舎との間に道路を一本入れてくれという要望が出されたのであります。しかし新たに道路を入れるということは市長の一存にはいかないのであります。東京都知事の道路新設（事業計画の変更）許可、権利者の宅地の換地の変更、道路新設のための用地の確保と工事費の財源等



大変なことになるわけであります。森田喜美男さん、市川喜代司さん、町田晴夫さんとの交渉は大変難航いたしました。このため、区画整理事業の工事進行ができなくなり、市側としては非常に困ったのであります。六ヵ月以上にわたる交渉でも地主さんの同意を得ることができませんでした。道路工事が停止しました。この結果、やむを得ず市側としては地主側の主張を取り入れることとなったのであります。道路新設のための事業計画変更許可を東京都知事に申請し、その許可を得たのは、昭和四十六年三月二十三日であります。「四六首計一市収第十二号」と示されているのがそれであります。森田さん、市川さん等の地主さんと交渉を始めて一ヵ年かかったのであります。道路新設により、仮換地、保留地の変更が当然なされるのであります。昭和四十六年四月二十一日、仮換地指定の取り消しと再指定のための審議会……図面をごらんになればおわかりのように、保留地六百六十一平方メートルが四つに細分されました。新設される道路用地として三百四十五平方メートル、市川さんの宅地内に二十平方メートル、さらにⒶ保留地として百二十四平方メートルとⒷ保留地百七十二平方メートルの二ヵ所となります。昭和四十六年五月十二日から二十一日にかけて、仮換地指定の取り消しと再指定を行っております。

そして最後に、

その後、森田喜美男さんの宅地に隣接しているⒶ保留地、百二十四・七六平方メートルは、一平方メートル当たり一万五百円、総金額百三十万九千九百八十円で日野市長と森田喜美男さんと売買契約が結ばれております。特別の場合ということで、随意契約がされました。保留地（分譲すべき宅地）の売却は本来競争入札であります。しかし森田さんの場合は、規則の中にある「特別の事情による」という項目によっております。道路新設後、森田喜美男さんに仮換地された宅地の面積は、新設以前と同じ三千三百六十八平方メートル（千十八坪余）であります。

これが古谷栄さん時代に交わされた課長の答弁でございます。こういうプライベートの問題ですから、私は、このいわゆる議事録から得た知識でちょっとお尋ねしたいんですけれども、いわゆる西側道路設置に対して、当初事業計画になかった。それを先ほど申し上げましたように、突然、新しい道路を新設してくれと希望を出されたんですが、そのために、一年近く事業遂行ができなかった。やむを得ず、それをのんでつくらざるを得なかったんだ。そして先ほど言った伊藤初雄さんの市の保留地になったものを使って、道路をつくらせたということを考えると、何かこれは少しでき過ぎているんじゃないか、という疑問が私も素直に思います。したがって、この点について、もし市

長が答えていただければお答えいただきたいと思います。

それともう一点は、先ほど申した三十八坪の最後のⒶ保留地の随意契約なんですけれども、森田さんは養鶏を営んでいた。それを企業と認めて、特別のいわゆる随意契約で結んだんだということですね。そうしますと、何か養鶏をやっていたそうですけれども、当然Ⓐのところには、伊藤さんの土地ですから、鶏小屋なんかないわけですね。それを企業の用に供するということでやったのかどうかわかりませんけれども、いずれにしても、市長は、市長になってから養鶏業をもう廃業しているわけですから、本来ならば、この随意契約はちょっとおかしいと私も思うわけです。その点について、お答え、二点目をしていただきたいと思います。

それから伊藤初雄さんに私お聞きしたんですけれども、伊藤初雄さんは、はっきりいってだまされた私きょうこの発言に対して、きのうちょっと電話入れたら、こういうふうにはっきり言ってるわけですね。それに対して、市長は伊藤初雄さんに対して、どういうお気持ちなのか、ということをお聞きしてみたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公職にある者が大変つらい立場になるわけですが、こういう質問に対しましては、私は一つも問題のないものを、何か問題をあるかのごとく、古い資料等によって何か言われる、不思議でならないと、こう思っているわけです。そして、区画整理事業というのは、要するに土地減歩、またそれを清算をする清算金の徴収、交付ということで行われるわけでありまして、それらを評価という金額で計算すれば、プラス・マイナス全く合う仕組みであります。これは、特定の人間に特定の取り扱いなんかのできるはずもありませんし、私は、たまたま当時、終戦後引き揚げてきまして、そして四十アールばかりの山林を取得いたしまして、そうして、開墾をして、小さな家を建て、家庭生活をさせてきたわけであります。そうして、たまたま区画整理事業に遭遇したわけでありまして、当時、多分五、六千羽という規模、それから棟数にすれば十幾つという数があったと思っておりますけれども、養鶏場といえどもやっぱり道路にかかり、それから地積が縮小すれば、当然移転を要するわけでありまして、移転のための場所がないのを、本来ならば施行者がしかるべき方法でなさるわけですが、それを現実問題として事業を損失をさせないように、そういう配慮があり、それを案として求められて、大体はそれに応じた、ということでありまして、私は、何か大変抵抗したなんということは、実は全く心覚えないわけです。

それから、伊藤初雄さんが何かそういうことをおっしゃられたというけれど、私は、伊藤初雄さんとじかにそんなことを話すはずもありませんし、話した気持ちもありません。ただ、伊



藤さんは、何といいますか、一つの損をされたという立場でも何でもないわけでありまして、区画整理というものの仕組みがわかれば、だまされただの、損しただのなんということがあろうはずがない、と私は思っておるわけであります。何でも選挙があるとそんな資料を持ち出される。私は、百条委員会というのは、市長になってしばらくしてから、怪文書風に何か印刷物などが出されて、そうして、私の知らぬ間に議会も百条委員会がつくられて、これは当時の与党の方も、あからさまにすべきことはあからさまにすればいい、ということでやられたわけで、私は当然、結構ですからやってください、こう申しました。そうして、一遍も委員会には呼ばれたこともありませんし、何が論ぜられたんだかそれも知りません。まして、それの議事録があろうなんということは、もう、どこかにメモは、議会ですから残ってるだろうと思いますけれども、そんなものがあろうということは、全く存じません。そうしてその資料を、何か事があると、まあ、多分、私の市民の信用を失墜させる手段に使われるのかな、と不思議に思っておるところであります。したがいまして、何と言ったらいいのかちょっと言葉に迷うわけですが、全くだれが損をした、だれが得したなんということは、現実にないわけでありまして、たとえば、あの地域には、幾つも誘致した工場もあります。その誘致した工場にも、それぞれ大きな面積の保留地が与えられて、そうして、事業が成り立つように、こういう配慮をされております。当時の土地の価格というのは、多分初めのころは一万円もしなかったでしょうし、適正な評価員の価格によって適正なまた手続によって、事が現実になっておるわけですから、どうもそういうふうに、何のために一体言われるのか。根拠のないものをあたかもあるかのごとく言われるということは、大変迷惑であります。したがって、市川さんも、ひとつ迷う心なく、本来の土地区画整理の性格から言いまして、みんなが成り立つようにする、ということが大前提ですから、大企業に、じゃあ、どれだけ面積を与えてあるか、これはわれわれは進んで賛成いたしました。企業には、それは規模が必要なわけですから、なるべく大きな面積をあげるのも結構だ、それから小宅地を緩和することも大切だ。私も、小さいながらも、養鶏業というある程度の面積を必要とするところで、事業をやっておったわけですから、これに対して、事業が縮小する、あるいは事業ができなくなる、ということは区画整理の場合でもあり得ないわけでありまして、私は、いまの環境では、もう再度要求はできないかもしれませんけれども、ほとんど、現状に位置を残したままで今日までやっておりまして、家内には、また家に帰ったら何か仕事をするからな、養鶏でもやれないことはないからなと、こう言ってるわけでありまして、そのあたりを、ひとつ何とか曇らない目で、はっきりと見ていただきたい、こう思っております。ちっとも不明もおか

しいこともないはずでありますから、そのことをひとつ信用していただきたい。特におかしく曲げて宣伝されるものに乗って、そうして、それをおかしく思われるというようなことは、これはりっぱな議員さんの立場として私はあり得ない、というふうに信じております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　あと時間がないんで、余り質疑やり取りはできないんで、市長、簡潔な答弁、急所のポイントだけの答弁でお願いしたいと思います。

いま市長もはからずも言われたんですけれども、私もこの委員会の議事録を読んでいて、おかしいなと思う点があるんです。というのは、御本人である森田市長さんが、この委員会に一度も喚問されていないんですね。証言していないんです。というのは、議会が任期満了になって、選挙戦に入ってしまったために、自然な形で流れてしまった、ということなんです。本来、市長自身も、いまのような答弁を百条調査委員会で求めるべきだった。今日まで来てしまったのは、これはちょっと不自然というんですかね。なぜ、この時点で森田市長さんが委員会に喚問されなかったか、その時点いってなかったのかどうかこれはわかりませんけれども、もしそういう、いまのようなお答えをそういう場で、委員会を設置して、いわゆる森田さんの身の潔白ということを、本来調査委員会を要望してでも求めるべきだった。それで、この調査委員会の冒頭に、こういうことを書いてあるんですね。

百条調査特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

とこうなっているわけです。第四回、いわゆる最後の委員会でございますが、その締めくくりのところで池田委員長が、本日の証人喚問に対する日程はこれをもって終了いたしましたが、剣持委員からさらに資料の提出要求があります。各委員にも調査資料の要求、証人喚問の要望があるようですので、二月十日までに提出をお願いします。次回調査委員会の日程は、正副委員長に一任願います。

というところで終わっているわけです。恐らく各委員も資料提出、証人喚問を要求しているわけですから、満足のいく理解を得られていないで、これは終わってるわけです。恐らく、いま市長も一度もこれに喚問されていないし、そういうものが、議事録があることも読んでもいないし、知らなかったとおっしゃられているわけですから、私は、少くとも市長が身の潔白をするならば、市長みずからこういうものの設置を要望して、そしてみずから進んで発言を求めて、身の潔白を私は明かすべきだ、これが筋だと思うんです。その最後の一点をお聞きして、私はこの質問を終わらせていただきたいと思います。



○議長（滝瀬敏朗君）　答弁してください。市長。時間がございませんので簡明にお願いします。

○市長（森田喜美男君）　本来、問題のないことを問題だとして、しかも当時の施行者が、間違いないとおっしゃっているわけですから、結論出ていますから、私は、そういうことに再度どうこうということは初めからありません。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって七の一、五十六年度当初予算と市長の基本姿勢に関する質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後四時二十八分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

八の一、濃い霧に包まれた平山台区画整理森田市長の土地問題についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君）　私は、濃い霧に包まれた平山台区画整理森田市長の土地問題について、市長に質問いたします。

平山台区画整理事業は、昭和三十五年六月十三日、建設省告示第一〇〇五号をもって、区画整理のスタートが切られたのであります。総面積三十八万四千坪余、六割が工業地域、四割が住居地域、その用途地域の指定は、昭和三十六年十一月九日、建設省告示第二六〇一号によって行われたのであります。昭和三十七年八月二十日、市議会に平山台区画整理事業施行規程を定める条例が上程され、満場一致をもって議決されたのであります。この議決によって、この条例と資金計画、街路、公園等の公共施設の設計書を添付して、都知事に認可申請を行い、昭和三十八年九月十九日付、三八首計一資収第二九二号をもって東京都知事の許可がおりたのでございます。その後、区画整理法に基づいて、審議会委員の選挙が行われ、土地所有権利者より十一名、借地権者より一名が選出され、市長任命の学識経験者が三名決定され、審議委員会は十五名の委員によって構成され、第一回の会議は、昭和三十九年二月十一日に開かれたのであります。それから昭和三十九年八月十二日の審議委員会において、区画整理に伴う換地基準案が提案されましたが、審議委員から、小宅地の減歩緩和、既成住宅地の減歩緩和の要求が出され、決定することができず、継続審議になったのであります。八月から十二月まで、地元平山台、すなわちいまの旭が丘の居住者の人たちと、たびたび対話集会が持たれ、その結果、昭和

三十九年十二月六日、地元の居住者に対し、特別緩和案の説明会が開かれ、大体の同意が得られたのであります。その特別緩和案というのは、すなわち、一、工業地域内の住宅所有者については、敷地百坪以下は減歩は市で負担する――いわゆるゼロ減歩ですね。二、住宅地域内の住宅については、敷地三十坪以下は減歩は市で負担する。三十坪から五十坪までについては大幅緩和する。三、住宅地敷地面積百坪以下の人については、特別の優遇をするという、この特別緩和案は、昭和三十九年十二月二十日の審議委員会において、承認を決定されたものであります。この結果、特別緩和を行うために必要な宅地の面積は、積算千六百坪で、この宅地を市が買収する必要があるわけですが、この買収の財源は、市の一般会計から持ち出すことになりました。そこで当時の古谷太郎市長は、この承認を市議会に求めたのであります。日野市議会におきましては、都市計画委員会に審議が付託されたのであります。その後、日野市長には有山崧氏が就任されました。昭和四十一年六月二十一日の市議会において、減歩特別緩和のため、市の一般会計から、当時の金で三千八百万円の税金を支出して、千六百坪の宅地を購入することが議決されたのであります。これによって、平山台地区内の既住宅市民の住宅地内の減歩は、百坪以下の人々に対しては、大幅な特別緩和が行われることになったわけであります。この市議会の議決を得たので、市長は、審議会に仮換地と保留地指定の原案を示したのであります。そこで審議会においては、昭和四十一年七月五日から八月十七日まで、六回もの審議が行われたのであります。

平山台の区画整理の区域は、たくさんのブロックに分かれております。森田喜美男当時の議員の所有地は、八十一ブロックの中にあります。この八十一ブロックにおいては、森田喜美男議員の所有地、一七八〇番の一、一七八〇番の二が続いております。合計面積は、一千十八坪となっております。減歩率は一五・八%。森田議員の北側に一七七七番地、伊藤初雄氏の土地二百坪があります。減歩は二四%となっています。なお、森田議員の西側に市川喜代司氏の所有地の七百二坪、減歩二二%、市川氏の北側に永井千代子氏の土地百五十二坪、減歩二四%があったのであります。当時、森田喜美男議員は、居住者同盟の会長であり、また平山台区画整理の審議委員でもあったのであります。森田審議委員から、森田審議委員の北にある伊藤初雄氏の所有地二百坪を、ほかに飛換地して市の保留地にしてもらいたい、という意見が審議会に出されたのであります。先ほど質問がありました市川議員とダブるところがあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。その他にもいろいろと修正の要望が出されて、原案は大幅な修正を求められ、この審議会において、原案の同意は得られなかったのであります。そこで市長は再検討を約し、三ヵ月後に、第二次の修正案を審議会



に提示したのであります。そうして、昭和四十一年十一月十四日、十五日、十七日の三日間、市長から提案された仮換地並びに保留地指定の案が審議されたのであります。昭和四十一年十二月九日、平山台区画整理の三十八万余の仮換地と保留地案は、審議会で同意されました。昭和四十一年十二月十三日から二十六日まで、地域内の権利者にその縦覧が行われたのであります。そうして、関係者の意見を求められたところ、百二十八通の意見書の提出があり、この処理のため、一部の修正が加えられ、八ヵ月かかって作業が行われ、九七%の意見が採択されたのであります。そこで日野市長は、各権利者に対し、換地指定の通知を発送したのであります。森田喜美男議員に対しては、昭和四十二年十二月二日、仮換地の指定の通知が発送され、同議員の宅地は一千十八坪で、その北側に接していた伊藤初雄氏の二百坪の土地は、他へ飛換地され、そのかわりに、二百坪の市の保留地が森田議員の思うとおりにその北側に指定されたのであります。以上が、有山　崧市長時代の経過でございます。

次に昭和四十四年三月、有山市長が逝去され、同年四月、古谷　栄氏が市長に就任されたのであります。平山台の工業地域及び住宅地域の造成は、昭和四十二年から積極的に進められ、昭和四十三年には、工業地区の街路等を完了し、昭和四十四年からは、住宅地造成に入ったのであります。この間、昭和四十一年八月、中央公園を境とし、それより東側、北側の地域を、住民の要望にこたえて、住宅地域に指定がえをしたのであります。建設工事は、平山台の南西部の工場地域から出発して、住宅地域の北東に向かって進められたのであります。北東部の多摩平地区に近い森田喜美男議員と、仮換地指定通知に基づいて移転交渉を始めたのは、昭和四十五年四月二十四日であります。この八十一ブロックの地域には、森田喜美男議員の西側に七百二坪の地主、市川喜代司氏と、百五十二坪の地主――もとの永井さんですが、後に町田晴夫さんになっておりますが、おりました。森田喜美男議員は、当時養鶏業を経営され、鶏舎が十数棟ありました。そのため、鶏舎、住宅は移転しなくてもよいように、道路の設計がされたのであります。最初の設計には、道路はそこになかったわけです。そのとき地主から、市川氏の土地と鶏舎の間に道路を一本入れてもらいたい、という要望が出されたのであります。しかし、新たに道路を入れるということは、市長権限ではできないのであります。これには、都知事の許可が要るので、都知事の道路の新設、すなわち事業計画の変更の許可、権利者の宅地の換地の変更、道路新設のための用地の確保と、工事費の財源等の確保が必要であります。これは、なかなか大変なことでございました。森田喜美男議員、市川喜代司氏及び町田晴夫氏との交渉は難航に難航を重ねたのであります。このため、区画整理事業の工事は、ついにストップ状態に陥り、古谷市長は、非常に困ったのであります。半年以上も

かかって交渉を続けましたが、地主の同意がなかなか得られない。道路の工事は、ついに全くできなくなったのであります。いつになったら同意が得られるか全くわからない。一体いつから工事が始まるのか、見通しがつかなかったのであります。全くとことんまで当局は追い詰められた状態になったのであります。それでやむを得ず市側としては、地主側のごり押しに押し切られて、道路新設のための事業計画変更許可を都知事に申請し、その許可のおりたのは、昭和四十六年三月二十三日であります。森田喜美男議員、市川喜代司氏等の交渉を開始してから、一年かかったのであります。この結果、森田喜美男議員の北側に指定された六百六十一平米の保留地は、四つに分割されてしまったのであります。新しくつくられる道路の用地として、三百四十五平米、市川喜代司氏の宅地内に二十平米、森田喜美男議員の宅地内に百二十四平米、さらに市川、町田両氏の間に百七十二平米の保留地ができたのであります。なお、森田喜美男議員に対して、道路新設のため、鶏舎、樹木等の移転の補償料として、市から二百七十三万円が支払われております。その後、森田喜美男議員に隣接して指定された市の保留地百二十四・七六平米は、一平米当たり一万五百円、総額百三十万九千九百八十円で、森田喜美男氏と古谷　栄市長の間に売買契約が結ばれたのであります。昭和四十八年、森田喜美男議員は、日野市長となりました。森田市長は、昭和四十八年の六月十一日、各地主に対し換地処分の通知を行ったのであります。また昭和四十八年八月十五日には清算金、還付金の確定をしました。以上が、平山台区画整理が始まってから終わるまで、清算金、還付金確定までの概略の経過でございます。

ここにおいて、私は市長に質問いたします。明確な御答弁をお願いします。一つ。第一回の換地指定が行われた時点において、隣接地主の市川喜代司氏の減歩は二二%、永井千代子氏の減歩は二四%、伊藤初雄氏の減歩は二四%、これに対し、森田喜美男議員の減歩は、一五%になっています。一番低いわけですが、その差のある理由は何であるか。

二番目として、伊藤初雄氏の土地を、市の保留地としてもらった理由。

三番目、隣地の市川喜代司氏と森田喜美男議員の間に、新たに道路を一本抜いた理由。以上の三つを、最初に御回答願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、会議時間を延長することに決定いたしました。

高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどの市川議員さんの質問に、お答えはいたしましたが、そう大して私の答えることは多くない、と思っております。第一、あなたの質問の「濃い霧に包まれた」云々のこの表現でありますが、御自身の目が曇っておるから、濃い霧のように見えるわけであって、晴天白日のもとに、ガラス張りに行われていることに、疑惑などがあろうはずがないのが、市の行政であるはずであります。当時、私が施行者だということじゃむろんありませんし、先ほども言いましたとおり、四十アールほどのいわゆる平地の山林を取得して、そうして将来はもっと面積でも広げて、私の、つまり農民になりたいという心情も、当時はあったわけでありますから、何か経営をやりたい、こう思っておりましたけれども、状況がだんだん、世間が変わってきまして、まあ、日野にも宅地化の傾向が生まれ、あの地域もまた区画整理が、工業地域を造成することとあわせて進められたという、そういう時代であります。したがいまして、いま、何点かお聞きになっておりますが、その区画整理事業というものは、もちろん法があり、それから施行規則あり、いろいろな評価員があり、また審議会があり、そういう中で施行される事業ですからして、特定の人間を引っ張り出して、そうして、これが有利であったか不利であったか、そんなことはお互いの、いわゆる地域の者が決めることでありまして、他から云々されるということも、これもまたおかしいと言えばおかしいわけであります。そうして、先ほども言いましたが、土地減歩と清算金の徴収交付によって、全く指数的にプラス・マイナスのない結果で、その換地指定並びに換地処分が行われるわけでありますから、その両面をあわせて考えないと、何か誤解が生まれるわけであります。そうして、一方、区画整理というのは、土地利用をなるべく有効にする、という趣旨で行うわけでありますから、事業変更ということも、当然伴うことがあるのもまた当然だと思います。そうして、私がまたそれを主張してやった、というようなことじゃないわけでありまして、施行者が権利者になるべく公平に、しかも利害関係の調整が整う形で示される、それに応諾をする、つまり受け身でそれぞれなされているわけでありますから、それを、あたかも何か当事者が、執行を施行側にかわってできるようなことがあるはずもありません。すべて、つまりなるべく好都合に、みんなが公平にうまく土地利用できるようにということで、なされるわけでありますから、何ら、しかもそれらはすべて一定の、審議会に対する諮問あるいは変更の場合は、都知事の認可、それからもちろん縦覧だとか、そういう手続もあるわけであります。したがって、本来、先ほども言いましたが、あり得ない問題、ない問題を問題だとおっしゃることは、全くこれは解明のしようがないわけでありまして、いまおっしゃられた手順そのものが、大体事実だっただろうと思います。私が何か役得めいたことをしたなんということは、全くないわけであります。そうして、先ほども言いまし

でも自分のことは主張するという、そういうつもりはなく、特に、仮りにその当時、後の段階は議員だったと思いますが、そういうよけいなことはやったことがないわけです。みんなが、つまりお互いが周辺上いいということで、施行者はまたその一つの試案を組まれるわけでありまして、施行者側の示される的確公平な手段に応じて結構です、ということで事が進んでおるわけでありますから、何かそれを、あたかも私が時の施行者、あるいは市長であるかのごとくすりかえるのか、頭が混乱するのか知りませんけれども、そういう形で言われるということは、ちょっと答えに困るわけでありまして、全体的には、大変公職にある立場として迷惑とは思いつつ、なるべくがまんしていこうとは思っておりますけれど、おっしゃることが筋道が通っていませんので、大変残念ですが、ひとつはっきりと、目を曇らせずに明らかにして、そうして物を見ていただきたい。今日、結果においてとやかく言う人はないはずでありますし、伊藤初雄さんが云々とおっしゃいますけれど、いまあの方は、この神明上の学識経験委員にすらなってもらっているわけでありまして、あの方に、何か私がじかに話をしたとか、隣りの市川さんにじかに話をしたとか、そんなことは全くございませんので、そのこともはっきり申し上げまして、お答えとさせていただくわけであります。

この区画整理の施行ということは、いろいろなケースがあるわけであります。先ほど言いましたごとく、私も、生業としてある程度面積を必要とする地積が必要でありましたし、それから、鶏舎の移転等も当然あったわけでありますから、その移転を、仮換地指定の中の補償を行うことによって集約をするか、あるいはわずかの保留地がある際にそれを与えて、そうして、補償よりも安い形で、つまり会計の中で経費を少なくする方法で図られるということは、ままあることでありまして、何一つ、一点の曇りも一点の非もない、このようにひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私は市長に、市長は先ほど、濃い霧がかかってると言うけれども、市長は、非常にガラス張りでそういうことはない、と言いますけれども、私なり、あるいは世間の人の目から見ると非常に疑問があるというので、はっきりしないから、私は「濃い霧に包まれた」という表現をしているわけでありまして……。それから、市長はいま区画整理について、区画整理というものは、こういうものだというような説明があったんですけれども、私の質問に答えていないので、再びその要旨を言いますから、答えていただきたい。私は専門家ではないから、なかなかよくわからないで、そうした図面を見て、常識的にちょっと納得がいかないから、これはどういうわけであるか、ということをお聞きしているわけです。森田当



時の議員の土地の減歩が、大体、その隣接している土地と同じであれば、私は質問しないんだけれど、それに大きな差があるわけですね。そこで、その差があるのはどういうわけか、ということをお聞きしているわけです、第一点は。それから二番目に、伊藤初雄氏の土地を市の保留地としてもらいたいと申し込んだ、その理由ですね。第三番目には、隣地の市川喜代司氏と森田喜美男議員の間に、新たに道路を一本抜いてもらいたいと言ったその理由は何ですか、ということをお聞きしているわけです。そうした問に対して、はっきりとお答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　施行者に対する質問をなさっておられるわけですから、それはやっぱり施行側に質問していただくことが、おのずからの筋道だと思いますし、時代が違うわけですから、その当時の施行者は、有山さんでありましたり、古谷さんであったわけであります。ですから、その質問をそちらで答えていただくことに、本来の筋があるわけですが、結局、小さいながらでも生業を行っている者、あるいは住宅を構えておる者、これらに対しまして、なるべく仕事のじゃまにならないように地形を決めるということは、これは当然のことでありまして、私は、仮に減歩率が結果少なかった、ということのみを言っておられますが、それに対するまた清算金の支払いもしているわけであります。先ほど言いましたごとく、私も、生業としてある程度面積を必要とする地積が必要でありましたし、それから、鶏舎の移転等も当然あったわけでありますから、その移転を、仮換地指定の中の補償を行うことによって集約をするか、あるいはわずかの保留地がある際にそれを与えて、そうして、補償よりも安い形で、つまり会計の中で経費を少なくする方法で図られるということは、ままあることでありまして、何一つ、一点の曇りも一点の非もない、このようにひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私は市長に、市長は先ほど、濃い霧がかかってると言うけれども、市長は、非常にガラス張りでそういうことはない、と言いますけれども、私なり、あるいは世間の人の目から見ると非常に疑問があるというので、はっきりしないから、私は「濃い霧に包まれた」という表現をしているわけでありまして……。それから、市長はいま区画整理について、区画整理というものは、こういうものだというような説明があったんですけれども、私の質問に答えていないので、再びその要旨を言いますから、答えていただきたい。私は専門家ではないから、なかなかよくわからないで、そうした図面を見て、常識的にちょっと納得がいかないから、これはどういうわけであるか、ということをお聞きしているわけです。森田当時の議員の土地の減歩が、大体、その隣接している土地と同じであれば、私は質問しないんだけれど、それに大きな差があるわけですね。そこで、その差があるのはどういうわけか、ということをお聞きしているわけです、第一点は。それから二番目に、伊藤初雄氏の土地を市の保留地としてもらいたいと申し込んだ、その理由ですね。第三番目には、隣地の市川喜代司氏と森田喜美男議員の間に、新たに道路を一本抜いてもらいたいと言ったその理由は何ですか、ということをお聞きしているわけです。そうした問に対して、はっきりとお答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　施行者に対する質問をなさっておられるわけですから、それはやっぱり施行側に質問していただくことが、おのずからの筋道だと思いますし、時代が違うわけですから、その当時の施行者は、有山さんでありましたり、古谷さんであったわけであります。ですから、その質問をそちらで答えていただくことに、本来の筋があるわけですが、結局、小さいながらでも生業を行っている者、あるいは住宅を構えておる者、これらに対しまして、なるべく仕事のじゃまにならないように地形を決めるということは、これは当然のことでありまして、私は、仮に減歩率が結果少なかった、ということのみを言っておられますが、それに対するまた清算金の支払いもしているわけであります。先ほど言いましたごとく、私も、生業としてある程度面積を必要とする地積が必要でありましたし、それから、鶏舎の移転等も当然あったわけでありますから、その移転を、仮換地指定の中の補償を行うことによって集約をするか、あるいはわずかの保留地がある際にそれを与えて、そうして、補償よりも安い形で、つまり会計の中で経費を少なくする方法で図られるということは、ままあることでありまして、何一つ、一点の曇りも一点の非もない、このようにひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私は市長に、市長は先ほど、濃い霧がかかってると言うけれども、市長は、非常にガラス張りでそういうことはない、と言いますけれども、私なり、あるいは世間の人の目から見ると非常に疑問があるというので、はっきりしないから、私は「濃い霧に包まれた」という表現をしているわけでありまして……。それから、市長はいま区画整理について、区画整理というものは、こういうものだというような説明があったんですけれども、私の質問に答えていないので、再びその要旨を言いますから、答えていただきたい。私は専門家ではないから、なかなかよくわからないで、そうした図面を見て、常識的にちょっと納得がいかないから、これはどういうわけであるか、ということをお聞きしているわけです。森田当



○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ただいま市長は、市長の西

側へ道路をつけたのは、施行者がやったというふうに説明されているのですが、施行者は、第一回の換地の計画においては、道がなかったわけです。それですからこちらから、地主からそういう要求がなければ、道路はつくらないわけです。ここへ道路をつけてもらいたいということで、そうした換地が行われ、道路がついたと思うんですが。

それから第四点目においては、先ほど市長がいろいろ清算金を払ったというようなわけですが、前にちょっと戻りますが、清算金を払わない前において、最初の換地の計画において、市長の宅地の減歩はすごく低かったんだから、私はそこを聞いてるわけです。市長は清算金をしてプラス・マイナスだから変わらないと言うけれども、そこのところを私は聞いてるわけです。それから道路を四面につけたわけですね。そうして、普通であれば当然減歩がふえるわけですけれど、その減歩がふえない、そうした理由ですね。

それから第五番目においては、養鶏を企業として市の保留地の特別優遇の措置を受けて、古谷　栄市長と随意契約を結んで、そういうことは審議会を通ってるわけです。しかし、森田喜美男議員が、その後市長になって、清算の始末をするときは、もう市長だったわけですから、そこにおいて、養鶏はできない状態に市長は置かれているわけです。そこで、当然養鶏はもうできなくなるんだから、またやってなかったか知らないけれど、

そうしたことは、前に申し込んだときの事情と違うので、良心的であれば、これは市の方へお返しするのが当然ではなかったかと思うのですが、そういう点について、どう思われますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま質問なさる高橋さんの、たとえば「道路をつけろというふうに地主から言ったと思うんだが…」と、こう言っておられるでしょう。「思うんだが」じゃ困るわけでありまして、施行者が、それぞれの権利者といいますか、土地の所有者に対しまして、どのように土地利用に役立つことが必要かということで案をつくって示すわけでありますから、区画整理ですから、当然減歩ということが伴います。それに伴って、また私の仕事としておりました鶏舎も、一列といいますか、四、五百羽ぐらいな程度だったと思いますけれども、その棟がいま道路になっております。現場を見ていただけばよくわかります。したがってそれを移すべきところをやっぱり与えるというのがこれは区画整理の本旨でありますから、そういう用地が与えられたということに、何一つ私は非があるはずがない、このように思っておるわけであります。しかも最初の減歩率が低いということは、よく質問にございますけれど、やっぱりこれは事業をしているからして、そういうことに設計されたというふうに思うわけであります。比較して言っちゃ申しわけないんですが、先ほども言いましたように、誘致工場に



もそのような大きな施策といいますか、行われておるわけでありまして、いかに小さな仕事であろうと、やっぱり仕事をつぶすわけには区画整理としてはいかないわけであります。そういう意味で、そういう結果が必要であった、というふうに理解をする以外にないんじゃないか、と私は思っております。施行者でありませんから、私答えるという立場ではないんですけれど、誤解を解く意味で多少その間の事情をお話をしておる、こういうことであります。結果、市長が清算金を徴収し、交付する立場になった。年次的には、もうすっかりでき上がって製本されて、都の最終認可を取るというふうにでき上がっていた、と思っておりますけれど、それが、あたかも何かその執行を自分の有利になるようなことをした、ということとは全くつながらないわけであります。すでに、すべての手続を経て、多分りっぱに事業がもう完成して、そうして最終的な事務処理をする段階にあった、こういうことでありまして、そこのあたりをひとつすり違えのないようにしていただかないと、大変迷惑するわけであります。これだけしか私は自分のかかわることの解説はできないんですが、多分それで当たっていると思っておりますから、そのように御了承をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど市長は、養鶏をやっているので、そこへ道をつけて、当たったからそういう補償も

した、また施行者の方でそうやった、というわけですが、第一回の仮換地の指定においては、鶏舎に道路をかけてはいけないというので、鶏舎ははずしてあったわけです。だから道路はなかったわけです。そういうわけですから、こちらから何か注文を出さなければ、そうしたよけいなことは、施行者の方で動かせば補償料とかいろいろかかるわけだから、道路もつくりますし、そういうことはしないわけです。それを何とも言わないのに、施行者がそういうことをするわけはないと思います。第一案の、最初に提示された仮換地計画で納得するわけですね。（「だれが仕事やったんだよ、だれが」「裁判所とは違うんだよ、ここは」と呼ぶ者あり）納得しないから聞いてるわけですよ、私は。それで、古谷市長と契約をしたので、審議会も通ってるし、私は、手続に間違いなかったと言われているのですが、手続上は、確かに間違いなかったかもしれませんが、市長になってから、その清算金の清算する場合において、最初は養鶏業を経営するつもりで、そういうことが理由で、減歩も多かったり、道路もつけたということになるかもしれませんが、しかし、市長になって、もう養鶏はできないことがわかってるわけです。それにもかかわらず、養鶏を今後もするという、またやっているというようなことで、いろいろ優遇措置を受けるということは、公職にある市長として、遠慮すべきでないかと私は思うんだけれども、そういうことを私は聞いてるわけなんです。それ

から昭和四十八年四月、市長に就任された森田喜美男市長は、個人の森田喜美男市長の職権をもって、時価の約三分の一の価格で、一坪当たり約三万円で買い取って、合計千五十六坪となったわけですね。しかるに、昭和四十八年十二月、多摩平在住の福島さんに、九十六坪を譲っております。これは、払い下げ価格の約七倍の二十万円で、福島さんに売っておりますね。それで、千百五十六万円を入手されているわけです。これは昭和四十八年高額所得者として、昭和四十九年五月の八王子税務署より発表されたわけでございます。（「大きなおせっかいだ」「人権問題だぞ」と呼ぶ者あり）

なお、最後に質問しますが、この土地問題を結果的に見ると、森田喜美男市議会議員、森田喜美男市長は、議員、市長の時代を通じて、市民の指導的立場であって、よりよい町づくりの先頭に立って、市政を推進しなければならない重要な公職の地位にありながら、居住者同盟の長となって、市の区画整理の事業の進行を妨害し、工事を半年も引き延ばして、市の理事者をとことんまで窮地に陥れて常識ではとうてい認められないような得をしている、というふうなことになります。結局、大勢の力を借りて、最後には自分一人だけがよいことをやった、というような結論になりはしないでしょうか。市長は、これをりっぱなことをやったと考えておられますか、恥ずかしいことをやったと考えられておりますか、普通のことをやったと考えておられますか、その点について回答を願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何と言えばまともな受け取られ方になるのかわかりませんが、仕事をしておりますと、借金もできますし（「あなたは市長としての答弁しかする必要ないですよ、個人の答弁は必要ないんだからね」と呼ぶ者あり）したがって、もともとから所有している土地を、信用する関係の方に預かっていただくとか、あるいは一時売却するなんということは、これはあえて問われることもない、というふうに思っております。

それから結論として、いい区画整理だったかどうだかという、何一つ内部では不平のようなこと、不満のようなこともなかったようですから、りっぱな区画整理であった、というふうに思っております。これは、しかし私が言うことじゃないわけでありまして、ただ中の権利者の一人として、あるいは周辺のみんなの意見として、まあよかったんではないか、ということです。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　この売るほどたくさんな土地があるのに、どうして払い下げを受けたか、こういうことについても疑問があるわけです。

なお、市長の土地問題については、まだ私は不明な点が大変残されております。それで、前に行われた調査委員会において



も、最後の結論が出ないで、中途半端になっているので、私は、平山台区画整理事業の減歩、清算金及び保留地処分に関する調査特別委員会を早急に設置して、問題を解明していただき、濃い霧を払いのけて、未来に向かって明るい日野市政を切り開いていただきたい、ということを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって八の一、濃い霧に包まれた平山台区画整理森田市長の土地問題に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十八分散会

三月十六日　　月曜日

（第六日）

昭和五十六年
第一回定例会

# 日野市議会会議録

## 第六号

三月十六日　月曜日　（第六日）

出席議員（二十五名）

| | | |
|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲君 | |
| 二番 | 市川芳太郎君 | |
| 三番 | 秦正一君 | |
| 四番 | 飯山茂君 | |
| 五番 | 川嶋博君 | |
| 六番 | 中山基昭君 | |
| 七番 | 大柄保君 | |
| 九番 | 藤林理一郎君 | |
| 十番 | 谷長一君 | |
| 十一番 | 名古屋史郎君 | |
| 十二番 | 本間久君 | |
| 十三番 | 鈴木美奈子君 | |
| 十五番 | 板垣正男君 | |
| 十七番 | 石坂勝雄君 | |
| 十八番 | 滝瀬敏朗君 | |
| 十九番 | 林重義君 | |
| 二十番 | 市川資信君 | |
| 二十一番 | 島村孝志君 | |
| 二十二番 | 大越久雄君 | |
| 二十三番 | 一ノ瀬隆君 | |
| 二十四番 | 竹ノ上武俊君 | |
| 二十五番 | 米沢照男君 | |
| 二十六番 | 杉山寅三郎君 | |
| 二十七番 | 高橋通夫君 | |
| 二十九番 | 正国務君 | |
| 三十番 | 三浦重春君 | |

欠席議員（三名）

| | | |
|---|---|---|
| 十六番 | 奥住芳雄君 | |
| 二十八番 | 佐々木昭雄君 | |

欠　　員　八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男 | 君 |
| 助役 | 野呂章 | 君 |
| 収入役 | 成井正夫 | 君 |
| 企画財政部長 | 生野清 | 君 |
| 総務部長 | 赤松行雄 | 君 |
| 市民部長 | 神藤貞次 | 君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉 | 君 |
| 建設部長 | 森久保三次 | 君 |
| 都市整備部長 | 結城邦夫 | 君 |
| 福祉部長 | 加藤一郎 | 君 |
| 水道部長 | 中村亮助 | 君 |
| 病院事務長 | 加藤一男 | 君 |
| 教育長 | 倉又秀作 | 君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光 | 君 |
| 次長 | 朝倉敏夫 | 君 |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 君 |
| 書記 | 五十嵐隆 | 君 |
| 書記 | 平川雅弘 | 君 |
| 書記 | 谷野省三 | 君 |
| 書記 | 串田平和 | 君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君



議事日程

昭和五十六年三月十六日（月）
午前十時開議

一　一般質問
（請願上程）
二　請願第五六―七号　市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願
三　請願第五六―八号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願
四　請願第五六―九号　日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願
五　請願第五六―一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願
六　請願第五六―一一号　深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願
七　請願第五六―一二号　市民ギャラリー早期開設のための請願
八　請願第五六―一三号　通学路整備に関する請願
九　請願第五六―一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時三十四分開議

○副議長（島村孝志君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十七名であります。

本日、議長所用のため欠席をしておりますので、副議長の私が本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

日程第一、一般質問を行います。

九の一、都立高校の建設促進についての通告質問者、本間久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　おはようございます。

それでは都立高校の建設の問題について質問をいたしたいと思います。

御承知のように、昨年四月から日野台高校が建設をされました。これまでに至る経過も、御承知のように市民団体を初めとしまして、市長部局並びに関係各部におきまして、部署におきまして、努力の成果が実ったというふうに思われております。しかし、一方では学校群が変わりまして、これからも都立高校へ希望する方々もふえていくんではなかろうかというふうな状態にあります。

そこで質問趣旨は、まず市内に何としてでも第三校目の都立高校の建設を、誘致を促進してほしいというふうに考えておるわけでございますけれども、聞くところによりますと、東京都段階におきましても、数校来年度開校の予定であるというふうなことも聞いておりますので、その辺のまず経過を、教育長ですか、ちょっとお尋ねをまずしたいというふうに思います。

聞くところによりますと、市内のある土地を都立高校の建設の場所にしたらどうかという声も、東京都段階の方からも聞いておりますけれども、これらの実情は一体どうなっているのか、その辺からまずちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけれども……。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　今度、日野市の学区は第七学区ということになります。そしてそれが二つのグループに分かれまして、それが七十一グループと七十二グループということになっております。それで七十一グループというのは、大体日野市と八王子、それから七十二グループというのは、大体町田市を中心にしたところでございまして、七十一グループの中には八校、それから七十二グループの中には五校でございます。

それで、これを一種の中学生の卒業生とそれから入学を許可する生徒とのバランスで見てみますと、七学区の場合は、全体としては倍率が五十六年度は男子は二・一八、それから女子は二倍というふうな状況でございます。これをほかの方の多摩地

区の状況と比べてみますと、九学区が一番大きくて、これは五十六年度で二・五四、それから女子で二・二八、こういう形になっておりまして、第七学区の場合も、全体として見て、多摩の地区では大変競争率の高い地域になっております。

それで、それに対応する都の一つの計画として、来年度は新設校として八王子に松ヶ谷高校というのを開設する予定で、たしか予算も組まれているはずでございます。そうなれば幾分この高い競争率が緩和されてくるんじゃないか、こんなふうに考えております。なお、一時的に例のひのえうまの子供が入ってくるときにはかなり落ちますものですから、一時少し競争率が下がってくる時期もございますけれども、しかし、五十八年度に向かって、都では大体四校ぐらいを建設するという方向で進んでいるようでございます。その場合に、まだどこにどれくらい建てるかというようなことについての具体的な計画がはっきりしていないようでございますけれども、少なくとも四校は建てたいというふうな計画で、その土地をいかにして得るかということで計画を進めているというふうに聞いております。

大体、高校の場合の建設というんですか、全体の必要性というようなものを含めて、以上のことで説明にさせていただきました。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっと市長にお尋ねいたしますけれども、これは、あくまでも都段階における、あるいは市民の中の一つの希望的観測かもしれませんけれども、「独歩」の土地の跡に、土地を売却をしてそこへ建てたいというふうな計画もあるようでございますけれども、その辺についての市長といいましょうか、企画財政部長の方がいいかな、企画財政部長の方からひとつその辺の事情について、経緯について、ちょっとできれば御説明いただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

人口五万人に対して高校一校というのは普通の定説になっております。当然、日野市は十五万に近い人口でございますので、もう一校の高校というのは妥当な要求だと私は思っております。

それにつきまして、東京都の教育庁、企画サイドで東京都の教育庁と接触をしたときの感触では、都の教育庁では京王線沿線に候補地を欲しい、とはっきりとそのように明言しております。その明言の中から当市としましても、ただいま議員さんのお尋ねの土地などについて一応の接触は持っております。ただ何分にも問題が土地のことでございますので、どのような展開、これから先なるかという点につきましては、いまのところまだ結論を得ておりません。東京都の交渉との経過は都の教育庁、あるいは西部建築事務所、あるいは都市計画局等々を経由しての交渉の内容でございます。いままでの経過の内容からいきまして、日野市にもう一つの高校の可能性は十分にあると考えられております。

以上でございます。



○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうしますと、また企画財政部長に聞いた方がこれはいいかと思いますけれども、それは大体何年度を目途に、企画財政の方としては都の教育関係部署、あるいは都市計画の関係部署、それらを言われましたけれども、それらの関係部署に対して働きかけを行っているのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思うんですね。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまのところ何年度と年度区切りで交渉はいたしておりませんが、都の方の回答の、といいますか、市に対する期待の持ち方といいますか、そういうような感触から考えまして、五十七年後半あたりまでには何とか決着をつけたいというような意向をお持ちのようでございます。日野市といたしましても、それまでの間に候補地をできるだけ確定いたしたい、そのように考えております。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうしますと、企画財政部とあるいは教育委員会の方がいま三校目の都立高校の誘致に対しまして進めている、というふうなことが大体わかるわけですけれども、市長にお聞きしますけれども、市長としましてどのような考え方を持っているか。私は、少なくとも早期開校ということを目途に全力を挙げているんではなかろうか、というふうに拝察するわけですけれども、それらについて市長のひとつ決意といいましょうか、働きかけの熱意といいましょうか、そのことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをいたします。

幸いに日野台高校の場合は、工場跡地を活用することによって誘致に成功したわけであります。そしてまた、続いていま企画担当者がお答えいたしましたとおり、もう一校ぜひ誘致をしたいという積極的な努力をいたしております。東京都の教育庁当局とも話し合いに参りまして、向こうからも期待をするというふうに言われておりますので、その用地の確保にぜひなるべく早く達成することを願いつつ努力いたしております。

ただ一つには、東京都建設出先との訴訟関係の事件が介在しておりますので、そのことの早く決着がついた上で、私どもの開発公社がいまいろいろな手続で資料を整えておりますので、十分間違いのない形で確保の道に歩んでいこう、このような状況でございます。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうしますと、再び市長にお尋

ねしますけれども、いま言われた土地を、拝察しますと、俗に言う「独歩」の所有している土地と、それから係争中の土地ということで考えられるんですけれども、その辺については、開発公社などが乗り出してその解決を促進しながら、そこに誘致をまず当面していく努力をされている、こういうことでその開校目途が、大体拝察しますと、五十七年度の後半には何とか決着を見たい、あるいはめどをつけたいということが企画財政部長から答弁がありましたけれども、そうしますと、大体推測すると遅くとも五十九年度あたりに開校ができるというふうに見通してよろしいのか。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　考え方といたしましては、なるべく早い方がいいわけですから、五十八年度あたりにというふうにわれわれも願っておりますが、伴います諸問題の整理が必要という前提がありますからして、できるだけ急ぐという努力をすることでありますが、都の関係当局とも十分連携をとりながら、確実な手だてによりまして、そしてなるべく早く確保して、日野市が十分な用意をいたしまして、そして東京都に積極的な姿勢をお願いをする、こういうことになるわけであります。

○副議長（島村孝志君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは大体質問のお答えが、かなり積極的に進めていくという答弁も得られました。今回の市議会におきましても、都立高校を早期誘致に関する請願ということで請願も出されて、各会派の代表の方々もその紹介議員にもなっていることでありますし、ひとつ全力を挙げて高校三校目の誘致に積極的にぜひひとつ取り組んでいただきたいというふうに考えまして、この辺で簡単でありますけれども、要を得ましたので質問を終わりたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　これをもって九の一、都立高校の建設促進に関する質問を終わります。

九の二、学習塾戦争、非行化防止対策としての予習、復習所の開設をについての通告質問者、本間　久君より都合により本日の質問を取り消したいとの連絡がありましたので、取り消しすることにいたします。

続きまして十の一、緑と清流、緑と文化の市民都市を目指し、さらにきめ細かな政策をについての通告質問者、名古屋史郎君より都合により本日の質問を取り消したいとの連絡がありましたので、取り消しすることにいたします。

続きまして十一の一、婦人の社会参加と婦人センターの建設についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　婦人の社会参加と婦人センターの建設について質問いたします。



一九七五年、メキシコで開かれました国際婦人年世界会議は、平等、発展、平和をスローガンに掲げ、婦人の差別の撤廃、そして地位の向上のための世界行動計画を採択し、各国の政府がそれぞれの国内の行動計画を策定しその実現に努力すべきである、ということが勧告されました。一九八〇年、昨年は国連婦人の十年の中間年に当たり、七月にはコペンハーゲンにおいて世界会議が開催され、日本からも婦人の代表が参加し、前半期の活動の評価と、またこれからの後半の活動についての討論がされております。日本でも国際婦人年に向けての政府の行動計画が準備されておりましたときに、日本共産党国会・地方議員団、特に婦人の議員が、このことにつきましていろいろと日本の中での婦人の問題、どういう現状に置かれているかなど討論し合い、そして集会も持たれ、私も参加いたしましたが、このことについて当時の婦人問題企画推進本部長の三木武夫氏に対して、ぜひ婦人に対する諸施策に政府案が大変不十分であるので、新しくこういう問題を入れていただきたい、ということで四十六項目にわたる申し入れをしております。さらに七七年の十月には国会議員団が福田赳夫総理大臣にも申し入れをしております。そして昨年は、世界会議において、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が日本も含めて七十五カ国において署名され、十一月四日現在ではそれが七十九カ国にふえ、そして九カ国が批准しております。

今日、働く婦人の増加や、さらに婦人の社会参加が多い中で、婦人の果たす役割りは大きいわけですけれども、雇用を初めさまざまな差別、そして生活の重圧、インフレなどで婦人は大変苦しい思いの中で毎日の日常生活を送っているわけです。そういう中では婦人の生活と権利を守ることは大変大切であり、そのためにもこの条約の批准が婦人の地位向上と男女平等を大きくさせていく上で大変必要であったかと考えます。政府が一日も早くこれを批准し、条約が国内で効力を持つためにも国会の承認が必要であり、このために東京都議会でも婦人の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書が超党派で採択され、日野市議会でも、昨年九月の定例議会の中で、私の提案によりまして、全会一致、この本会議場で採択され関係各庁に送られてきております。

こういう国の動きに合わせ、東京都も婦人問題解決のための東京行動計画を策定し、実施の方向を出してまいりました。しかし、革新都政時代につくられたこの婦人問題の解決のための東京都の行動計画の見直しが、新たに鈴木都知事のもとでつくられ、そして最近の新聞報道によりましても、新しく十一人の婦人によって都の婦人問題協議会がつくられ、二年間でこれがまとめられて東京都知事に答申することがされております。新聞報道によるだけでございますけれども、革新都知事時代につくられたこうした婦人の行動計画の策定が後退されるような、

そういう面も見られますので、これからも私たちは、この動きがどういう答申を出していくのか大いに注目することが必要であるかと思います。

また、こういう国・都、それにつれて日野市の現状がどうかということを調べてまいりますと、多くの日野市の婦人はたくさんの問題を抱え、そして、さまざまな分野で自分たちの進むべき道をはっきりと持ち、そしてその中でエネルギーをも蓄えながら、行動を通じ、そして社会にも目を向け、教育や福祉や医療、平和の問題、消費生活、老後問題、たくさんの分野で婦人が参加しております。しかし、こういう中でも日野市では国連の婦人年の中間年の後半を迎える中で、まだ日野市としてやるべき行動計画はできていない、そういう中では、私はぜひ日野市の婦人行動計画を策定し、多くの婦人の意見を取り入れて、日野市でも婦人として何をやるかということをぜひ取り上げていただきたいと思います。

そういう中で、婦人独自の施策というものが数少ない、教育や福祉、医療など、私たち婦人の特に母親として子供の問題、そしてまた父親、母親としてのおばあさんたち、おじいちゃんたちのそういう施策はあるわけですけれども、婦人独自の施策がない、そういう点では、私はこれからの質問の中でぜひ婦人問題の施策を前進させていくためにも、四つの点で質問をいたします。

その一つは、各種審議会への婦人を多数参加させる問題です。調査会、委員会に多数の婦人、特に若い婦人を入れていただきたい。昭和一けた生まれが多くなっていく現在、若い婦人を多数、審議会、調査会の中に入れて、婦人が持つさまざまな考え方、要求などをこの中に入れていただきたいと思います。

二つ目には婦人センターを建設する問題です。

先ほど述べましたように、多くの日野にお住まいの婦人たちは、それぞれの分野で活動を通じておりますけれども、婦人センターがないために、なかなか一つの所に集まっていろいろと知恵を出し合って、自主的な活動や調査、情報交換をする場がない。そういう中で、全く個人的に婦人センターを御自分のおうちを提供してこういうことに使っていただきたいという、そういう善意の婦人もあらわれております。そういう中では、ぜひ善意だけに頼れないという面もございますので、婦人センターを建設していただきたい。

三つ目には婦人の相談窓口をつくる問題であります。

今日の社会情勢の中で、多くの婦人はたくさんの悩みを持ってきております。非行の問題、就職の問題、また住宅や医療や結婚のいろいろな問題、そういうことなどある中で、ぜひ婦人を担当者をつけ、そして婦人の相談窓口をつくって、多くの婦人のこういう要望にこたえていただきたいと思います。

四つ目には婦人対策を強化する問題です。



これは先ほども述べましたように、二十三区の自治体、そして二十六市の中でもまだつくられていない市もたくさんございますけれども、ぜひ多くの婦人を結集し婦人問題連絡協議会をつくり、この中で婦人がこれからの日野市の中でどういうことをやっていくのか、そして婦人対策についてもっと積極的な提言ができるように、こういうことをぜひつくっていただきたい。

この四点についてまず質問いたします。

○副議長（島村孝志君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　四点につきましてお答え申し上げます。

最初の一点目でございますけれども、審議会、あるいは各委員会、調査会等への婦人の参加ということでございます。

現在の市の状況でございますけれども、各審査会、委員会、調査会等いろいろあるわけでございますけれども、確かに婦人の方の参加の少ないところもございますけれども、また婦人の特性を生かした部分での委員会等におきましては、数多く参加されているところもあるという状況でございます。決して差別はしておりませんので、今後、御趣旨を尊重いたしまして、参加につきましても積極的に進めていきたい、このように考えております。

それから婦人センターの建設でございますけれども、いまのところ具体的な計画はございませんが、将来必要な施設である、このように思っております。今後検討していきたいと思います。

それから婦人相談窓口でございますけれども、現在、福祉事務所に都職員の派遣されている婦人相談員がございます。また、同じ都職員の派遣の母子相談員、こういう者がおります。母子相談員につきましては、十数年前から毎週水曜、土曜日を除きまして毎日、それから婦人相談員につきましては、昨年の七月から毎週水曜日に派遣されてきております。それぞれ御質問にもございました生活一般、あるいは生活の援助、こういうようなことを御相談しているわけでございます。そういうことで、現在開設されているということでお答え申し上げます。

それから婦人対策を強化せよという問題でございます。特に連絡協議会をつくってほしいということでございます。

これにつきましても、あらゆる分野にわたりますので、関係部課と十分協議をしてまいりたいということで、研究課題ということにしていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（島村孝志君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　では一つ目からやってまいります。

各種審議会の中に婦人も入っているので、別に婦人を差別していないということでございますけれども、私はこの質問をす

るに当たり、日野市が発行しております団体名簿、これを全部調べてみました。特に行政が関係している名簿につきまして調べてまいりますと、たとえば選管では四人おりますけれども、婦人は一人も入っておりません。教育委員が五人につき一人、人権擁護委員が三人のうち一人、都市計画審議会委員が二十四人のうち一人、民生委員推薦会委員が二人のうち一人、公害監視委員会が二十六人のうち十人、青少年問題協議会が三十二人のうち一人、緑の監視員が十三人のうち一人、これは主なものだけを取り上げていま話したわけですけれども、婦人有権者同盟が五十五年の二月十五日に調べました朝日新聞のコピーがございますが、これを見ますと、議会の選任、または同意が必要な選挙管理委員、教育委員、人権擁護委員のうち頻出度が高まったのは教育委員だけというようなことで、今度は中野で準公選制の教育委員が任命されて婦人も出てましたけれども、本当に少ないわけです。また市長の委託や推薦によるものでは都市計画の審議会委員、民生委員推薦会委員、公害監視委員はふえたが、青少年問題協議会委員、緑の監視員は減ったというふうになっております。日野市の場合も、青少年問題協議会の委員は、私が役職で入っているために三十二人のうち一人なわけです。私が今度の役職をおりた場合には全く婦人がいないということで、このことはこの構成のメンバーがいろいろとその団体の長ということで、この団体の中の長がすべて男性で占められていることから、こういう結果が出てくるわけです。ですから、私はこういう問題につきましても、本当に、たとえば一つの例として青少年問題協議会の団体の構成のやり方、これを変えていくことによって婦人がもっと多く出て、特にいま非行の問題、不良化の問題、暴走族の問題、たくさんの問題を抱えている、こういう協議会の中ではぜひ婦人を多く入れることが必要であるかと思います。

また私は、特に市の職員の中に婦人の幹部の占める比率が非常に少ないということも一つ考えました。保育園、幼稚園、病院、これはそれぞれの婦人の多く働く場所ですので、それを別といたしましても、この本庁内で働く婦人の係長、課長を含めましても、わずか三人しかいないということです。こういう中では、私は積極的にこの革新自治体のもとで婦人を係長にも課長にも多く進出していくことが、これからのいろいろと行政をやる上で婦人の知恵も発揮して行政を進めていかれるかと思いますので、そういう点についてもお尋ねしたいと思います。

それから婦人センターの建設の問題では、先ほど紹介いたしました善意の婦人センター、全く婦人の方が御自分の家庭を開放して無料でお部屋を提供する。この婦人センター、皆様ももう御存じだと思います。このセンターが個人の善意でできてから四ヵ月たち、すでに三百人近い主婦がこれを利用しております。教室が二十一教室あり、染色からパンフラワーから生け花



や和裁やリズム体操、朗読、算数教室、コーラス、もうたくさんの教室が開かれ、私もたまたまお伺いしたときにはリズム体操をやっておられました。本当にこの個人のこういう善意にいつまでも頼っていられない、こういうのが、いま日野市の多くの婦人が持っている何かをやりたいというそういう意欲にぜひ行政の側でも力を出していただきたいと思うわけです。

そして、これは最後に市長にお尋ねしたいと思いますので後でお聞きしたいと思いますが、婦人センターをつくる場合には、ぜひ婦人を入れた最初からの計画をつくっていただきたいわけです。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから三番目の婦人の相談窓口をつくる問題ですが、福祉の相談窓口になりますと大変相談の範囲が狭まるわけです。ですから、私はそういう福祉という狭い枠でなくてもっと広い中で婦人の相談に当たっていただきたい、そういう中で婦人の相談窓口をつくれということを出しております。この一般質問を私が提出いたしましたときに、この担当をするところがどこかということで、企画なのか、福祉なのか、社会教育なのかということでいろいろと論議があったかのように聞いておりますけれども、本当に婦人の担当を、特にこの質問が出たためにどこがやるかということで論議しなければならないくらい、日野市のこの婦人に対する行政の側の受けとめ方、私はこれをぜひかえていただきたいと思うわけですが、ぜひ婦人の狭い範囲での窓口でなくて、もっと大きい意味での窓口をぜひつくっていただきたいので、もう一回提案いたします。

それから婦人の対策の強化の問題でも、協議会をつくって呼びかければ、私は多くの婦人の方が参加することは確信できると思うわけです。町田でもこういうことが行われておりますし、町田ではもうセンターがあって、そこで多くの婦人の方がいつでも集まっていろいろ相談し合う、こういうことも聞いておりますし、中野区では今度婦人会館をつくるということで、その中で婦人の気楽な参加と調査や情報提供、相談を受ける、こういうことの中では、ぜひ婦人の協議会をつくって、その中でいろいろな婦人問題を解決していくことは可能であるかと思いますので、ぜひ通り一遍の回答でなくてもっと実のある回答をお願いしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　市の中での女性の管理職ですか、そういうものが非常に少ないんじゃないか、こういうふうな御意見でございます。現状としては、おっしゃるとおりの現状になっておるわけでございます。課長一名の係長一名、それから保育園におきましては係長待遇でございます。係長でございますけれども、十二名ほどの係長がおるわけでございます。そういう全体の状況になっておるわけでございますけれども、市の中での職員の構成でございますけれども、千三百人おりま

すところの職員のうちの、日野市は約半分が女子職員でございます。そういう状況の中で、女子職員の奮起を研修等で呼びかけておるわけでございます。一時的な腰かけ管理というものを市役所の中の職員の中から取り去ってほしい、あるいは結婚までだというふうな考え方を女性は取り去ってほしい。それで、おっしゃるように管理職等にも登用していきたい、という考え方は市の中で基本方針として持っておるわけでございます。現状としてはこのような状況でございますけれども、もうひとつ奮起してほしいなというふうな面もございます。

それから保育園の係長でございますけれども、非常に年代若くして係長になっております。昭和四十一年ごろ採用された男子職員で、なかなか狭き門で係長になれないという状況の中で、保育園という女子職場ということでもって、優先的に係長になれているというふうな状況等もあるわけでございます。要は、いろいろと課長になるにしましても年功等の年齢等もございます。そういう中でやはりひとつ奮起してもらいたい。その中から要するに市の方としてはそれを評価していくという姿勢を持っておりますので、現状の中では二名の、一般職の中では二名の管理職になっておるわけでございますけれども、今後、要するに部課の編成だとか、あるいは人事異動の中においてはそれなりの評価の中で要するに登用していきたいという方針を持っているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　二点目の婦人センターでございますけれども、先ほど婦人参加、つくる場合には婦人の参加ということで御質問ございました。その必要性はわかります。そういうことでその時点で考慮していきたいということでお答え申し上げます。

それから三点目の広い窓口をということで、確かに私どもの範囲というものは、福祉で行っているサイドは確かに狭い範囲でございますので、これにつきましても庁内におきまして十分検討をしていきたい、このように思います。

それから婦人協議会の設置の問題でございますけれども、先ほど私の方でお答え申し上げたとおり、ただいま申し上げた相談窓口との関連もございまして、庁内でやはり十分研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島村孝志君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは企画の方にお尋ねいたしますけれども、私がいま質問しておりますのは国際婦人年に関する質問なわけです。そして、昨年がちょうど五年経過して折り返し地点になっているので、国も東京都もこれからの後半の活動をどうするかという、そういうことの中で、私も日



以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

その連絡会議につきましては、市町村長会、あるいは都よりの連絡に基づきまして、会議に企画課長を参加させております。

会議の内容等につきましては、その都度一応の事務的な連絡は受けておりますが、新しい婦人施策そのものについての動向はまだ定まっていない、というふうに理解しております。

以上でございます。

野市でもぜひ前半は具体的な婦人の行動計画はなかったけれども、今後、後半の中でぜひやっていただきたいということで問題提起しているわけですが、前半の中で、もう部長もかわっておりますので答えにくいかとも思いますけれども、東京都が行動計画を策定したときに、その後ですけれども、区長会や市長会、町村長会に対して、区・市町村における婦人問題に関する連絡窓口の設置についての依頼が五十二年の九月から十月にあったと思います。これについて日野市としてどういうふうな対応をとったのかということが一点と、その後の五十三年の二月から三月にかけまして、区・市町村に対する婦人問題に関する連絡会議の開催が通知されたと思います。そしてその後、この連絡会議は定期的に開催していきたい、こういうことが決定されておりますが、これについて御存じなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　企画課長が参加しているということで、状況はつかんでいると思いますが、そういう中で、どうして日野市ではこのことを進めていかなかったのかという点が、私非常に残念に思うわけです。

東京都がこの問題で婦人年で「東京の女性」という広報版を出しました。私のところにも送られてまいりまして、非常にいい内容なので、私は議員だから来たんだろうと思っていたんです。その後、ほかの婦人の方も、私も広報を見たらこういういいのが出ているんで読みたいから、ということで私も直接東京都の方に連絡を取りましたら、これは数が少ないから送れませんということで、私のところも一号だけ送られてきて、その後は全然送られてきていないわけです。そして、この行動計画、この東京の広報を見ますと、各市町村の動きだとか、国の動きなど具体的に非常にいい内容で、進行状況だとか提案など出ておりまして、私もこういう点ではぜひ日野市としてもただ聞いておくだけでなくて、これをぜひ行政の側で活用していく方向が必要ではないのかと思うわけです。

そういう点で、これからまたこういうことが常時出されてくると思いますが、ぜひ担当の窓口、企画財政の企画がこれを担当するのか、その自治体によっていろいろとまちまちなわけです。特にここにあります資料は、二十三区の方で、二十六市が

非常におくれておりますけれども、二十三区の担当を見ますと、企画だとか総務、一部は福祉の関係が持たれておりますけれども、私はこの担当窓口をぜひきちっと庁内で意見統一して、そして対策を立てていただきたいと思うわけですが、その点が一点と、それから、この担当がきちっと決まった自治体では婦人に対するいろいろな施策は進んでおります。二十六市が残念ながらまだ七市か八市ぐらいしか婦人担当の窓口が決まっていないので、余り進んでいないわけですけれども、世田谷などでは婦人会館の設置、運営など、また品川でも婦人問題会議ができたり、また都の行動計画と合わせて進んでいきたいとか、いろいろと婦人に対する施策がこのところでできているわけですから、ぜひ、その点で今回の質問を通じてぜひお願いしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

ただいま私どもでは、市の中の組織の見直しをやろうということで着手しております。その事務的な進行の中で、いま、お申し出のような件につきましては、十分対応していけるものと思っております。そのときに組織的にもそういうものを加味したものを考えていきたい、このように考えております。

○副議長（島村孝志君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは市長にお尋ねいたします。

婦人センターの建設は本当に多くの婦人の願いでもあり、いろいろと行政とのかかわりのある方も、またいろいろと住民運動をやっている方も、婦人センターをつくっていただきたいという要望がありますが、私は一つの問題として、この婦人センターをつくるときにぜひ計画の段階から婦人を入れていただきたいわけです。それは、この市役所ができましたときにも、できる段階でも私どもは、傍聴、特に婦人の傍聴が多くなるので保育室をつくっていただきたいという要望も出しておりました。しかし、残念ながら保育室がつくられなかった、そのためについ先日の連日七十名以上の婦人の傍聴があるときに、多くの方たちが子供を預けたり、一つの所に子供を集めて集団で保育する中で議会傍聴をする、こういう状況が生まれてきております。また特に私は六階のこの中で婦人のトイレが一個しかなかったということ、でき上がった段階で本当に驚いてしまったわけですが、これでも本当に市議会という、こういう中でも差別があるのかなというふうに感じたわけですけれども、そういういろいろとできてみてからいろいろと不備な点、特に使いにくい点も出てまいりますので、計画の段階からぜひ婦人を入れて、そして婦人センターをつくっていただきたいと思うわけですが、市長として構想をお持ちであるかどうか、お尋ねしたいと思います。



○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと婦人の地域社会での活躍の場を提供する、あるいは行政委員会等に婦人の登用を求める、こういう御意見に対しまして、これまで特に意識したわけではありませんが、なるほど指摘されてみると、婦人のまだ地位というものに余り自治体としての取り組みが不十分だなというふうに感じておるわけであります。

いまの私といたしまして、先の政策のことを云々することはなるべく控えておるつもりではございますが、婦人センターがやはり必要だという感じは持っております。多少心当たりなども持ちつつ、そういった問題の序の口といいましょうか、発進の部分から今後の地域社会での婦人参加が大変重要だ、このようには思っております。市民層とされまして、婦人はもう大部分地域社会で道々の生活をされる立場にありますし、また、その方々のために、まず健康のための施策、あるいは社会教育的な施策、近ごろはスポーツに対する施策、多少進展しつつありますが、もっと地域社会で活躍していただく、こういう考え方を進めることはきわめて適切なことだ、このように感じておりますので、そういう観点に立ちまして、今後そういう施策とともに日野市の自治が前進すべきである、このように今日のところはお答えをさせていただきます。

○副議長（島村孝志君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　ぜひ私はきょう提案したいろいろな四つの点につきまして、国際婦人年に関する一環の一つとして取り上げた問題でもありますので、特にその中で婦人センターの問題は今後の課題ということでございますので、ぜひ今後の課題が実現できるようにお願いしたいと思います。

また、審議会、いろいろな委員会の構成についてもぜひ再検討し、新しく市長が三期目、この席に座れるようになりましたら、ぜひいろいろな点で検討、そしてまた婦人センターの建設、庁内の改革についても、その中で婦人の相談窓口の問題なども出されておりますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

また婦人対策の問題でも、各自治体のいろいろと資料を調べてみますと、婦人問題連絡協議会が庁内の部課長、そしてまた市内の婦人団体の皆さんと御一緒につくった、こういう協議会の中では婦人の施策が前進していることがあらわれてきておりますので、こういう点につきましても、ぜひこれからの行政として婦人が多くこの中に入っていけるようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。（「休憩」「終わり」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　これをもって十一の一、婦人の社会参加と婦人センターの建設に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後　一　時二十二分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十二の一、小学校、幼稚園、保育園等公共施設の省エネルギー化を進めよについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（黒川重憲君）　小学校、幼稚園、保育園等公共施設の省エネルギー化を進めよと題しまして質問させていただきたいと思います。

昭和四十八年、石油危機が叫ばれて以来、省資源、省エネルギー問題がクローズアップされてきております。その無限と言われるエネルギーを最大限に活用すべきであるとしてサンシャイン計画が発足し、太陽エネルギーのみに限っていうならば、太陽熱の発電、太陽の光による発電、太陽熱冷暖房給湯、太陽炉など、その目的範囲はきわめて幅広いものがございます。

その中で一般に手軽に応用可能なのが太陽熱による冷暖房給湯装置であります。いわゆるソーラーシステムへの先駆者となった静岡県沼津市、あるいは埼玉県大宮市では、冬のある午後、住宅営繕課のメンバーが日だまりで雑談をしていたときに始まるそうです。太陽だけでも暖かい、この太陽エネルギーで暖房ができるならば石油を使う量が減るはずだ、話題はエスカレートしてソーラーへの取り組みの第一歩が始まったわけです。

三多摩において、国分寺市、昭和五十五年四月に完成されました本多保育園、定員百五名の保育園だそうですけれども、当初計画では他の施設と同様、給湯は石油を予定していたそうです。石油の安定供給がむずかしくなったために一たん都市ガスに変更し、しかし、思い切って将来に向けてエネルギーを確保しようとソーラーシステムを取りつけました。保育園の屋上には太陽熱をたっぷりと吸収する集熱板を取りつけて、水道の水を循環させながら熱し給湯槽に落とし使用する。夏は約九十度、冬は五十度から六十度の温水が確保できるそうであります。この結果、年約四十万から五十万が節約できると言われております。同じく調布市においては、小学校が二校、また保育園、仙川保育園という保育園だそうですけれども、一園。府中市においても老人施設、あるいは狛江においても保育施設、東村山においては、学校等がこの計画を実施しているそうでございます。しかも国の通産省より約四七％ほどの国庫補助が得られると伺っております。



当日野市の学校、幼稚園等にも将来を見越してエネルギー節約と経費削減のために、この太陽熱利用、ソーラーシステムの導入はいかがでしょうか、質問をしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

ただいまの御質問の趣旨に沿いましたような発案を、かつて当市では三沢台小学校建設当時に持ったことがございます。その後、その検討をやめているわけではなくて、一応企画の方で、公共施設の省エネ化というような課題のもとに対応の考慮はいたしております。ただいまのところ、三沢台につきまして一応なされました検討の内容からいたしますと、投資する経費とそれの回収、それに伴う節約の効果等々の算定の上から、もう少し効率的なものがないかというような形の中で一応取りやめになっているという経過はございます。

おっしゃいますように、これからの省エネ対策の一つの大きな課題として、当市でも鋭意検討を進めていきたい、そのように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の一、小学校、幼稚園、保育園等公共施設の省エネルギー化を進めよに関する質問を終わります。

十二の二、高幡保育園建設にかかわる保育園行政の見直しを図れについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

○一番（黒川重憲君）　高幡保育園の建設にかかわりまして保育園行政の見直しを図れと題しまして、質問させていただきたいと思います。

近年、保育園をつくってほしいという父母の強い願いが高まっているきょうこのごろでございますが、高幡保育園の増築は大変喜ばしいことと思います。しかし、十二月議会においても、建設に当たっては地元住民との十分な話し合いを持ってほしい、という意見が一、二の議員からも述べられておりました。この高幡保育園建設に当たって、これほど住民との話し合いが難航したのも恐らく日野市では初めてではなかろうかと思います。

まず一点目は、市長に保育園行政の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

裏が急激ながけで、その後ろが山、そして前は朝から晩まで車の切れ目のない道路、年五十一万六千円という非常に安い金額で土地を借りられるという利点はあるにしろ、一日中日の当たらない、もし事あるときの幼児の安全性を考えると、その場所そのものに疑問を生じざるを得ないのであります。市長の基本的な考えをお尋ねしたいと思います。

第二点目には、地元住民との話し合いの中で数多くの問題点

が提起されましたが、特に長年の園運営における住民との連帯感、コミュニケーションの不足が挙げられると思います。今後、どのように対応していくか、そして日照、騒音、環境整備に対して、いかように対処していくか、二点目にお尋ねをしたいと思います。

三点目には、改築工事に当たり業者との取り決め事項が何点かにわたり、住民と文書で取り交わされております。一部いろいろな手違いから約束が守られなかったようでありますが、この辺について今後どのようにしていくか、三点目にお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の一番目の基本的考え方についてお答えをいたします。

高幡保育園の所在いたします場所は、かつて長い経過がございまして、三十年前に建てられた大部分が木造建築でありました。したがって、今日の施設としてはまことにお粗末だということになっておりますのと、それから、すぐ、そのかわるべき、あるいは場所をかえて建てるべき事業が整っていない関係がありまして、建てかえをあの場所に決めた次第であります。そして定員数が百六十三名という定員なんですけれども、なるべくその定員を低くする、都に対しましては百名で開設したいということを強くお願いをしたわけですが、結果百二十名ということで認められておるわけであります。

住民の方々とも、今後運営の中でなるべく御迷惑を少なくする努力をいたしますということ、また、その定数においても配慮いたします、ということも含めておるわけであります。決して、いい場所ではございませんし、御指摘のとおりの事情でありますから、将来、たとえば高幡の浅川に近い部分の市有地、あのあたりが排水の上で、あるいは環境整備の上で使えるようになる時期が来れば、むしろそちらに重点を置く考え方が生まれてくると思っております。その際になるべく定数を少なくし、また住民の方々にはいろいろな形での信頼関係の中の、また御迷惑を少なくする措置を行うことによって、この園の運用を図っていきたいというふうに考えております。

なかなか既存の場所を変更するということはかなり大きな難点がございますものですから、縮小する方向であの場所を使わせていただく、また、土地を借りられたという行為に対するお答えにもさせていただきたい、このような事情がありましたことを御理解をお願いいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　二点目の御質問にお答え申し上げます。

大変迷惑をかけている場所でございますが、確かに住民の方から幾つかの騒音問題、あるいは日照の問題、環境問題、いろいろと御指摘がございまして、私どもでは誠意を持ってこれに対処したわけでございますが、いずれにしても、そういう場所が場所でございますので、なかなか住民の言われたことに対しましてお答えができない面が多分にございます。そういう中で、私ども努力した中におきまして、最終的には先般の話し合いの中におきます十二項目、あるいは、それ以前におきます六項目です、そういうようなことにつきましては、私ども住民との話し合いの中で約束したことは、これはぜひこれはやっていきたい、このように考えて進めているわけでございますので、大変迷惑をおかけすることになりますけれども、御了解を賜りたい、このように思うわけです。

また完成した後におきましても、いままでの住民の方から出たもろもろの問題等ございます。そういったことにつきましては、園長等に十分この状況を伝えまして、こういうことが起きないように、住民から不満が出ないように、今後対処していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　第三点目のことにつきまして御説明申し上げます。

高幡保育園の建てかえにつきましては、場所が非常に付近の住民の方と接しておりますので、御迷惑かけるということで、工事の説明会における取り決め事項につきまして、これを業者に確実に守るよう指導していたわけでございますが、たまたま下請の下請――孫請業者の決められた時間以前に着工ということで大変付近の方に御迷惑かけました。その後、業者に厳重に注意いたしまして、取り決め事項を確実に守るようにいたしまして、現地に仮事務所を設けまして、そこに従業員が住み込み、決められた時間前に作業に来てもそこでストップをかけるというふうなことで、できるだけ取り決め事項を誠意を持って守るということで、付近の方の御迷惑にならないように指導しておりますので、今後はそういうことがないと思っております。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の二、高幡保育園建設にかかわる保育園行政の見直しを図れに関する質問を終わります。

十二の三、施設建設にかかわる業者選定の是非を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

○一番（黒川重憲君）　つい先日、読売新聞のトップに「荏原インフィルコ、五億円の不明金、自治体受注工作費か、川上念書の江戸総業絡む、水処理、屎尿、ごみ処理メーカー荏

原インフィルコは過去三年間で約五億円の使途不明金を出していたことをみずから認め、東京国税局に修正申告していたことが明らかになった」という記事が読売新聞のトップに出ておりました。

御承知のとおり、荏原インフィルコは、昨年九月、当日野市における汚泥処理施設建設に当たり、当初選ばれた八社の中の一社です。また、同じく昨年十二月、六億九千万で落札した荏原実業とは同じ荏原一門の業者です。

昭和五十四年、処理場破砕機をめぐる富士電機総合設備の点、また昨年九月の富士電機の一件を通して、まかり間違えば森田市政の一大汚点にもなりかねない問題でございますので、まず市長の所感を伺いたいと思います。

続いて、日野市指名業者選定委員会規則の中から何点か質問してみたいと思います。

まず第一点は、日野市指名業者選定委員会規則の第一条に、「厳正かつ公平に優良業者を選定する」とございますが、どうも、この一連の経過を見ておりまして、厳正かつ公平ではなかったように思いますがいかがでしょうか。そして、そこで言う優良業者とはどのような業者を指しているのか。

第二点目には、第二条に「指名業者の適格性の判定及び選定について調査、審議する」とございます。指名業者の適格性の判定とはいかなる判定のことか、第二点目でございます。

第三点目には、第三条「委員会は委員長及び委員若干名を持って組織する」。そして、その委員の中には総務部長、管財課長、管財課契約係長、工事担当部部長、工事担当課課長、工事依頼部部長、そして、工事依頼部部長のところに括弧して教育委員にあっては課長だ、さらに工事依頼部課長、同じく括弧して教育委員会にあっては係長のようにありますが、この教育委員にあっては課長と教育委員会にあっては係長、この違いはどのように説明をしていただけるのでしょうか。

続いて同じく三条の第二項に「委員長が特に必要と認めた場合は臨時委員を置くことができる」、このようになっておりますが、委員長が特に必要と認めた場合とはいかなるときか。そして過去に臨時委員を置いたことがあるのか。また、この臨時委員とはいかなる役職の人を指しているのか。第三点目にお尋ねをしたいと思います。

第四点目には、第六条の二項に「委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる」とございますが、すでに委員会は、この委員会においては可否をとっているのかどうか。そしてまた過去に、委員長が可否同数で委員長決裁をしたことがあるかどうか。

以上、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。市長。



○市長（森田喜美男君）　第一点についてお答えをいたします。

水処理業者というのは新しい、水の汚れに伴ってだんだん事業として成り立ってきている業界だというふうに思いますが、業界の事情は私ども余り詳しくは知りませんわけですけれども、いまお話しにあるようなことがあったとすれば本当に大変なことだったなという感じでございます。

そして、荏原実業というのが指名業者だったというふうに思っておりますので、関係はなかったのかなということでほっとしている感じでございます。

なお一層業界の事情も勉強いたしまして、過ちのない取り組みをしていかなければならない、ということを心から感じておるところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　一点目は市長においてお答えしましたので、二点、三点、それから教育委員会の問題についてお答え申し上げたいと思います。

それで市の指名委員会での取り扱いでございますけれども、特別に優良というふうな区別の仕方はいたしておりません。工事の契約に関する請負契約に関する基準に沿いまして、指名の基準によりまして、等級の格づけ等を行っておるわけでございます。これにつきましては、東京都の総合数値というものを用いているわけでございますけれども、これにつきましては、建設業法の二十七条によるところの審査項目を採用しておるわけでございます。資本金だとか、自己資本金の額、それから事業の実績として、五十五年度におきましては五十三年度の完成工事だとか、あるいは五十五年度過去三年のその会社の最高実績、あるいは職員数、こういうものを審査項目にしまして、等級、格づけを決めておるわけでございます。これらが一つの適格の基準でございます。

それから請負をしますところの工事の内容におきまして、土木工事だとか建設工事、あるいは設備工事、こういうふうな分け方によりまして総合数値の取り扱いが違ってくるわけでございますし、それから設計金額におきましても、要するに土木工事、建築工事におきましては、一億五千万以上ですとAランクの要するに会社というふうなこと。それからDというふうな格づけの会社によりますと、要するに五百万以上二千万未満というふうな設計金額におけるところの取り扱いもいたしておるわけでございます。こういうふうな等級、格づけの中で指名を決定していく、こういうふうな取り扱いをいたしておるわけでございます。

それから指名委員会を構成する委員でございますけれども、助役が委員長でございます。それから総務部の総務部長と、それから管財課の課長、それから契約係長、それから土木工事な

んかですと建設部の部長とか、あるいは課長というものも入りますし、学校建築等でございますと教育委員会の課長以下が入るわけでございます。

それで御質問の教育委員会におきましては、普通、教育長というものにつきましては一般行政を取り扱うということで、教育長を入れずに教育の課長、あるいは係長を入れておるわけでございます。

大体そういうふうなことで、以下につきましては、あと助役の方でお答え申し上げます。臨時委員、あるいは過半数で過去取り扱ったか、要するに指名委員会の決定を決めたかどうかということについては、助役の方でお答えを申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。

臨時委員の設置の問題につきましては、規定の内容といたしましては補足的な規定であるかと思います。したがいまして、定例的な委員におきましていろいろ審議いたしますけれども、特殊な工法であるとか、どうしても委員会におきまして、この問題につきましてはなおさらに審議を要する、というふうな場合におきますところのそういうふうな、いわば専門的な技術もしくは知識というふうな場合におきますところの適用になるのではないかと思います。

しかしながら、私が委員長というふうな職にありました過去におきましては、臨時委員を置いた例はございません。さらにはどの程度のクラスかということについても例はありませんものですから、今後の具体的な実施の場合について十分これを慎重に扱いたいと思います。臨時委員は置きませんけれども、参考までといたしまして職員から照会した例はございます。

それから採択のとり方でございますけれども、可否同数において採決をした、決定をしたというふうな場合はございません。すべて討議をした後におきまして私から同意をそれぞれ求めまして、必ず意思を問うております。その際の過去の例といたしましては、全会一致というふうな状態になっております。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　先ほどのお答えの中で、条例を見ますと、工事依頼部の部長と、括弧になりまして、教育委員にあっては課長というふうな印刷に条例がなっております。

まことに申しわけございません。これにつきましては印刷の大きな脱落でございます。教育委員会にあっては課長、それから工事依頼部の部課長（教育委員会にあっては係長）、こういうふうになっておるわけでございまして、教育委員じゃございませんで、教育委員会でございます。まことに申しわけございません。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。



○一番（黒川重憲君）　いま、その点だけ再質問しようと思ったんですが、部長から答弁がありましたので、了解をいたしました。

ともかく、この業者選定に当たりましては、厳正かつ公平にやることはもちろんでございますが、自治体として、森田市政として、そこには一点の曇りもないよう、今後、十分に配慮をされんことを述べまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の三、施設建設にかかわる業者選定の是非を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

後、再開に至らず延会

三月十七日　火曜日　（第七日）

昭和五十六年
第一回定例会

# 日野市議会会議録

## 第七号

三月十七日　火曜日　（第七日）

出席議員（二十三名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲君 | 十七番 | 石坂勝雄君 |
| 二番 | 市川芳太郎君 | 十八番 | 滝瀬敏朗君 |
| 三番 | 秦正一君 | 二十番 | 市川資信君 |
| 四番 | 飯山茂君 | 二十一番 | 島村孝志君 |
| 五番 | 川嶋博君 | 二十二番 | 大越久雄君 |
| 六番 | 中山基昭君 | 二十三番 | 一ノ瀬隆君 |
| 九番 | 藤林理一郎君 | 二十四番 | 竹ノ上武俊君 |
| 十番 | 谷長一君 | 二十五番 | 米沢照男君 |
| 十一番 | 名古屋史郎君 | 二十六番 | 杉山寅三郎君 |
| 十二番 | 本間久君 | 二十七番 | 高橋通夫君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子君 | 二十八番 | 佐々木昭雄君 |
| 十五番 | 板垣正男君 | 二十九番 | 正国務君 |

欠席議員（五名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七番 | 大柄保君 | 三十番 | 三浦重春君 |
| 十六番 | 奥住芳雄君 | | |
| 十九番 | 林重義君 | | |

欠　　員

八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男 | 君 |
| 助役 | 野呂章 | 君 |
| 収入役 | 成井正夫 | 君 |
| 企画財政部長 | 生野清 | 君 |
| 総務部長 | 赤松行雄 | 君 |
| 市民部長 | 神藤貞次 | 君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉 | 君 |
| 建設部長 | 森久保三次 | 君 |
| 都市整備部長 | 結城邦夫 | 君 |
| 福祉部長 | 加藤一郎 | 君 |
| 水道部長 | 中村亮助 | 君 |
| 病院事務長 | 加藤一男 | 君 |
| 教育長 | 倉又秀作 | 君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光 | 君 |
| 次長 | 朝倉敏夫 | 君 |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 君 |
| 書記 | 五十嵐隆 | 君 |
| 書記 | 平川雅弘 | 君 |
| 書記 | 谷野省三 | 君 |
| 書記 | 串田和 | 君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子　君



議事日程

昭和五十六年三月十七日（火）

午前十時開議

一　一般質問

（請願上程）

| | | |
|---|---|---|
| 二 | 請願第五六―七号 | 市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願 |
| 三 | 請願第五六―八号 | 所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願 |
| 四 | 請願第五六―九号 | 日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願 |
| 五 | 請願第五六―一〇号 | 市民ギャラリー早期開設を要求する請願 |
| 六 | 請願第五六―一一号 | 深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願 |
| 七 | 請願第五六―一二号 | 市民ギャラリー早期開設のための請願 |
| 八 | 請願第五六―一三号 | 通学路整備に関する請願 |
| 九 | 請願第五六―一四号 | 日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願 |

本日の会議に付した事件

日程第一から第九まで

午前十時十四分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十七名であります。

これより日程第一、一般質問を行います。

五の一、グラウンド増設計画と既設グラウンドの市民開放促進について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　通告質問をさせていただきます。

かぜで熱のため、発言順位を変更していただきまして、ありがとうございました。

第一番目には、グラウンド増設計画と既設グラウンドの市民開放促進について問う、ということで質問をいたします。

日野市が勤労者を中心として、人口が密集する都市となってまいっております。こういう関係で、特に市民の日常のスポーツ活動に対する要求、これは年々高まってまいっております。日野市といたしましても、これに対して、去る十五日にも、少年、あるいはソフトボールができる球場をオープンさせたりして、市民要求にこたえてきてはおりますが、まだまだ市民のスポーツ要求に比べれば、不十分な点がたくさんあると思います。こういう点に関しまして、二、三の点を市側に質問をいたし、答弁をいただきたいと思います。

第一点は、市民のためのグラウンドの市としての増設の計画について、お答えをいただきたいと思います。

第二の点としては、小中学校の開放の現状と、さらに、この開放を改善していく計画があるかどうか、この点について伺いたいと思います。

第三の点は、民間の持っているグラウンドの現状でございます。

この民間のグラウンドは、大企業が持つもの、そのほかございますが、これについて市民に対する開放、こういう点が現状どういうふうになっているか、また今後、この点についてさらに前進する点があるかどうか。

以上、三点について質問をいたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

グラウンドの増設の件でございますが、これにつきましては、五十六年度予算にも、測量費等を計上させていただいておりますように、いわゆる河川敷内のグラウンド増設を、計画いたしております。また、いわゆる桑園跡地という点で、体育施設、あるいはグラウンドの将来計画としてのセットを考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　小学校、中学校の開放についての御質問でございますが、これにつきましては、前々から述べておりますように、中学校については、体育のためのスポーツ開放をやっているのは御承知のとおりでございます。それから小学校につきましても、初めはこれは遊び場開放という形で、むしろ子供たちの遊び場として開放していたんですけれども、市民の要望も非常に強いし、それから、遊び場開放としての効率というようなものとあわせ考えまして、一部分は、やはりスポーツ開放をやろうということで踏み切って、半分ぐらいの学校については開放をしております。

それから、ただ遊び場開放というようなものから、子供から全部それを取り上げてしまうということも、これはやはり最近の傾向としては、何とはなしに子供の遊び場というようなものが、大人のためにだんだん奪われていく、というようなこと自体が問題があるので、やはり一部分は残して今後もいきたい。

それから、これの活用、使用の仕方でございますけれども、日野は、非常に早くから学校開放ということをやりましたけれども、管理というようなものと、使う人たちとの関係というようなものをどんなふうにやったらいいか、もっと市民が自由に使えるような方策を考え出したらいいんじゃないか、というふうなことについては、やはり教育委員会などでもいま問題になっておりまして、これの改善の方法、使用についての改善の方法というものを考えたい、考えておりますが、ただ、学校というのは御存じのように、やっぱり教育、翌日からすぐに、あるいは教育に使われていかなければならない、そういう場所でございますので、その辺、かなりむずかしい問題がありますけれども、もう少し市民が責任を持って、そういうようなものを使っていけるというような体制というものをつくっていく、ということが一つのポイントになってくるんじゃないか、というふうに考えて、その学校開放についての改善というものは、今後も続けていきたい、こんなふうに考えております。以上。

それからもう一つ続けまして、民間開放の問題でございますが、これにつきましても、日野には幾つかの大企業がございまして、それがスポーツ施設を持っておられる。それからもう一つ、都立の高専とか、あるいは実践女子大というふうに、学校の施設もございます。そういうものについて、現在どのように利用されているか、ということでございますが、これにつきましては、一つは教育委員会でもって主催、または後援する市民の各種スポーツ大会、こういうようなものに対しては、大体便宜を図っていただいております。たとえば陸上競技大会というようなものは、実践女子大のグラウンドを使わせてもらっていますし、それからサッカー大会というようなものも、これは都



立工科短大を活用させていただいておりますし、テニス大会については、都立工科短大とか富士電機、東芝、帝人、富士通フアナック、オフセット、こういうようなところのコートを使わせていただいております。それから室内の競技のための体育館につきましては、オリエントとか日野自動車、あるいは小西六、東芝、トッパンムーアというようなところを利用させて、私たちの市民のスポーツというようなものの振興に利用させていただいております。

それに伴って、さらに企業の体育施設を、教育委員会というようなものでなしに、一般に開放できないのか、こういうことが一つのポイントかと思いますが、これにつきましては、一般開放というのは現在行われていません。しかし、体育協会などに所属する各連盟のメンバーというようなものは、企業の従業員などがたくさんおられますので、そういう人たちの関連を持ちまして、それぞれ練習とか大会とか、そういうふうなものに活用させていただいております。

それから近隣の自治会などでも、企業内の知り合いというようなものを通して、借用させていただいている場合もございます。しかし、これを一般開放というような形で、ちょうど学校開放と同じような形でお願いするということには、かなり困難があるようでございます。それは民間のそういう諸施設は、会社とか工場、学校の敷地内にあるものですから、平素の市民がウイークデーなどで、午後、あるいは午前というようなところで利用しよう、空いているときに利用しようと思いましても、敷地内の中にあるためになかなか利用しにくい、という事情があるようでございます。それから、夜間とか休日などというようなものに使用させていただきたいと思いましても、これは、今度は企業の従業員のためにつくってある施設でありますので、そちらの方が優先的にやはり活用をしていかなければならない、というようなことなどがあって、なかなか、その辺の調整というものがとりにくいわけであります。

そういうようなことから、企業等の施設の一般開放というようなものには、ただ、企業が閉鎖的で排他的である、ということではなしに、そういう事情などがあるために、なかなか調整しにくい面がありますので、むしろ、いま言ったような形、いままで使っているような形を通しながら、その使用、利用を拡張していくような方向でお願いしていった方が実際的ではないんだろうか、というふうに考えております。

それから、なお、都立工科短大などは、前は大変学校を閉じてなかなか貸していただけなかったんですけれども、最近はわりあいに、たとえばサッカー大会などにも、そういうふうなことをやってくださっているので、一般の開放などについても、学校並みに何かしていただけないだろうか、何か、今度の学長は、大変そういう点については、市民のための大学なんだ、と

いうようなことを言っておられるそうでございますので、その辺については、大学の方で今度入学試験が終わったり、あるいは入学式などが終わって、少し時間的なゆとりができた場合に、私たちからまた参上して、その辺についての御連絡をさせていただきたい、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　再質問を簡単にさせてもらいたいと思います。

第一点のグラウンドの増設計画についてであります。

ただいまの答弁で、五十六年度、河川敷の測量、それから農林省跡地の将来構想、ということが答弁がございました。しかし、それだけでありますと、この人口の多い日野市の中で、地理的に片寄っているという点などもございますので、日野市の将来として、東西南北よく見渡してもらって、市のグラウンドがまんべんなくできるという点での計画はどうなっているのか、という点をひとつ聞かせてもらいたいと思います。

そして、私の一つのこれは提案ですけれども、たとえば、程久保地域の動物園の周りに、まだ丘陵が若干残されております。こういうところに、以前、私は少年自然公園ということで、一般質問その他で問題提起したことがございます。山の部分については、自然をそのまま残しながら、少年自然公園というような形、あらゆる形をとって、永久にこの緑を保存するという努力をしていただきたい、と思っております。

それとともに、調整地域でございますけれども、将来、またどういうふうになるかわかりませんので、いまのうちから程久保地域の道路に近い部分について、スポーツ自然公園的なものを発想して、市の方で計画をしていくということが必要ではないか、というふうに考えております。道路から見たところは木が生えているけれども、十メートルなり中に入れば、ちょっとしたスポーツ公園がある、というような程度のものをつくって、七生地域の方にそういう施設が少ないので、七生地域の人たちが特に利用しやすいような、小規模の運動場でありますとか、あるいはお年寄りの方には、ゲートボールのコートなどをつくってあげるとか、御婦人の人たちがソフトボールのできる程度の広さのグラウンドをつくるとか、そういうようなことを、市の方で計画して、地主さんその他と協力して、程久保の自然を損なわないような形で、スポーツ施設をつくるということは、ひとつ計画する値打ちがあるのではないか、というふうに思います。

また、板垣議員なども質問されたかと思いますけれども、いま、マラソンなども非常に盛んになっておりますけれども、特に最近は、クロスカントリーレースなどというのが、全国各地で行われております。そういう点から見ますと、三千メートル



前後の短い家族的なクロスカントリーのコースなども、市で開発すれば、程久保地域にはかっこうの地形、そういうものがあるのではないかと思いますので、そういう点を含めまして、ひとつ、このグラウンドの増設計画、こういうことを市として考えてみたらいかがかと思うわけです。ソフトボールのできる程度のグラウンドであれば、狭い面積で十分ですし、またゲートボールということになりますと、二十メートル掛ける二十五メートルの面積があればいいわけですので、そういう点で、ひとつ発想をしていただいたらどうかと思いますので、担当の方からこの点について御答弁いただきたいと思います。

それから第二点は、小中学校の開放の問題ですけれども、いま答弁いただいたとおりの努力をしてもらいたい、と思うわけです。私が申し上げていきたい点は、要するに、この許可とか何とかということではなく、特に不心得な人もいないわけですので、早朝など親子で校庭でキャッチボールなどを自由にできる雰囲気、地域の人が小中学校のそういう施設に対して親しんでいける雰囲気というものが、今後の努力の中で確保していただければ、私はいいんではないか、という点を強調したくて質問したわけです。私のうちの近所の百草台小などですと、いま、たとえば少年サッカーなどが盛んですから、そういうので大体使っておりますし、また小学生の野球も、小学校のチームなどが使っておりまして、付近から苦情が来るわけでもなく、円満な形で利用がされております。また近所で、その周りで子供たちが遊んだり、父母の人が見にきたり、というような状態で、特にどうこうということはないわけですけれども、いざ数名で借りるとなると、許可だ何だということになりますので、気軽に近所の学区内の父母や子供が行って親しめる、そういう点の努力を、ひとつ全地域的にしていただきたい、こういう点でございます。

それから、第三点の民間グラウンドの問題でございます。

この点についても、今後の方向としては拡大していく方向で努力する、という答弁でございますから、それでいいわけでございます。しかし、さらに一歩突っ込んで、一つ例を出しまして、こういう点の努力を市としてどうか、ということで申し上げたいと思います。

それは教育長もおっしゃったように、特に団体、市に登録をしていない団体ではない個人のチームなどで、やはり、あるいは家族同士でそういう設備を空いている時間に利用することができないか、という住民要求が強いわけです。そういう点では、大企業の場合は、管理の点その他が大変だという点がわかりますので、よく研究していただきたいと思います。大学になりますと、都立大学はそういう方向で努力をしていただくとともに、たとえば、実践女子短大などもございますけれども、こういうところにもやっぱり市が仲立ちになっていただいて、何らかの

形で、市がもし傷む ― グラウンドの設備などが傷むというようなことがあれば、そういう点の補償なども若干してあげるような形もとりながら、空いている時間が多いように感じます設備もありますので、その辺で少しでも市民に開放される方向でのきっかけを、市が仲立ちに入ってやっていただきたい。

それからもう一例は、杉野のグラウンドというのがございます。この杉野のグラウンドの方は、昼間一日借りますと、一番大きいグラウンドでは一万七千円で、ソフトボールチームや野球チーム、あるいは自治会などが借りておりますけれども、非常に高価なものであるわけです。それについても、この杉野のグラウンドは、そのメーンのグラウンドのほかに、また周りに二、三のグラウンドがあります。そのうちの一つは、リトルリーグが日曜日だけ使っているグラウンドもございます。これは、月曜から土曜日までは空いているわけです。そして、このグラウンドについては、リトルリーグのお父さんたちが、自分たちで砂利や砂を持ってきて整地をして、そして日曜だけ使う、というような形をとっております。しかし、これも市などが仲立ちに入っていただいて若干の、どういうことになるか話し合ってみないとわかりませんが、杉野さんの方と交渉していただきまして、そういう整備などにも幾らか市が援助するというようなことなどの手だてができるんであれば、リトルリーグなんかとも話し合いをしていただいて、月曜から土曜の間、一般の主婦の人なり子供たちが、ここを使えるようにするとか、そういう形で、民間の施設というものを市民に開放し、有効に利用ができていく、そして、そのために市が一働きしていただく、こういうことをしていただければ、日野市内では、まだまだそういうスポーツ施設の利用ということが有効的にできるのではないか、こういうふうに思いますので、第三点について、この点御答弁あれば再質問したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　一点目の、グラウンド増設にかかわる御質問にお答えいたします。

グラウンドが、市の、いわゆる日野市の中で偏在しているのではないか、というような前提のようにも聞き取れたんですが、企画といたしましては、当然そういう公共施設の偏在ということを避けるべく、計画を立てているわけでございます。たとえば、今度測量をかけますそのグラウンドの河川敷にしましても、東光寺付近、あるいはもう一方は落川、浅川、多摩川の合流点付近、というように一応セットしてございます。

どちらにいたしましても、お借りするにしても、用地確保ということが一つの一番大きな課題になります。御理解ある地主さんのお計らいで、たとえば、ゲートボールのグラウンドなどもお借りすることができている場合もございますが、それらの交渉の経過、あるいは様子等も考えまして、なかなか簡単にいく場合もそう多くはない、そのような現実味がございます。ただ、確かにいまお申し出になりましたクロスカントリーコースにつきましては、御指摘の地区は、適地であるように私どもにも思われます。この接点につきましては、今後の課題として一応研究に取り組みたい、そのように考えます。バレーコート程度のグラウンドという問題につきましては、年間の計画の中で、対応する地主さん等の対応の中から計画を煮詰めていきたい、そのように考えます。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　小中学校の開放については、今後、要するに使用する方と、それからお貸しするという形になるわけですが、その後の使用というようなことなどを考えて、お互いの信頼関係が非常に大切だと思いますし、いま竹ノ上議員がおっしゃったように、そういう関係というものは、だんだん使っているうちに一つずつ前進している、こういうふうに私は理解しておりますし、その信頼が一歩一歩前進していくことこそ、非常に大切なことだ、こんなふうに考えて、今後ともそういう方向で努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

それから民間の体育施設のこと、特に杉野の場合などにつきましては、いまおっしゃったような意見を踏まえながら、ひとつ研究させていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって五の一、グラウンド増設計画と既設グラウンドの市民開放促進について問うに関する質問を終わります。

五の二、程久保川の改修と河川敷など緑地保全、土地利用の計画について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　程久保川の改修と河川敷など緑地保全、土地利用の計画についてと題しまして、質問をさせていただきます。

このテーマについては、幾たびか議会で取り上げてまいりました。川が自然界の中で果たす役割りについては、いまさら申すまでもないことでございます。日野市が強く叫んでいるように、緑と清流ということが、大きな川の目的になっていると思います。

しかし、現在の中小河川の改修を見てみますと、結局、ひどいところは、底までセメントをぶち込んで張り詰める、というような形で、雑排水の排水路というような形になってしまう傾向がございます。程久保川については、そういうことがないように、最後まで緑と自然を保つような形で改修が行われるように、と私は希望してきたわけでございます。この程久保川については、明星前や鹿島台などの乱開発によりまして、一斉に水

が流れ込んでくるため、程久保川周辺の住宅は、床上浸水というような水害が続発するような状況になってまいりました。

この点については、住民の皆さんや、また私個人といたしましても、東京都、あるいは東京都の出先機関に対して、何回もこの改修工事を促進するように、という話し合いなどを続けてきたわけです。日野市当局も努力などされまして、工期も若干早まり、いま着々と工事が進んでいるように見受けております。

こういう状況の中にありまして、住民から出ている要望一、二を、今回の通告質問の中でさせていただきたいと思います。

第一点は、程久保川の改修工事の工期の進行状況と、その見通しについてでございます。

第二点は、電建住宅から動物園通りに抜けてくるところの、橋の改造の件についての見通し、これがどういうふうになっているか、という点でございます。この橋の改造については、ぜひ早くこれをなし遂げてもらいたい、というふうに願望しつつ、質問したいと思います。

第三点は、程久保川は小さい川でございますけれども、やはり河川敷その他が、若干あるように見えますので、この河川敷などを、改修工事に並行いたしまして、どういうふうに市としては利用していこうとしておられるか、この点について質問したいと思います。

私の考えでは、幾ばくでも河川敷があるならば、これをなるべく自然の形に保って、植物を繁茂するような状態、あるいは少し広ければ、自然を保ちながらの小さな公園をつくるとか、そういう形で、この河川敷が残されていくように願いたいと思うわけでございますので、この点についての質問をいたします。

第四点は、程久保川の水源地の問題でございます。

程久保川は、前にも質問いたしましたときに発言いたしましたが、私も水源地を探しましたけれども、なかなか、この水源地らしきものがない、という状態になっております。多摩テックのあたりが昔の水源地で、何か池があったというような話でございます。程久保川を今後きれいにしていくというためには、何らかの形でこの水源地を大切にする、ということが必要ではないか、というふうに思うわけです。そういう点で一つの案でございますが、今度、多摩テックの横に東京都の給水のための施設ができる、というふうに聞いております。こういうところの設備を生かして、そういうところから、水道の水なども少し川に流せるものなら流す、というような形などをその設備の中で考えることができれば、程久保川はきれいになる。程久保川がきれいになれば、あの周辺の多摩動物公園を初め、緑地帯、それから住宅地帯と環境が改善され、また多摩動物園には、多数の関東近県の方々がいらっしゃいますので、そういう方々にも、日野市が自然を保つ努力をしている、ということで学んで帰っていただくということもできるのではないか、というふうに考えております。そういう点での、程久保川を単なる排水路にしない、自然らしさを保つ、というための何らかの努力というものをしていただけないか、こういう気持ちで、第四点は質問したいと思います。



○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず第一点の、程久保川の改修の現状と見通しでございます。

現在、東京都の建設局の方で、程久保川を改修を行っておりますが、この工事は、五十七年度をもって終了する計画でございます。現在は、高幡台団地から、メーンストリートが二・二・十一のところに出ておりますが、そのところに、先ほど御質問のありました橋がかかっております。それのやや下流までが、一応五十五年度の事業として行われておるわけでございますが、ここまでの改修工事はちょっと延びまして、一応五十六年の六月に完了をする予定でございます。

引き続きまして、五十六年度の工事といたしましては、橋の両サイド約二百メーターを五十六年度で実施をいたしまして、その後、五十七年度に上流に向かって百六十メーターを実施をする予定になっております。それで、五十七年度で工事が一応完了をいたす予定になっております。

第二点目の、橋の改修の見通しでございますが、現在かかっております橋は、これは河川が、現在の流れている河川と位置が都道寄りに移ります関係上、この橋は撤去するようになるわけでございますが、新たに、幅八メーターの橋をかける予定になっております。これは五十六年度で事業が実施される予定になっております。

それから三点目の御質問の、河川敷の利用の方法でございます。

この程久保川は、全延長が約三千メーターございます。そのうちこの河川というのは、従来は非常に湾曲しておりました関係上、直線に直していくということになりますと、当然、従来の河川の河川敷というものが要らなくなってくる。河川ではなくなってくる。いわゆる廃河川敷になってまいりますが、この廃河川敷につきましては、全部合わせますと、約千八百メーターございます。幅はそれぞれ違いますので、総体的の面積としては、ちょっとまだ把握してはおりませんが、この千八百メーターの廃河川敷を、将来市といたしましては、緑道にしていきたい。また、小さな公園もあわせ設置できるところには、そういった小公園も配置しながら緑道化をしていく。そうしますと、程久保川に沿って、緑道ができるわけでございます。改修された程久保川は、両側に四メーターの管理道路ができるわけでございます。この管理道路と組み合わせながら、緑道を設置をしていったらどうか、といったことも考えておりまして、具体的

には、建設局の三多摩建設工事事務所と、この間で将来計画について話を進めてきておりますが、都といたしましても、市の考え方に従って、この廃河川敷の利用を考えていきたい、こういうことを申しておりますので、今後は緑道化に向かって、都の方と十分こういった点について協議をしながら進めていきたい、というふうに考えております。

それから、第四点目の水源地の問題でございますけれども、先生のおっしゃるように、水源地らしきものは見当たらないわけでございますが、その中で、東京都の水道局が実施をする予定になっております給水池、そこから水を少量いただいて、というようなお話でございますけれども、この給水池は、上水道としてのものでございまして、これをつくる目的といいますのは、多摩地域の水源である小河内、そういったところの水が、非常に少なくなってきている、そのために利根川水系から水を回してもらうための工事が、現在行われているわけでございます。飲料水を確保するということから、この給水池が将来できるということでございますので、そこからまた上水道を河川に放流していただけるかどうか、これは非常にむずかしい問題でございますので、その点は、東京都の方とも一応話をしてみたいと思いますけれども、非常にむずかしい問題であろうかと思います。

今後、下水道が普及されてまいりますと、現在、多摩動物園で、動物のための多量な水が使われておりますが、そういったものが、すべて下水道を通って処理場に送り込まれてまいりますと、現在の程久保川の流量というのも、さらにまた少なくなる、ということも当然予想されるわけでございます。したがいまして、程久保川の河川水をどのように確保するかということは、今後の一つの課題であろうかと思います。そういった点については、十分検討もしていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいまの答弁で、ほとんど尽くされたように思います。

それで一言、市長の方に再質問をいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

第三点の、わずかながらも長さについては千八百メートルあるこの河川敷、これの緑の保存と、できるところは小さな公園、というような形での処理の仕方ということは、ぜひ強力に進めていただきたいことを要望しておきます。

市長に一言お聞きしたい点は、第四点の、程久保川の水の流れをきれいに保つための一つの策としての市長の考えというものがどうか、という点で質問したいと思うわけです。

私がさきに申し上げましたように、程久保川は水源地がない、



ということになりますと、結局、流れてくるのは雑排水だけ、という形になっていく可能性がございます。現在、この五十七年三月、工事が終わる多摩動物園駅から奥の方が、自然の水が少し流れているような感じがございますけれども、これも付近のたんぼが、だんだん駐車場になったりその他で、そういうことが水が切れてくるということになりますと、ほとんど水はなくなってくる、ということがございます。そういうことになりますと、程久保川の下流も含めまして、なかなか緑と清流ということになりません。そういう点で、水道の水を流すというのは、もったいない話でございますけれども、何らかの形で、この程久保川の源流のところを保存していただいて、自然の水が加わって清流を保つ、そして、少し努力すれば程久保川のいま工事をしているあたりについても、時には魚が住めるぐらいのやはり程久保川にしていただくということが、この近辺にはこういう川もございませんので、住民にとっても、生活上非常にプラスになる点だ、というふうに思います。

こういうことで、程久保川の水をきれいにするために、市長の方で何か考えていらっしゃる点があれば、一言答弁をいただきまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、程久保川のなるべく緑と清流を保つための努力、配慮せよ、こういう御趣旨に承っております。

御承知のとおり、程久保川は、二級河川として東京都の管理する河川でありますし、ただいま下流から河川改修が行われまして、だんだんと上流にその改修工事が進んでおります。そして、この程久保川の性格から言いますと、狭い谷の雨を受け入れて、いっとき河川の形態を保ってきている、こういう性格の川と見受けますので、川幅があって、そして広い河原があって、河川敷がある、こういうふうな性格ではないわけであります。しかし、一方に改修によりまして廃川処分をされる、つまり無用になる部分もありますから、その部分は、なるべく緑地的な扱いにしていきたい、このことは、都との協議で可能である、というふうに思っております。

それから、本来ならば一番源に森林地があって、そうして雨をなるべく補水をいたしまして、そうして、その水が渓流という形で常時流れている、というのが正常な姿であるわけですが、だんだんその上流も、森林地が減る傾向にあるわけであります。しからば、何か水源勧業のための施策がないだろうか、ということになるわけでありますが、いろいろとこれから検討もいたしまして、状況によりましては、都と十分協議をいたしました上で、清流を保てるようにしていきたい、これは将来の課題だ、というふうに思います。

それから一方に、今日は、確かに流れは、主として雑排水に

よって、水量ができているように思いますけれども、下水道を普及させることによって、その雑排水としての水路は、性格が変わるわけでありますから、何とかせっかくの自然の環境でありますので、緑を保ち、そうして清流が絶えずこんこんと流れている、という状況が環境として望ましいわけでありますから、そのための努力をいたさねばならない、このように質問を伺いつつ、感じておるところでございます。都と十分協議をいたしまして努力をするということで、お答えとさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって五の二、程久保川の改修と河川敷など緑地保全、土地利用の計画について問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

その前に訂正がございますので、事務局の方から発表していただきます。

○議会事務局議事係長（鈴木晴彦君）　恐縮でございますけれども、お手元に配付いたしました請願用紙に一部訂正がございますもので、お手数でも御訂正願います。

請願五六－一二号でございます。紹介議員、本間　久議員となっておりますけれども、一ノ瀬　隆議員というふうに御訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－七号、市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願、請願第五六－九号、日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願、請願第五六－一四号、日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－八号、所得税、住民税の課税最低限引き上げに関する請願、請願第五六－一〇号、市民ギャラリー早期開設を要求する請願、請願第五六－一二号、市民ギャラリー早期開設のための請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－一三号、通学路整備に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に都市整備産業建設委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－一一号、深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時　四　分休憩

午後　二　時三十六分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に、議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　本日の午後一時三十分より、議会運営委員会を開催いたしました。

本日は、先般、皆さんに日程的に報告されている時間的な点では、ずれ込んでまいりますが、いわゆる本日、いわゆるただいま以後の日程は、前回の日程と変わらない日程で、きょう本日が文教、総務、明日が厚生、都産委員会、こういう常任委員会の日程どおりに消化していく、というふうに確認いたしました。よろしく御協議願いたいと思います。

後は委員長の判断に、開催する時間なり期日は、委員長の御判断に任せる、こういうことでございます。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって議会運営委員長の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。
本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十八分散会

三月二十七日　金曜日　（第八日）

# 日野市議会会議録

## 第八号

昭和五十六年
第一回定例会

三月二十七日　金曜日　（第八日）

出席議員（二十八名）

| | | |
|---|---|---|
| 一番 | 黒川重憲 | 君 |
| 二番 | 市川芳太郎 | 君 |
| 三番 | 秦正一 | 君 |
| 四番 | 飯山茂 | 君 |
| 五番 | 川嶋博 | 君 |
| 六番 | 中山基昭 | 君 |
| 七番 | 大柄保 | 君 |
| 九番 | 藤林理一郎 | 君 |
| 十番 | 谷長一 | 君 |
| 十一番 | 名古屋史郎 | 君 |
| 十二番 | 本間久 | 君 |
| 十三番 | 鈴木美奈子 | 君 |
| 十五番 | 板垣正男 | 君 |
| 十六番 | 奥住芳雄 | 君 |
| 十七番 | 石坂勝雄 | 君 |
| 十八番 | 滝瀬敏朗 | 君 |
| 十九番 | 林重義 | 君 |
| 二十番 | 市川資信 | 君 |
| 二十一番 | 島村孝志 | 君 |
| 二十二番 | 大越久雄 | 君 |
| 二十三番 | 一ノ瀬隆 | 君 |
| 二十四番 | 竹ノ上武俊 | 君 |
| 二十五番 | 米沢照男 | 君 |
| 二十六番 | 杉山寅三郎 | 君 |
| 二十七番 | 高橋通夫 | 君 |
| 二十八番 | 佐々木昭雄 | 君 |
| 二十九番 | 正国務 | 君 |
| 三十番 | 三浦重春 | 君 |

欠席議員（なし）

欠　　員

八番　十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男 | 君 |
| 助役 | 野呂章 | 君 |
| 収入役 | 成井正夫 | 君 |
| 企画財政部長 | 生野清 | 君 |
| 総務部長 | 赤松行雄 | 君 |
| 市民部長 | 神藤貞次 | 君 |
| 生活環境部長 | 伊藤正吉 | 君 |
| 建設部長 | 森久保三次 | 君 |
| 都市整備部長 | 結城邦夫 | 君 |
| 福祉部長 | 加藤一郎 | 君 |
| 水道部長 | 中村亮助 | 君 |
| 病院事務長 | 加藤一男 | 君 |
| 教育長 | 倉又秀作 | 君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 局長 | 田倉高光 | 君 |
| 次長 | 朝倉敏夫 | 君 |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 君 |
| 書記 | 五十嵐隆 | 君 |
| 書記 | 平川雅弘 | 君 |
| 書記 | 串谷省三 | 君 |
| 書記 | 田野平和 | 君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君



議事日程

昭和五十六年三月二十七日（金）

午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案第三一号　日野市立平山中学校建設用地取得について

二　議案第三二号　東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定について

三　議案第三三号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

四　議案第三五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五　議案第五五号　日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について

六　議案第九号　日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定について

七　議案第三号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

八　議案第七号　日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

九　議案第八号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

一〇　議案第四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

一一　議案第五号　日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

一二　議案第六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

一三　議案第二四号　市道路線の一部廃止について

一四　議案第二五号　市道路線の廃止について

一五　議案第二六号　市道路線の認定について

（総務委員会）

（厚生委員会）

（都市整備産業建設委員会）

（文教委員会）

一六　議案第三〇号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
（一般会計予算特別委員会）
一七　議案第一七号　昭和五十六年度日野市一般会計予算について
（特別会計予算特別委員会）
一八　議案第一八号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算について
一九　議案第一九号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算について
二〇　議案第二〇号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算について
二一　議案第二一号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算について
二二　議案第二二号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算について
二三　議案第二三号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算について
（議案上程）
二四　議案第二八号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について
二五　議案第二九号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意について
（選挙・推薦）
二六　日野市農業委員会委員の推薦について
二七　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
二八　東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙について
（請願審査報告）
二九　請願第五六ー　五号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願
（厚生委員会）
三〇　請願第五六ー　七号　市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願
（都市整備産業建設委員会）



三一　請願第五六ー　一号　市立第三幼稚園前の下水に関する請願
三二　請願第五六ー　二号　市道認定についての請願
三三　請願第五六ー一一号　深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願
（総務委員会）
三四　請願第五四ー三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願
三五　請願第五六ー　六号　「新一般消費税」新設に反対する請願
三六　請願第五六ー　八号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願
三七　請願第五六ー一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願
三八　請願第五六ー一二号　市民ギャラリー早期開設のための請願
（文教委員会）
三九　請願第五五ー二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願
四〇　請願第五五ー二七号　日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（三項）
四一　請願第五五ー二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願
四二　請願第五五ー三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願
四三　請願第五六ー　三号　市営テニスコートの設置促進に関する請願
四四　請願第五六ー一三号　通学路整備に関する請願
（厚生委員会）
四五　請願第五五ー一〇号　東京都自然環境保全事業団設立の請願
四六　請願第五五ー二〇号　違法開発行為についての請願
四七　請願第五五ー三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願
四八　請願第五五ー三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願
四九　請願第五五ー三五号　グリーンボックスに関する請願

五〇　請願第五五－　七号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）
五一　請願第五六－　九号　日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願
五二　請願第五六－一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願
（都市整備産業建設委員会）
五三　請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願
五四　請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情
五五　請願第五四－　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願
五六　請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願
五七　請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情
五八　請願第五五－一二号　住宅環境保全に関する請願
五九　請願第五五－二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願
六〇　請願第五五－二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願
六一　請願第五五－三〇号　用水の架橋反対に関する陳情
六二　請願第五五－三八号　浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願
（継続審査議決）
六三　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六四　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六五　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六六　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六七　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
六八　請願第五六－一五号　社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願
（議案上程）
六九　議員提出議案第三号　都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書
七〇　議員提出議案第四号　朝鮮民主主義人民共和国日本人妻里帰り実現に関する意見書
七一　議員提出議案第五号　深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求する意見書
七二　議員提出議案第六号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する意見書

本日の会議に付した事件
日程第一から第六八まで

午後一時三十六分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

これより議案第三一号、日野市立平山中学校建設用地取得、議案第三二号、東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定、議案第三三号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第三五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　議案三一号から三五号までの御報告を申し上げます。

当総務委員会に付託されまして、慎重審議いたしました。三一号につきましては、いま議長から読み上げられましたように、日野市立の平山中学校の建設用地の取得についてでありますけれども、慎重審議の結果、原案どおり可決ということでありますす。

また、三二号の東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定について、これも慎重審議をいたしました結果、可決といたしました。

また、三三号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、これまた慎重審議の結果、可決といたしました。

また、三五号でありますけれども、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これも慎重審議の結果、原案どおり可決ということでございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三一号、日野市立平山中学校建設用地取得、議案第三二号、東京自治会館組合規約の一部を変更する規約の制定、議案第三三号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第三五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　本議案五五号につきましては、前回から継続審査になっておりました、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定についてでありますけれども、この条例につきましては、総務委員会としましては、なお慎重審議が必要であるということから継続審査といたしましたことを御報告いたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定の件は、閉会中の継続審査とされました。

これより議案第九号、日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。

南平体育館の条例の一部の改正でございますが、これは貸し切りの場合は、午前、午後、夜となっておりましたが、貸し切りでない場合には一日という貸し出しでございまして、利用者の中では朝と午後と夜と、分かれて利用する人が多いので、貸し切りの場合は、一回とは、この三つに分けるということで全会一致で可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九号、日野市立南平体育館条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。



部を改正する条例の制定、議案第七号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　厚生委員会へ付託されました三議案につきまして御報告申し上げます。

議案第三号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御報告申し上げます。本条例につきましては、被保険者数が二万八千八百九十四名というように、前年対比三・八％の加入増加に伴いまして、調達基金を増額するものでございます。なお、いままで月額三千七百五十円でございました保険料も四千円に増額されるようなことでございますので、運営上一千万円の増額を見たということでございまして、委員会といたしまして、審査の結果、全会一致で原案を可決いたしました。

続きまして議案第七号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本件につきましては、一番橋の北側の民有地を借用しまして新設するものでございます。次の平山小分室につきましては、駅前の図書館郵便局跡の図書館の二階へ中央福祉センターの分室といたしまして、昨年の八月一日に開設いたしたものでございます。これに伴いまして福祉センター条例の一部を改正するものでありまして、内容といたしましては、六畳と十畳、十四畳の和室三室と、会議室が一部屋ということでございます。使用料等につきましては、福祉センター条例にのっとりまして行うということでございます。

なお、第二項につきましては、日野市立福祉センター中央会館という名称を日野市立中央福祉センターと名称の一部修正という内容でございます。委員会といたしまして、原案を全会一致で可決いたしました。

続きまして議案第八号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、御報告申し上げます。

本件につきましては、じゅんとく分室が潤徳の方へ移転いたしたために、第一条関係は位置の変更をするものでございます。なお、四月一日から新しく三館を新設するに伴いまして、設置条例の一部を改正する内容でございます。この三館の新設につきましては、東光寺小学校用地内に軽量鉄骨で面積が九十九平米の建物を建てるということでございます。ひらやま児童館につきましては、一番橋の北側の民有地を借用しまして新設するものでございます。次の平山小分室につきましては、駅前の図書館

の二階を改造いたしまして新設するものでございます。この面積につきましては百二十七平米となっております。

三館とも定数は四十五名という内容でございまして、現在までの入館予定者につきましては、東光寺小分室が二十七名、二小分室が三十八名、平山小分室が三十一名、このようになっております。ですから、現行の十三ヵ所に新設の三館を加えるというような内容でございます。委員会といたしまして、原案を全会一致で可決をいたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第七号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二四号、市道路線の一部廃止、議案第二五号、市道路線の廃止、議案第二六号、市道路線の認定、議案第三〇号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の審査報告をいたします。

議案の第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例改正は字句の改正、また字句の整理等でございます。全会一致、可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

次に議案の第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は五十四



れました。

これより議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二四号、市道路線の一部廃止、議案第二五号、市道路線の廃止、議案第二六号、市道路線の認定、議案第三〇号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の審査報告をいたします。

議案の第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例改正は字句の改正、また字句の整理等でございます。全会一致、可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

次に議案の第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これはいままでの公園に新しく開発行為等によって山王下公園、稲荷沢公園、大名淵公園、以上の三公園が新しく挿入されるものでございます。これも全会一致、可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして議案第二四号、市道路線の一部廃止について、それと第二五号、市道路線の廃止について、これは委員会全員で現地調査をいたしまして、慎重審査の結果、全会一致可決と決しました。よろしくお願いをいたします。

続きまして議案第三〇号、日野市農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価についてでございますが、これは共済掛金の単価アップでございます。慎重審査の結果、全会一致可決と決しました。よろしくお願いをいたします。（「二六号が落ちてるよ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。二六号、市道路線の認定、この件につきましても全員で現地調査の結果、全会一致、可決と決しました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　議案の第五号、日野市の道路占用料の徴収条例の改正で、今回は数字の改正ということでございますけれども、当然市でいわゆる電柱、電信柱とか、そういうものの使用料をお取りになると思うんですけれど、たとえば市の関係でこれらの構築物を移動する場合には、当然市がやはり支払わなければならないというふうに私も解釈しておりますけれども、それで間違いがなければ……。委員会ではどう御審議されましたかわかりませんけれども、実態ですね、いわゆる市が取る分と、市が実際に払った分というのか、そういうものの経緯というのか、五十五年度で結構なんですけれども、おわかりならひとつ御説明いただきたい。もし、委員会で御審査がなければ当局の方からの御答弁をお願いしたい。こういうことです。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えいたします。そういう話も出ましたけれど、幾ら徴収して、幾らそういう移転に払ったということは数字的には出ませんでした。その件につきましては、担当の方で答弁いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　道路の改修等によります電柱の移動に対する経費につきましては、東電あるいはガス会社の負担となるわけですが、それ以外の理由で移動する場合に

つきましての負担が当然あるわけでございますが、現在その金額につきましては、ここに資料がございませんので後ほど御報告申し上げますが、これが移動の料金の支払いについての通知が来ているわけですが、現在のところまだ支払ったことはございません。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　いま部長の答弁で、何か支払い請求は来ているんだけれど実際に払ってない。やはり取るものは取って払う、自分の義務で払うものは当然これは積極的に払わなきゃいかん。私は、こう考えているわけです。何かいろいろうわさに聞いていると、請求書が来るからそれを握りつぶしてしまうとそのままに終わってしまうんだというふうな、ちょっとうわさも聞いたんです。それでは市の本当の態度として、やはりうまくないんじゃないか。基本的な問題なんですけれども、その辺、市長どんなふうにお考えになっておられますか。ひとつ御答弁いただきたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。私は公道上に、やっぱり市民生活を営むために必要な電気でありますとか、電話でありますとか、あるいはガス管でありますとか、まぁ、電話については関係ないわけですが……必要だというふうに思います。

そして、一面、それらの企業は営利会社の形をとっておりますから、私は道路にそういう……つまり道路占用を受け入れる際に、移動の際にはこれは設置者負担で公共のための移動をということに当然なりましょうから、設置者で負担をしていただく、こういう前提の上に契約をつくっておくことが、一番いいんではないか。極端に、ただ負担の多いような場合には、これは話し合いをする余地は残しておいていいと思っておりますけれど、原則といたしましては、やはり道路という一番公共度の高いものに設置する占有地でありますから、設置者の行政指導においてあらかじめ公共の必要のために移動を求める際には、自前でやっていただく、こういう原則を確立しておくのが望ましい姿ではなかろうかと、このように考えております。また、そのようにこれからしたいということを内部でも検討いたしております。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　市長の御答弁を解釈しますと、取るものは取る、移設するときには、おまえの方がやるんだからおまえの方でやれと、こういうふうな解釈でよろしゅうございますか。事前に契約するときにそういう契約で結んで……。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　道路という一番公共度の高いものを利用に供するわけですから、何といいますか、設置基準に合ったものをたびたび移設を求めるということはないと思います。したがいまして、区画整理の場合でありますとか、特に道路の拡幅、あるいは伴いますどうしても必要な移設の際には、やはりそのことをあらかじめ約束しておいて、その了解のもとに成り立たせておくがいい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　私もいろいろ、今度は万願寺の区画整理等を始めると、これは大変なことだなぁと実は思っていたわけなんですよ。市の責任で移設するんだって、この経費も大変だろうというようなことと、もう一つは、権利義務はやっぱりはっきりしておく必要があるんじゃないだろうか。市長のいまの答弁で、建設するときにも事前にそういう了解というのか、たとえば拡幅した場合には、移設はひとつそちらの持ちでやってもらいたいというようなことで契約していくようなお話なんですけれども……。そうすると、一方的にやっぱり取るものだけは取って、払うものは払わないというような、簡単に言うと何かそんな感触があるんですけれど、改めて市長、御答弁がいただけるんならばしていただくとして、一応取るものは取るけれども、払うものは払わぬと、こういうような解釈、きわめて……私の頭程度の解釈なんですけれども、そんな解釈でよろしいわけですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公道の利用ですから、民法上の約束ではないと思っております。したがって、大きな原則としてはそのような了解で公道の利用を認める、そのかわりやはりこの移転も、何らかの意味では公共の利益のためにやっていただいたことでありますから、その際には御協力をいただくということでお願いをしたい、このように思っております。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本七件について、御意見があれば承ります。林　重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいまの関連の意見ですけれども、私、委員なもので質問は出しませんでしたけれども、何か委員会の答弁とちょっと、部長の答弁と市長の答弁が内容が違っているような関係で、私は意見として申し上げているわけですけれども……。

委員会の席では、課長は取らないということについては、条例――道路法の中で規格の金額までいってないので返さない、取らないんだという回答をされたように記憶しているわけなんです。法的に取らなくてもいいということになってるので、市としても、何かいま杉山議員の質問ではございませんけれども、払わなくてもいいんだという回答をされたように記憶してます

ので、その辺はどうなっているか。法的の問題として、今後よく市としても検討しておいていただきたいということを、意見として申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本七件について採決いたします。本七件に対する委員長報告は原案可決であります。本七件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二四号、市道路線の一部廃止、議案第二五号、市道路線の認定、議案第三〇号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時　四　分休憩

午後三時四十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一七号、昭和五十六年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（秦　正一君）　一般会計予算特別委員会の審査報告をいたします。

昭和五十六年度の一般会計予算案に対する予算特別委員会の審査は、二十日と二十三日、二十四日の三日間、行われました。委員会は、本年度は十四名の委員をもって構成され、長時間にわたる熱心な慎重審議を通じて、百三十一件の質疑応答がなされました。

まず、昭和五十六年度予算は、市長選が本年四月に行われることにより、骨格的予算として、予備費に三億円の財源留保するとの市長の本会議での表明があり、それを踏まえた上での審議に入りました。私からこの場での報告は、歳入歳出全般にわたって行われました質疑の中で、今後特に重要と思われる点のみ報告いたします。

まず初めに、歳入全般にわたって理事者側から説明を求めました。それで歳入についての質疑がなされ、歳入の六九・八％を占める市税の中で、市民税、法人税、また、都市計画税等の伸び率について質疑があり、また、私有地、公有地の高圧線下の線下補償がなされていないが、当然要求していくべきである等の意見があり、了承されました。

次に歳出面では、各款ごとに担当者より説明を受けた後、質疑に入りました。総務費関係では、幼保一元化に関連する予算があるが、建設費が計上されていないがどのようになっているか。一方、毎年ごとにこのような予算計上がなされているが、具体的な実現を図られるよう要望がありました。

広報の掲載記事についての市長の基本的な考えをただした。

市職員組合の活動について、業務にどの程度影響があるか。また、もろもろの経費の支出についても了承されました。

また、職員互助会の貸付金について質疑があり、市側からは、本年度より新たに計上されたもので、職員の資質向上のため広く海外にその目を向けることにより今後の市業務に寄与されるよう、職員一人当たり五十万円を貸し付け、個人研修をしてもらうという目的を持った貸付制度であります。

自治会館の維持管理費の補助と、地区センター補助との格差是正について。

多摩川、浅川のクリーン作戦が年々活発化し、多くの市民の協力が得られているが、これらの方々に表彰制度を設けたらどうか。

身障老人に対する施策は見受けられるが、老人以外の身障者に対する機能回復助成も考えるべきである。

清掃処理業務について。残灰、不燃物処理の方法と見通しについて、また、再利用の方法も考えられているか。また、ダストボックスの未設置地区への設置施策と、清掃費が総予算に占める割合が急上昇している中で、民間への委託に切りかえる等の方法は考えられないか。

労働費関係では、勤労者福祉協議会への補助金、日野市勤労者互助会運営費の計上について、質疑がなされました。

土木、消防関係で、市営住宅の建設が本年度は計上されていないが、今後の建設計画について。また、入居基準額の引き上げは考えられないか。

教育については、代替職員の雇い上げ費については有資格者であるという観点から見て、計上されている単価では低過ぎるではないか。

中学校の完全給食の実施計画、また、給食の値上げについては、事前に所定の手続を経て実施すべきである。

成人式について、当日の会場と式典のあり方について配慮を望む声がありました。

高幡図書館の二階の利用については、公平に一般市民が利用できるよう、また、図書館職員の採用者を一般事務職員への配

置転換は、専門職としての能力発揮の場を失うものではないか。

三沢台小学校の校庭の防じんやマイクの騒音対策等。

埋蔵文化財の発掘については、おくれをとらないよう発掘作業員の体制の充実強化の発言がなされました。

中学浪人の実態把握と進路指導についての早急な配慮を望む声が、強く出されました。

公債費については、年々額が多くなり市民当たりの負担増につながるが、適正額はどの程度か、等の質疑がなされました。

それで理事者側からの答弁は、市税については安定確保を図っていきたい。

広報掲載記事については、今後慎重を期していきたいが、質問者の発言としては、三月一日号について今後の推移によっては問題にしていきたい。

職員貸付制度については、理事者側の説明に対して、質問者からは納得し得なかったと。

清掃費の年々の増高については、民間委託等の方法によって極力抑えるよう努力されたいとの意見があり、市側としては今後の検討を約した。

成人式の式典の会場の配慮、高幡図書館の二階の一般市民への利用、中学浪人の今後の教育委員会の対処についても、それぞれ前向きな、積極的な姿勢で善処するとの答弁がなされました。

なお、要望、意見については、各派代表から発言してもらうことで了承され、審議が終わりました。

一般会計予算特別委員会での熱心な、長時間にわたる予算審議を経て、採決の結果、賛成多数をもって原案を可決いたしました。以上をもって委員会の報告といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　一点、質問させていただきます。

先般の去る三月二十三日の一般会計予算特別委員会におきまして、私はいわゆる平山台区画整理事業に関する質問を行いました。しかし、そのときに私の質問に対して、何ら私の理解できる回答を得られなかったわけであります。委員会は休憩となり、その間、五十六年度予算に貴重な時間を、むだな時間を費やしては、私の質問のためにおくれるということに深い苛責の念にかられ、私はやむを得ずその場を継続意見留保として、今日まで待ったわけであります。

その質問というのは、いわゆる森田日野市長の北側へ隣接する伊藤初雄さんの二百坪の土地を、いかなる目的で市有地にしたのか。その目的をお話しして答えていただきたいという私の質問に対して、何ら明快なる答えがなかったわけであります。それから二十七日まで日時もございましたので、もう答弁できると思いますので、その点について御質問申し上げます。



○議長（滝瀬敏朗君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（秦　正一君）　ただいまの市川議員の質問ですけれど、委員長といたしましては、委員長報告の中にいまの質問に対する内容のことは触れておりませんけれど、今後の市行政の問題として、一般会計予算ですね、特に重要と思われる点のみを報告するということで私は御報告したもので、直接的に五十六年度一般会計予算に関係ないというふうなあれで（「そのとおり」と呼ぶ者あり）、報告を省略いたしましたけれど、さらにその点について理事者の方からもしあれば、お願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　予算委員会の席上でお答えをした以上のお答えをすることは、ございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいま市長がお答えいただいたような、全く前回と何ら変わってない。私のこの質問は、これが原点でございます。ここからすべてが波及するんでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがって、私はこれ以上の質疑をここで行うということはできません。後ほど意見のところで私の信念を申し上げ、今回のところはこれ以上審議ができない、いわゆる黙否権を使っている、かように判断いたしまして、私は質疑を打ち切ります。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ただいまの委員長の報告にもございましたように、私、三月の二十日と三月二十三日、三月二十四日の、最初の日に、実は広報の予算の中で三月一日付の「流」という広報の記事に、いわゆる理事者側に、最初、広報課長に、広報の目的なり、広報の掲載権の何ていうか決裁権、こういう問題に対し、お伺いをしました。

その次に、多少時間がたたないと、いわゆるいろんな刻々いまの社会情勢というんですか、政治情勢というのは変わってくる。特に日野では、御存じのように四月九日に市長選が行われ、しかも同時に市議会議員の補欠選挙も行われる。こういう情勢の中で、三日なり四日たつと変化しているという中で、私も意見を留保して、次に、二十四日の最終日の意見というか、総括の中で再度ただしました。いわゆる予算委員会で私もるる申し上げてますんで、橋本文子さんというのを私もきのうなりおとといたような、ずっと市内を歩いてみると、確認団体の看板も出ている人で、まあ来年に向かって、定例の市議会選に向かってかかっているんだろうなあという、私は理解を持っているんですが、この前の予算委員会でも申し上げたように、よもやこの人が補欠選挙に出るんだというようなことは、あり得ないというふうに信じておりますが、もし、そういう時点になったときには、

広報という性格上からいって、私の見方としては広報というものは、いわゆる条例の目的にも規則にもきちっと明記されています。そういう中で、掲載事項を見ても市民の意見聴取の項もございますし、その他の事項もありますが、この人が別に何かそういう特定な立候補をされなければ、私は問題ないが、私の勘ぐりか思い過ごしかもしれませんが、もしこの人が出た場合には、いわゆる広報というものを特定な者の利益誘導というんですか、特定の者に利益をというか、市民の者が素直にそういうことで納得するかどうか。こういうことに非常に私も疑問を感じております。

そういう場合に、いわゆる広報の掲載の決裁権者である市長が、この問題に対してどう……、この前の時点では、市長も何か遺憾の意に近いような点で、非常に謙虚な態度で予算委員会にいられたということに対しては、私も深く市長の意のあるところは理解します。しかし、最高責任者である市長というのは、そういう一歩もっと進んだ中で、こういうことで責任をとるんだ、こういうことで市民に向けて公費を使ったということはこうだ、何かが出なければ、私としても会派の代表なり、いわゆる議員という立場から、市民代表の中でまことにそれは市民に対して申しわけない。こういうことで、ぜひ市長に明快な御答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことにつきましては、当時情報として知り得たということがなかったもんですから、まあ指摘をされて考えるところはございますけれど、その時点で知り得なかった情報でございますので、それに対して責任を取る取り方というものもちょっと考えられませんし（「取らなければ、だめだぞ」と呼ぶ者あり）、御理解というんじゃありませんが、そういうことだということで私の方も考えておるということでございます。

今後ということにつきましては、これは十分、情報ということにつきまして、広い配慮をしなければならないというふうには考えておりますけれど、今回のことにつきましては、ひとつ、情報として知り得ていなかったということで御了承をいただく以外にないと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　予算委員長にはまことに申しわけないんですが、いわゆる委員長に質問でないんですが、再度市長の方にただしたいと思うんですが……。

市長も非常に言葉は、何というか、何回も申し上げますが、理解していられるというふうな感じはわかるんですが、どうもそういう答弁で立場を、ぼくはこの前も申し上げたんですが、私のいわゆる質問している立場は、納得し得ない、こう私は申し上げざるを得ないんですね。そういう点から考えた場合に、これはもちろん私が言うまでもなく、市長が広報のいろんな掲載事項を、市民からもこういう「流」という中なり、投書なり、いろんな募集されたものをいわゆる決裁の中で載せる場合には、大体三月一日だと二週間前だと、私も聞き及んでおります。だから恐らく二月十日前後なり、早ければ一ヵ月前ですかね、まあ、少なくとも十日前後に出たということになると、ことしの二月の時点になっていると、ちまたではいろんな、先ほど申し上げたようなうわさも、特定なとこへ私も入ってましたんですが、私の耳ですらも入っているのに、非常に精力的に活躍されている市長さんに、ましてこの橋本文子さんという人が、このところには住所が明記されていない、何ていうんですか、連絡事務所先だけは載ってるけれど、住所が載ってないようなんですが、聞き及ぶところによると、市長のそばにお住まいになっているという中で、私がこういうことを一歩進んだ形で聞いては失礼なのかもしらんが、市長が全く知らなかったというふうなことは、私も理解できない。そういう中で、市長の答弁、私も心中はわかります。

しかし、議員という立場で私も質問しているんで、しかも神聖なる本会議場です。何かの形で、私がこうだということの最後の意見の場できめつけるということでなくて、市長の方から「こういうことにしてこの問題は決着したいんだ」、こういうことが私は出るのがしかるべきではないか。過去にも広報を一括して出して、七十万の云々というような問題もありましたことを思えば、非常に、見方によればささいな問題だと言うかもしらんけれども、市民の広報に対する信頼ということからいえば、そう過小値で見る問題ではないと私は考えるんで、再度、市長の明快なお答えを願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおり、決して過小だというふうに思っておりません。ただ、情報に配慮が不十分であったということに尽きるわけでございまして、今後、広報というものの性格上、掲載文等につきましては、十分、責任のある前後の処理が大切だということをつくづく心より感じております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私も市長にいま少し前向きな、責任の所在をはっきりするお答えがいただきたいんで、一歩進んだというか、こういうことはあんまり言いたくないというふうに考えたんですが…。それでは、ほかに大体ちまたでいろんなポスター等が張ってある、いわゆる九日にならなければ候補者ということにはならんけれど、そういう人を広報で現実にそろい踏みのような形で掲載できるのかどうか、その点に対する市長のお答えを。それでないと、確かに知らなかったからということけれど、公平さということから、いわゆる広報の使命からい

ってちょっと……。多分、私、これは担当の広報課の課長なり係長なりに聞いてみないんですが、恐らく公平を欠いたということに恐らく係員も、市長は当然だと思うけれど、感じた点ではないか。そういう点でいけば、公平という意味でいけば、それは現実に聞く方がやぼだといわれるかもしらんけれど、そういうことができるのかどうか。私もこういうことを聞くというのは本意ではないんですが、その辺、どうでしょう。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分内部で検討をいたしまして、なお、どうすることが一番妥当であるかということもあわせ考えまして、必要な判断を明らかにするというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私も性格的にそんなにしつこく聞くという性格でございませんので、この辺で後に、ある場合にはゆだねたいという考え方を持っているんですが、時間的な問題もありますしね。

ちょっと聞きたいんですが、いつそういうことを――やっぱりずっと考えます、協議しますといっても、限られた時間内にやらないと公平を欠くんではないか。こういう中で、たとえば訂正するなり陳謝するなり、市長のたとえば、いわゆる私が、市長がどうだったというようなことを、やっぱり時期的にある



と思うんです。いつやってもいいんだということでは、私はないんじゃないか。その辺のいつ、あんまり畳み込んだようで恐縮なんですが、いつごろ、時間まで申し上げられないけれど、この辺の時点ではっきりした態度を何らかの形で表明するとか、広報に記載するとか、市長も何か新聞で発表するとか、何かの形でするとか、その辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく効力のある期間の範囲でひとつ考えたい、このように考えております。後々、そういった意味の御意見等も伺いたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。市川資信君。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　ただいま私の質疑に対しまして、市長からの明快なる答弁が何らいただけなかった。そのために私のこの問題に対する質疑は、何ら進展することなく終わるわけでございますけれども、しかし、私も一市議会議員でございます。多くの市民から、これについてはいろいろと質問されたり、また、解説を求められるわけでございますが、これでは何ら市民を納得させることもどうすることもできない、まことに歯がゆい次第でございます。私の最も憂えるのは、いわゆるこれから日野市の根幹事業として進んでいくでありましょう終末処理場、伴って万願寺の区画整理、あるいは道路行政等に、終末処理場においては地権者の賛同者が、まだほとんどない。また、万願寺区画整理においてもしかり。そのような過程において、こういう問題が尾を引いていくならば、今後の日野市のいわゆる根幹事業というものはどう入っていくのかと、まことに杞憂の念を禁じ得ないのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私は、やはり議会において、この問題は百条調査委員会においてこの問題が決着し、議決するまで継続審査をするということをうたって発足し、四十九年一月十日にいわゆる最後の委員会をもって流れておるわけです。何ら議会では決着してない。あたかもこの問題が決着したかのように、私どものところに小さな新聞の折り込み等が入っておりますけれども、少なくとも筋を通す、議会人としてこのようなことが許されるとするならば、今後の日野市議会というものは、一体どういう悪路に入っていくかということをまことに憂えるものでございます。（「そうだ、そのとおり」、「あんまりそんなこと言ってると落選するぞ、だれかのように」と呼ぶ者あり）そのことを一言申し上げて、私の意見といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

〔一番議員登壇〕

○一番（黒川重憲君）　公明党を代表いたしまして、昭和五十六年度予算原案賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。

歳入合計二百四億六千三百九十七万円、この歳入合計に占める市税収入の割合は、百四十二億八千二百三十二万円、実に六九・八％と高い比率を示しております。この恵まれた財政基盤のもと、都市整備のもとである万願寺区画整理事業へ、公共下水道の推進、都市計画道路の早期完成を、また、市民文化会館、桑園跡地を利用しての運動公園、スポーツ施設の建設、福祉施策の充実を図り、十五万市民の豊かな市民生活を守るために進んでいただきたいと思います。さらに教育の危機が、荒廃が叫ばれておる今日、将来を担う子供たちにまんべんなく、偏見のない教育が行き届くよう、教育長を先頭に確固たる信念と決意を持って、教育行政の推進を図られるよう切に望むものでございます。

ここで、庁内人事について一言触れておきたいと思います。いかなる組織であれ、機構であれ、その中のかなめが最も大切であることは言うまでもありません。そのかなめに当たるのがそれぞれの長、すなわち部長であり、課長であり、係長であると思います。ゆえに、市長は千三百有余名の長として、さまざまな個性を持つ人々を大きく抱擁することはもちろんのこと、

職員の境遇や立場をよく理解するとともに、一人一人の才能を発見して、自信を持って自分の才能を十二分に発揮しながら仕事ができ得るよう、配慮していただきたいと思います。また、自己の感情や情実で動かされない、厳正、公平に人を評価し、登用していく庁内人事をされることを強く望みまして、公明党の意見とさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表し、昭和五十六年一般会計予算に賛成する立場で意見を申し上げます。

今日、私たちを取り巻く環境は、大変厳しい状況に置かれております。政府の予算は軍事費優先、重税と、公共料金の引き上げ、そして福祉、教育の切り下げ予算であり、また所得税の減税も四年連続見送りということで、私たちの暮らしにも大きな影響が出ていることは、もう明らかであります。四人家族で十九万円の負担増となり、こういう中で、東京都も財政再建の名のもとに多くの補助金が削られ、さらに公共料金の引き上げも五十件に及ぶ。こういう中で、マイタウン東京構想を押し進め、大企業や大手の会社が利益を上げる、このような政策がどんどんいま進められているわけです。

私ども日本共産党市議団は、このような中で、革新自治体が市民の命と暮らしを守る防波堤として、市民の生活を守る立場で五十六年度の予算編成を組んでいただきたい。こういう中で、昨年の十月三日には各団体や個人の方と対市交渉を行い、また、十月十八日にはこれら市民の切実な要求が入れられるように、八十を超える要望をまとめ、予算要望書を提出してまいりました。また、私ども議員団が一般質問や委員会審議の中で取り上げ、政策提言したものが、どれほど今度のこの五十六年度の予算に送り込まれているか。こういう観点で見てまいりますと、五十六年度の予算編成は新市長に新規施策をゆだねるということで、三億円の予備費は組まれておりますけれども、それでもいままで多くの市民が望んでいたものが予算の中に組み込まれており、評価できる内容だと考えております。

歳入の点では、国の財政再建の名のもとに支出の抑制が行われ、自治省は使用料、手数料の値上げ、さらに交通、水道、病院などの地方公営企業の料金の値上げを指導しておりますし、また、そういう中で国民負担でそれを切り抜けよう、自治体や国民に大きな影響を与えているわけです。自治体として地方財政の拡充を図るために、地方交付税率の引き上げや超過負担の解消、また、市独自の財源確保を一層促進させることが必要であります。

歳出の点では、総務費では、革新市政が誕生してからずっと続けてまいりました、憲法記念行事費が組まれておりますが、



いま憲法改悪の動きが出ている中では、引き続き憲法が市政に生かされるよう、市民とともに考えていくことが必要であると考えます。

また、市民会館の建設は多くの人に待たれているところでありますが、積立金も組まれ、市の内部でも検討がされ、建設も間近ということで評価できると思います。

さらに幼児保育研究、この構想や設計の委員会が持たれ、幼保一元化の具体化が一層進んできたこと、また、スポーツ人口に伴い請願も数多く出ているスポーツ施設についても、市民グラウンドの落川、東光寺のグラウンド測量費についても、市民要望にこたえたものとして評価できると思います。

民生費では、国際障害者年一年目を迎え、市民の集いもありましたが、対策協議会も開かれ、その関係予算が組まれたことや、日野共同作業所がBランクからAランクになり、補助金が倍額近くなったことは、運営の困難さをいままで持っていた中では多少解消されるものとして、喜ばしいことだと思います。

さらに、お年寄りに大変喜ばれておりますゲートボールコートの造成が二カ所組まれ、また、この大会参加費や長寿百歳記念品代、お年寄りを大切にする温かいものがこの中に感じられるわけであります。

また、落川、百草地域には地区センターがなく、これは大変長い要望でございましたが、この予算が組まれたことも大変よかったと思っております。

保育園関係では、旭が丘、平山保育園の改修や増築が行われ、父母の長年の要望でありましたふとんの市購入に続き、保育内容の充実が一層図られてきたというふうに考えております。

また、学童保育についても一小学校区一学童保育が、あと数カ所できるところまで来ており、国の制度化のない中で、財政的な負担がある中、大変父母の要望にこたえてきたことは評価できます。さらに指導員の、市の職員としての身分保障を積極的に進めていただきたいことを要望しておきます。

また、清掃費では、浄化槽汚泥処理施設新設は昨年十二月議会で論議になったものでありますが、多くの市民から要望が出され、予算化が待たれた内容であり、ぜひ今度こそこれが実現することが望まれます。

商工費では、消費者対策事業が進み、消費者学園の回数の増加や、消費生活相談の各支所での実施など、市民が利用しやすい方向が出てきており、婦人の施策の前進の一つのあらわれとして評価できると思います。

さらに都市計画費では、公園の整備や緑化対策も進み、浅川の利用計画も発表されており、緑と清流の町として市民の憩いの場を提供できるものと考えております。

教育費につきましては、旭が丘小学校の増築、第二小学校の校庭整備、第一、第五小学校の教室改造など、新旧校舎の格差

の是正の予算化がされ、新設校との格差が出ている中で、その改修のために教育委員会の努力が認められております。

また、平山中学校の建設、さらに中学校の給食の実施は議会や父母、一致した要求であり、次には第一中学校から順次行われるということは、大変喜ばしいことであります。

また、非行の問題などが予算委員会の中でも論議になりましたが、自治体や学校、父母、地域と一体となってこの取り組みを強めることが必要であるかと考えます。

さらに幼稚園費では、私立未認可幼稚園の保護者への四歳児・五歳児の補助金が引き続き組まれ、東京都が未認可幼稚園の保護者負担金を削る動きが出ている中では、教材費の市負担とともに評価できる内容であります。

社会教育では障害者の青年学級、少年学級に続き、新たに障害者訪問学級ができ、予算化されたことは学びたいという意欲を持つ障害者の人々に、学問の道を閉ざすことなく切り開いていく施策に、大きな喜びを持って待たれているものであります。

保健体育では、七生中学校のナイター設備や、スポーツの要求の高まりの中で多くの努力の跡が見られております。

以上、いままで述べてきましたことは、五十六年度予算の一部分を取り上げたにすぎませんが、いま、国、都の財政的圧迫のある中で、緑と文化の市民都市を目指す第二期目が着実に前進してきたことが言えると思います。今後も市民本位の施策をさらに一層進めていただきたいことを要望いたしまして、意見を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　日本社会党市議団を代表いたしまして、一九八一年度一般会計予算の原案に賛成することを表明し、この立場から若干の意見を述べたいと思います。

過去八年間の憲法を生かした市政の貴重な経験を生かして、今回もまた十五万市民のためのりっぱな市政を実現し得る予算が組まれました。森田市長は議会で各議員の意見を傾聴することはもちろん、一般市民と頻繁に対話集会など相談の機会を設け、市民の意見や要望をくみ取り、これらをもとに編成した予算原案であると思います。また、私たち社会党が昨秋要望した予算要求は、多くの点で受け入れられており、この点でも評価したいと思います。

中小企業対策として、島村議員がかねてから主張していた勤労者互助会、百人以下の企業の従業員を対象とした勤労者互助会をスタートさせることになったことを、評価したいと思います。

国際障害者年における障害者施策の向上の一環として、中学卒業後の障害者訪問学級の新設、中学校の完全給食の実施を新設の平山中学校から行い、次に第一中学校から既設校への実施



の見通しをつけたこと、さらには高幡南平六丁目への子供広場の設置など、豊富な内容を含んでいる八一年度予算であります。

今後、五万人もの市民が恩恵を受けるという浄化槽汚泥処理施設の新設、文化都市建設の一環としての市民ギャラリーの開設など、議会の同意を得るための努力を含めて、その実現に努めていただきたいと考えます。

さらに、身障老人機能回復助成事業の対象拡大、市民の健康管理のための自動血圧計の設置、広報活動の充実、新聞折り込みの工夫など、今後の検討、努力をお願いしたいところです。この身障老人機能回復助成については対象が少なく、したがって利用者が少なく、当初の目的を果たしていないのが現状であります。六十五歳の年齢を六十歳に引き上げることは、すぐにでも実施してほしいし、一、二級など障害の重い人に対しては、その必要性から年齢制限を徹廃していただくよう、至急、検討を望むところです。

歳入については、私たちが二年前から主張している大企業の福祉負担金制度の検討、高圧線下の補償など、財源確保に向けて一層の努力を要請いたします。

学校の落ちこぼれ対策についてですが、このことを初めあらゆる問題について、教育委員会は情熱を持って学校当局と連携を密にし、これを指導し、解決のための努力を一層強めていただきたい。

私たちが他の党派にぬきんでて主張している、障害者を排除しない学校づくりのためにも、障害者の完全参加と平等の実現に向けての努力をお願いしたいと思います。

今回の予算審議に当たって特に評価できるものの一つに、予算書の充実が挙げられます。昨年まで予算委員会に青焼きの分厚い補足資料が配付されましたが、説明書との対比が非常に困難で、その一本化、説明書への合流が強く望まれていました。それが今回、多くの問題点を克服され、不完全ながら実現できました。従来に比し見やすい、理解しやすい予算書となりました。関係者の努力を高く評価したいと思います。

謙虚な森田市長は、新しい市長にゆだねるとして予備費三億円を計上いたしました。国や都からの補助、起債などでこれが数倍に使えるというものです。この三億円を基礎にした十数億円、数十億円を過去八年間の革新市政の貴重な体験を生かして、緑と文化の市民都市建設に向けての新しい施策のために使ってもらいたいことを強く望むものであります。四月に行われるその選択に当たっての、日野市民の良識ある判断を心から確信しつつ、予算原案に賛成の意見を終わります。（「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

〔六番議員登壇〕

○六番（中山基昭君）　私ども市民クラブは、昭和五十

六年度一般会計予算案に対し、先ほども委員長から報告のように、委員会におきます慎重な審議の経過を踏まえ、原案に賛成の立場から次の意見と希望を付言してまいりたいと、かように思います。

御承知のように、今日の市民生活を取り巻く状況は、これまでに例を見ない、年間を通じての実質所得、実質賃金の低下を初め、相次ぐ公共料金の負担の増加など、大変厳しい生活実態と多くの不安、あるいは心配等を抱えてきております。あわせて地方の時代の提唱にも見られますように、都市行政における緊急的な需要の広まり、あるいはニーズの多様化が言われる中で、最先端な、身近な行政としまして、自治と連帯、協力と協調を大切にしながら市民生活の安定、あるいは向上という共通の課題に対し、きめ細かな積極的な対応が強く望まれてきております。

こうした観点から、予算編成に対する市長への事前の申し入れを初め、委員会での審議におきましても、生活環境の整備と道路交通対策の促進、教育幼保行政の充実、勤労者高齢者施策の推進、市内の地域間の格差の解消、文化、体育施設の具体的な計画の推進などを主体に、その充実と促進を要請する中で、限られた財政のより効果的な活用への努力と、施策や事業の設定においても、いま、緊急的な対応をしようとするもの、さらには、中期的に、長期的に選択を図りながら、計画的な運用の必要性を指摘してまいりました。委員会における審議からも、その対応は必ずしも十二分に評価と満足されるものでありませんが、一定の財政状況に見合う堅実な計画運営と、さらには施策や企業においても、その充実と改善を図るための努力、熱意にあふれる姿勢に理解を深めてきておるところでございます。

次に、これからの重点的な課題としまして、行政の運営と財政の活用について、積極的な対応と努力を要請してまいりたいというふうに思います。政府や都の財政状況等の関連を初め、地方行政においても財源調達の厳しさと硬直化などから、行政の改革、あるいは減量経営が大きな課題になってきております。日野市の財政におきましても、人件費、物件費、扶助費など主な経常的な経費だけでも、前年より約五%の上昇となり、構成比等におきましても五六%近くになってきております。もちろんそれだけ新たな施策や事業が制約されてくることになりますし、今後もさらに厳しくなってくることを考えなくてはなりません。私はだからと言って、決しておしなべて右へならえ式に、単純に減量だけに声を大きく唱えるつもりはございません。大切なことは、市政は、行政は市民のものであることを忘れることなく、日常的な業務も、あるいは施策や事業としての対応も、すべてをトータルしての効果によって、少しのむだもないような行き届いた市民サービスと便益に役立たされることにあるのじゃないかというふうに思います。



また、財源の確保と活用についても、人口の急増や都市基盤の整備に伴う超過負担の解消を図るために、政府支出金あるいは負担金の引き上げの努力と、さらには現行の支出金や補助金が関係の各省庁との関連から、大変入り口が多くなってまいっております。もっと入り口をまとめながら、あるいは自治体における一定の選択活用、こういうふうな制度への改善について、市長会等で連携を深め、改善に努力をしていただきたいというふうに思います。

最後に、市民を主人公に、小さな声がもっともっと大きくなるような温かいまじめな市政、町づくりを切望し期待しながら、この予算についての意見を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

石坂勝雄君。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）　新政クラブを代表いたしまして、昭和五十六年度の予算原案に反対する立場で、意見を述べさせていただきます。

私は五十六年度の予算に反対するゆえんを、まず市長の所信表明から究明していきたいと思います。市長が所信表明の中で、まず第一点に、今年度はいわゆる市長の改選期であるから、骨格予算の一面を持った予算編成をしたと、まあ、一面を持ったということが非常にニュアンスで見れば、取り方によると骨格予算であるということも言えるし、骨格予算でないとも受け取れます。

そして私は少しくさかのぼりまして、昭和四十八年に、前の市長である古谷　栄市長の時代に、現の市長の森田市議会議員は前市長の古谷　栄さんに対し、改選期の予算は暫定か骨格予算で進むことが非常に市民要望なり、民主主義のルールではないか、こういうことを申されていることが、議事録に載っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

その次の四十九年に私も市議会議員の末席を汚して、以後、五十一年の第四回の定例会のときに、私、市長に対して質問をしております。市長はいま申し上げたように、過去にこういうことを申されているけれど、理事者になってそのことに対してはどうお考えになるのかと言いましたら、いわゆるその年の五十二年には市長の改選期でございます。市長は、「私、——森田市長は議員のときにはそういうことを申したことがございますが、理事者になってみると、市政というものは一日の空白も許されない。市民要望から来るものを一日も早く実施していくことがよろしい。また、そうしなければならんという立場になるので、理事者になると、前回の四十八年に言ったことは間違いであったというか、いわゆる訂正せざるを得ない」ということを私に答えております。そういう中でいくならば、当然、今回の予算の編成に当たっても、市長は何か一貫的なものがない

んではないか。少なくとも、いわゆる選挙の結果はどうあろうとも、信念を持って予算編成するのが市長の責務ではないか。私はそう考えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）それを、暫定予算の一面云々、しかも予算に、いわゆるそういう時期だから三億円の留保財源をしたと、この三億円の留保財源にしても、市税収入百四十二億円から見れば何パーセントに当たるでしょう。私は見方によれば、市長の第一回の定例会の冒頭にあった所信表明の中に、市長は三億を使い方によれば十倍にも二十倍にもなると、こういうことをおっしゃられていましたが、この問題も了とできる面もございますが、しかし、予算の伸びから見て、今回の予算は前年度予算でみると一・七％の伸びである。そういうことであるなら、市長みずからもこの、いわゆる七〇％近い自己財源を持った日野の税収入を、もっともっとフルに、自信を持って編成すべきではなかったかと思います。

そういう点で、ある時点では、私は、理事者になると予算というものは暫定予算なり骨格予算ではならん、市民要望にこたえるために、いわゆる年間当初予算を組んで市民要望にこたえるべきだ、こういうことを申されてるとともに、三億円残したから暫定予算だと、こういうようなことでは、政治というのは理事者の、少なくともキャップになる人の政治理念が根本でなければ私はならないと思います。そういうことでなければ、少なくとも過日の予算委員会の質疑にもありましたように、いま、小中学校のいわゆる落ちこぼれの問題、高校生のいわゆる学業についてゆけないで途中で退学する問題、こういう問題を教育長と質疑は、私も行いました。ほかの委員も多くこういう問題に触れております。そういう中で、少なくとも政治に携わる、中心になる人が信念を持って予算編成をしないというようなことは、まことに残念だ、私はそう断じ得たいのであります。

そういう点を考えまして、過去、新政クラブとしましては、森田市政の二期目になって予算に反対するということは、初めてでございます。こういう点を考えたときに、市長のいわゆる施策に対する批判は、選挙戦で堂々と闘うべきだと私は思っております。そういう点でいけば、この予算の中で市民生活にまさる問題、いわゆる中学校の照明の問題、いろんな問題が、私も緊急であるということは少なくとも十分理解しております。個々に対する私は批判なりは差し控えたいと思います。市長のそういう政治信念が余りにも不明朗な中で組まれた予算に反対するということを申し上げまして、五十六年度の予算に反対する立場で意見を申し上げます。終わり。（「何だかわかんないな」「わかんなきゃ、よく聞け」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり賛成の諸



君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議案第一七号、昭和五十六年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一八号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第一九号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二〇号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二一号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二二号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第二三号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（谷　長一君）　昭和五十六年度特別会計予算特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は三月二十五日に開かれ、正副委員長互選の後、審議に入りました。

議案第一八号、国民健康保険特別会計予算の審査報告をいたします。担当者より歳入歳出全般にわたり説明がありました後、質疑に入り、東京都に対して補助金を求める要望意見があり、了承し、採決の結果、全会一致原案可決であります。以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議案第一九号、都市計画事業特別会計予算の審査報告をいたします。本予算については、一般会計予算よりの繰り入れ総額と今後の見通しについて質疑があり、今年度をもって最終とするとの回答がありました。また、高幡地区、豊田地区の区画整理事業に対する委託料についての質疑がありました後、採決の結果、全会一致、原案可決であります。以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議案第二〇号、下水道事業特別会計予算の審査報告をいたします。担当者より歳入歳出全般にわたり説明があり、四ツ谷下区画整理事業内の下水路に、神明上の下水路を直結できないか。また、南多摩処理場にかかわる負担金についての質疑が交わされた後、採決の結果、全会一致、原案可決であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議案第二一号、市立総合病院事業会計予算の審査報告をいたします。担当者より歳入歳出全般にわたり説明がなされた後、質疑に入り、一般会計よりの繰入金、東京都よりの補助金、医薬品の単価等の質疑、また増築工事の進捗状況と、それに伴う

医療従事者の確保についての質疑がありました後、採決の結果、全会一致原案可決であります。以上、御報告いたします。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議案第二二号、受託水道事業特別会計予算の審査報告をいたします。担当者より歳入歳出全般にわたり説明がなされた後、質疑に入り、程久保川改修工事に伴う水量の確保等について質疑があり、それぞれ回答がありました後、採決の結果、全会一致、原案可決であります。以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第二三号、農業共済事業特別会計予算であります。本件について、担当者より説明を求めました。本予算は農業共済事業に対するものであり、各項目にわたり説明があり、質疑の後、採決いたしました結果、全会一致原案を可決であります。以上、報告申し上げます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　第一九号議案の都市計画の項で質疑があったそうですけれども、豊田地区並びに高幡地区の踏切改良に伴う、豊田地区は六千万ですか、それから高幡については四千五百万、これらに対する委託料の問題について、どのような質疑がなされたか、御報告願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　特別会計予算特別委員長。

○特別会計予算特別委員長（谷　長一君）　豊田地区と高幡地区の踏切につきましては、豊田地区の区画整理について認可までの説明があったわけでございます。

高幡踏切につきましては、説明がございませんでした。（「了解」と呼ぶ者あり）以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案可決であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一八号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第一九号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二〇号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二一号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二二号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第二三号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の



延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これより議案第二八号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二八号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の任期が本年三月三十一日をもって満了いたしますので、別紙のとおり選任いたしたく、日野市農業共済条例第百一条第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、議会選出の委員二名の選任につきましては、恐縮でございますが、別紙空欄の上段から谷　長一議員、一ノ瀬　隆議員と御記入くださるようお願いいたします。何分ともよろしく御承認をお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　詳細説明は省略いたします。

お諮りいたします。谷　長一君、一ノ瀬　隆君を除いた七名の委員を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって同意することに決定いたしました。

次に、本件については、谷　長一君、一ノ瀬　隆君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

初めに谷　長一君の退席を求めます。

〔十番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。谷　長一君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって谷　長一君を同意することに決定いたしました。

谷　長一君の除斥を解きます。

〔十番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　次に一ノ瀬　隆君の退席を求めます。

〔二十三番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。一ノ瀬　隆君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬　隆君を同意することに決定いたしました。

一ノ瀬　隆君の除斥を解きます。

〔二十三番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　よって議案第二八号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第二九号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二九号は、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意についてであります。

日野市農業共済事業損害評価会委員の任期が本年三月三十一日をもって満了いたしますので、別紙のとおり選任いたしたく、日野市農業共済条例第百六条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。別紙は、すでに御提出のとおりであります。よろしく御審議の上、御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　詳細説明は省略いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二九号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより日程第二六、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

日野市農業委員会委員に一ノ瀬　隆君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました一ノ瀬　隆君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定により退席をしていただきます。

〔二十三番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。一ノ瀬　隆君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬　隆君を推薦することに決定いたしました。

一ノ瀬　隆君の除斥を解きます。

〔二十三番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　これより日程第二七、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。選挙の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に市川資信君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました市川資信君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって市川資信君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました市川資信君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第二八、東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員に大越久雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大越久雄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって大越久雄君が東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました大越久雄君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。（「休憩　と呼ぶ者あり）

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十九分休憩

午後五時　三十　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第五六－五号、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。

請願五六－五号、件名は、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願です。請願代表者は、日野市高校問題連絡協議会、福士綾子さんから出された請願であり、五十五年の四月に都立の日野台高校が開校し、当局の尽力によって開校ができたということで感謝し、そしてまた、五十七年度からは学区が縮小され、それに伴って入試制度の改革が行われるので、日野市の進学状況が厳しくなるので、ぜひ五十八年の四月までに日野市で三つ目の高校を誘致していただきたい、こういう請願内容でございます。

委員会といたしましても、いろいろ審議の中で、東京都の方も日野市で土地を紹介してほしいという意見も出され、そしていま防災対策を完全にして南平地域に高校誘致ができればいいという考えもある中で、三月には、少しおくれるけれども都の都市計画で現場を見に来るという、こういうことも出されまして、全会一致これについては採択といたしました。そしてなお、この採択に当たり、東京都に対して意見書を出すことに委員会



として決定いたしまして、皆様のお手元にも配付されておりますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－五号、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－七号、市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　請願五六－七号につきまして厚生委員会の審査報告を申し上げます。

本件につきましては、百草台学童クラブの矢島さん外千三十二名の方から出されたものでございまして、三沢台小学校区に早急に学童保育所を開設していただきたい、このような内容で

ございます。委員会で審査いたしました中で、百草台学童クラブへの申込者につきましては、六十一名ございます。なお、定員は五十四名でございますので、現状では七名の方が保留児ということになっております。この六十一名の中で、百草台小学校区の方が三十六名、三沢台小学校区が二十五名、このような内容になっております。この百草台地域につきましては、市の三ヵ年計画の整備計画の中の第一順位にも入っておりますような内容でございますので、委員会といたしまして、審査の結果、全会一致をもちまして採択することに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－七号、市立三沢台小学校区学童保育所新規開設の請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－一号、市立第三幼稚園前の下水に関す

る請願、請願第五六－二号、市道認定についての請願、請願第五六－一一号、深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の請願の審査報告を申し上げます。

最初に、請願の第五六－一号、市立第三幼稚園前の下水に関する請願でございます。本請願は、日野市栄町三－一〇－六、雉本多賀子さんほかの方々から出されたものでございます。当委員会は全員にて現地調査の結果、全会一致採択と決しました。よろしくお願いをいたします。

続きまして請願五六－二号でございます。市道認定についての請願でございます。これは、日野市豊田四－三八－一六、佐林喜代司さんほかの方々から出されたものでございます。この件につきましても、当委員会は現地を慎重に調査いたしました。その結果、関係者より土地の寄付もございますので認定することにいたしました。よろしくお願いをいたします。全会一致で採択でございます。

続きまして請願第五六－一一号、深刻な住宅事情の改善を図り、国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願でございます。本請願は、多摩平団地自治会会長さんの尾立宣源さんほかの方々から出されたものでございます。この請願につきましては、各会派の議員さんの紹介もございまして、当委員会も慎重審査の結果、全会一致採択と決しました。そして後で出ます意見書の議員提出議案第五号といたしまして、お手元に配付してありますので、後ほどまたよろしくお願いをいたしたいと思います。以上、報告を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－一号、市立第三幼稚園前の下水に関する請願、請願第五六－二号、市道認定についての請願、請願第五六－一一号、深刻な住宅事情の改善を図り国民本位の住宅政策の確立を要求するための意見書採択を願う請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。



これより請願第五四－三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請願第五六－六号、「新一般消費税」新設に反対する請願、請願第五六－八号、所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願、請願第五六－一〇号、市民ギャラリー早期開設を要求する請願、請願第五六－一二号、市民ギャラリー早期開設のための請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本五件については総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五五－一三号、南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願、請願第五五－二七号、日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願、請願第五五－二八号、（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）、請願第五五－三二号、市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願、請願第五六－三号、市営テニスコートの設置促進に関する請願、請願第五六－一三号、通学路整備に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本六件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五五－一〇号、東京都自然環境保全事業団設立の請願、請願第五五－二〇号、違法開発行為についての請願、請願第五五－三一号、日野市立じゅんとく学童クラブ移転計画

及びグラウンド返還についての請願、請願第五五－三三号、公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願、請願第五五－三五号、グリーンボックスに関する請願、請願第五五－七号、日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）、請願第五六－九号、日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願、請願第五六－一四号、日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本八件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四－三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四－五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四－三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情、請願第五五－一二号、住宅環境保全に関する請願、請願第五五－二四号、「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願、請願第五五－二九号、みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願、請願第五五－三〇号、用水路の架橋反対に関する陳情、請願第五五－三八号、浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本十件については都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。（「議長」と呼ぶ者あり）米沢照男君。



○二十五番（米沢照男君）　緊急質問の通告書を提出いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいま米沢照男君の方から緊急質問の通告書が議長の方へ届けられました。請願の上程だけ済ませたいと思いますけれど、御了解願えますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に日程第六三、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六四、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長より、ごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六五、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六六、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六七、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五六－一五号、社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願の件を議題といたします。請願用紙はお手元に配付しました印刷物のとおりであります。

お諮りいたします。請願第五六－一五号、社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願の件については、厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後五時五十三分休憩

後、再開に至らず閉会



右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十六年三月　　日

日野市議会議長　滝瀬敏朗

日野市議会副議長　島村孝志

署名議員　藤林理一郎

〃　谷長一

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 154